自己点検・評価報告書

2023年6月30日

関西学院大学大学院司法研究科

研究科長 署名欄

第1 法科	4大学院の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2 自己	· 記点検・評価報告書作成のプロセス · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3 自己	P.点検・評価の内容と結果・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第1分野	予 運営と自己改革⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯11
1 - 1	法曹像の周知・・・・・・・・・・・・11
1 - 2	特徴の追求・・・・・・・・・・・・・・15
1 - 3	自己改革20
1 - 4	法科大学院の自主性・独立性・・・・・・・・・・・34
1 - 5	情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・36
1 - 6	学生への約束の履行・・・・・・・・・・39
1 - 7	法曹養成連携協定の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・41
第2分野	<b>予 入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
2 - 1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉 · · · · · · 44
2 - 2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉・・・・・・50
2 - 3	多様性〈入学者の多様性の確保〉・・・・・・・・・・・54
第3分野	予 教育体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
3 - 1	教員体制・教員組織(1)〈専任教員の必要数及び適格性〉・・・・・・ 56
3 - 2	教員体制・教員組織(2)(教員の確保・維持・向上)58
3 - 3	教員体制・教員組織(3)〈専任教員の構成〉・・・・・・・・・61
3 - 4	教員体制・教員組織(4)(教員の年齢構成)63
3 - 5	教員体制・教員組織(5)〈教員のジェンダーバランス〉・・・・・・・・64
3 - 6	教員支援体制(1)〈担当授業時間数〉・・・・・・・・・・・・65
3 - 7	教員支援体制(2)〈研究支援体制〉・・・・・・・・・・・・・68
第4分里	予 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み・・・・・・・・ 71
4 - 1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1)〈FD活動〉・71
4 - 2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(2)〈学生評価〉・78
	<b>予 カリキュラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
5 - 1	科目構成 (1) 〈科目設定・バランス〉 83
5 - 2	科目構成(2)〈科目の体系性〉・・・・・・・・・・・・・・・・・86
5 - 3	科目構成(3)〈授業科目の開発,教育課程の編成及びそれらの見直し〉90
5 - 4	科目構成 (4) 〈法曹倫理の開設〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 - 5	履修(1)〈履修選択指導等〉・・・・・・・・・・・・・・・・・95
	履修 (2) 〈履修登録の上限〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
	予 授業・・・・・・・・・・・ 101
	- 1 授業 (1) 〈授業計画・準備〉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
6 - 1 -	- 2 授業(2)〈授業の実施〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

6 - 2	理論と実務の架橋(1)〈理論と実務の架橋〉・・・・・・・・・・・111
6 - 3	理論と実務の架橋 (2) 〈臨床科目〉・・・・・・・・・・・・・ 114
6 - 4	国際性の涵養・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
第7分	野 学習環境及び人的支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
7 - 1	学生数 (1) 〈クラス人数〉 ・・・・・・・・・・ 122
7 - 2	学生数 (2) 〈入学者数〉 · · · · · · · 125
7 - 3	学生数 (3) 〈在籍者数〉 · · · · · · · 127
7 - 4	施設・設備 (1) 〈施設・設備の確保・整備〉
7 - 5	施設・設備 (2) 〈図書・情報源の整備〉
7 - 6	教育・学習支援体制······134
7 - 7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
7 - 8	学生支援体制 (2) 〈学生へのアドバイス〉 ・・・・・・・・ 141
第8分類	野 成績評価・修了認定····· 147
8 - 1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉・・・・・・・・・・・・・・ 147
8 - 2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉・・・・・・・・・・・ 158
8 - 3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉 164
第9分野	野 法曹に必要なマインド・スキルの養成(総合評価及び適合認定)··· 168
9 - 1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉・・・・ 168
別紙2 6	3-1-2 授業 (2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係 · · 180

#### 第1 法科大学院の基本情報

1. 大学(院)名

関西学院大学大学院 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 司法研究科法務専攻

3. 開設年月 2004年4月

4. 当該大学院課程の教学責任者

氏名 池田 直樹 所属 • 職名 司法研究科

教授 (研究科長)

連絡先 〒663-8204 西宮市高松町 5-22

西宮ガーデンズゲート館7階

関西学院大学大学院司法研究科

0798-31-0106

kglawschool@kwansei.ac.jp

5. 認証評価対応教員・スタッフ

① 氏名 神戸 秀彦 所属・職名 司法研究科

教授 (副研究科長)

役割 入試関係責任者

連絡先 同上

② 氏名 下村 真美 所属・職名 司法研究科

教授 (副研究科長)

役割 教務関係責任者

連絡先 同上 ③ 氏名 京 明

司法研究科教授 所属・職名

役割 自己点検・評価責任者

連絡先 同上

④ 氏名 植田 幸利

> 所属・職名 司法研究科事務室事務長

役割 事務責任者

同上 連絡先

### 6. 法科大学院の基本データ

## (1)過去5年間の入学者競争倍率…【1-3】【2-1】関連

	受験者数	合格者数	競争倍率
2019 年度	171 人	80 人	2.14 倍
2020 年度	212 人	68 人	3.12 倍
2021 年度	162 人	60 人	2.70 倍
2022 年度	229 人	101 人	2.27 倍
2023 年度	311 人	90 人	3.46 倍

## (2)過去5年間の入学定員充足率…【1-3】【7-2】関連

	入学定員(A)	入学者数(B)	定員充足率 (B/A×100)
2019 年度	30 人	36 人	120.0%
2020 年度	30 人	36 人	120.0%
2021 年度	30 人	27 人	90.0%
2022 年度	30 人	43 人	143. 3%
2023 年度	30 人	35 人	116. 7%
平 均	30 人	35 人	118.0%

### (3) 修了者の進路に関する問題の把握,検討,具体的取り組み状況

## … 【1-3】関連

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績 を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全法科大学院 平均)
2019 年度	63 人	42 人	12 人	19.0%	29. 1%
2020 年度	46 人	26 人	10 人	21.7%	32. 7%
2021 年度	34 人	22 人	10 人	29.4%	34. 6%
2022 年度	29 人	20 人	7人	24. 1%	37. 7%
2023 年度					

## (4)過去5年間の入学者の既修者選抜の競争倍率…【2-2】関連

	法学既修者の	受験者数	合格者数	競争倍率
	定員 (人)	(人)	(人)	(倍)
2019 年度	15 人	84 人	34 人	2.47 倍
2020 年度	15 人	119 人	28 人	4.25倍
2021 年度	15 人	91 人	27 人	3.37倍
2022 年度	20 人	131 人	53 人	2.47倍
2023 年度	20 人	192 人	61 人	3. 15 倍

## (5) 過去5年間の入学者数のうち、法学既修者数及び割合…【2-2関連】

		入学者数	うち法学 既修者数
2019 年度	学生数	36 人	15 人
2019 平度	学生数に対する割合	100%	41.7%
2020 年度	学生数	36 人	14 人
2020 平皮	学生数に対する割合	100%	38.9%
9091 左座	学生数	27 人	10 人
2021 年度	学生数に対する割合	100%	37.0%
2022 左座	学生数	43 人	16 人
2022 年度	学生数に対する割合	100%	37. 2%
2023 年度	学生数	35 人	20 人
2023 平度	学生数に対する割合	100%	57. 1%

# (6)入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合…【2-3】関連

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者 を除く)	実務等経験者又 は他学部出身者
2019 年度	36 人	11 人	4 人	15 人
合計に対する 割合	100%	30.6%	11. 1%	41.7%
2020 年度	36 人	6人	2 人	8人
合計に対する 割合	100%	16. 7%	5. 6%	22. 2%
2021 年度	27 人	3 人	0人	3 人
合計に対する 割合	100%	11.1%	0.0%	11.1%
2022 年度	43 人	5 人	3 人	8人
合計に対する 割合	100%	11.6%	7.0%	18. 6%
2023 年度	35 人	6人	1人	7人
合計に対する 割合	100%	17. 1%	2.9%	20.0%
5年間	177 人	31 人	10 人	41 人
5年間の合計 に対する割合	100%	17. 5%	5. 6%	23. 2%

# (7) 収容定員数及び専任教員総数…【3-1】関連

収容定員数	90 人
専任教員総数	19 人

# (8) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数…【3-1】関連 入学定員が100人以下

必要教員数は,各分野につき1人

	憲法	行政法	民 法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	1人	3 人	1人	1人	2 人	1人
適格性を 有する教 員の氏名	丸山敦裕	中原茂樹	神戸秀彦 張 洋介 山田到史子	野田輝久	下村眞美	上嶌一高 中村悠人	京明

# (9) 実務家教員の数及び割合…【3-1】関連

12 人	9 人	2 人	割合(B/A) 75.0%
(A)		教員数	める実務家教員の
れる専任教員数	(B)	みなし専任	る専任教員数に占
法令上必要とさ	実務家教員数	(B) のうち	法令上必要とされ

## (10) 教授の数及び割合…【3-1】関連

		専任教員							
	]	専任教員総数 うち実務家教員(実員)				専任教員総数			実員)
	教授	教授 その他 計			その他	計			
専任教員数	16 人	3 人	19 人	8人	1人	9人			
計に対する割合	84. 2%	84. 2% 15. 8% 100% 88. 9% 11. 1% 100%							

# (11) 専任教員の配置バランス…【3-3】関連<sup>1</sup>

	クラス数		専任教員数	クラス毎の履修登録者数平均		
	専任 ( ) は みなし専任	専任以外	(延べ人数)	専任	専任以外	
法律基本科目	60(0)	2	60 人	13.7人	1.0人	
法律実務基礎科目	15(7)	0	16 人	8.9人	0.0人	
基礎法学・隣接科目	0	12	0人	0.0人	8.2人	
展開・先端科目	12(7)	32	12 人	6.9人	4.2人	

# (12) 教員の年齢構成…【3-4】関連

		39 歳以下	40~49 歳	50~59 歳	60~69 歳	70 歳以上	計
	TT 072 +V. +V. +U. =		2人	5人	3 人	0人	10 人
専任教員	研究者教員	0.0%	20.0%	50.0%	30.0%	0.0%	100%
导性教具	実務家教員	0人	2 人	3 人	4 人	0人	9人
	天伤豕积貝	0.0%	22.2%	33. 3%	44.4%	0.0%	100%
合	<b>⇒</b> L.	0人	4 人	8人	7人	0人	19 人
	ĒΙ.	0.0%	21.1%	42. 1%	36.8%	0.0%	100%

# (13) 教員のジェンダーバランス…【3-5】関連

教員区分	専任	教員	兼担・非	常勤教員	計
性別	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	訂
男性	8人	7 人	28 人	9人	52 人
力性	15. 4%	13.5%	53.8%	17. 3%	100%
女性	2 人	2 人	5 人	6人	15 人
女性	13.3%	13. 3%	33.3%	40.0%	100%
全体における 女性の割合	21.	1%	22.	. 9%	22.4%

5

<sup>1 2022</sup> 年度春学期・秋学期開講科目にて算出

# (14) ア 過去 3 年間の各年度の教員の担当コマ数…【3-6】関連 $^1$ 【2021 年度】

教員	員区分	専任教員			みなし	みなし専任教員兼打			教員			
		研究者	<b>針</b>	実務家	家教員	実務家	家教員	研究者	皆教員	実務家	家教員	備考
授業 時間数		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最i	驴	6.0	5. 0	5. 0	5. 5	1.5	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1 77
最	低	3. 0	1.0	1.5	3. 0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1コマ 90分
平:	均	4. 3	3. 3	3. 3	4. 3	1.1	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	90 A

## 【2022年度】

	教員区分	専任教員			みなし	みなし専任教員			教員			
`		研究和	皆教員	実務家	家教員	実務家	家教員	研究者	皆教員	実務家	家教員	備考
授業 時間数	<b>x</b> \	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最	高	6.0	5.0	4. 5	5. 5	1.5	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1 77
最	. 低	3.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1コマ 90分
平	均	4.0	3. 9	3.0	3. 5	1.1	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	90 分

# 【2023年度】

	教員区分	専任教員			みなし	みなし専任教員			教員			
		研究者	<b>省教員</b>	実務家	家教員	実務家	家教員	研究者	<b>新</b> 員	実務家	家教員	備考
授業 時間数		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最	高	6. 0	5.0	4. 5	4. 5	2.0	2.0	1.0	1.0	0.0	0.0	1 77
最	低	1.0	2.0	2.5	2.5	1.0	0.5	1.0	1.0	0.0	0.0	1コマ 90分
平	均	4. 0	3.6	3. 5	3. 5	1. 2	1.1	1.0	1.0	0.0	0.0	90 7

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A50 2021~2023 年度教員別担当コマ数一覧表

# (14) イ 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数 $\cdots$ 【 3-6 】関連 $^1$

## 【2021年度】

教員区分		専任	教員	みなし	<b></b> 事任教員		
	研究者教員		実務家	家教員	実務家	備考	
授業 時間数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	7. 0	6. 0	5. 0	6. 5	2. 3	2. 0	1 77
最 低	3. 0	1.0	1. 5	3.0	1.0	1. 0	1 コマ 90 分
平均	4.8	3.8	3. 3	4.8	1.6	1.8	90 A

# 【2022年度】

教員区分		専任	教員	みなし	<b></b> 事任教員		
	研究者教員		実務家	家教員	実務家	備考	
授業 時間数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	8. 0	6. 0	4. 5	6. 5	2. 3	2. 0	1 7 7
最 低	3. 6	3. 0	1. 5	1. 5	1.0	1. 0	1 コマ 90 分
平 均	4. 6	4. 7	3. 0	4. 0	1.8	1. 7	90 77

# 【2023年度】

教員区分		専任	教員	みなし	<b> </b>		
	研究者教員		実務家	家教員	実務家	備考	
授業 時間数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	8.0	6.0	4. 5	5. 5	2.5	2.0	1 77
最 低	1.0	3.0	2. 5	2.5	1.0	0.5	1コマ
平 均	4. 4	4.4	3. 5	4.0	1.4	1. 1	90分

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A50 2021~2023 年度教員別担当コマ数一覧表

# (15) 開設科目数及び単位数等…【5-1】【8-2】関連 $^1$

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数	修了認定要件 としての 必要単位数
法律基本科目群	35	76	32(6)	70 (12)	64
うち基礎科目	18	42	17	40	40
うち応用科目	17	34	15 (6)	30 (12)	24
法律実務基礎科目群	9	18	9 (5)	18 (10)	12
基礎法学・隣接科目群	14	28	0	0	6
展開・先端科目群	49	98	0	0	16
うち選択科目	49	98	0	0	16

## (16) 学生の履修状況…【5-1】関連

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	11.2	8.8
うち基礎科目	0. 2	0.0
うち応用科目	11.0	8.8
法律実務基礎科目	3. 0	2. 4
基礎法学・隣接科目	2. 2	2.8
展開•先端科目	11. 4	10. 4
うち選択科目	11. 4	10. 4
4科目群の合計	27.8	24. 4

<sup>1 2022</sup> 年度以降入学生用カリキュラムにて算出

# (17) 収容定員に対する在籍者数の割合…【7-3】関連

## 【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2019 年度	90 人	62 人	68. 9%
2020 年度	90 人	77 人	85.6%
2021 年度	90 人	70 人	77.8%
2022 年度	90 人	85 人	94. 4%
2023 年度	90 人	88 人	97.8%
平均	90 人	76 人	84.9%

# 【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数 (未修)	在籍者数 (既修)	合 計
1年次	24 人		24 人
2年次	14 人	26 人	40 人
3年次	10 人	14 人	24 人
合 計	48 人	40 人	88 人

#### 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

関西学院大学法科大学院(以下、本法科大学院)における認証評価の受審(4回目)にあたっては、本法科大学院の2021年度自己評価・FD委員会(コンビーナー:野田輝久司法研究科長)及び教授会の意向を受けて、2022年7月15日開催の2022年度第2回大学内部質保証部会(委員長:村上一平理事長)にて認証評価機関として公益財団法人日弁連法務研究財団にて受審することが報告された。

「自己点検・評価報告書」については、2022 年度自己評価・FD 委員会の責任のもと、以下のスケジュールで作成・編集を行った。

- (1) 自己評価・FD 委員会にて担当割当を審議・承認(2022年8月)
- (2)「教員個人調書」の作成依頼開始(2022年9月)
- (3) 本法科大学院内設置の各所管委員会に「自己点検・評価報告書」の作成を 依頼(2022年9月)
- (4) 自己評価・FD 委員会による「自己点検・評価報告書」原案のとりまとめ 及び内容修正(2023年1月~5月)
- (5)「自己点検・評価報告書(案)」、研究科長室委員会(執行部)審議・検討 (2023年5月17日)
- (6) 上記案、教授会審議・検討(2023年5月24日)
- (7)上記案、大学内部質保証部会承認(2023年6月16日)

#### 第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

#### 1-1 法曹像の周知

(評価基準)養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されている こと。

#### 1 現状

#### (1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院は、「専門的な知識を修得するとともに、豊かな人間性や責任 感、高度な倫理観を養い、社会に貢献しうる法曹を養成することにより、21世紀 の法曹界を支えていくこと」を理念として掲げている<sup>1</sup>。

この理念のもと、「人権感覚豊かな市民法曹」、「企業法務に強い法曹」、「公務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」という4本柱の法曹像を明示している。それらをスクール・モットー"Mastery for Service" (奉仕のための練達) つまり「専門分野への習熟と公益への奉仕」が統合している2。この4本柱のうち、「公務に強い法曹」は、本法科大学院が2015年度に創設当初の3本柱に新たに加えたものである。この追加の背景には、弁護士を常勤職員として採用し、市民法律相談やコンプライアンス施策、訴訟対応、条例立案、債権回収等の多様な分野で活用している自治体が増えていることや、本法科大学院の修了生で公務員となる者が増加しているといった状況がある。このような状況を踏まえ、自治体との組織的連携の下に、多様化・複雑化している自治体法務を担うことのできる高度の法務能力を備えた公務法曹を要請し自治体法務の現場に送り出すことにより、ロースクールに期待される社会的役割、とりわけ地域社会の要請に積極的に応えることを目指している。この点は、本法科大学院の特色の一つともなっている。

#### (2) 法曹像の周知

#### ア 教員への周知、理解

教員については、FD (ファカルティ・ディベロプメント)活動 (義務) や 入学式等の式典参加を通じて十分に周知・理解されている。また、(専任教 員で構成される)教授会や(任期制実務家教員も出席が求められる拡大教授 会としての)カリキュラム委員会における教育内容やカリキュラムに関す る議論を通じても周知されている。非常勤講師については、毎年度 法科大

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本法科大学院ホームページ「理念・目的」〈https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/about/philosophy〉

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本法科大学院ホームページ「養成する法曹像」 <a href="https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/about/objective">https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/about/objective</a>

学院パンフレット(以下、パンフレット)¹と『Study Information』(以下、履修心得)²などを配付し、周知に努めている。さらに、全学的には「関西学院内部質保証に関する方針」³に記載の通り学院総合企画会議の下、他学部・研究科教員も含めた全学的組織である大学内部質保証部会において、本学の取り組むべき課題とともに情報を共有している。

#### イ 学生への周知,理解

本法科大学院ホームページ (以下、ホームページ) <sup>4</sup>、パンフレット <sup>5</sup>、及び学生を対象とした履修心得 <sup>6</sup>に本学及び本法科大学院の理念・目的・目指す法曹像を掲げている。さらに、入学前ガイダンス、入学式における式辞、入学後のオリエンテーション等で口頭の説明を行っている。工夫としては、履修心得の「Ⅲ カリキュラムー6. 履修モデル」 <sup>7</sup>において 4 つの法曹像を念頭においた履修モデルを未修者・既修者用に提供している。また、在学生、修了生の進路選択の参考とするために、弁護士、公務員、企業内法務部などの様々な進路に進んだ本学 0B・0G を招いて、経験や現在の職務内容を話してもらうなど、上記・法曹像に即したキャリアガイダンスを、4月・6月・10月の毎年3回程度行っている (詳細については 7-8 参照)。

#### ウ 社会への周知

前述(「イ 学生への周知,理解」)と同様にホームページやパンフレット、あるいは『関西学院大学ロースクール入学試験要項』(以下、入試要項)<sup>8</sup>において「理念・目的・教育目標」や養成する法曹像、そしてアドミッション・ポリシーなどを掲載し周知をはかっている。

また、過去には文部科学省形成支援プログラムに採択された「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」(2004年4月から2007年3月)のシンポジウム報告集、教育推進プログラムによる公開研究会の報告集として『ロースクール教育の新潮流』(2009年3月)。を公刊しているほか、その後も元最高裁判所判事である弁護士をはじめとして、自治体、企業などから有識者を招き記念シンポジウムを開催し(2014年6月)、その記録を『関学ロースクールのめざすもの』10としてまとめ、公表している(2015年2月)。

さらに、2019年5月には、石井登志郎西宮市長や本法科大学院出身で和

<sup>1</sup> 資料 A2 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」

<sup>3</sup> 資料 A5-3-2 関西学院内部質保証に関する方針

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 本法科大学院ホームページ〈https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/〉

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 資料 A2 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information p. 27-28

<sup>8</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 資料 A106-5「ロースクール教育の新潮流〜シミュレーションとウェブの活用」(関西学院大学出版会, 2009 年)

<sup>10</sup> 資料 A107 関西学院大学ロースクール(法科大学院) 10 周年記念シンポジウム「関学ロースクールのめざすもの」 (2015年)

歌山県子ども・女性・障がい者相談センターで弁護士として勤務する土居 聡氏らを招いて、西宮北口キャンパス開設記念シンポジウム「次世代を守る ために私たちができること~子どもの健全な育成のために」を開催し、4本 柱の法曹像のうち、特に「人権感覚豊かな市民法曹」と「公務に強い法曹」 に重点をおいて本法科大学院が目指す理念を社会に向けて発信した」。

なお、高校生に対しても、本学のオープンキャンパスや系列校への出張講義等を通じて、本法科大学院が追求する法曹像を定期的にアピールすると ともに、少しでも法曹という職種に興味が持てるよう広報に努めている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の特徴である市民ボランティアによる模擬依頼者 (Simulated Client,以下、SC)<sup>2</sup>の募集・養成(数年に1度)に際しては、 本法科大学院の人材育成の目標を社会に発信し理解を得たうえで、市民の 協力者を確保してきた<sup>3</sup>。

公務法曹像に関しては、近隣の8つの自治体と連携協定を締結<sup>4</sup>している中で、公務法曹の養成方針を外部発信している。

#### (4) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

本法科大学院は、冒頭で述べた理念のもと、要請しようとする法曹像を明確に定めている。また、教員・学生への周知のほか、報告集の公刊を含む社会への周知の努力も継続的に行っている。

#### 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

今後も本法科大学院の法曹像を学内外に周知することに努める。なお、社会への貢献をベースとしつつも、特に公務法曹や企業内法律家など、今後活躍が期待される分野の法曹像を積極的に示す努力を行っており、さらに地方自治体や企業との関係性を強化していく予定である。

また、本法科大学院創立 20 周年となる 2024 年度に向けて、20 年の教育成果の振り返りとその上に立った目指すべき法曹像の検証作業を進めることを

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A41 2019 年 5 月 5 日開催 西宮北口キャンパス開設記念シンポジウムちらし

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A2 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」p. 20

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A40 SC 募集広告 西宮市広報誌「宮っ子」2018 年 7·8 月号, 「あさひファミリー」2018 年 7 月 13 日号

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 資料 A58 自治体との連携協定一覧

確認している1。

また、目指すべき法曹像のうち、「国際的に活躍できる法曹像」については、 現在の留学制度では留学希望者がほとんどいないことから、2024年度 以降は 在学中の留学制度を廃止することを計画しており、今後 学生がより利用しや すくなる様に短期海外インターンシップなどを含めた新たなプログラムの導 入を目指し、目標とする法曹像との連携を図る。

.

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A71 2022 年度~2023 年度にかけての関学ロースクールの重点目標 資料 A111 2022 年度第 1 回将来構想委員会記録 p. 1「2. その他 他大学の理念を調査して、本研究科の独 自性の検討を始める」参照

#### 1-2 特徴の追求

(評価基準)特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

#### 1 現状

#### (1) 貴法科大学院の特徴

本法科大学院は、前述(「1-1 法曹像の周知」)した4つの法曹像の養成を柱として多様な法曹を養成するとともに、それを統合する理念としてスクール・モットーである Mastery for Service、つまり公益に奉仕するための練達を教育目標として追求している。後者は大学の基本方針であることのみならず、専門職としての法曹(および公務員や企業内法務担当者を含めた広義での法律家)の分野細分性と専門性が高まる中で、それらを統合し、共生型社会を維持する基本理念としての人権や正義の追求の重要性が増しているという認識があるからである。

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

#### ア 多彩な授業科目の開講

小規模な法科大学院であるにもかかわらず、極めて多様な分野の専門的知識を修得できるように、法律基本科目群及び実務基礎科目群のほか、基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群(「企業法務科目」、「国際関係科目」、「現代社会と法関係科目」、「政策法務科目」の4分野からなる)として、多彩な科目を49科目設置している(2022年度)¹。

#### イ 多数の多様な実務家教員

可能な限り多数の多様な実務家教員を招聘し教育にあたっている。2023年度では、基本データ表(10)のとおり、みなし専任教員を含む全専任教員19名中実務家教員は9名であり(派遣裁判官・派遣検察官各1名を含む)、研究者教員と実務家教員とをバランスよく配置している。また、非常勤・兼担教員を含めれば実務家教員は25名であり(派遣裁判官・派遣検察官各1名を含む)、全教員68名の36.8%を占め、構成比率は高くなっている<sup>2</sup>。

実務家教員は、民事法、企業法、公法、刑事法、労働法、倒産法、知財法、環境法、ジェンダー法など多様な分野の専門家が含まれるほか、企業法務に強い法曹養成のため、長年企業法務に従事してきたベテランの企業法務専門家も招聘している。

#### ウ 少人数教育

教育効果を高めるために、可能な限り複数クラスを開講し、少人数教育を 実施している。例えば 2022 年度では、1 年次の法律基本科目(講義科目)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 67

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A105 2023 年度担当科目実務家教員数

は 1 クラス  $10\sim15$  名程度、2 年次の法律基本科目(演習科目)と実務基礎科目は学生の人数に応じて 2 クラスないし 3 クラスで、1 クラス  $10\sim15$  名程度で開講している。

#### エ 充実した臨床教育プログラム

本法科大学院の教育プログラムの最大の特徴は、小規模校でありながら、人や社会との関わりの中で経験的に学ぶ、シミュレーション型授業、「クリニック」、「エクスターンシップ」の 3 つの実習型臨床教育プログラムを必修科目、あるいは選択必修科目とし、理論と実務の架橋型プログラムとして維持・発展させている点にある<sup>1</sup>。

シミュレーション型授業としては、「民事ローヤリング I・II」、「専門職責任(法曹倫理)」の授業があり、市民ボランティアによる模擬依頼者(Simulated Client、以下「SC」という。)<sup>2</sup>に授業に相談者役等で参加してもらう制度を実施している。この SC 制度は、文部科学省形成支援プログラムや教育推進プログラムの成果である「先進的シミュレーション教育手法」を具体化したものであり、主に民事ローヤリングの授業において導入され、継続的に活用している。これは、本法科大学院独自の教育手法であり、学生が市民感覚を体感するための機会としても利用されている。なお、刑事系については「刑事模擬裁判」があり、ここでもコロナ禍前は裁判員役として SC が導入されていたが、現在は SC の利用は中断されている。

実際の市民の法律相談を担当する「クリニック」は、実務家教員の指導の もと、現実の法律相談を隔週程度で担当する。

さらに 2~3 月の 2 週間を使った法律事務所での「エクスターンシップ」 もまた現実の弁護士の職務を目の当たりにすることを通じて、自らの目指 す法曹像をより明確化する絶好の機会となっている。

#### オ 国際的に活躍できる法曹

本法科大学院では、「国際的に活躍できる法曹」を養成するため、アメリカのロースクール(ボストン大学、サフォーク大学、ジョージタウン大学、ホフストラ大学)と提携して派遣留学制度を整備しており、これまでに同制度により2名が留学したことがある。なお、同制度については、現在の在学中留学制度は利用学生が非常に少ないため、2024年度以降のプログラム内容の大幅改編を予定している(詳細については6-4参照)。

また、「英米法総論」をはじめとする国際関係科目を 11 科目開講し(詳細については 6-4 参照)、外国法に関する理解の深化を図っている。なお、2019年度より国際商事模擬仲裁 (Vismoot)の世界大会に参加する準備も行う「特別演習」(参加そのものは授業外となるため任意)が開講されている 3。

さらに、各種入試制度の中で外国語に強い学生の入学をはかっている(一

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information p. 67

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A2 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」p. 20

<sup>3 2022</sup> 年度秋学期は「特別演習 G」として開講

般入試の法学未修者に対して、特定の外国語検定試験の結果によって 10 点を加点しており、また特別入試の法学未修者に対して、特定の外国語検定試験の結果を出願資格としている)一方、本学の海外客員教員招聘制度を用いて、招聘した海外の研究者による授業内外の特別講義などを随時開催している <sup>1</sup>。

### カ 豊かな人間性の涵養

本法科大学院は、「豊かな人間性」を涵養し、スクール・モットーである "Mastery for Service"の理念を教育の場で追及してきた。例えば、前述 (「エ 充実した臨床教育プログラム」) した臨床科目は、現実の「人間」を 相手とする学生が主体となった体験型実習を顕著な特徴としており、その 重視は「要件事実だけを見て人生や社会を見ない法律家の養成」に陥らない ためである。また、法律の世界においても契約書作成などで AI が発展していく中、対人的なケアの力のある実務法曹としての基礎を法科大学院での 学習過程段階から養成していく意図がある。

また、基礎法学・隣接科目群の修了必要単位数を6単位、展開・先端科目群の修了必要単位数を16単位として幅広い学習を求めることとしている。 更に新型コロナ感染拡大前の2019年度までは本学固有の取り組みである チャペルアワーを開催して、学生に参加を促してきた。新型コロナ感染が拡大した2020年度より開催を自粛してきたが、現在は2024年度からのチャペルアワー再開に向けて調整を進めている。

#### キ 講演会の開催

本法科大学院は、豊かな人権感覚と人間性を涵養するとともに、目指すべき法曹像に応じた新たな業務分野の開拓に目を向けるために、先輩法曹などを招いての講演会を実施している。直近の講演会は下記のとおりである(2020年度は新型コロナ感染拡大のため中止)。

『タトゥー医師法違反事件 ~弁護士の視点から~』

講師:川上博之弁護士、2019年4月

『弁護士、検察官、裁判官の仕事』

講師:我妻路人弁護士、2021年4月

『絆を断たないために~面会交流支援施設の設立と運営~』

講師:小坂祥子弁護士、2022年4月

『新入生歓迎記念講演<sup>2</sup>』

講師:山﨑晴恵宝塚市長・弁護士、2023 年 4 月

#### (3) 取り組みの効果の検証

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 2019 年度秋学期はニュージーランド・University of Aukland の行政法・環境法の Grinlinton 教授と スイス・University of Basel の民商法(国際取引法)の Schwenzer 名誉教授を招聘、また 2023 年 度秋学期には Schwenzer 名誉教授を再度招聘予定

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本法科大学院ホームページ「ニュース」〈<u>https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/news/detail/149</u>〉

本法科大学院では例年、自己点検・評価を自己評価・FD 委員会が中心となって実施し、検証を行うほか、その実施報告に基づいて大学に設置の大学内部質保証部会でさらなる検証を行っている。

また、外部委員 2 名による外部評価を 2011 年、2015 年、2017 年に実施 してきた。その後、新型コロナの影響で実施間隔があいたが、2023 年 4 月 27 日に 6 年ぶりに実施した(詳細については 1-3 参照)。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

1-1 で述べたように、本法科大学院では、法科大学院を取り巻く社会的状況の変化(修了後のキャリア・職域の拡大等)を勘案し、2015 年度より要請する法曹像に「公務に強い法曹」を加えている。現在では、文科省の公的支援見直し強化・加算プログラムの一環としても、周辺自治体との連携協定を締結し(2015 年明石市・西宮市、2016 年尼崎市、2018 年芦屋市、2019 年加古川市、2021 年三田市・宝塚市、2022 年姫路市)」、本学授業への自治体からの講師派遣、自治体職員による本学授業の聴講などを可能としている。また、それらに対応するため、本学の教育課程に「政策法務科目群」を置き、例えば 2022 年度でいえば、「地方自治法」「自治体法務 I (都市計画の法的課題)・II (参加の法理論)」「自治体行政法」「自治体環境法」「社会保障法」「環境法」「立法演習」<sup>2</sup>などの関連科目を開設し、現場職員との交流の中で、学生が公務法曹を目指す環境を作っている。

## (5) その他 特になし。

#### 2 点檢·評価

本法科大学院が特徴として掲げる内容は明確であり、それを追求するための取り組みも積極的に行われ、その内容も多様で充実している。特に SC を活用したシミュレーション教育は、他大学にはない特徴的な優れた実務教育の実践例として全国的に高い評価を受けており、大阪弁護士会・兵庫県弁護士会・岡山弁護士会などにおいて新人弁護士研修等に SC を派遣する試みが継続されている。

また、自治体との連携協定を含めて、地域社会の市民や現役公務員との授業 内での関係性のもとで学生の教育を進めている手法には、独自性・優位性が認 められると思われる。

#### 3 自己評定

<sup>1</sup> 資料 A58 自治体との連携協定一覧

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 67

A

4 改善計画特になし。

#### 1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が,適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等 (入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。)を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

#### 1 現状

(1)組織・体制の整備

ア 自己評価・FD 委員会

本法科大学院では、自己改革を目的とする組織として、「自己評価・FD 委員会」を設置している。その根拠規程は、「関西学院内部質保証に関する方針」「である。これにより、全学レベルで「大学内部質保証部会」が設けられ、各学部・研究科の個別委員会はその下に位置づけられる。本法科大学院の自己評価・FD 委員会も、全学的にはそのような個別委員会の一つである。

同委員会の目的は、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、本法科大学院が定めている教育目標を基準に、本法科大学院の教育・研究機能を点検・評価し、改善すべき問題点を明らかにするとともに、社会状況の変化に対応して、一定期間毎に建学の精神の実現の観点から本法科大学院の教育目標そのものを点検・評価することである。

同委員会は、研究科長をコンビーナとして専任教員(任期制実務家教員1名を含む)6名で構成<sup>2</sup>されており、上記「方針」に従い、毎年度、自ら定めた行動計画にしたがって進捗を確認し、全学的に開催される大学内部質保証部会にて、その報告を行っている<sup>3</sup>。

イ 教務関係委員会

<sup>1</sup> 資料 A5-3-2 関西学院内部質保証に関する方針

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A59 2023 年度司法研究科各種委員会等委員一覧

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A55 2022 年度大学内部質保証部会〈拡大版〉報告シート(2023 年 2 月 17 日開催)

根拠規程はなく、構成員は教授会構成メンバー5名<sup>1</sup>。目的は「カリキュラム等、教務関係事項全般の検討、対応」となっている。前回の認証評価以降については、特に、3+2制度導入のための本学法学部との連携協定を前提としたカリキュラム改正および法学部での法曹コースのカリキュラムとの調整、在学中受験制度に対応するカリキュラム改革、未修者教育の充実などの課題に取り組んできた。

#### ウ 入試検討/実行討委員会

根拠規程はない。コンビーナ以下 6 名の教授会メンバーから構成される<sup>2</sup>。目的は入試に関する課題の抽出と入試制度の改革、入試に関する広報の検討、実際の入試問題の検討や入試の実行など。この間、自己改革に関しては、主に 3+2 制度との関係での入試改革に取り組んできた。

#### 工 研究科長室委員会

いわゆる執行部である「研究科長室委員会」は、「専門職大学院研究科教授会規程」<sup>3</sup>第7条及び第8条に基づき設置され、研究科長以下、副研究科長2名、研究科長補佐及び専任教員から選任された研究科長室委員(1~2名)で構成される<sup>4</sup>。「自己評価・FD委員会」とともに、研究科内の各種委員会により提案・実行された具体的施策が本法科大学院の理念・目的に合致しているか、全般的な自己改革・改善に向けての方策について継続的に検証を行うことで、いわゆるPDCAサイクルを回すことを目指している。

また、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」 5の策定は研究科長室委員会の責任となっていることから、いわゆる 3+2 制度導入のための本学法学部との連携協定の締結や、神戸大学法科大学院との連携なども、同委員会が主導して行ってきた自己改革であり、そのもとで教務関係委員会や入試検討/実行委員会などの個別の委員会が具体的施策の企画・立案にあたっている。

このほか、研究科長室委員会メンバーが兼任する「将来構想委員会」では、 教員人事などの中長期的な構想検討を行っている。

なお、前回評価時には、「改革推進委員会」も自己改革を目的とする組織として稼働していたが、教員組織の規模縮小と世代交代が進むにつれて、同委員会のメンバーが研究科長室委員会のメンバーを務めるようになり、次第に会議の重複となってきたことから、同委員会の機能・役割は主として研究科長室委員会に引き継がれた(課題によっては自己評価・FD 委員会、教務関係委員会、入試検討/実行委員会、司法試験・進路委員会などの各種委員会が担当する)。そのため、2019年6月以降は委員会としての独自の活動

4 資料 A59 2023 年度司法研究科各種委員会等委員一覧

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A59 2023 年度司法研究科各種委員会等委員一覧

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A59 2023 年度司法研究科各種委員会等委員一覧

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A5-2-1 専門職大学院研究科教授会規程

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 資料 A52 関西学院大学法科大学院機能強化構想調書(法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム)

を休止し、その歴史的な役割を終えるに至っている(詳細については 3-6 の 1(5) 参照)。

#### (2)組織・体制の活動状況

#### ア 自己評価・FD 委員会

原則として1~2か月に1回開催されている。本法科大学院での課題を抽出するため、各学期において、学生に対して授業評価に関する中間アンケート及び期末アンケートの実施、分析及び報告書の公表を行っているほか、授業参観の計画・実施、FD 研修会の計画・実施、外部評価の立案・実施・分析なども行っている。議事録あり¹。なお、「学習到達度確認冊子」²の改訂作業なども、本委員会の提案に係る自己改革の一つである。

#### イ 教務関係委員会

1か月に1回開催。議論のテーマは授業スケジュールの確定、授業担当者の決定など広く教務事項全般に及ぶが、自己改革との関係では、在学中受験への対応、厳格な成績評価方法の明確化、3+2制度への対応などがあげられる。議事録あり<sup>3</sup>。

#### ウ 入試検討/実行委員会

通常は 1 か月に 1 回程度の開催であるが、入試直前の時期には 1 週間に 3 回程度開催する場合もある。議論のテーマは入試の具体的な実務が中心となるが、3+2 制度のもとでの入試改革などに対応してきた。議事録あり 4。

#### 工 研究科長室委員会

1 か月に 1 回開催の定例会議。議論のテーマは教授会で議論する事項全般。議事録あり $^5$ 。

#### 才 将来構想委員会

必要に応じて年に数回程度の開催。2022 年度の開催は 2 回。議論のテーマは将来の採用人事の計画と中長期的課題の検討など。議事録あり 6。

以上のように、研究科長室委員会と自己評価・FD 委員会が中心となって、 短期的・長期的課題を抽出して方針を提案したうえで、各委員会にその担当 領域の課題の検討を委託し、そこからあがってきた施策が本法科大学院の 理念・目的に合致しているか、全般的な自己改革・改善に向けての方策につ いて継続的に検証し、教授会に諮ってさらに議論し、承認を得る機能を果た している。

<sup>3</sup> 資料 A6-5 2023 年度教務関係委員会記録

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A6-1 2021-2023 年度自己評価・FD 委員会記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A31-2 学習到達度確認冊子

<sup>4</sup> 資料 A6-6 2023 年度入試檢討/実行委員会記録

<sup>5</sup> 資料 A6-4 2023 年度研究科長室委員会記録

<sup>6</sup> 資料 A6-7 2023 年度将来構想委員会記録

#### (3)組織・体制の機能状況

- ア 問題の把握,検討,具体的取り組み状況
  - (ア)①教育体制(カリキュラム、授業、教員体制等)の改善
    - a 検討の有無・時期・内容

司法試験の合格率をあげるための教育力の強化が不可欠であるとの問 題把握のもと、2019 年度から 2023 年度の 5 年間で、文科省の公的支援見 直し強化・加算プログラム申請に際して、前述した4つの法曹像を満たす 人材を輩出するため、(1)志の高い優秀な入学者を本研究科が多数受け入 れられる体制を構築するだけでなく、(2)教育力をさらに高めて、法曹に必 要な能力・資質を十分に育成できる環境を整えるとともに、(3)教育内容自 体がこのような内実を伴う高度で先端的なものとなるように改革を進め る必要があるとの認識を共有しつつ、本法科大学院の現状にかんがみて基 礎的な教育力の向上に重点を移すことが確認された<sup>1</sup>。そこで、従前の取 組と接続しつつ新たな検討を 2018 年度以降、研究科長室委員会および自 己評価・FD 委員会を中心に行い、教授会に諮ったうえで実施し、年度ごと に進捗状況の報告を行っている。以下ではそのうちの(2)(3)に関わる部分 について先に述べ、(1)については②入学者選抜における競争倍率の確保 等の箇所で触れる。

#### b 具体的取り組みの内容、実施状況

#### (a) 神戸大学との連携

神戸大学法科大学院との連携は、「神戸大学法科大学院との連携を通じ た未修者教育の向上」を目指すプログラムによる。

2019 年度から未修者(1年次)科目は憲・民・刑・商の4科目から両訴 訟法を入れた6科目体制となった。そこで、未修者の司法試験合格率も高 い神戸大学法科大学院と連携することで、未修者教育の向上を図ることと した。2 度の連携協議準備会を経て 2019 年 9 月に神戸大学法科大学院と 「未修者教育の改善に向けた協力等に関する覚書」<sup>2</sup>を締結。自己評価・FD 委員会が担当となって、「神戸大学法科大学院との連携を通じた未修者教 育力の向上」策として、共同FD研究会を開催。そこから得た知見をもとに 教務関係委員会における検討を経て、2021年度春学期の定期試験を従来の 7月下旬から8月下旬に移して3、未修者が十分な復習をしたうえで試験に 臨むことができるようにした(詳細については 4-1 の 1(3)および(5)イ参 照)。

#### (b) 司法試験合格率の一層の向上に向けた取り組み

本法科大学院では、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏ま えて、厳格に成績評価並びに進級要件・修了要件の設定を行っており、そ

<sup>2</sup> 資料 A53 未修者教育の改善に向けた協力等に関する覚書

資料 A52 関西学院大学法科大学院機能強化構想調書(法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム)

³資料 A3 履修心得「2023年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p.5

の徹底が司法試験合格率向上の施策ともなっている。とりわけ進級要件 や修了要件においては、単に単位数といった量的な側面のみに着目する のではなく、GPA要件を課すことにより、進級・修了に際して成績の質も 要求している $^{1}$ 。具体的には、1年から2年への進級要件としてGPA1.7以 上を、2 年から 3 年へは GPA1.8 以上を、修了要件としては GPA2.0 以上を 要求している。

2019 年度からは、共通到達度確認試験の総合得点率 50%以上を、2 年次 への進級要件として新たに加えた。さらに、司法試験短答式試験の合格率 が例年芳しくないことを踏まえ、以前より、1年次の憲法・民法・刑法の 各科目において短答式問題による知識確認を授業内小テストや定期試験 等に取り込むことを要請<sup>2</sup>してきてもいる。本法科大学院では、これらの 施策を通じて未修者における基本的知識の確実な修得を促すとともに、 基本的知識の網羅的修得に対する意識の向上を図ってもいる。加えて、 2019 年 9 月には共通到達度確認試験試行試験と同一形式による「実力確 認試験」3を実施することにし、短答式問題を通じた基本的知識の確認に 向けた動機づけを一層強化している。

また、本法科大学院は、2019年度より「学習ロードマップ」4を作成し、 これを学生に提示・配布することを通じて、学生ら自身による主体的で自 律的な学習計画の策定を促すとともに、学習の進捗状況の「見える化」を 図っている。さらに、各学期の定期試験ないし成績評価時には、授業担当 教員に「学生評価コメントシート」<sup>5</sup>の作成を求めることとし、これを個 人面談時の資料として使用することを通じて、科目横断的なよりきめ細 かい個人指導を可能としている。

2020年度からは、上記の「実力確認試験」を4月と9月の年2回実施 とすることとした。さらに、入学直後の未修者にも4月の実力確認試験の 受験を必須とした。こうすることで、入学時の法学基礎力の正確な測定と 入学後の学習成果の検証を可能とし、習熟度に応じたきめ細かい学修指 導をより早期から実施できるようにした。加えて、同年度より、法律基本 科目のすべての必修科目において、授業動画の録画・保存・提供を行うこ ととした(なお、2023年度からは司法試験選択科目の重点5科目(倒産 法・経済法・知的財産法・労働法・環境法) についても対応を開始)。こ れにより、学内 LMS である LUNA 上において、各受講生が自らの需要に応 じた任意・適時の振り返り学修をすることが可能となり、その結果、より 一層の学修の効率化が図られることとなった。また、未修者については、

<sup>5</sup> 資料 A74 学生評価コメントシート

<sup>「</sup>資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院)Study Information」p.21-23

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A98 短答式問題を取り込んだ授業·定期試験の実施について

<sup>3</sup> 資料 A99 2023 年度 4 月実力確認試験問題(憲法・民法・刑法)

資料 A68 2022 年度実力確認試験実施要領

<sup>4</sup> 資料 A91 学習ロードマップ

<sup>24</sup> 

入学時の学力差が激しいことに鑑み、純粋未修者を含めたすべての学生が安心して授業を受講できるようになることを目指し、1年次春学期の法律基本科目必修科目においては、学習上の必要性に応じて「導入動画」を適宜作成し、提供することとした。

さらに、2021 年度からは、前年度分の授業動画の Web 閲覧を一定科目 において可能とし、当該科目の受講生か否かにかかわらず全学生におい て当該授業動画を視聴できるようにしている。これにより、予習段階にお いて重要事項を見誤る等の非効率を防ぐことが可能になるとともに、当 該科目の単位修得後であっても自己の課題意識に基づき適時に復習する ことが可能となり、各学生における自学自修の一層の適正化が図られて いる。加えて、2021年度から、神戸大学法科大学院との共同FD研修会で 得られた知見に基づき、未修1年次春学期の定期試験を8月下旬に後ろ 倒しにした。こうすることで、基本的事項のインプットに注力せざるを得 ない入学直後の未修者に対して、十分な法律文書作成能力向上のための 期間を設けたうえで、定期試験(論述式試験)を実施することを可能にし ている。また、これと並んで、「春学期定期試験の8月下旬実施」の実効 性を高めるため、正課とは切り離した上で、授業期終了後の7月下旬から 8月上旬にかけて科目担当教員による論文対策講座(各科目2回)を実施 している。さらに、8月上旬以降は、これを受け継ぐ形で、(8月上旬まで に定期試験を終えた上級生による) 教学補佐による定期試験対策勉強会 (各科目3回)を実施しており、未修者の論述力強化のための施策を特別 に講じている¹。加えて、2022年度からは、修了生弁護士による「土曜ゼ ミ(自主ゼミサポート型)」を1年生にも提供することとし、各自の習熟 度に応じた主体的・自律的な学修の一層の促進を図っている。なお、2023 年度からは、5年一貫型入試2からの入学者において共通する修学上の課 題や不安があることに鑑み、修了生弁護士による 5 年一貫型入学者に対 するサポートゼミを別途提供することとした。

このほか、入学直後にすべての入学生と個人面談を実施している。ここでは、各自の学習状況や生活状況の把握がなされるとともに、学修の実効性確保と密接な関連を有する学生-教員間の信頼関係の構築も図られており、法科大学院生活へのスムーズな適応を支援している。また、これとは別に、各学期の終了時には、すべての学年の全学生において個人面談を実施しており、ここでは各自の習熟度に応じたきめ細かい学修指導を行っている(なお、面談記録は教授会資料として全教員において情報共有がなされるため、担当学生以外についてもその学習状況を把握することが可能となっている。)3。

1 資料 A94 2022 年度未修 1 年法律基本科目 定期試験までの学習指導について

<sup>2 2024</sup> 年度入試より「5 年一貫型教育選抜」と名称変更予定

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A75 2022 年度秋学期在学生との面談記録, 2023 年度春学期新入生との面談記録

さらに、本法科大学院では、学生の自主的学習を促す学習サポートプログラムの一環として、学内における模擬司法試験並びにその解説会及び添削指導に加え、外部業者(TKC)が提供する短答式模擬試験及び司法試験対応全国統一模試の受験料補助も行っており、司法試験受験に向けたより実戦的な対策についても本法科大学院として側面的な支援を行っている。

#### c 改善および成果

本法科大学院の司法試験合格率については、近年、比較的堅調な上昇傾向が認められている。2018年の合格率は10.7%であったが、その後は、19.0%→21.7%→29.4%→24.1%といった推移を見せている。直近の2022年の合格率においては若干低迷した面もあるが、この結果については、コロナ禍の下、2020年度入学者(とりわけ早期卒業既修入学者の優秀層)の多くが進路変更をしてしまったことが大きな影響を与えたものと見られている。実際、2022年司法試験においても、未修者の初回合格率は60%に達しており、これは全国9位の実績である。また、(コロナ禍による進路変更等の影響が限定的であった)2019年度既修入学者にとっての初回受験となる2021年度司法試験では、2019年度既修入学者の初回合格率は60%となっている。こうしたデータを踏まえるならば、上記の諸施策の成果は、おおむね司法試験合格率の向上と結びついていると評価しうる。

また、4月実力確認試験の成績を見る限り、未修1年生に対して講じている諸施策も一定程度奏功しているといえる。4月実力確認試験において、未修者として入学し本法科大学院で1年間学修した後に進級した2年生と、既修者として2年次に入学(編入)した新入生との成績を比較した場合、憲法・民法・刑法の3科目合計の得点率は、2022年度と2023年度のいずれにおいても、前者(未修進級者)が後者(既修入学者)より10ポイント程度高いという結果となっている(例えば、2023年度は前者が71.09%、後者が61.51%)」。これは、本法科大学院において、進級要件に成績の質を要求するとともに、習熟度に応じたきめ細かい学修指導をより早期から実施し、短答式課題を通じた基本的知識の網羅的修得のための意識づけ等を施策として行ってきた成果と、評価することができる。

#### (イ)②入学者選抜における競争倍率の確保、および③定員充足率の確保

#### a 検討の有無・時期・内容

入学者選抜において 2 倍という競争倍率を確保し、同時に優秀な人材を獲得して定員を充足するためには、入試制度の改革と入学前の導入教育とが不可欠であるとの認識のもとに、①(ア)で述べた文科省の公的支援見直し強化・加算プログラムと連動して 2018 年度以降、本学法学部との連携強化、入試改革、入試前導入教育の充実を進めてきている。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A100 4 月実力確認試験集計 (2022·2023 年度)

#### b 具体的取り組みの内容、実施状況

#### (a) 本学法学部との連携強化

本法科大学院は、従来より、本学法学部との間で執行部レベルでの連携を進めてきているが(法学部・司法研究科連絡協議会¹)、法曹コース制度の開始に伴い、2021年度より、本法科大学院所属教員と本学法学部教員から選定された計11人(2023年度)の指導教員により構成される法曹コース指導教員打ち合わせ会議²を設置して、法曹コース在籍者の修得科目や成績状況を把握するために、適時に情報共有を行っている。さらに、5年一貫型入試における試験内容については、筆記試験を課さずに面接試験のみを実施することとしているが、2024年度入試に向けて、面接試験で質問すべき内容についても、入試検討委員会の中で随時議論して、よりよい制度の実施に向けて検討が行われている³。

#### (b) 入試制度の改革

まず、一般選抜についてであるが、未修者選抜と既修者選抜にかかる入学者定員の見直しを行った。法曹コース制度の開始に伴い、それまで未修者 15 名、既修者 15 名であった入学者定員を、2022 年度入試より未修者 10 名、既修者 20 名に改めた。本法科大学院は未修者教育に力を入れていることとの関係で、従来、未修者と既修者の定員を同数としていたが、法曹コースの開始により既修者の志願者数が増加することが予想されたこと等から、上記のように定員の割り振りを改めることとしたものである。その他、一般選抜における入試制度改革との関連では、入試日程を従来4 日程(A、B、C及びD日程)としていたものを 2023 年度入試より、3 日程(A、B及びC日程)に変更した(詳細については2-1参照)。この変更点は競争倍率の確保と逆行するようにも思われるが、優秀な人材確保のための施策として検討・実施したものである。競争倍率の確保については、上記2点の制度変更に加え、オープンキャンパスの内容の充実、入試過去問の解説動画の作成、あるいは本法科大学院独自の進学説明会の実施等により図っている。

#### (c) 入学前導入教育

一般選抜における入学前の導入教育として、これまで実施してきた入 学前学習プログラムを、合格者の属性に配慮して、さらにきめ細やかな形 で実施している。すなわち、A日程及びB日程の選抜試験合格者を対象に、 これまで未修者と既修者を区別せず実施していた入学前勉強会につき、 2023 年度入学予定者から、憲法、民法及び刑法の3科目については未修 者を対象に、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法については既修者を対象と

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A45 2021·2022 年度法学部·司法研究科連絡協議会記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A44 2021·2022 年度法曹コース指導教員打ち合わせ記録

<sup>3</sup> 資料 A6-6 2023 年度第1回入試検討/実行委員会記録

して実施することにした¹。

また、5年一貫型入試での合格者は、筆記試験を受けることなく入学してくることから、2022年度は合格発表直後にすべての5年一貫型入学予定者に対して個人面談(学修相談)を実施し、2023年4月に入学するまでの半年間における学習の進め方について助言を行った。さらに5年一貫型入学予定者に対しては、上記の入学前学習プログラムとは別に、5年一貫型入学予定者に特化した入学前学習プログラムの提供を行うことで、各自の習熟度や入学時属性に応じたきめ細かい学修指導を入学前の段階においても実施している<sup>2</sup>。

このほかにも、すべての入学予定者に対して一定科目の授業聴講を認めることで、各自の学習需要に即応した準備学習の促進に、以前より努めている。もっとも、これは授業開講時間帯との関係で必ずしも使い勝手のよいものではなかったことから、2021年度からは、一定科目の授業動画を入学予定者にも閲覧可能とするという方法に切り替えた。また、入学予定者に対しては、論述式問題の通信添削講座も実施しており、論述力強化の機会を早期の段階から提供している。

#### c 改善および成果

本学法学部との協議のもと、同法学部にあった司法特修コースが法曹コースに改組され、本法科大学院の教員が一部の授業を担当するほか、法学部との連携体制ができあがっている。その結果、同法学部からの早期卒業見込者の受験者数と入学者数は順調に推移している³。入学者選抜において、過去5年間で競争倍率が2倍を下回る状況は生じていない。定員充足率についても、2014年度から2018年度までは平均50.4%であったが、西宮北口キャンパスに移転した2019年度から2023年度まで大幅に上昇し、90%だった2021年度を除き入学時定員を充足している(基本データ表(1)(2)参照)。

#### (ウ) ④公開された情報に対する評価や改善提案に対応しているか

外部評価報告書等における諸提案(後掲(5))については、研究科長室委員会を経て教授会、ないしカリキュラム委員会において共有されており、今後は各個別委員会において検討の対象とされる予定である。また、教育課程連携協議会(詳細については 5-3 参照)において寄せられた意見や改善提案についても、関係委員会において適宜検討されている。

#### (エ) ⑤法曹に対する社会の要請の変化への対応

#### a 検討の有無・時期・内容

1-1 の 1(1)で述べたとおり、公務法曹需要の増大を意識して 2015 年に 養成すべき法曹像に「公務法曹」を加えた。その後、2018 年、文科省の法

<sup>2</sup> 資料 A97 5年一貫型入試 選考・サポート体制について

<sup>1</sup> 資料 A95 学習サポート概要(入学前~修了後)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A54 2019~2023 年度入試 本学法学部生の受験状況

科大学院公的支援見直し強化加算プロブラムへの申請を機に、特に近隣自 治体との連携強化について、研究科長室委員会を中心に検討をしてきた。

b 具体的取り組みの内容、実施状況

兵庫県下の8自治体と連携協定を締結<sup>1</sup>し、現役地方公務員と学生とが同一授業を受講し、問題意識を共有するとともに、公務法曹像を具体的に描くことができる体制をとっている。

#### c 成果

公務法曹の数的な増大という成果は、少なくとも公的支援見直し強化・加算プログラムの KPI としては達成しえており、連携自治体からの聴講生受け容れも着実に実績をあげている<sup>2</sup>。

- イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況
- (ア) 修了者の進路に関する問題の把握,検討
  - a 進路の把握

本法科大学院は、修了者の進路を把握するための取り組みとして、修了時に修了者に対して修了後の連絡先(メールアドレス、電話番号、住所等)の提出を求めている。また、司法研究科事務室が中心となり、年に1度、全修了生を対象とした修了生進路調査³を郵送あるいはメールにて実施し、連絡先や現職(勤務先等)についての確認を行っている⁴。現職の確認に際しては、法曹三者以外への進路についても把握に努め、実際、公務員や民間企業を現職とする比較的多くの修了生についても現況の把握ができている。このような修了者の進路に関する把握状況については、会議体や教員からの要請があれば随時情報提供できる体制が司法研究科事務室において整えられている。

他方で、修了者のうち司法試験受験に失敗した者を中心に、いかなる問い合わせにも一切応答せず音信不通となっている進路把握困難者も、少なからず存在する。こういった者のうち教員が連絡先を個別に把握している修了生に対しては、当該教員が様子伺いのメール等を送信することで現状把握並びに激励に努めることを、司法試験・進路委員会から依頼することもある。

#### b 司法試験合否等の把握

司法試験の合否については、音信不通になっている修了生も含めて、全件把握がなされている。毎年、司法試験合格発表時に法務省において公式発表される合格者一覧から本法科大学院修了生の合格者を全員分抽出し、即日、全教員にメールにて情報共有を図っている。また、司法試験合格率についても、法務省発表の資料に加え、本法科大学院が独自に加工したデ

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A58 自治体との連携協定一覧

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A58 自治体との連携協定一覧

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A69 ロースクール修了生進路調査のお願い

<sup>4</sup> 資料 A101 全修了生の就業先、法曹資格を有しない修了生の就業先 (2023.4)

ータ等を、司法試験合格発表当日に全教員にメールにて送信している。加えて、後日、修了生の司法試験の合否については教授会及びカリキュラム委員会の議題として取り上げ、会議資料の形でも情報共有を行っている。さらに、これらデータとは別に、司法試験合格状況<sup>1</sup>(全修了生のうち誰が何年度に司法試験に合格し、誰がまだ司法試験に合格していないかを総覧できる資料)も作成しており、こちらも定期的に司法試験・進路委員会や教授会、カリキュラム委員会において共有され、全教員が全修了生の司法試験の合否について情報把握ができるように努めている。

#### c 問題状況の把握・検討

本法科大学院では、以上の取り組みによって修了生の進路及び司法試験の合否の把握がなされており、そして、司法試験の結果については、主には教務関係委員会や司法試験・進路委員会で集中的な検討がなされ、その後、より広い視野から教授会及びカリキュラム委員会においても検討が加えられている。また、教務関係委員会や教授会等の会議体においては、当該年度の全修了生について年度別 GPA の推移と司法試験結果とを一覧できる資料 <sup>2</sup>を作成・配布し、さらに、法務省との連携検証結果 <sup>3</sup>についても回覧を行うことにより、本法科大学院における教育と司法試験結果との相関関係や教育改善に向けた問題点の洗い出し等が行われている。これらの過程を通じて、本法科大学院は修了生の進路に関する問題状況の把握に努めている。

#### (イ) 具体的な取り組み状況

修了生に対しては、研修員登録をすることにより、本法科大学院内の自習室の利用が可能となるようにしており、修了後も学習を継続しうる環境を整えている。また、研修員登録に際しては、直近の司法試験の成績の報告を毎年度義務づけており、修了生の学習状況を把握し、きめ細かい学修指導を継続しうるよう努めている。さらに、研修員は、司法試験に合格した OB 弁護士が講師を務める各種「土曜ゼミ」(講座型、自主ゼミサポート型、通信添削型、答練式)を受講することができ、とりわけ自主ゼミサポート型の「土曜ゼミ」においては、各学習グループごとの学習上の需要に応じて、学習内容をきめ細かくオーダーメイドで組み立てることを可能としている。さらに、2023 年からは、司法試験が7月実施となったことに鑑み、新たに答練ゼミを開講している。これは、時間を決めての実戦的な答案練習の場を提供することにより、司法試験合格に向けたより直接的な取り組みとなっている。加えて、研修員については、在学生と同様に、模擬司法試験の受験並びにその解説会への参加が可能であるだけではなく、TKC が提供する各種模擬試験の受験料補助やTKC の修了生サポー

30

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A102 司法試験合格状況(2016 年度以降修了生抜粋)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A103 2021 年度修了生の年度別 GPA 推移

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A104 2022 年度連携検証報告書

トシステムの利用も認められている。このように、本法科大学院では、修了生に対しても在学時に準ずる学習サポートを行うことを通じて、修了生の司法試験合格率の向上を図っている。

また、修了生の就職支援(特に法曹分野以外)に関しては、2017 年度から委託事業者の協力を得て学内で週2日、専門相談員(2023 年度の場合、1名は旧司法試験受験経験者、もう1名は法科大学院修了者)がキャリア・就業支援カウンセリングに応じる体制を整えている。2022 年度より2名体制で、1名が主としてキャリアカウンセリング、もう1名が学習相談を含めた学生生活の悩み相談の担当をしている¹。相談内容は本法科大学院に対しても守秘義務により守られていて詳細は明らかにされていないが、概要については適宜報告がなされている²。在学生・修了生も含め、毎週数名の相談実績があり、概ね好評である(在学生には中長期的な視点でのキャリア形成を促し、修了生には自治体法務や企業法務などを含めた多様な進路を視野に入れることを目指している)。

また、年1度の企業説明会や年3~4回のキャリア・ガイダンスに参加する機会も確保している(詳細については7-8参照)。

#### (ウ) 成果

このような取り組みにもかかわらず、修了者の進路については、なお全件把握には至っておらず、法曹資格を有しない修了生の就業先の把握は40%程度にとどまっている。

修了者の司法試験合格率 (特に修了1年目) は全体的には上昇傾向にあり、全国平均の2分の1を下回ってはいないが、平均までにはいまだ至っていないことは、(ア)c に記載のとおりである。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

ICT の活用による遠隔授業(教員または学生が遠隔地)の実績はない。しかし、予習用授業動画の一部授業での配信や録画した授業の復習用の掲示を行うなど、動画の活用を図っている(詳細については 6-1-2 参照)。

#### (5) その他

本法科大学院では、弁護士や学者・有識者に依頼して「外部評価」を実施している。事前に本法科大学院に関する基礎資料(パンフレット、シラバスなど)を提供したうえ、質問などを受けた上で、丸一日かけて授業参観、学生との懇談、施設・設備の見学、教員との意見交換などの実施視察を行っている。実地視察に際しては本法科大学院の教員との意見交換会を実施し、後

31

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A82 2023 年度キャリアコンサルティングスケジュール・A65 2023 年度キャリアコンサルタントちら

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A66 2022 年度キャリアコンサルタント月次報告書

日、当該外部評価委員より「外部評価報告書」「を提出してもらっている。 提出された報告書は、自己評価・FD 委員会、教授会で共有するほか、学生も公開している。

直近では、2023 年度から、コロナで中断していた外部委員 2 名(いずれも兵庫県弁護士会弁護士)による外部評価を復活させた。2023 年 4 月に現地訪問があり、5 月に報告書が作成され、教授会で共有された。3+2 制度など学習の「早期」化が進む中で、逆に時間をかけた履修制度などを通じて社会人などの多様性を確保する取り組みを強化する重要性が指摘され、今後の改革の重要なテーマとなっている。

#### 2 点檢·評価

研究科長室委員会のリーダーシップと自己評価・FD 委員会での横断的検討のもと、より優秀な層を着実に本法科大学院に入学させる入口と、司法試験の合格率をあげて目指すべき法曹像に沿った人材を輩出するという出口の両面を意識した改革が行われてきた。

具体的には、少人数の教員体制のもと、上記 2 委員会に所属しない教員もほぼ全員が教務関係委員会、入試検討/実行委員会など各種委員会に所属して、業務分担をしつつ、自己改革に取り組んできた。優秀な入学者確保については、3+2 制の新しい法曹コース設置のもとでの本学法学部との連携の強化、入試改革、入学前導入教育の充実などの改革がなされた。

司法試験合格率の上昇に向けては、神戸大学法科大学院との連携のもとで、 共同 FD 研修会や未修者教育の改善などが進められてきた。また、厳格化され た進級要件、修了要件のもと、厳格な成績評価の着実な実施を図ってきた。小 規模校であることを活かして、少人数クラスでの授業を中心に、きめ細やかな 個別指導(面接)や授業動画の提供などを通じて学生のモチベーションの維持 や学修の効率化を図ってきた。

それらの成果として、入学倍率は 2 倍以上を確保し、定員充足率も大幅に 上昇している。さらに司法試験の初回合格率の向上を含め、全国平均の 2 分 の1を上回る合格率を維持している。

他方で、未修者教育の改革はいまだ途上である。また司法試験の最終合格率の向上についても全国平均との差があり、さらなる教育内容の改善が必要である。また、成績の厳格化、進級・修了要件の厳格化などの反面、留年者や休学者が一定数出てくることで、標準修業年限修了率の向上については実績があがっていない。

修了生対策については、5月の定例アンケートや司法試験後の未合格者への 激励の連絡、修了後に本法科大学院施設を使うための研修生登録時の情報提 供の義務付け、学習サポート制度の利用継続(土曜ゼミ、特に通信添削制度)、

-

<sup>1</sup> 資料 A51 2023 年度外部評価実施報告書

修了生を含めたキャリア相談体制などを通じてその動向の把握に努めるとともに、受験の継続のみならずそれ以外への進路転換についても対応するなど、 修了生の情報や動向を把握し、改革に活かす体制を作っている。

## 3 自己評定

В

#### 4 改善計画

未修者教育を主とした教育全般の改善については、公的支援見直し強化・加算プログラムのもと、引き続き神戸大学との共同FDの遂行と学生の基礎力向上のための授業の在り方の検討(FD活動)や教材(動画など)の整備を進めている。

また、法曹養成連携協定に基づく法学部との連携については、本学法学部の 法曹コースの3年終了段階での学力と法科大学院既修コース入学時に求めら れる基礎的学力にギャップが生じないように、具体的な教育内容を含めた協 議を法曹コース指導教員打ち合わせ会議を通じて行っていく予定である。

さらに未修者の中途退学・休学率が高く、全体の標準修業年限修了率が向上しない中で、特に純粋未修者や一旦学習を中断している社会人入学者など、基本学習に一定の時間がかかりうる者に対して、未修の履修年限を2年以上とする「長期履修制度」を設けたうえで、それに適した「履修モデル」を提示することについて、外部評価委員からの指摘をきっかけとして、検討課題となった。

## 1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が, 法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

## 1 現状

### (1) 教授会の権限

本法科大学院では、任期の定めのない専任教員で構成する研究科教授会において、

- ア教授・准教授・助教・講師の人事に関する事項、
- イ 名誉教授に関する事項、
- ウ 学位の授与に関する事項、
- エ 教育課程及び授業担当者に関する事項、
- オ 学生の入学、課程の修了等の学籍異動に関する事項、
- カ 学生の資格認定及び身分に関する事項、
- キ 学生の賞罰に関する事項、
- ク研究科諸規程の制定・改廃に関する事項、
- ケその他研究科に関する事項、

#### を議決し、

- コ研究科予算、
- サ 研究科予算の配分、
- シ その他研究科長が諮問する事項

## を審議・決定している」。

また、任期制教員を含めて全専任教員を構成員とするカリキュラム委員会(拡大教授会)を設置しており、上記「エ 教育課程及び授業担当者に関する事項」については、その議決をもって教授会の議決としている<sup>2</sup>。

#### (2) 理事会等との関係

意思決定は上記(1)のルールに従ってなされており、研究科教授会承認後に、大学評議会 <sup>3</sup>や理事会・常務委員会 <sup>4</sup>で承認を必要とする事項は存在するものの、あくまで形式的であり、研究科教授会で決定された事項が大学評議会や理事会・常務委員会で覆されたことはない。

## (3) 他学部との関係

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A5-2-1 専門職大学院研究科教授会規程 第 4 条·第 5 条

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A5-2-1 専門職大学院研究科教授会規程 第7条·第9条

<sup>3</sup> 資料 A5-2-2 大学評議会規程

<sup>4</sup> 資料 A5-2-3 常務委員会規程

本法科大学院は、本学法学部とは別の組織「であり、本法科大学院の意思 決定は本学法学部とは別個に行われている。

- (4) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (5) その他 特になし。
- 2 点検・評価 本法科大学院の運営の自主性・独立性に問題はない。
- 3 自己評定 適合
- 4 改善計画 特に改善の必要は認められない。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本学ホームページ「関西学院・関西学院大学の組織体制」〈https://www.kwansei.ac.jp/about/organization/〉

#### 1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

#### 1 現狀

(1) 公開されている情報の内容

本法科大学院ではホームページ<sup>1</sup>、パンフレット<sup>2</sup>、入試要項<sup>3</sup>、進学説明会等を通じて以下の情報を開示し発信している。

- ア 養成しようとする法曹像
- イ 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力
- ウ 成績評価の基準及び実施状況
- エ 修了認定の基準及び実施状況
- オ 当該法科大学院における司法試験の在学中受験資格の認定の基準及 び実施状況
- カ 修了の進路に関する状況
- キ 志願者及び受験者の数、その他入学者選抜の実施状況に関するもの
- ク 標準修業年限修了率及び中退率
- ケ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目(展開・先端科目のうち、「倒産法」、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際関係法(公法系)」、及び「国際関係法(私法系)」の8科目を「選択科目」という。)にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの
- コ 教員に関するもの
- サ 授業料等, 法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減 を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの
- シ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率
- ス 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院(以下,「認定連携法科大学院」という。)に入学した者のうち, 当該協定の目的となる法曹コース(以下,「認定法曹コース」という。 法曹コースについては「1-7 法曹養成連携協定の実施状況」における 趣旨参照)からの入学者の割合とその司法試験合格率
- セ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率
- ソ 自己改革の取り組み

#### (2) 公開の方法

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本法科大学院ホームページ〈https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/〉

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A2-1 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項

- アパンフレット 1については、毎年発行しており、ホームページからの資 料請求に応じて郵送しているだけではなく、本法科大学院のホームペー ジや外部業者の大学院情報検索サイトからデータでも閲覧できるよう 情報開示している。
- イ 入試要項 2については毎年発行しており、ホームページからの資料請求 に応じて郵送しているだけではなく、本法科大学院のホームページから データでも閲覧できるよう情報開示している。
- ウ 加えて、積極的に学内外の説明会(他大学主催の入試説明会、学内での 説明会など)に参加し、情報開示を行っている。
- エ 受験者本人の申請により入試成績を書面(郵送)にて開示している。
- オ 本法科大学院の学生に対しては、勉学と学生生活に必要な情報を詳述し た履修心得3、授業時間割を毎年発行している。また、授業科目別成績統 計表・全授業科目の授業評価アンケート結果などについては、学内ポー タルサイト kwic⁴にて、パスワード管理の元、在学生に情報公開してい る。授業シラバスについては本学ホームページ5にて一般公開している。

## (3) 公開情報についての質問や提案への対応

- ア 内外からの質問等への対応については、事務室カウンター、電話、メー ルによって、通常、司法研究科事務室の職員が対応する。ほとんどはこ の段階で解決するが、解決できない案件については研究科長室委員会や 本法科大学院に設置された各種委員会『にて対応を検討して、質問者等 に回答している。
- イ 学生からの質問・意見については、教員や事務室で受けることはもちろ んであるが、「オンライン意見箱」を設置しており、投稿があれば月ごと に研究科長室委員会で対応・回答内容を検討している。当該意見箱への 意見とそれに対する対応・回答については、基本的に全て学内ポータル サイト kwic へ掲出している 7。
- ウ 各学年の学生代表者により組織されるクラス連絡会<sup>8</sup>は、年度内に2回 程度研究科執行部と懇談する機会をもっている。事前あるいはその場で 出された質問等に回答するとともに、必要な案件については研究科長室 委員会にて対応を検討した上で回答している。なお、当該連絡会は新型 コロナウイルス感染症の拡大により、2020年度より開催していなかった

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A2-1 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A3 履修心得「2023年度司法研究科(法科大学院)Study Information」

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 関西学院大学ポータルサイト kwic 〈https://kwic.kwansei.ac.jp/〉

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 関西学院大学シラバス〈https://syllabus.kwansei.ac.jp/〉

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 資料 A59 2023 年度司法研究科各種委員会等委員一覧

<sup>7</sup> 資料 A60 オンライン意見箱掲示

<sup>8</sup> 資料 A61 クラス連絡会の趣旨について

が、2022 年度秋学期より再開している<sup>1</sup>。

- エ 2021 年度秋学期より、各学期の授業終了後に学生に対する満足度調査<sup>2</sup> を実施しており、その自由記述欄に記載された内容を取り纏め、研究科教授会で共有すると共に、必要に応じて各種委員会にて対応を検討している。
- (4) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (5) その他 特になし。

## 2 点検・評価

- ア 情報の公開については、本法科大学院の教育活動に直接かかわる必要な情報を広く公開・提供している。また学生の個人情報に関わる情報については、その管理に留意しつつ必要な情報を本人に開示している。
- イ 学内外からの意見や質問に対しては、事務室と教員が連携して対応し、最終的には研究科長室委員会が責任をもって対応を検討して回答するしく みが機能している。
- 3 自己評定

Α

## 4 改善計画

今後とも教育の一層の改善に必要な情報の開示を行うとともに、その充実 に努める。

<sup>1</sup> 資料 A62 2022 年度秋学期第1回クラス連絡会記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A63 2022 年度春学期 在学生·研修員満足度調査結果

## 1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したこと を実施していること,実施していない場合には合理的理由があり, かつ適切な手当等を行っていること。

#### 1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本法科大学院が入試要項¹、履修心得²、パンフレット³、オリエンテーション等で学生に提示した教育活動等の重要事項は、次のとおりである。

- ア 「人権感覚豊かな市民法曹」、「企業法務に強い法曹」、「公務に強い法 曹」、「国際的に活躍できる法曹」の養成に必要なカリキュラムの整備 イ 少人数教育の実施
- ウ きめ細かい学習サポート体制の整備(オフィス・アワーの実施、教学補佐による学習指導、模擬司法試験など学習サポートプログラムの実施)
- エ アメリカのロースクールへの派遣留学制度の整備 (2023 年度までの予定)
- オ 学習環境の整備(専用キャレル、自習室、ロッカー等の整備)
- カ 本法科大学院独自の奨学金制度の整備(関西学院大学法科入学支給奨学金、同大学院特別支給奨学金、同第1種支給奨学金、同第3種支給 奨学金)

#### (2)約束の履行状況

上記(1)ア~カの履行状況を下記に示す。

- ア 展開・先端科目または基礎法学・隣接科目において、2022 年度には企業法務関係 22 科目、国際関係 14 科目、政策法務関係 12 科目、人権関係を涵養する科目 3 科目を開設しており、4 つの法曹像を養成する科目が整備されている。
- イ 法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、特別演習科目いずれにおいても少人数教育は達成されている。
- ウ きめ細かい学習サポートについては、提示した措置は実施している。
- エ アメリカのロースクールへの派遣留学制度は提示どおり整備されているが、日本の司法試験との両立の困難さなどの事情により、留学希望者が少なく、実際にこの制度を利用した者は、これまで2名である。
- オ 学習環境の提供は提示どおり実施している。

<sup>1</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A2 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」

カ 本法科大学院独自の奨学金制度は提示どおり実施されている。

## (3) 履行に問題のある事項についての手当 少人数科目とは言い難い状態が発生すれば、適宜クラス数を分割するな どして対処しており、現在は少人数教育に関する問題点はない。

- (4) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (5) その他 特になし。
- 2 点検・評価 パンフレットやガイダンス等で学生に説明したことは、ほぼ実現されている。
- 3 自己評定 適合
- 4 改善計画 特になし。

## 1-7 法曹養成連携協定の実施状況

(評価基準) 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が, 法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること。

## 1 現状

(1) 法曹養成連携協定で貴法科大学院が行うこととされている事項

本法科大学院は、現在、本学法学部との間でのみ、法曹養成連携協定(以下「本協定」という。)を締結している¹。本協定の中で、本法科大学院が行うこととされている事項は、以下のとおりである。

- ア 本学法学部の求めに応じ、本学法学部に設置された法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施にあたり、本法科大学院の専任教員を派遣すること(本協定第8条)。
- イ 本学法学部に設置された法曹コースを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、5年一貫型教育選抜試験を実施すること (本協定第9条第1号)。

なお、本協定上では本学法学部が行うこととされている事項ではあるが、 本法科大学院がその実施に際して、密接な情報交換のもとに協力すること としている事項として、本学法学部に設置された法曹コースに在籍する学 生のために指導教員を配置する点を挙げることができる(本協定第7条第2 項第1号)。

- (2) 貴法科大学院が行うこととされている事項の実施状況
- ア 本法科大学院専任教員の法曹コース開講科目への派遣

本学法学部が開設する法曹コースのプログラム科目のうち、本法科大学院の専任教員が担当している科目は、以下のとおりである。

- (ア) 法曹入門
- (イ) ライティング演習
- (ウ) 法曹特修実践演習 A (旧名称:司法特修実践演習 A)
- (工) 法曹特修実践演習 B (旧名称:司法特修実践演習 B)
- (才) 法曹特修実践演習 C(旧名称:司法特修実践演習 C)
- (カ) 法曹特修実践演習 D(旧名称:司法特修実践演習 D)

以上の科目のうち、(ア)と(イ)については 2 クラスを開講しており、その双方を本法科大学院の教員が担当している。なお、2021 年度及び 2022 年度につき、国家補償法および行政争訟法も本法科大学院の専任教員が担当している(法学部長の負担軽減のため)。

-

<sup>1</sup> 資料 A32 法曹養成連携協定書

#### イ 5年一貫型入試<sup>1</sup>

本法科大学院は、法曹コース修了(予定)者に対して、5年一貫型入試を 実施している。選抜基準及び選抜手続等については、「2-2 既修者認定〈既 修者選抜基準等の規定・公開・実施〉」の項を参照。

2022 年度の 5 年一貫型入試においては、5 名の受験者が本制度における 選抜入試を受験し、5 名全員が合格した(なお、本制度に基づき入学した学生は1名。残り4名のうち3名は併願していた一般未修者として入学)。また、2023 年度入試においては、12名の受験者中11名が合格した(本制度に 基づく入学者は8名。残り3名のうち2名はそれぞれ併願していた一般既 修者・未修者として入学)<sup>2</sup>。

なお、本法科大学院は、本学法学部に設置された法曹コース修了者に対しては、5年一貫型入試と一般入試の併願のみを認めており、5年一貫型入試と開放型入試との併願を認めていない<sup>3</sup>。

#### ウ 指導教員制度

法曹コースにおける指導教員の配置は、本協定において、本来、本学法学部が行う事項として定められているが、本法科大学院専任教員が担当する法曹コース科目が存在し、また法曹コース在籍学生にとっては法科大学院の専任教員と身近に接することができ、かつ法科大学院への進学に対するさまざまな疑問等を気軽に相談することができる機会を設定するとの趣旨から、指導教員の中に本法科大学院専任教員が配置されている。

本学法学部からは 6 名の指導教員が、本法科大学院からは 5 名の指導教員が、それぞれ選出され、合計 11 名の教員で法曹コース在籍学生から相談を受け付ける体制が整えられている 4。また、上記 10 名の指導教員間で法曹コース在籍学生の学修状況その他の情報を共有するため、指導教員会議を設置して、綿密な情報交換を行なっている 5。

(3) 実施されていない事項がある場合の改善の見込み等 実施されていない事項はない。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

法曹養成連携協定に基づく法曹コース制度は、まだ始まったばかりであり、対象となる法曹コースを設置する法学部との連携のあり方等についても、今後も綿密に情報交換し、検討していくことが必要である。本法科大学院は、このような認識に基づき、恒常的に本学法学部との間で法曹コースの

<sup>3</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項 p. 6

<sup>1 2024</sup> 年度入試より「5 年一貫型教育選抜」と名称変更予定

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A11 2023·2024 年度司法研究科入学試験結果

<sup>4</sup> 資料 A43 法曹養成連携プログラム(法曹コース)指導教員について (2023 年度)

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 資料 A44 2021~2022 年度法曹コース指導教員打ち合わせ記録

運営等についての情報共有と共有された情報に基づく意見交換を行なっている<sup>1</sup>。

さらに、本学法学部の法曹コースから本法科大学院へというルートで入学する学生数を安定的に確保するという観点から、本法科大学院の専任教員による法学部特修コースあるいは法学部 1 年生に向けた広報活動を強化している<sup>2</sup>。

## (5) その他 特になし。

## 2 点検・評価

本協定において本法科大学院が行うべきとされている事項については、適切に実施されており、また本協定締結の相手方である本学法学部とも、定期的な意見交換の場を設けて、本協定のさらなる発展と法曹コースの充実に貢献するよう努めている。

法曹コース在籍学生(または広く法学部学生)に対する本法科大学院のアピールという点では、なお検討すべき課題もあると思われるが、これまでも本法科大学院の中でさまざまな意見が出され、それが適時に実行に移されており、今後も柔軟に対処していく予定である

## 3 自己評定

Α

## 4 改善計画

上記 1(4)でも指摘したとおり、本学法学部を含めた関係各所に対する広報活動の強化の方向性に基づき、その方法、媒体、場所等について現在検討を進めている。これまでも、本学法学部に在籍する優秀な学生を法曹資格の取得という方向に誘導するために、さまざまな広報活動を行っており、たとえば、本法科大学院主催の裁判傍聴企画を立ち上げ、法曹コース在籍学生だけではなく、広く法科大学院に関心を有する法学部学生に対して、参加を呼びかけている。他にも、さまざまな形で法科大学院制度や本法科大学院の魅力を伝えていける場所と媒体を模索しているところである。

また、本学法学部の3年間での早期卒業時における到達度と本法科大学院が求める到達度のすりあわせと、その差を可及的に無くすための具体的な対応策(法曹コース開講科目の内容とレベル、5年一貫型入学予定者の法学部3年後期における学修計画の共有など)の検討を開始したところである。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A45 2021~2022 年度法学部·司法研究科連絡協議会記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A46 2022 年度法学部生への広報活動

## 第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

## 1 現状

## (1) 学生受入方針

本法科大学院は、学生受入方針を以下のとおり定めている。

『関西学院大学ロースクールは、スクール・モットー "Mastery for Service (奉仕のための練達)"のもとに高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院(法科大学院)であって、人権感覚豊かな、かつ、現代社会の多様な法的ニーズに応える市民法曹として、法曹にふさわしい良き仕事 (Good Work)を遂行できる人材の養成を目的とする。この目的の達成をめざし、広い専門知識と深い洞察力、豊かな人間性と強い責任感、高度な倫理観を育成し、社会に貢献する法曹を養成するため、次のような人物を求める。

- 1. ロースクールにおいて必要とされる論理的思考力、分析力および表現力を有する者。
- 2. 幅広い分野において顕著な活動を行った者や、専門的な能力、資格を 有するなどで、将来法曹となった時にその特長を十分に活かし社会に 寄与する活動が期待できる者。
- 3. 出身学部にかかわらず、ロースクールにおいて必要とされる法学の基本的な学識を有する者。』

#### (2) 選抜基準と選抜手続

学生受入方針に基づき、本法科大学院ではA日程、B日程、C日程の3つの日程で入学者選抜を実施している(2022年度入試までは、これにD日程を加えた4日程で入学者選抜を実施していた。なお、募集人員は、全日程をとおして30名である)。

#### ア 募集人員

全日程をとおして、法学既修者20名、法学未修者10名程度。

#### イ 各入試日程の選抜形態

## (ア) A 日程

一般入試(法学既修者コース及び法学未修者コースのそれぞれにつき、早期卒業見込者試験、卒業見込者試験、新卒者試験、既卒者試験の各入試種別での入学者選抜を実施)、5年一貫型入試及び開放型入試(法学既修者コースのみを対象)

#### (イ) B 日程

一般入試(法学既修者コース及び法学未修者コースのそれぞれにつき、早

期卒業見込者試験、卒業見込者試験、新卒者試験、既卒者試験の各入試種別での入学者選抜を実施)、特別入試(法学未修者コースのみを対象)

#### (ウ) C 日程

一般入試(法学既修者コース及び法学未修者コースのそれぞれにつき、早期卒業見込者試験、卒業見込者試験、新卒者試験、既卒者試験の各入試種別での入学者選抜を実施)、特別入試(法学未修者コースのみを対象)、開放型入試(法学既修者コースのみを対象)

## ウ 入学者選抜における対象者

## (ア) 法学既修者試験

法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者で、2年間での修了を希望する者を対象とする。

#### (イ) 法学未修者試験

法科大学院において必要とされる論理的思考力、分析力、及び表現力を有する者で、3年間での修了を希望する者を対象とする。

## (ウ) 特別入試(法学未修者)

幅広い分野において顕著な活動を行った者や、専門的な能力・資格を有する者などで、将来法曹になった時にその特長を十分に活かし、社会的に寄与する活動が期待できる者を対象とする。

#### エ 選抜方法について

いずれの入試日程・入試種別においても、事前の書類選考等は実施せず、 筆記試験、面接試験、学部成績、特性評価(B日程・C日程における特別入 試のみ)の総合点で審査している。

早期卒業見込者試験、卒業見込者試験及び新卒者試験においては、学部成績を審査対象としているが、その配点は早期卒業見込者試験においては200点、卒業見込者試験においては100点、新卒者試験においては50点として、それぞれの入試種別の特性に応じた配点を行なっている。

## (ア) 筆記試験(試験時間等の詳細については、入試要項<sup>1</sup>を参照)

- a 法学既修者:憲法・民法・刑法・商法の4科目で法学部卒業程度の知識を問う論述式の試験を課す。試験時間は、憲法及び刑法が各80分、民法と商法で合計120分である。短答式試験は実施していない。なお、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、2019年度入試以降、年度末の2~3月頃に履修免除試験を実施している。
- b 法学未修者:法律の知識を問わない論文試験を課している。長文を読 み各設問に解答させることで、論理的な分析能力や文章能力を測る。

#### (イ) 学部成績

本学独自の算出方法により、出身大学における全ての単位修得科目を GPA 化し、評価する。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項 p. 12-14, p. 24, p. 31

## (ウ) 面接試験

法学未修者(一般入試、特別入試)には、法曹を目指す理由、法科大学院 進学を志した経緯、本学法科大学院を選択した理由、そして自己分析(長所 や他者へのアピールポイント等)などの点について質問することにより、法 曹志望の熱意や自己分析力、さらには表現力を測る。試験時間は、1人あた りおよそ20分である。

また、5年一貫型入試(法学既修者)では、法曹を目指す理由、法科大学院進学を志した経緯、本法科大学院を選択した理由、自己評価(自己の資質及び能力について)、大学院修了後のビジョンなどの他に、学部時代の学習状況に関する質疑を行う。試験時間は、1人あたりおよそ30分である。

## (エ) 特性・経歴評価(特別入試のみ)

法学未修者を対象に、外国語の能力、キリスト教に関わる活動実績、ボランティア活動での顕著な実績、スポーツ活動・文化活動における顕著な実績、専門資格に伴う活動実績、そして通算 5 年以上の職歴のいずれかに該当する場合に、これを点数化して評価する。

#### (オ) その他(加点評価)

法学既修者については資格能力による加点(司法試験予備試験短答式合格、法学検定試験アドバンスト〈上級〉合格)を、法学未修者(特別入試を除く)については語学能力による加点(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、韓国語・朝鮮語、イタリア語。詳細については、入試要項¹参照)を、10点を上限として、それぞれ行っている。

#### 才 合格判定

法学既修者については、法律科目試験、学部成績の総合点(資格能力による 10 点を上限とする加点あり)で、法学未修者については、論文試験、面接試験、学部成績の総合点(語学能力による 10 点を上限とする加点)で合否判定を行う。ただし、総合得点が合格最低得点を上回っていても、法律科目試験の成績(法学既修者の場合)または論文試験・面接試験の成績(法学未修者の場合)が一定の基準を満たさない場合には不合格となる場合がある旨を定めており、これにより入学者の学力を担保している。なお、法学既修者・法学未修者のいずれの選抜試験においても、志望理由・自己評価書を合否判定の際の参考資料とすることがある旨も、併せて定めている。

#### カ 早期卒業・飛び入学制度

本法科大学院では、いわゆる飛び入学について、一定の条件のもとに出願 資格を認めている。早期卒業・飛び入学による出願資格は、以下のとおりで ある。

(ア) 当該入学試験実施年度の末日現在、大学在学期間が 3 年に達している こと (休学期間は含めない)。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項 p. 10-11, p. 18, p. 22,

- (イ) 当該入学試験実施年度の末日現在、大学で 124 単位以上修得している こと。
- (ウ) 当該入学試験実施年度の末日現在、修得した全単位の学業成績点 <sup>1</sup>の平 均が 4.0 以上であること。

なお、入学者選抜試験においては、早期卒業による入学及び飛び入学は、一般選抜及び特別選抜における出願資格として認めていることに加え、合否判定において、他の資格での入試区分と比較して、学部成績の割合を高く設定している。

## (3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針、選抜基準及び選抜手続については、入試要項<sup>2</sup>、パンフレット<sup>3</sup>等において適切に公開している。また、学内及び学外の進学(入試)説明会などを積極的に開催することによって、周知徹底を図っている。

各日程における選抜結果として、出願者数、受験者数、合格者数につき、受験者の属性別に開示するとともに、筆記試験(法学既修者試験における法律科目試験、法学未修者試験における論文試験)及び面接試験のそれぞれの最高点・最低点・平均点、並びに受験生の属性別の学部成績(それぞれの入試種別における換算後の点数)の最高点・最低点・平均点を本法科大学院のホームページで開示 4している。また、受験者本人からの成績開示にも、適切に対応している。

#### (4) 選抜の実施

学生受入方針に基づいた選抜基準及び選抜手続に従って厳格に入学試験及び合否判定を実施しており、これにより公平性・開放性を確保している。また、同一日程、同一試験における受験者すべてについて同一条件下で入学試験を実施しており、法曹養成と合理的な関係のない事由で優遇されることはない。

#### ア 入学試験における検討体制

以下の委員会により入学試験にかかる課題の抽出・検証及び制度の検討を行なっている。入試制度を変更するにあたっては、入試検討委員会の発議に基づき、最終的に研究科長室委員会の議を経て、研究科教授会において審議し決定する。

#### (ア) 入試検討委員会

ている(不合格科目は含めない)

素点 100~80 点: 学業成績点 5 点,素点 79~70 点: 学業成績点 3 点,素点 69~60 点: 学業成績点 1 点学業成績点総点(各科目の学業成績点×各科目の単位数)÷総取得単位数=学業成績点の平均

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A2-1 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 本法科大学院ホームページ「入試結果」〈https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/admissions/result〉

入試制度の改革・変更にかかる具体的な制度を設計する。

## (イ) 入試実行委員会

定められた入試制度のもとで体制を整え、各日程の入試につき準備・実行する。

#### イ 合否判定プロセス

いずれの入試日程・入試形態においても、データ処理・集約された受験者の成績データに基づき、入試実行委員会で合否判定原案を作成する。原案をもとに拡大入試実行委員会(研究科長室委員会と入試実行委員会の合同開催)で検討し、研究科教授会において審議の上、最終的な合否を決定している。

## ウ 入学試験における競争倍率

近年(過去5年間)の入学試験における競争倍率は、基本データ表(1)のとおりである。各年度において、2倍の競争倍率は維持されており、この点において、入学予定者の学力等の適切な評価・判定による厳格な入学者選抜は機能している。

エ 入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態

上記過去 5 年はもとより、本法科大学院発足以来、そのような事態はない。

## (5) 特に力を入れている取組み

全国的には、司法試験予備試験の受験者数の増加に反比例する形で、法科大学院進学者数は減少傾向にあり、そのような傾向に可能な限り歯止めをかけ、本法科大学院への進学者数を増加させるために、考えられる諸施策を実施している。具体的には、本学法学部とのさらなる連携の強化及び本学法学部や他大学における進学(入試)説明会の実施である。

入試関連での本学法学部とのさらなる連携の強化に関しては、本学法学部の特修コース (旧名称:司法特修コース)における選択必修科目の一部につき、本法科大学院の専任教員が担当しており、また本学法学部教員および本法科大学院教員の中から、それぞれ法曹コース指導教員を定め、当該指導教員の中で法曹コース在籍学生についての情報共有を図っている¹。さらに本学法学部及び本法科大学院の執行部レベルでも定期的に会議を開催して情報交換を行っている²。

進学(入試)説明会については、本学法学部(特に特修コース)の学生に向けて、個別に進学説明会を開催している。また、本学法学部以外にも、鹿児島大学、西南学院大学、島根大学、香川大学、愛媛大学、松山大学、岡山商科大学、近畿大学、甲南大学、京都女子大学等において、個別に説明会を

資料 A44 2021~2022 年度法曹コース指導教員打ち合わせ記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A45 2021~2022 年度法学部·司法研究科連絡協議会記録

実施している(2022 年度実績)。また、新聞社主催の進学説明会にも積極的に参加している(東京で開催される場合には、資料参加)。

# (6) その他特になし。

## 2 点検・評価

本法科大学院は、入学者選抜について、学生受入方針に基づいた選抜基準及び選抜手続に従って適切に実施しており、各種委員会による体系的かつ重層的な検討体制のもと、公正で公平な入学選抜を実施している。また、入学者選抜の方法や内容の詳細についても、上記検討体制のもとで不断の見直しを行っており、入学者選抜の大綱から細部にわたって課題の洗い出しを行い、必要に応じて柔軟に修正・変更を加えている。さらに、各種の媒体を通じて、選抜基準、手続、入試結果等を適時に公開しており、受験生からの個別の成績開示に対しても適切に対応している。

#### 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

昨今の法科大学院進学者の全国的な減少傾向に対して、本法科大学院では、順調に受験者数を増加させており(2020 年度実施の 2021 年度入試については、新型コロナウィルス感染症の影響により、一時的に受験者数が減少している)、競争倍率も 2 倍を超えて推移している。このような結果は、2019 年度からの西宮北口キャンパスへの移転という物理的な面も大きく寄与していると考えられるが、それに加えて、これまで本法科大学院が行ってきた入学者選抜の基準や手続に関する修正・変更、さらには進学(入試)説明会等の広報活動が一定程度結実した結果であると評価している。

もっとも、課題がないわけではない。入学者選抜については、入学者数の確保いう量の問題と同時に、優秀層の確保という質の問題にも対処しなければならない。この点は、入試制度の問題であるとともに、受験生の資質及び学力を適切に図るための入試問題の策定という問題でもある。もちろん、現在においても、それらを適切に見極めるための入試問題を策定しているが、入学後の学修を見据えて、入試制度及び入試問題を検討することが求められている。

以上の観点から、まずは過去における入試成績と入学後の学業成績との相 関関係について点検・評価するとともに、その結果を踏まえた制度設計及び入 試問題の策定に取り組む予定である。

#### 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

#### 1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

#### ア 一般選抜

本法科大学院では、A 日程、B 日程及び C 日程の各入学試験において「一般入試(法学既修者)」を実施し、既修者の認定を行っている。一般入試における既修者選抜の基準・手続については、「2-1 入学者選抜」の項を参照。

本試験で入学した者には、本学専門職大学院学則第 17 条第 7 項 「に定めるところにより、1 年次の法律基本科目 30 単位を修得したものとして一括して単位認定及び履修免除試験合格者につき、『民事訴訟法』『刑事訴訟法』の単位(それぞれ 2 単位)を個別に認定し、在学期間を 1 年間短縮して課程を修了できる方式を採用している。さらに、2022 年度より、本学法学部生を対象に早期科目履修制度 <sup>2</sup>を採用しており、当該制度に基づいて本法科大学院における一定の科目(法律基本科目、基礎法学・隣接科目、及び展開・先端科目中の司法試験選択科目)を法学部在学中に履修し、単位修得した科目については、20 単位を上限として、本法科大学院入学後に当該修得単位を認定することとしている。ただし、本制度に基づいて早期科目履修の登録を申請することができるのは、申請時点において卒業に必要な単位に含むことのできる科目の平均点が80点以上又はGPA2.50以上である者に限られる。

#### イ 特別選抜

本法科大学院では、A 日程の入学試験において「5 年一貫型入試(法学既修者)」を、A 日程及び C 日程の入学試験において「開放型入試(法学既修者)」を実施し、既修者の認定を行っている。特別選抜の対象者は、15 名(入学定員30 名中、5 年一貫型10 名、開放型5 名)である。なお、募集人員については、入学定員30 名中の特別選抜での入学者最大15 名を含む20 名が既修者コース、10 名が未修者コースとしており、未修者コースの入学者を一定数確保するために上記のような募集人員としている。

#### (ア)5年一貫型入試

本法科大学院は、本法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結している大学において、所定の教育課程を修了し、早期卒業見込みまたは卒業見込みの者を対象に、5年一貫型入試を実施する(2023年度入試の時点では、本学法学部との間でのみ、法曹養成連携協定を締結している<sup>3</sup>)。

5年一貫型入試の受験者に対しては、面接試験のみを課し、法律科目にか かる筆記試験を課していない(なお、入試の時点では、法曹養成連携協定に

50

<sup>1</sup> 資料 A5-1-1 関西学院大学専門職大学院学則

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A57 学部学生の早期科目履修制度の導入について

<sup>3</sup> 資料 A32 法曹養成連携協定書

記載された科目すべてを修得できていない場合もあることから、入学の前 年度3月末までに要件を満たした場合に限り、入学を許可する)。

面接試験においては、志望理由・自己評価書に基づく質問のほか、勉強方法や苦手科目の有無とその克服方法等の入学後の学修を見据えた質問を通じて、一般入試未修者で実施される面接試験と同様、表現力や論理的思考力を測るとともに、法学既修者として入学した場合の適格性を測る。法的知識を問う質問はしない。なお、面接時間は1人あたりおよそ30分である。

5年一貫型入試の合格判定については、面接試験と学部成績を対象として (資格能力による 10 点を上限とした加点あり)、その総合点で決定する。 ただし、総合得点が合格最低得点を上回っていても、面接試験の成績が一定 の基準を満たさない場合は、不合格となる場合がある旨を定めている。なお、 志望理由・自己評価書を合否判定の際の参考資料とすることがある旨を併 せて定めている。

本試験で入学した者には、本学専門職大学院学則 17 条 7 項 ¹に定めるところにより、1 年次の法律基本科目 34 単位を修得したものとして一括して単位認定し、在学期間を 1 年間短縮して課程を修了できる方式を採用している。

なお、2022 年度より、一般選抜と同様に本学法学部生を対象に早期科目 履修制度を採用している(「アー般選抜」の末尾参照)。

## (イ) 開放型入試

本法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結していない大学において、 所定の教育課程を修了し、早期卒業見込みまたは卒業見込みの者を対象に、 開放型入試を実施する。開放型入試においては、一般入試(法学既修者)と 同様に、憲法・民法・刑法・商法の 4 科目につき、筆記試験を課している (なお、入試時点では法曹コース修了要件を満たしていない場合もあるこ とから、入学の前年度 3 月末までに要件を満たした場合に限り、入学を許 可する)。

開放型入試の合格判定については、一般入試(法学既修者)の場合と同様に、法律試験科目と学部成績の総合点(資格能力による10点を上限とした加点あり)で評価するが、学部成績の比率が一般入試と比較して高く設定されている。ただし、総合得点が合格最低得点を上回っていても、法律科目試験の成績が一定の基準を満たさない場合は、不合格となる場合がある旨を定めている。なお、志望理由・自己評価書を合否判定の際の参考資料とすることがある旨を併せて定めている。また、出身大学により異なる選抜方式を定めておらず、地方枠も設けていない。

本試験で入学した者には、本学専門職大学院学則 17 条 7 項 <sup>2</sup>に定めると

<sup>1</sup> 資料 A5-1-1 関西学院大学専門職大学院学則

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A5-1-1 関西学院大学専門職大学院学則

ころにより、1年次の法律基本科目 30 単位を修得したものとして一括して 単位認定及び履修免除試験合格者につき、『民事訴訟法』『刑事訴訟法』の単 位(それぞれ 2 単位)を個別に認定し、在学期間を 1 年間短縮して課程を修 了できる方式を採用している。

## ウ 早期卒業による入学・飛び入学

本法科大学院では、早期卒業による入学及び飛び入学を認めている。これらの制度による出願資格については、「2-1 入学者選抜」の1(2) の項を参照。

これらの制度による合格判定に際しては、他の出願資格に基づく入試の合格判定と比較して学部成績を重視しているが、入学者選抜の時期については異なるところはない。

#### (2) 基準・手続の公開

既修者選抜の基準・手続については、入試要項 <sup>1</sup>およびパンフレット <sup>2</sup>において公開し、さらに進学 (入試) 説明会においても説明している。選抜入試の結果についても、ホームページにおいて公開 <sup>3</sup>しており、受験生から開示請求等があった場合には、適切に対応している。

既修者選抜や既修者の単位認定について、入学希望者等から意見を聴取したことはない。

## (3) 既修者選抜の実施

一般入試における既修者選抜の基準・手続等については、「2-1 入学者選抜」の項で述べたとおりであり、特別選抜については、本項(1)に記載したとおりである。一般選抜、特別選抜のいずれの入試形態においても、選抜基準及び選抜手続に従って適切に実施されている。

過去 5 年間の既修者選抜のデータは、基本データ表(4)のとおりである。 また、過去 5 年間の入学者数のうち、法学既修者数及び割合については、基 本データ表(5)のとおりである。

既修者選抜及び既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態は、この5年間だけではなく、それ以前においてもない。

## (4) 特に力を入れている取り組み

すでに「2-1 入学者選抜」の項で述べたところ以外には特になし。

#### (5) その他

すでに述べたように、既修者選抜(一般入試)の合格者を対象に、民事訴

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A7 2024 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A2-1 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 本法科大学院ホームページ「入試結果」〈<u>https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/admissions/result</u>〉

訟法及び刑事訴訟法の科目(両科目とも、既修者選抜入試の対象科目ではない)につき、入試実施年度末に履修免除試験を実施している。履修免除試験の合格者は、当該合格した科目につき、1年次配当の民事訴訟法または刑事訴訟法(またはその双方)の単位を修得したものとみなされる。合否の判定基準は公表されていないが、合否にあたっては1年次の単位認定基準よりもやや高めの水準を設定することによって、適切かつ厳格な運用に努めている。

## 2 点検・評価

本法科大学院における既修者選抜に関しては、学生受入方針に基づき、一般 選抜・特別選抜にかかる選抜基準及び選抜手続が概ね適切に実施されている。 また、既修単位認定に関する情報、選抜試験の結果、法律試験科目の問題及び 解説(出題趣旨等)については、適時にホームページで公開している」。

一般選抜及び特別選抜の双方について、入学者選抜の公正性・公平性が疑われる事態は生じておらず、また単位認定も基準に従って適切に行われている。 さらに、直近の2023年度入試についてみると、競争倍率3倍以上という高い 競争倍率を維持しつつも、過去5年間で最も多くの入学者を達成している。

## 3 自己評定

Α

#### 4 改善計画

開放型入試において、その出願段階で、本学法学部におけると同様、法律科目試験の出題範囲にかかる学習内容が概ね3年次前期(春学期)には終えていることを暗黙の前提として、法律科目にかかる論文試験の出題範囲の学修を終えていることを出願要件として明示的に課していない。この点について、必要な検討・検証を行った上で、そのような出願要件を設定するかどうかについて、今後必要な委員会等において検討することを考えている。

また、特別選抜入試の制度自体がまだ始まったばかりであり、この制度に基づいて入学してきた学生の入試段階での成績と入学後の学力との相関関係についても、今後検証していく予定である。

-

<sup>1</sup> 本法科大学院ホームページ「入試情報」〈https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/admissions/〉

## 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

#### 1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院における「法学部以外の学部出身者」とは、出身学部・専攻が法学系(政治学は含まない)以外の者をいう。

## (2) 実務等の経験のある者の定義

本法科大学院では、「実務等の経験のある者」を入試要項において明確に定義づけてはいない。もっとも、志願票に「大学卒業後、給料、賃金、報酬、その他経常的な収入を目的とする仕事の経験を有する者」と表記した上で、該当するものは記載するよう求めている。なお、実務等の経験者には主婦・主夫を含むものとしているが、本法科大学院入学前に主として受験勉強をしており、その傍らでアルバイトをしていたというだけでは、実務経験があるとは考えていない。

なお、実務経験のある者の選抜試験に関しては、実質的に、B 日程及び C 日程において実施される特別入試(法学未修者のみ)が該当すると考えるが、この点については、後掲(4)の項を参照。

(3)入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

基本データ表(6)のとおりである。

#### (4) 多様性を確保する取り組み

本法科大学院は、幅広い分野において顕著な活動を行った者や専門的な能力・資格を有する者など、将来放送となったときにその特徴を十分に活かし、社会的に寄与する活動が期待できる者もまた法曹になるにふさわしいとの観点から、B日程及びC日程において、法学未修者を対象とした特別入試を実施している。

特別入試においては、出願資格として、次のいずれかに該当することを要件としている。

- ア 外国語の能力が優れた者
- イ キリスト教にかかわる活動実績のある者
- ウ ボランティア活動で顕著な実績のある者
- エ スポーツ活動や文化活動で顕著な実績のある者
- オ 専門資格を有し、活動実績のある者
- カ 応募時に通算5年以上の職歴がある者

そして、上記のいずれかに該当するとして出願した場合、合格判定におい

て、一般未修者試験において課されている論文試験及び面接試験の合計点に加えて、特性評価として50点を上限に評価することとしている。 なお、特別入試の募集人員は若干名としている。

- (5) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (6) その他特になし。

#### 2 点檢·評価

法学部以外の学部出身者や実務等の経験のある者を受け入れるための入試制度は整備されており、また特別入試の合格判定においても、これらの者について、基準に従って適切に評価している。

もっとも、実務等の経験のある者の定義については、志願票に一定の記載は見られるものの、特別入試の選抜基準との関係で、入試要項等ではその定義を行っていない。本法科大学院は、一時期、社会人がその職を辞することなく法科大学院で学ぶことができるように、特別入試に夜間社会人の枠を設け募集していたが、当該枠に応募する受験生がほとんどいなかったために、当該枠自体を廃止したという経緯もある。ただ、特別入試においては、従来より専門知識を有し活動実績がある者や、応募時に通算5年以上の職歴がある者という出願資格の項目を設けており、そのカテゴリーでの出願等を通じて、全体の入学者に占める社会人経験のある入学者の割合は、直近5年間の平均で17.5%余りと、それ以前の10%程度と比べれば、増加傾向がみられる。

## 3 自己評定

В

#### 4 改善計画

上記2で示した点を含め、実務等の経験を有する者(いわゆる社会人)を対象とした特別の入試制度(現在の特別入試に代わる制度)を設計することは検討されてはいない。しかしながら、西宮北口キャンパスという駅直結の立地の良さを前面に押し出して、社会人経験のある者に対する広報活動をさらに強化していくことは必要であり、今後、必要な委員会等の会議において検討されることが予定されている。

#### 第3分野 教育体制

## 3-1 教員体制・教員組織(1)〈専任教員の必要数及び適格性〉

(評価基準) 法科大学院の規模に応じて, 教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

(注)

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員(入学定員に3を乗じた数)に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる専任教員は、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1 現狀

## (1) 専任教員の数と教員適格

基本データ表(7)のとおり、学生の収容定員は90名で、みなし専任教員を含む専任教員総数は19名(派遣裁判官・派遣検察官各1名を含む)である。内訳は、専任研究者教員が10名、専任実務家教員が2名、みなし専任教員(任期制実務家教員)が7名となっている。法令上定められた専任教員数は12人であるが、その要件を満たすとともに、理論と実務の架橋を実践するために研究者教員と実務家教員をバランスよく配置している。なお、専任教員のうち学部・修士課程・博士課程の専任教員を兼ねている者はいない。

教員の採用時においては、専門職大学院教員任用規程 及び司法研究科教 員選考基準内規 にしたがい、教授会の議を経て審査委員会を組織する。審 査委員会は履歴・業績書の内容を厳正に審査し、教授会において詳細な報告 を行い、その上で投票にて採否を決定するという厳正な手続で行っている。

#### (2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

基本データ表(8)のとおり、入学定員30名に対して研究者教員は10名であり、その内訳は、憲法1名(欠員1名を除く)、行政法1名、民法3名、刑法2名、商法1名、民事訴訟法1名、刑事訴訟法1名である。よって本法科大学院は、「法律基本科目の各科目に1人ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く)が適切に配置されている」という基準を満たしている。

## (3) 実務家教員の数及び割合

基本データ表(9)のとおり、専任教員総数19名のうち、実務家教員は9名である。任期制実務家教員については、法科大学院任期制実務家教員規程及び司法研究科教員選考基準内規に定める資格要件及び手続にしたがって、審査委員会が審査し、教授会にて採否を決定する。全員が5年以上の実務経験があり、修習生や後輩法曹の指導経験を持つ教員も多数存在することから、担当授業科目を教えるための十分な知識と実務経験を有している。

## (4) 教授の数及び割合

基本データ表(10)のとおりである。教授への任用時においては専門職大学院教員任用規程 及び司法研究科教員選考基準内規 にしたがい、教授会の議を経て審査委員会を組織する。審査委員会は履歴・業績書の内容を厳正に審査し、教授会において詳細な報告を行い、その上で投票にて採否を決定するという厳正な手続で行っている。

## (5) 特に力を入れている取り組み

高度専門職業人を養成するため、数多くの実務家教員を擁し、専任教員の 半数近く(19名中9名)を実務家教員が占めている。

# (6) その他特になし。

## 2 点検・評価

本法科大学院は適格性のある専任教員の必要数を満たしており、教授の割合も84.2%(19名中16名)と基準を十分満たしている。

# 3 自己評定 適合

#### 4 改善計画

特に改善の必要は認められない。

## 3-2 教員体制・教員組織(2) 〈教員の確保・維持・向上〉

(評価基準)継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力 を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、 有効に機能していること。

#### 1 現状

#### (1) 専任教員確保のための工夫

専任教員の定年退職、みなし専任教員(任期制実務家教員)の任期満了退職や任期更新など、あらかじめ想定できる中長期的な後任者の確保については、将来構想委員会において、人事計画を検討し方針を議論している<sup>1</sup>。

## (2) 継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

研究者を志望する修了者に対して、本学大学院法学研究科博士課程後期課程に進学する道が用意されている<sup>2</sup>。これは本学の法学研究者養成機関である法学研究科との相談のもとに設けられた特別の制度であり、法科大学院修了者は、博士課程後期課程に進学するに際して修士論文の提出を要件とされておらず、論文試験または研究レポートの審査により合否が決定されることになっている。ただし、実績はこれまで 1 名に限られている (なお、2017 年度に本法科大学院を退学して本学法学研究科に入学し直した者は 1 名いる)。

また、「法の理論と実務研究会」は学生に対しても広報し、参加が自由となっており、研究活動への興味関心を持つ学生に対する動機付けの機会を設けている<sup>3</sup>。

任期制実務家教員のうち、若手教員については、カリキュラム外の学習サポート制度(土曜ゼミ)として学習指導の経験を積み、指導姿勢や学生の評価等も考慮して非常勤講師として採用し、そこでの授業評価等を考慮して、任期制実務家教員として採用するという方針をとっている。

#### (3) 教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用と昇任については、個人業績調書に研究上の業績のみならず、 教育上の業績・工夫の記述欄も設けており、これを評価対象として審査委員 会が教育能力を精査して教授会に報告し、教授会で審議・決定している <sup>4</sup>。 また、教員の教育能力の維持・向上の取り組みとして、毎学期、原則とし て非常勤講師を含めた全教員の授業評価について中間アンケートと期末授

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A111 2022 年度第 1 回将来構想委員会記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A64 2024 年度関西学院大学大学院法学研究科博士課程後期課程入学試験要項 p. 7「JD 入学試験」

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A56 法の理論と実務研究会開催内容一覧

 $<sup>^4</sup>$  資料 A47-2 司法研究科教員選考基準内規 第 3 条第  $6\cdot 7$  項, 第 4 条第 5 項

業評価アンケートを実施している。期末アンケートについては年に 2 回授 業評価アンケート結果報告書を作成して教授会で共有し、特に学生からの 強い要望事項については注意を喚起している<sup>1</sup>。

さらに、毎学期、一定のテーマのもと(たとえば 2022 年度は未修者教育の改善をテーマとして、1 年生科目担当教員の授業を対象)、授業参観を行うとともに、その後の授業を受けている学生と参観教員との懇談及び参観教員と担当教員との意見交換会を実施している<sup>2</sup>。

なお、能力評価基準は設けられていないが、教員の昇任基準については、2022年5月に「司法研究科教員選考基準内規」<sup>3</sup>を改訂し、研究業績60%、教育業績30%、管理運営上の業績10%を目途にそれらを考慮したうえで総合判断することとし(第3条第6項)、教育力(教育上活動における受賞歴、教育活動・方法における工夫、司法研究科内における教員・学生による高い評価(同第7項))にも相当な比重を置くことを明確にしている。

- (4) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (5) その他 特になし。

## 2 点検・評価

在学生が研究者を目指す制度的な仕組みがあり、在学中に研究会参加の機会を与えるなどの工夫をしているが、実績は1名であり、そもそも本法科大学院在学生の中に研究者を目指す学生が極めて少ない中で、このルートから継続的に研究者が確保される可能性は小さい。そのため、前回の認証評価以降も、この点の改善には苦慮している。

他方で、実務家教員の確保については、実績評価ができる非常勤講師ルートからの採用方針は合理的である。実際に、実務家の非常勤講師が担当する一部 基礎演習科目においては担当者の変更も行った。

教員の教育能力の向上については、最終的には教員各自の裁量に委ねざるをえない部分は残るものの、徹底した授業評価と活発な授業参観が改善の契機として多いに役立っている。また、教員の昇任基準についても内規を整備して、評価基準の明確化に努めている。

以上を全体としてみた場合には、継続的な教員の確保及びその能力の維持・ 向上に向けて鋭意取り組んでいると評価しうる。

59

資料 A13-3-1 2023 年度春学期中間アンケート結果 資料 A14-1-1・2 2022 年度春学期・秋学期授業評価アンケート結果

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A13-2-1·2 2022 年度春学期·秋学期授業参観実施記録

<sup>3</sup> 資料 A47-2 司法研究科教員選考基準内規

## 3 自己評定 B

#### 4 改善計画

研究者教員の確保については、引き続き博士後期課程への進学ルートの周知徹底に努めるとともに、進路選択の一つとして研究者を認識させるよう、例えば特別演習科目(いわゆる e 群科目)の活用なども視野に入れ、鋭意取り組んでいく予定である。もっとも、実務に出てから留学に行く事例が多い点に注目すれば、一定期間実務に従事した若手を研究者教員としてリクルートする方法も検討する必要があろう。

教員の教育能力の向上については、各教員の個性と自主性を尊重しつつも、 さらに全体としての教育力の向上を図るためには、ビデオ教材の作成など教 材面での改革が必要と認識しており、現在、試行的な教材づくりを進めている ところである。

## 3-3 教員体制・教員組織(3)〈専任教員の構成〉

(評価基準)教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹 養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されて いること。

#### 1 現状

#### (1) 専任教員の配置バランス

分野別の研究者専任教員の構成は、憲法1名(欠員1名を除く)、行政法1名、民法3名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法2名、刑事訴訟法1名である。また、実務家の専任教員は民事法担当が2名、みなし専任教員(任期制実務家教員)は、民事法担当が3名、刑事法担当が3名、公法担当が1名という構成である。実務基礎科目群にも刑事法、民事法の分野に複数の専任教員及びみなし専任教員が配置されている。

2022 年度の各科目群の専任教員担当クラス数と専任教員以外の教員(非常勤教員)担当クラス数は基本データ表(11)のとおりである。

## (2) 教育体制の充実

複数の教員が連携して担当する科目が用意されており、授業内容の共通化、水準確保のために、教育効果が最大限引き出せるよう意見交換をした上で授業が実施されている。具体的には、「民法演習  $I \cdot II$ 」、「民事ローヤリング  $I \cdot II$ 」、「刑事裁判実務 I」、並びに「刑事模擬裁判」などがある。いずれも、FD 活動と密接に連携している。

- (3) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (4) その他特になし。

#### 2 点檢·評価

収容定員に見合った適切な教員体制となっている。また、クラスごとの平均 履修者数は良好であり、少人数教育が徹底できる体制となっている。

3 自己評定

A

## 4 改善計画

特になし。

## 3-4 教員体制・教員組織(4)〈教員の年齢構成〉

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

## 1 現状

## (1) 教員の年齢構成

基本データ表(12)のとおりである。 $40\sim49$  歳が 4 名(21.1%)、 $50\sim59$  歳が 8 名(42.1%)、 $60\sim69$  歳が 7 名(36.8%)となっており、概ねバランスはとれている。

- (2) 教員の年齢構成についての取り組み 特になし。
- (3) その他 特になし。

## 2 点檢·評価

概ね年齢バランスは保たれていると言えるが、研究者教員については数年後には60歳台の教員が半数を占めることになるし、実務家教員についても高齢化傾向が見られる。法科大学院の教員には一定の教育経験年数が必要とされるため、40歳未満の適切な教員を確保することには難しさはあるが、今後は定年教員の補充人事で若手教員を積極的に採用することで教員の年齢構成のバランスを確保したい。

#### 3 自己評定

Α

#### 4 改善計画

研究者教員・実務家教員共に、年齢構成に配慮した採用に努めたい。

## 3-5 教員体制・教員組織(5)〈教員のジェンダーバランス〉

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

#### 1 現状

- (1) 教員のジェンダーバランス 基本データ表(13)のとおりである。
- (2) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (3) その他 特になし。

## 2 点検・評価

基本データ表(13)のとおり、女性教員の比率は前回評価時よりは向上しているものの、必ずしも十分な水準には達していない。女性教員を積極的に採用しようという姿勢は持っており、教員採用にあたっては常に優先事項として考慮しているが、法律分野全体をみても採用対象となる女性教員が男性教員よりも圧倒的に少なく、また、法科大学院教員には教育経験や実務経験等のキャリアが要求され、採用候補者群が狭くなるために、結果的に現状のようなジェンダー構成となっている。

#### 3 自己評定

В

## 4 改善計画

今後は専任教員のみならず、兼担教員・非常勤教員についても、女性教員比率を高めるべく、努力する。

## 3-6 教員支援体制(1)〈担当授業時間数〉

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる 程度の適正なものであること。

#### 1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院における過去 3 年間の各年度の教員の担当コマ数は、基本データ表(14)アのとおりである。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数本法科大学院における過去3年間の各年度の他大学・他学部の授業数も含めた教員の担当コマ数は、基本データ表(14) イのとおりである。

### (3)授業以外の取り組みに要する負担

本法科大学院では、各種の研究科内委員会及び学内委員会が設置されて おり、各教員はこれらの諸委員会の構成員として業務に従事している<sup>1</sup>。ま た、各委員会所管の学生向け行事(例えば、新入生ガイダンス・企業交流会 等)がある場合には、必要に応じて業務に従事している。

このほか、専任教員が従事する業務として、①入試業務、②履修免除試験の問題作成及び採点に係る業務、③共通到達度確認試験追試験の問題作成に係る業務、④模擬司法試験の問題選定ないし問題作成、採点基準・解説作成及び講評会実施に係る業務、⑤実力確認試験の問題作成に係る業務、⑥入学予定者向けの入学前学習プログラムに係る業務、⑦個人面談に係る業務といったものがある。

これらの業務は、研究科内委員会及び学内委員会に係る業務を除けば、いずれも散発的なものにとどまり、教員に対して授業以外の負担を過大に強いるものとはなっていない。そのため、これらは各教員による教育及び研究活動に対して悪影響を及ぼすものにはなってはおらず、また、その多くは在校生らの学力向上に向けた取り組みとして、本法科大学院の活動における重要な構成要素となっている。

#### (4) オフィスアワー等の使用

本法科大学院では、各教員が週 1 コマあるいは随時でオフィスアワーを 実施することとしている。在校生によるオフィスアワーの利用は、近年はそれほど多くはなく、オフィスアワーの実施が教員に対する過大な負担になっているといった実態は存在しない。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A59 2023 年度司法研究科各種委員会等委員一覧

## (5) 特に力を入れている取り組み

研究科内委員会の運営方法を様々な観点から合理化し、余剰時間の創出を図ることによって、各教員がこれまで以上に授業準備や受講生対応等に時間を割くことができるよう工夫している。

例えば、2020 年度より研究科内委員会の大半のものについてオンライン開催とすることで、各教員における移動時間負担等の軽減が図られている。また、教授会やカリキュラム委員会(拡大教授会)においては、従来は報告事項の全件について会議内で口頭説明をするといった運営方法を採用していたところ、2021 年度より報告事項のうち極めて重要なものについてのみ口頭説明を行い、その他の事項については事前の資料配付にとどめるという運営方法に変更し、会議時間の大幅な短縮を実現している。加えて、本法科大学院の執行部により構成される科長室委員会については、開催頻度を2021年度より月2回から月1回に変更し、さらに改革推進委員会ついては、2019年度以降、その機能を執行部に統合したうえで、その定期開催自体を休止するなどして、各教員の会議負担を可能な限り軽減している。

以上の諸方策を講ずることにより、本法科大学院では、各教員が十分な準備を行って授業に臨み、十分な学生のフォローアップをできる体制を整えている。

なお、研究科長職や全学の要職に就いた場合には、授業負担ノルマの減免 (減免コマ数は役職により異なる)を認めている。

## (6) その他

本法科大学院では、年間の授業負担ノルマが8コマに設定されており、各教員が自発的に追加担当している場合を除いては、これを超える授業負担が専任教員に強いられることはない。また、留学等のイレギュラーな状況が生じた場合など、1教員あたりの担当コマ数が過剰になりそうなときでも、複数クラス開講科目においてクラス数削減などの対応をとることで、教員の授業負担が過剰にならないよう工夫している。

本学法学部との法曹養成連携協定に基づき、本法科大学院の専任教員の7人は、同法学部において計9コマ分の授業を担当している(2023年度)。しかし、本法科大学院以外での授業担当であっても、他学部の授業担当については年間1コマ分を担当授業コマに参入することが認められているため、この7人の専任教員においても本学法学部の授業担当は過大な負担とはなっていない。

なお、本法科大学院は、高度の法学専門教育を行うにあたり、その前提となる各教員の研究能力の維持・向上に奉仕するべく、専任教員による在外研究及び国内研修(以下、あわせて「研究休暇」という。)を積極的に承認し

ている (詳細については 3-7 参照)。

## 2 点検・評価

本法科大学院の専任教員における授業時間数 (コマ数) の平均は、3.0 コマから4.3 までの間にとどまっており、全て週当たり5 コマ (7.5 時間) という目安を下回っている。たしかに一部教員において週6 コマという例がなかったわけではないが、これは留学による担当学期の授業時間数調整の結果であったり、当該教員が主体的・自発的に特別演習科目等を開講したことによるもので、いずれも例外的事情に起因するものである。

なお、各種委員会活動やオフィスアワーその他授業以外の業務は、教員にとって一定の負担とはなりうるものの、授業準備を阻害する程度に過大な負担とはなっていない。実際に、各教員において十分な授業準備ならびに学生への十分なフォローアップを行うことができている。

## 3 自己評定

Α

#### 4 改善計画

正課授業以外の各種プログラムに関しては、真に必要なものに対して必要なリソースを割くことができるよう、その需要と実効性についてそれぞれ所管する委員会において継続的に検証し、各教員の負担が合理的で適正なものとなるよう、プログラムの内容を適宜改善していくこととする。

## 3-7 教員支援体制(2)〈研究支援体制〉

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされている こと。

#### 1 現状

#### (1) 経済的支援体制

教員の研究活動を経済的に支援する体制としては、まず個人割り当てで配分されるものとして、専任教員に割当られる個人研究費(年額 58 万円)及び図書費(年額約 17 万円〈2022 年度実績〉)がある。経済的な研究支援としては十分な水準が保障されているといえる。

そのほかに、申請に基づく給付の仕組みとして、全学的に個人特別研究費補助や学内共同研究費補助があるほか、出版費補助として大学叢書出版補助がある。近年では2018年度・2020年度・2021年度・2022年度に各1名が補助を得て学術書を公刊している。さらに、教員の国際交流を支援する学内補助費として、海外客員教員招聘制度があり、2019年度にニュージーランドから1名招聘した実績があるほか、2023年度にもオーストリア及び英国からそれぞれ1名ずつ招聘することが内定している(詳細については6-4の1(1)工参照)。

## (2) 施設・設備面での体制

個人研究室は、みなし専任(任期制実務家教員)を含む全専任教員に西宮上ヶ原キャンパスに1室が用意されている。これに加え、授業自体は一部を除き、西宮北口キャンパスで行われており、西宮北口キャンパスにも、共同ではあるが、教員研究室を設置し、キャレルを各人に割り当てている。さらに、教員の作業スペースとしても利用可能な教材準備室を設置することにより、教員の研究環境の整備に努めている。

図書・資料については、上ヶ原キャンパスにある大学図書館、法学部資料室、西宮北口キャンパスの法科大学院資料室に基本的な文献・資料が保管されており、質・量ともに充実している。これに加えて、十分な個人研究費等により個人研究室や西宮北口キャンパスの共同研究室キャレルに図書や資料の設置が可能である。なお、上ヶ原キャンパスの大学図書館とは距離的に離れているものの、図書等は、禁帯出等の一部を除いて、法科大学院資料室に取り寄せることが可能になっており、利便性が失われないように配慮されている(詳細については7-5参照)。

#### (3)人的支援体制

本法科大学院には、教員の研究活動をサポートする独自の職員体制は存

在しない。しかし、上記のように、全学的な組織として研究推進社会連携機構があり、各教員も本法科大学院事務室の支援を通じて各種研究補助制度にアクセスできるようになっている。

なお、教育活動を支援する体制としては教務補佐の制度があり、教員も教 材印刷、動画作成・編集などで支援を受けている。そのような教育上の事務 負担の軽減は、教員の研究活動時間の捻出にも役立っている。

## (4) 在外研究制度

大学から派遣される留学制度として学院留学制度があり、本法科大学院の完成年度から応募が可能となっている。この留学制度を活用して近年では2022年度に2名(1年,半年各1名)が在外研究の機会を得ているほか、2024年度にも1名(半年)の在外研究が内定している。本法科大学院では教育上の負担が重いため、日常的に研究に専念することが難しい。その点において、在外研究の機会は貴重である。教員相互の理解と協力のもとで、在外研究制度は活用されていると言える。

このほかの研究休暇制度(いわゆるサバティカル)として、特別研究期間と自由研究期間の制度がある。前者は1年間ないし6カ月間、後者は6カ月間、授業担当が免除され研究に専念できるという制度であるが、例外的に一部の科目を担当することもある。本法科大学院では2019年度に1名(半年)、2020年度に1名(半年)、2021年度に1名(1年)、2023年度に1名(半年)が本制度を活用している。

## (5) 紀要の発行

本法科大学院独自で発行している紀要はないが、本学法学部と合同で組織している「法政学会」が発行している紀要として『法と政治』¹があり、本法科大学院教員もそこに執筆する資格を有している。本法科大学院教員も研究時間の確保に困難な状況のなか積極的に執筆・投稿している。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

2010年度から、法の理論と実務研究会<sup>2</sup>が年に1~2回不定期に開催されている。教員だけでなく学生有志も参加して、活発な議論が繰り広げられている。本法科大学院の一つの注目すべき取り組みである。

#### (7) その他

特になし。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本学法学部ホームページ「法政学会」〈https://www.kwansei.ac.jp/s\_law/study/houseigakkai/〉

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A56 法の理論と実務研究会 開催内容一覧

## 2 点検・評価

専任教員に対しては、個人研究費だけでなく出版補助や国際交流補助も含めて十分な経済的支援が行われているうえ、施設・整備も相当程度整えられている。西宮北口キャンパスに移転以降は、上ヶ原キャンパスとの関係ではやや距離が生じているが、それをカバーする体制が整えられており、研究活動に支障が生じているわけではない。他方で、在外研究の制度や研究休暇制度の体制も整えられ、着実に成果を残している。

現状に全く問題がないわけではないものの、以上を全体として評価すれば、 研究支援体制への支援は十分になされていると評価しうる。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

コロナ禍により中断しているが、今後も「教員の教育研究環境に関するアンケート」等の実施を通じて教員の要望を定期的に確認し、可能なものから改善に取り組んでいく予定である。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1)〈FD活動〉

(評価基準)教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施 されていること。

## 1 現状

## (1) 組織体制の整備

FD 活動を企画推進・管理統括する委員会として、研究科長をコンビーナとする「自己評価・FD 委員会」を組織している(研究科長以下、実務家教員を含む専任教員6名で構成)。当該委員会の根拠規程は、本法科大学院独自のものではなく、「関西学院内部質保証に関する方針」「である。具体的には、同方針のもとで設けられた(全学的な)「大学内部質保証部会」に属する個別委員会として、本研究科の「自己評価・FD 委員会」が組織されている(詳細については1-3参照)。この委員会を中心として、年度を通じて不断に教育内容・方法の改善と向上を図る体制を整備している。

前回評価において「科目毎の FD・系別の FD の取り組みが恒常的でない」と指摘されていたところ、分野別 FD については、コロナ禍の影響もあり遅れはしたものの、2022 年度より運用を再開している <sup>2</sup>。また、「科目毎の FD」という名目では行われていないが、これに相当しうる組織として、「未修 1年生担当者会議」が 2018 年度より定期的な運用を開始している(詳細につき後掲(5)参照)。これは、文科省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を契機として、2018 年度当時の研究科長の主導により実施されるに至ったものである。さらに、同一科目を複数教員で担当する場合には、シラバス、教材、成績評価等については、教員個人間の取り組みとして、日常的に教材研究や協議が行われている(詳細につき後掲(6)参照)。

他方、神戸大学法科大学院との連携協定(その根拠は「未修者の改善に向けた協力等に関する覚書」³)に基づき、同法科大学院と共同で基本的に毎年1回、未修者教育に関する共同 FD を実施している。これも、文科省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を契機として実施されるに至ったもので、その意味では執行部(科長室委員会)の企画というべき実質を有していたが、現在では自己評価・FD 委員会とも連携して実施されている。この点の詳細についても、後掲(5)において述べる。

#### (2) FD活動の内容

\_

<sup>1</sup> 資料 A5-3-2 関西学院内部質保証に関する方針

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A13-2-6 2022 年度分野別 FD 記録 (公法系·民事系·刑事系)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A53 未修者教育の改善に向けた協力等に関する覚書[令和元年9月1日付]

自己評価・FD 委員会は、上記の通り研究者教員と実務家教員によって構成され、2019年度までは月1回程度、コロナ禍に係る 2020年度以降は2か月に1回程度開催されている。同委員会の開催にあたっては毎回議事録が作成されているほか<sup>1</sup>、年間のFD活動の記録として「FDニュース」<sup>2</sup>が年度末に発行されている。同委員会の企画・立案に係るFD活動の内容について、その概略を示すと以下の通りである。

## ア 教員相互の「授業参観」3

各学期の中間点前後の時期(6月・11月)に設定している。自己評価・FD 委員会はその時期に、例えば法学未修者コースの法律基本科目や、実務基礎科目、新任教員の担当科目、新設科目のように一定のテーマを定め、参観指定科目及び期日を定めている。なお、2019年度までは複数科目を指定していたが、コロナ禍が始まった2020年度以降は1科目のみの指定に運用を変更している。

参観に際して各教員は、原則として指定された期日に参観するが、参観中には所定の「感想・コメント記入用紙」に「1. 使用教材・配布資料」、「2. 授業の難易度・進度」、「3. 授業方法」、「4. 授業に関する意見・感想・質問等」を記入のうえ提出することが求められる。授業終了後には、授業担当者を除いて、履修者と参観した教員との懇談の機会が設けられており、授業への意見及び予習・復習状況などを聴取する。さらには、参観の感想、履修者との懇談をふまえ、参観教員と授業担当者との意見交換会も実施している。

なお、指定期日での参観が困難な場合には、オンラインでの参加や別期日での参観を認めているほか、やむを得ない場合には、当日の授業録画の視聴を認めたうえで上記・意見書の提出を求めるなど、できるだけ全ての教員が参加できるよう配慮している。

## イ FD 研修会 <sup>4</sup>

授業参観に加え、各学期毎に1回(通年では2回)、FD 研修会を実施している。ここでは、外部講師を招聘して講演してもらうこともあれば、専任教員が自らの取り組みを紹介して意見交換する場合もある。例えば2022年度の取り組みを紹介すると、春学期は学内の高等教育推進センターから武田俊之教育技術主事をお招きして、「ポストコロナの教育手法・工夫(オンデマンド教材の活用)」についてご講演いただき、意見交換を行った。秋学期については、丸山敦裕教授が神戸大学法科大学院との共同FD において行った報告内容を事前に共有したうえで、あらためて学内において①未修者教育について、②起案の取扱いについて意見交換を行った5。

72

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A6-1 2021-2023 年度自己評価・FD 委員会記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A13-1-5, A13-2-5, 2021-2022 年度 FD ニュース

<sup>3</sup> 資料 A13-1-1·2, A13-2-1·2 2021-2022 年度授業参観

<sup>4</sup> 資料 A13-1-3·4, A13-2-3·4, A13-3-1 2021-2023 年度 FD 研修会

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 資料 A13-2-5 2022 年度 FD ニュース

なお、コロナ禍が始まった 2020 年度のように、オンライン授業への対応例・実践例について経験の共有を深める必要がある一方で、突然始まったオンライン授業のもとで増え続ける業務を効率化する観点から、当該年度に限り授業参観と FD 研修会とを統合して実施せざるをえなかった年度もある(もっとも、現在は原則通り、別々に行っている)。また、神戸大学との共同 FD をもって、本 FD 研修会として位置づけた例もある(2021 年 9 月)<sup>1</sup>。

ウ 「学生による授業評価」及び報告書の作成、公表 この点の詳細については、次の 4-2 において述べる。

## エ シラバスチェック

2018 年度より、全学的な要請のもと、自己評価・FD 委員会が主体となって本法科大学院において開講される全科目のシラバスチェック <sup>2</sup>を毎年度末頃に行ってきている。これにより、学生目線での到達目標の設定・記述といった全学的な目的が達成されるだけでなく、本法科大学院の成績評価基準が遵守されているかどうか (例えば、出席自体に対して点数が付与されることになっていないかどうか) を事前にチェックすることも可能になっている。また、チェック項目に該当したシラバス (例えば、平常点として「出席点」を明示しているもの) に対しては、コンビーナ (研究科長) 名義で修正依頼を授業担当者に対して発出することにより、予防措置を講じている。

#### 才 分野別 FD

2022 年度より、未だ年度末に1度という頻度ではあるが、公法系、民事系及び刑事系においてそれぞれ分野別FDを開催し、研究者教員と実務家教員とでお互いの授業内容と今後の進め方について意思の疎通を図っている3

なお、分野別 FD は科目別 FD を兼ねる場合もある。例えば、2023 年 3 月に行われた刑事系 FD では、議題の一つとして次年度からすぐに始まる「刑事模擬裁判」の進め方を取り上げていた。当日の参加者には、次年度から新規に派遣される検察官のほか、新任の派遣裁判官も含まれており、刑事系開講科目の全体像を踏まえたうえで新たな模擬裁判の在り方を検討するという意味では、科目別 FD の実質を有している。

カ 実務家・有識者らによる「外部評価」 この点の詳細については、「1-3 自己改革」を参照。

#### (3) FD 活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

本法科大学院では、授業参観を実施する場合には、カリキュラムにおける その時々の重点科目(例えば未修 1 年次の必修基本科目)を指定科目とし たり、FD 研修会で外部講師を招く際にも、その時々で教員組織の抱える問

<sup>2</sup> 資料 A93 2023 年度開講科目シラバス第三者チェック実施要領

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A13-1-4 2021 年度秋学期 神戸大学との共同 FD 研修会

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A13-2-6 2022 年度分野別 FD 研修会記録(公法系・民事系・刑事系)

題意識 (例えばオンライン授業の活かし方) に沿ったテーマを選ぶなど、その時々で本法科大学院が直面する課題認識に即して活動するよう努めている。

そのうえで、共有された経験や知見を法科大学院全体の成果としてフィードバックできるよう、授業参観にせよ FD 研修会にせよ、その記録はカリキュラム委員会(拡大教授会)で懇談の材料にするなどして、授業改善の議論に組み入れている。同様に、学期末の「授業評価アンケート」についても、結果の分析とまとめを報告書¹として全教員に学内ポータルサイト kwic で配付するとともに、抽出された問題点(例えばオンライン授業のマイナス効果など)をふまえてカリキュラム委員会において意見交換を行っている。

また、カリキュラム委員会での議論を実効的なものとするため、2018 年度からは任期制実務家教員も同委員会に出席する職責がある旨、規程に明示するなどの措置を講じた結果、2017 年度における任期制実務家教員の出席率は53%であったのに対し、2018 年度~2022 年度の5 年間の平均出席率は74%と向上している。

さらに、FD活動の概況については「FDニュース」<sup>2</sup>を発行し、教授会はもとより、非常勤講師や所属学生にも周知している。従前はA4で1枚程度であったが、2022年度発行のものは非常勤講師にも周知することを前提にA4で2枚に内容を増やし、本法科大学院の現在の取り組み状況を広く周知するよう努めている。これに加えて、本学高等教育推進センターへ提出する活動報告書をもとに、同センターのウェブサイトやニュースレター<sup>3</sup>を通じて学内外へも活動内容を発信し、認識の共有に努めている。

他方、神戸大学法科大学院との共同 FD 研修会で得た知見に基づき、未修1年次の「躓き」を可能な限り防ぐための措置として、2021年度春学期より、未修1年次春学期の定期試験を8月下旬に後ろ倒しにした。また、この施策の実効性を高めるため、授業期終了時から定期試験までの間、科目担当教員による論文対策講座(各科目2回)に加え、教学補佐による定期試験対策勉強会(各科目3回)を実施し、未修者の論述力強化を図った4。この取り組みは2022年度も継続して行われており、その成果については今後の標準修了年限修了率などの推移を注視していく必要がある。

#### (4) 教員の参加度合い

そもそも本法科大学院では、授業参観や FD 研修会を中心とする FD 活動に対して全ての専任教員ができる限り参加するよう、個々の活動についてはできる限り早い段階でメールや教授会での告知などを通じて参加を促す

-

<sup>1</sup> 資料 A14-1 2022 年度春学期・秋学期 授業評価アンケート結果報告書

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A13-1-5, A13-2-5 2021-2022 年度 FD ニュース

<sup>3</sup> 本学ホームページ「高等教育推進センターニュースレター」 24 号(2023 年 3 月)

<sup>&</sup>lt;a href="https://www.kwansei.ac.jp/highedu/publications/newsletter">https://www.kwansei.ac.jp/highedu/publications/newsletter</a>

<sup>4</sup> 資料 A94 2022 年度未修 1 年法律基本科目 定期試験までの学習指導について

継続的な働きかけを行っている。その結果、例えば2022年度の前記(2)ア、イ、オ及びカへの出席人数はそれぞれ以下の通りであった。

- ア 教員相互の「授業参観」… 春 16/18 名 (88.9%)・秋 16/18 名 (88.9%)
- イ FD 研修会… 第1回13/19名(68.4%)・第2回12/19名(63.2%)
- 才 分野系 FD… 公法系 4/4 名 (100%) · 民事系 9/9 名 (100%) · 刑事系 3/4 名 (75%)
- カ 実務家・有識者らによる「外部評価」懇談…18/19名(94.7%) 行事毎に出席率に開きはあるが、概ね高い出席率を保っていると言える。 なお、欠席者は任期制実務家教員に多く見られる傾向にあるが、前回評価時、 特に2017年度の出席率に比べると、いずれの行事でも任期制実務家教員の 出席率は向上している。もっとも、後述するように、オンデマンド視聴等を 通じてさらに改善を図る余地もある。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

## ア 未修1年生担当者会議

上記の通り、文科省の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを契機として 2018 年より運用を開始したが、議事録が残されるようになったのは 2019 年度以降のことである。実施時期は春学期開始当初であり、未修1 年生の「躓き」を防ぐため、憲法・民法・刑法の担当者間において意思疎通を図るために毎年度 1 回実施されている 1。

## イ 神戸大学法科大学院との共同 FD 研修会

神戸大学法科大学院とは、文科省の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを契機として 2018 年度より連携協議会を設けて協議を進めていたところ、2019 年度に「未修者の改善に向けた協力等に関する覚書」<sup>2</sup>を締結したうえで、同年9月に第1回共同FD研修会を関西学院大学・西宮北口キャンパスにおいて行った。2020 年度はコロナ禍の影響により一時中断したが、2021 年度は同年9月に対面(関西学院大学)とオンラインのハイブリッド方式で第2回共同FD研修会を行い、2022 年度は同年9月に対面(神戸大学)とオンラインのハイブリッド方式により行った<sup>3</sup>。これにより得られた成果については、上記(3)において触れたとおりである。

#### (6) その他

ア 同一科目の担当教員間の意見交換及び教材研究等

上記(1)でも触れたとおり、同一科目を複数教員で担当する場合には、クラス間での授業運営や成績評価に差異が生じることなどを防止するために、シラバスの統一はもちろんのこと、教材及び試験問題の統一を図ると共に、

<sup>2</sup> 資料 A53 未修者教育の改善に向けた協力等に関する覚書

<sup>1</sup> 資料 A92 2021·2022 年度 1 年生担当者会記録

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A96 2019・2021・2022 年度 神戸大学との共同 FD 研修会

成績評価にあたっても緊密に意思疎通を図ったうえで採点等を行っている。 これら一連の協議は必ずしも定期的に行われている訳ではないが、必要に 応じて日常的に行われており、科目 FD に相当する実質を有すると見ること も可能である。

なお、2023 年度において、法律基本科目を複数教員で担当する科目として「民法演習 I」(春学期)及び「民法演習 II」(秋学期)があり、研究者教員と実務家教員の共同授業(但し担当クラスは別)として行われている。

イ 「法の理論と実務研究会」の実施

詳細については6-2参照

## 2 点検・評価

本法科大学院においては、定期的に開催されている自己評価・FD 委員会を中心として、学期毎の取り組みとしては教員間での授業参観の実施及び意見交換、学生による授業アンケートの実施及びその総括、並びに FD 研修会が開催されており、委員会自体の議事録はもちろんのこと、各取り組みの記録も残されている。これに加えて、年度毎の取り組みとしては、未修1年生担当者会議、分野別 FD、シラバスチェック、神戸大学法科大学院との共同 FD があり、いずれも記録が残されている。さらに、数年毎の取り組みとして、実務家・有識者らによる「外部評価」も実施され、評価委員からは報告書も提出されている。

このように、教育の質の確保・向上に向けた取り組みが、教員個人レベル、 科目レベル、分野別レベル及び研究科(法科大学院)レベル、さらに学外との 連携のもとでも積極的に行われており、その成果の共有と総括などがカリキ ュラム委員会などの場において不断に続けられている。

また、前回の評価報告書でも指摘されていた、任期制実務家教員のFD活動への参加状況であるが、例えばカリキュラム委員会への出席状況については、上記(3)でも述べた通り、2017年度における任期制実務家教員の出席率は53%であったのに対し、2018年度~2022年度の5年間の平均出席率は74%となっており、全体として確実に向上している。

さらに、科目別 FD についても、分野別 FD や未修 1 年次担当者会議などで 実質的に実現されていると評価しうる面がある。

その他、兼任講師(非常勤教員)や兼担教員へのFD活動の周知についても、FD ニュースの分量を増やすなどして活動状況の周知及び共有の徹底に努めている。

## 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

分野別 FD が 2015 年度以来再開されたものの、そこでのテーマ設定の仕方、研究科全体の FD 活動における位置づけ等については、いまだ検討が不十分な点が多い。また、未修 1 年生担当者会議についても、担当者に運営を委ねている部分が大きく、自己評価・FD 委員会としての管理・掌握が必ずしも十分とは言えない。同様のことは、神戸大学法科大学院との共同 FD についても言える。そこで、すでに研究科内外において数多くの FD 活動を抱える中で、これらを自己評価・FD 委員会において統一的に所管するとともに、体系的に運営していく方向で、今後も引き続き検討・改善をしていく予定である。

さらに、任期制実務家教員のFD活動への出席率も行事によってはまだ十分でないものもあるが、この点はオンデマンド録画視聴等を通じて向上させていく予定である。

また、新任教員については優先的に授業参観の対象とすることなどを通じてFD活動への理解と参加を高める工夫をしているが、赴任前には前任校の業務もあるため、科目担当者による授業内容や教科書等に関する打ち合わせ程度しかないため、新任教員用のガイダンスを設け、本法科大学院におけるFD活動についての理解を特に得る必要がある。

## 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(2)〈学生評価〉

(評価基準) 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果 を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施さ れていること。

## 1 現状

## (1) 学生による授業等の評価の把握

本法科大学院では、2004年度の開設以来、自己評価・FD委員会が実施主体となり、各学期授業開始後の「中間アンケート」(原則として5~6週目)、学期末の「授業評価アンケート」(原則として14~15週目)を実施している。

## ア 学期末授業評価アンケート1

学期末に行われる「授業に関するアンケート」は、各学期の14~15週目にかけて、集中講義等一部を除く全ての開講科目において実施されている。授業のはじめの10分程度を利用して、事務スタッフ(事務職員及び教務補佐)の立会いのもとで実施されている。対象者は正規履修者の全てであり、回答は無記名である。また、アンケート実施中は、担当教員は別室にて待機することになっているため、対象者は教員の存在や視線を気にすることなく率直に意見を述べることができる環境が確保されている。

アンケートの実施方式については、2019 年度までは紙媒体で実施していたが、コロナ禍が始まった 2020 年度以降はオンライン方式へと変更し、対面授業が再開された 2021 年度以降も、事務スタッフの負担軽減の観点から、教室においてオンラインでの回答方式を維持している(また、オンライン方式では筆跡により回答者が特定されるおそれもない)。もっとも、オンラインでは回収率が下がる傾向が認められたため、2022 年度からは、回収率を向上させる取り組みとして、回答終了後の画面を事務スタッフが確認することにしている。

「授業評価アンケート」の内容については、選択式の部分と自由記述の部分とに大別される。より子細に見ていくと、選択式の部分は、(1)「教員の授業内容と方法」について 6 項目(設問  $1\sim6$ )、(2) 学生自身の授業に臨む態度と到達点」について 5 項目(設問  $7\sim11$ )及び(3) 「予習の量」について 1 項目(設問 12)の 3 領域に区別できる。他方、(4) 自由記述項目については 3 項目を設けている(選択式と合計すると全 15 項目) $^2$ 。

アンケートの内容については、自己評価・FD 委員会において毎年度その 適切性を評価し、適宜修正を加えるなどして、不断の改善・努力を行ってい

<sup>1</sup> 資料 A14 2022 年度授業評価アンケート

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A14-1-2 2022 年度秋学期授業評価アンケート結果報告書 p. 16

る。直近の例で言えば、コロナ禍に係る 2020 年度及び 2021 年度について は、選択式の部分を中心に、オンライン授業に関する質問項目を追加するな どしていたが、対面に戻った現在ではこれらを削除し、コロナ禍以前(2019 年度)のフォーマットと基本的には同じものに戻っている。

## イ 中間アンケート1

各学期の5~6週目にかけて実施される「中間アンケート」では、内容面 では、「授業について良いと思う点」、「改善の要望」、「提出課題の負担につ いて(選択式)」及び「その他気づいた点」の4項目について、実施方式に ついては、2019年度までは記述式で、2020年度以降はオンライン方式で実 施している。ただし、期末の「授業に関するアンケート」とは異なり、授業 時間外に各自オンラインで回答するよう周知している。その目的は、授業運 営に関する受講生の要望等を速やかに担当者(教員)に伝える点(速報性) にあり、寄せられた要望等に合理的理由が認められる限り、可及的速やかに 後半の授業において改善されることを狙いとする(改善効果の即効性)。そ のため、必ずしもアンケートの回収率を重視した運用にはなっていない。も っとも、そこで授業に対して肯定的な意見が出されることにより、教員自身 のモティベーションの維持ないしアップにつながるという効果は認められ ていることから、2023年度からはより回答しやすい方式へと改善を試みて いる。

## ウ オンライン意見箱<sup>2</sup>

必ずしも授業内容に限るものではないが、授業も含めた学生生活全般に 関して、匿名でのオンライン意見箱を設置・運用している。その詳細につい ては、7-7のほか、後掲(5)においても述べる。

#### 工 学生満足度調査<sup>3</sup>

同様に、必ずしも授業内容に限るものではないが、授業も含めた学生生活 全般に関して、学生満足度調査(アンケート)を運用している。その詳細に ついても、7-7のほか、後掲(5)において述べる。

## オ クラス連絡会

この点の詳細については、7-7のほか、後掲(3)においても述べる。

## (2) 評価結果の活用

アンケート結果の集計は外部業者に委ねられ、全体集計とともに科目別 に集計結果、レーダーチャート、自由記述による意見がまとめられ、そのま ま授業担当者へとフィードバックされる。ただし、自由記述欄に関しては、 授業担当者への誹謗・中傷にわたる意見や当該授業の改善とは全く関連性 の認められない意見等については、予め自己評価・FD 委員会のスクリーニ

資料 A13-3-2 2023 年度春学期中間アンケート

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A60 オンライン意見箱掲示

<sup>3</sup> 資料 A63 2022 年度春学期在学生·研修員満足度調査結果

ングを経たうえで、フィードバックされる。

他方、本法科大学院では、履修者への調査と同時に授業担当者(教員)へ も同様の内容で自己評価を求めている。授業担当者は、学生によるアンケー ト回答のフィードバックを受けた後、自己の評価と比較したうえで最終的 なコメントを自己評価・FD 委員会へ提出することになる。このような「学 生評価⇒自己評価⇒最終コメントの提出」という一連の取り組みは、授業担 当者にとっては、その過程で学生と自己との認識の違いを確認し、運営方法 の修正に取り組み、より充実した授業に向けたヒントを探るなど、授業改善 のための重要なインセンティブとなっている。

自己評価・FD 委員会の側では、アンケートへの回答、授業担当者の自己 評価及び最終コメントの全体をみて、授業運営が適切に行われているかを 検討・分析し、その結果を毎年度『授業評価アンケート結果報告書』 にま とめている。この報告書は、カリキュラム委員会(拡大教授会)にも報告さ れ、議論の素材となっている。さらに、ポータルサイト kwic 及び冊子(事 務室に設置) で全ての学生及び教員にも公表されているほか、全体概要につ いては本法科大学院のホームページ2でも公開されている。

#### (3) アンケート調査以外の方法

学期ごとに開催される、各学年代表者と執行部との懇談会 「クラス連絡会」 <sup>3</sup>において、教学だけでなく学生生活面も含めた意見を聴取している。7-7で も述べるとおり、コロナ禍が始まった 2020 年度及び 2021 年度には開催を 中断していたが(その間の代替措置としてオンライン意見交換会の実施)、 2022 年度からは開催頻度を減らしたうえで、再開しているところである。 特に、対面での協議においては、各種アンケートやオンライン意見箱では必 ずしも表明されない(補足しきれない)重要な情報提供や意見表明がなされ ることもあり、授業改善の契機の一つとして役立っている。

クラス連絡会の実施に際しては、対面での協議に先立って、例年、学生の 側で自主的に(すなわち学生が主体となって)アンケート調査を実施のうえ、 その結果を集約した意見書を提出してもらい、その内容を踏まえて執行部 との間で協議が行われている。その際、上記「授業評価アンケート」の在り 方についても議論となることがある。

## (4) 特に力を入れている取り組み

期末の「授業評価アンケート」については、毎回の実施前に自己評価・FD 委員会において設問の在り方について議論している。アンケート実施後の 結果内容についても、まずは自己評価・FD 委員会において精査され、毎年

資料 A14-1-2 2022 年度秋学期授業評価アンケート結果報告書

<sup>&</sup>lt;sup>?</sup> 本法科大学院ホームページ「自己点検・評価」〈<u>https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/about/evaluation</u>〉

<sup>3</sup> 資料 A61 クラス連絡会の趣旨について

特定の分析テーマを設定して検討を行っている(例えば、「オンライン授業のメリット・デメリット」など)。その分析結果については、上記の通り、年度末の『授業評価アンケート結果報告書』として公表されるほか、カリキュラム委員会(拡大教授会)でも報告され、議論の素材となっている。

このようなアンケート内容の分析は、他方で、「授業参観」「における指定科目の選定においても役立っている。すなわち、分析の結果、相対的に評価の高い科目を抽出・選定し、その成果を学び共有するために参観科目として指定する場合があるほか、逆に相対的に評価が低い科目や自由記述欄で改善の要望を含めた意見が散見される科目を抽出・選定し、アンケート結果の真偽を見極めたうえで、問題点が認められる場合にはその背景や改善の方向性を探るため参観指定するなど、他のFD活動との連動も見据えて運用している。

## (5) その他

上記の通り、オンライン意見箱や学生満足度調査でも授業改善に関連する意見が寄せられることがある。どちらかと言えば、コロナ禍によりオンライン授業が始まった 2020 年度にそのような傾向が強く、現在では必ずしも頻度としては高くはないが、授業改善に関連する意見が寄せられた場合には、執行部とも連携しつつ、事実関係を確認のうえ、授業参観の指定にあたって考慮要素とするなど、適宜対応にあたっている。

## 2 点検・評価

本法科大学院では、開設以来、自己評価・FD 委員会が中心となって、継続的に学生授業評価アンケートを実施している。その際には、教員自身による授業の自己点検・自己評価もあわせ行っているだけでなく、学生のアンケート結果に対する教員のコメントも提出を求めている。そして、これら全ての資料を集約したうえで、内容を精査・分析し、その結果については報告書にまとめ、カリキュラム委員会に報告して議論の俎上にのせているほか、学内のウェブサイトでも学生に対して全て公表している。

また、学生授業評価アンケートの質問項目についても、授業の一層の改善に 資するよう継続的に検討し、改良を重ねている。同時に、できるだけ広く学生 の要望や意見を拾い上げられるよう、設問の立て方についても不断の検討を 重ねているほか、アンケートに答える学生側においても自主的・積極的な学修 姿勢により、一層緊張感のある授業に繋がっていくことを認識できるような 工夫を加えるよう、努めてもいる。

さらに、事務スタッフの負担軽減のためアンケートのオンライン化を図りつつ、しかし回答率を下げないための努力も続けている。

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A13-2-1・2 2022 年度春学期・秋学期授業参観

## 3 自己評定

Α

## 4 改善計画

年度末の『授業評価アンケート結果報告書』については、分析視角のマンネリ化という現象が懸念される。コロナ禍に係る 2020 年度~2022 年度については、オンライン授業への切り替えと対面授業への回帰という流れがあったことから、データの経年変化を検討するという視点を設定出来たが、ポストコロナ禍における授業の在り方をめぐって、どのような視点からアンケート結果を活用していくか(すべきか)については、いまだ十分な見通しが立っていない。そのことは、運用の安定化とも裏腹の面があるため、必ずしも全てネガティヴな問題とまでは言い切れないものの、今後も継続的な検討が必要である。もっとも、データの集計を委託している外部業者については、2024 年度以降の変更を検討しており、そのようなフォーマット変更などの機会を通じて、設問の改良も含め、新たな視点の発見・開発に努めていく予定である。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)(科目設定・バランス)

(評価基準) 授業科目が法律基本科目(基礎科目及び応用科目)、法律事務津 基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたっ て設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのな いよう配慮されていること。(多)

(注)

① 「学生の履修が科目のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取組を実施することをいう。具体的には、修了までに「法律基本科目 48 単位以上(そのうち、基礎科目 30 単位以上、応用科目 18 単位以上)」、「法律実務基礎科目 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目 4 単位以上」、「展開・先端科目 12 単位以上(そのうち、選択科目 4 単位以上)」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう[設置基準第20条の3,第23条第2号]。

## 1 現状

(1) 開設科目

基本データ表(15)のとおりである。

## (2) 履修ルール

2022 年度入学生対象のカリキュラムにおいては、修了に必要な単位数の合計は100単位であり、このうち98単位が各科目群に配分された単位数である。その内訳は、次のとおりである¹。

法律基本科目については、64 単位の修得が必要であり、このうち 58 単位が必修科目の単位数である。必修科目の単位配分は、1 年次 34 単位(14 科目)、2 年次 20 単位(10 科目)、3 年次 4 単位(2 科目)となっている。選択科目の単位配分は、2 年次 2 単位(1 科目)、3 年次 16 単位(8 科目)であり、このうち 3 年次に配分されている 6 科目が選択必修の対象科目となっており、そこから合計 6 単位を修得する必要がある。

法律実務基礎科目については、12 単位の修得が必要であり、このうち 8 単位が必修科目の単位数である。必修科目は、2 年次に 8 単位(4 科目)全て配分している。選択科目の単位配分は、2 年次 2 単位(1 科目)、3 年次 8 単位(4 科目)となっており、そこから合計 4 単位を選択必修の単位として

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 67

修得する必要がある。

基礎法学・隣接科目については、6単位の修得が必要であり、全て選択科目として1年次に配分されている。

展開・先端科目については、16 単位を選択して修得することが必要である。展開・先端科目の単位配分は、ほとんどが2年次以降となっている。 なお、入学時に十分な実務経験を有する者についての特段の定めはない。

## (3) 学生の履修状況

基本データ表(16)の通りである。

#### (4) 科目内容の適切性

科目内容の適切性については、各科目担当者において検討している。 前回の認証評価において指摘された、一部科目において司法試験の解答 の作成方法や受験技術の指導に相当の比重が置かれていた点や法律基本科 目の定期試験を題材としてフォローアップしていた点については、自己評

価・FD 委員会で全シラバスを点検し、教務関係委員会が科目担当者に対し、 科目の位置づけを明確に示したり、授業方法の改善を求めたりするなどして、適正化を図った<sup>1</sup>。

# (5) 特に力を入れている取り組み 特になし。

# (6) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・ 先端科目の全てにわたって設定されている。そして、法律実務基礎科目のみで 12 単位、基礎法学・隣接科目のみで 6 単位、展開・先端科目のみで 16 単位、 以上合わせて 34 単位を修得することが必要とされている。これは、修了まで に「法律実務基礎科目 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目 4 単位以上」、「展 開・先端科目 12 単位以上(選択科目に係る 4 単位以上を含む)」が履修できる ように、カリキュラム、単位配分等が工夫されている。

#### 3 自己評定

Α

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A16 関西学院大 2023 年度シラバス 本学ホームページ「シラバス」〈<u>https://syllabus.kwansei.ac.jp/</u>〉

4 改善計画 特になし。

## 5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で解説されていること。(多) (注)

① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で要請しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように段階的かつ体系的に配置されていることをいう。[設置基準第20条の2第1項]。

#### 1 現状

- (1) 科目開設の体系性
  - ア 体系性に関する考え方、工夫
    - (ア) 法曹像等との適合性

本法科大学院では、その要請しようとする法曹像に沿って、各法曹像に適した科目履修ができるように多彩な展開・選択科目を開設している。また、履修の便宜を図るため、各法曹像に適した 4 つの履修モデルを「Study Information」で提示する」とともに履修指導の際に活用している。

## (イ) 科目開設の体系性

科目開設については、効果的な学修のために、基本から応用へと段階的に 学修できるように工夫している。

すなわち、学年が上がるにしたがって法律基本科目の履修が減り、展開・ 先端科目の履修が増えるよう科目を配当している。法律基本科目の配当学 年・学期については、1年次から3年生へと段階的に学修できるように各科 目を配置している<sup>2</sup>。

1年次・2年次配当の法律基本科目につき、できるだけ午前中に開講し、午後にその予習・復習の時間及び他の科目群の科目を履修する時間を確保できるように時間割を工夫している<sup>3</sup>。3年次については、展開・先端の科目群の主要科目、とりわけ司法試験選択科目について、3年次配当の必修・選択必修科目と時間割が重複しないようにしている<sup>4</sup>。

#### イ 関連科目の調整等

効率的・効果的な履修を可能とするための関連科目の内容調整は、関連科目を担当する教員が行っている。民法分野については、関連科目・担当者が多く、調整は容易でない。そこで、関連科目担当者で協議し、民法改正への対応、授業内容及び教材の科目間連携等について調整している。

なお、法学既修者について、履修免除対象となる1年次配当必修科目の一

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information p. 27

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A3 履修心得「2023年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 67

³ 資料 A18-2·3 2023 年度時間割

<sup>4</sup> 資料 A89 時間割編成上の原則について

部につき履修免除せず、2年次に履修させるという制度はない(評価基準5-5)。ただし、1年次配当の必修科目「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の2科目については、法学既修者の入学予定者に対して「履修免除試験」を実施し、これに合格した科目については入学後の履修を免除し、不合格となった科目については、入学後の2年次に履修させることとしている。

## (2) 特に力を入れている取り組み

学修段階に応じたきめ細やかな学習サポートを目的として、「基礎演習 A  $\sim$ D」、「特別演習 A $\sim$ T」及び「憲法特講 A $\sim$ C」・「民法特講 A $\sim$ C」・「刑法特講 A $\sim$ C」を開設している(e 群科目)」。なお、前回評価時に記載した「基礎演習 I $\sim$ IV」は、廃止した。今回記載している「基礎演習 A $\sim$ D」は、単位数を 1 単位から 2 単位にしたこと及びその位置づけを以下のとおり明確にし、「基礎演習 I $\sim$ IV」とは別の科目として設定した。

1年次配当の「基礎演習 A」では、法律制度に関する基本的知識を得ると共に、法律書の記載を理解する能力の習得のために、民事法を中心に実務家の基本的な思考方法を解説し、判例や教科書の読み方等法律の学び方や法的な文章の書き方についても指導している。この科目は、2022 年度から履修必修(単位取得は必須ではないが、履修が必須となっている)としており、1年次全員が受講している。現在、当該科目の担当者は、実務家専任教員である。本科目の位置付けや授業方法につき、本法科大学院の方針に従って実施しており、前回の評価時に指摘されたような受験指導等に偏った内容とはなっていない。また、1年次配当科目として、「憲法特講」、「民法特講」、「刑法特講」が2018年度に新設された。これらは、基本3法の学修の一層の充実を目指したもので、いずれも法令上は法律基本科目(設置基準第20条の3第1号)に位置づけられるものである。

2年次配当の「基礎演習 C・D」では、基本 7 科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)の学修サポートをきめ細やかにすることを目的として開設し、不得意科目を克服したい、更に深く学びたいなど学生の多様なニーズに対応している。以上の各基礎演習は、その内容から、いずれも法令上は法律基本科目(設置基準第 20 条の 3 第 1 号)に位置づけられるものである。

3年次配当の「特別演習」は、科目内容について深く学び、得意分野を身につけることを主たる目的とする発展的な演習科目であり、いずれも法令上は法律基本科目(設置基準第20条の3第1号)に位置づけられるものである。

## (3) その他

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 67

展開・先端科目のうち、司法試験選択科目となっている8科目のうち、5 科目(労働法、倒産法、環境法、知的財産法、経済法)を重点科目と位置づ け、修了までに6単位を履修できるように科目を設定している。

また、e 群科目につき、開講のテーマや対象者等を一覧表にして公開し、 受講の促進を図っている 1。

さらに、在学中受験に対応するため、3年次に配当されている「行政法演 習」(2単位)及び「民事訴訟法演習Ⅱ」(2単位)を2年次において、先取 り履修することを認めている。なお、先取り履修は通常の科目履修よりも負 担が重く、一定の基礎学力が備わっていない場合には当該科目ばかりか他 科目の学修においても消化不良を招くことになりかねないため、一定の要 件を満たした者に限り先取り履修を認めることとしている。先取り履修の ための要件は、以下のとおりである 2。

- ア 2 年次春学期開始時(「民事訴訟法演習Ⅱ(上訴・複雑訴訟)」履修要件) (ア)【未修入学者】1年次終了時点で次の要件をすべて満たす者。
  - a 法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度 1 年次の科目をすべて修 得していること。
  - b2年次への進級要件をすべて満たすこと。
  - c 法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度 2 年次の科目で、履修し た科目の1年次終了時点のGPAが2.6以上あること。
  - d 直近の4月実施実力確認試験で得点率が70%以上であること3
  - (イ) 【既修入学者】次の要件をすべて満たす者(5年一貫型入試で入学した 者は、bのみでよい)。
    - a 履修免除試験で「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」が認定されているこ と。または、科目等履修制度において「民事訴訟法」および「刑事訴訟 法」を修得済みであること。
    - b 直近の4月実施実力確認試験で得点率が70%以上であること
- イ 2年次秋学期開始時(「行政法演習」履修要件)

#### (ア)【未修・既修共通】

- a 2 年次春学期までに開講されるすべての法律基本科目の必修科目及び 「民事訴訟法演習Ⅱ(上訴・複雑訴訟)」を修得していること。
- b 法律基本科目群の必修科目のうち履修基準年度2年次の科目で、履修 した科目の2年次春学期終了時点のGPAが2.8以上あること。
- c 2 年次秋学期開始前に実施する「行政法演習履修資格認定試験」に合格 すること。

資料 A17-6 2023 年度開講特別演習科目 (e 群) のテーマー覧表

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information p.24

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 実力確認試験とは、憲法·民法·刑法の短答式試験(共通到達度確認試験に準拠)である。また、直近の 4 月実施実力確認試験とは、2年次として受験する試験のことを指す。試験結果は、申請後に把握可能 となるため、申請時点ではそれ以外の要件を満たしていればよい。

d 2年次として受験する9月実施実力確認試験の得点率が75%以上であること。

## 2 点検・評価

授業科目について、基礎から応用へと段階的・効果的に学修できるように、バランスのとれた科目配置と時間割編成がされているほか、本法科大学院の目指す法曹像に対応した多彩な展開・先端科目が開設されている。また、基礎演習、特別演習、特講科目において、よりきめ細やかな学修サポートに努めている。関連科目間の調整も、担当者間で密接に行っている。

また、2019年度にカリキュラム改編を実施し、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」(各2単位)を1年次配当としており、2年次以降の学修が過密になることは避けられている。

なお、現在、「到達目標と『共通的な到達目標モデル』」という冊子は作成・配布していない。共通的な到達目標モデルが法律の改正に対応していないこと、各授業科目の到達目標は、共通的な到達モデルを参考にシラバスに記載されていることがその理由である。ただ、必要性については十分に認識しており、2023年度中に改訂版を発行する予定で、準備を進めている。科目によっては、参考資料として共通的な到達目標モデルをLUNAに掲載している。

## 3 自己評定

Δ

## 4 改善計画 特になし。

## 5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発,教育課程の編成及びそれらの見直し〉

(評価基準) 授業科目の開発,教育課程の編成及びそれらの見直しが,法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ,教育課程連携協議会の意見を勘案した上で,適切な体制を整えて実施されていること。

## 1 現状

## (1)教育課程連携協議会の設置状況

本法科大学院は、2018年5月30日制定の「関西学院大学大学院司法研究 科教育課程連携協議会内規」「に基づいて、2019年度から教育課程連携協議 会(以下「協議会」という。)を設置しており、これまで具体的な協議会は、 年度末の2月下旬から3月上旬にかけて開催されている<sup>2</sup>。

協議会のメンバーは、協議会開催時における本法科大学院の執行部メンバーに加え、本法科大学院の教育課程の改善に資すると考えられる外部の有識者を選定している。具体的には以下のとおりである(内規第4条)。

- ア 近畿弁護士連合会関係者 1名
- イ 兵庫県弁護士会関係者 1名
- ウ 関西学院法曹弦月会関係者 1名
- 工 兵庫県連携協力自治体関係者 1名
- オ 関西で活動する企業・団体関係者 1名
- カ 本学の教員その他職員で司法研究科長が必要と認める者 若干名
- キ 本学の教員その他職員以外で司法研究科長が必要と認める者 若干名 上記メンバーのうち、エの「兵庫県連携協力自治体関係者」をメンバーに 選定しているのは、本法科大学院が養成する法曹像の 1 つである「公務に 強い法曹」という観点に基づくものであり、これまでは西宮市に参加を依頼 している。また「関西で活動する企業・団体の関係者」をメンバーとしてい るのは、同様に「企業法務に強い法曹」という観点に基づくものであり、こ れまではパナソニック株式会社の法務部長が参加されている。なお、カにつ いては、これまで本学法学部長に参加をお願いしている。また、キに該当す

協議会は2019年度から開催されているが、各協議会に実際に参加されたメンバーについては、同協議会の記録を参照<sup>3</sup>。

る外部有識者は、これまで協議会に参加を要請していない。

## (2) 教育課程連携協議会の活動内容

本協議会は、既述のとおり、2019年度から年度末である2月下旬から3月上旬にかけて開催されており、例年2時間程度、さまざまな意見交換が

<sup>2</sup> 資料 A49 2019~2022 年度司法研究科教育課程連携協議会記録

<sup>1</sup> 資料 A48 司法研究科教育課程連携協議会内規

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A49 2019~2022 年度司法研究科教育課程連携協議会記録

行われている。協議会の流れは、最初に司法研究科長から、本法科大学院の現状について資料に基づいて説明が行われる。主として、教員数、学生数、司法試験受験者・合格者の数等の基礎的データに加え、初年度の 2019 年度については、本法科大学院のカリキュラム体制についても説明している。さらに、本法科大学院が特に力を入れている教育内容、たとえば未修者教育や公務法曹となるために開設している授業科目等の状況についても、併せて説明している。また、各参加者にとって関心が高いと思われる点、とりわけ修了生の就職状況(司法試験合格者であると、未合格者であるとを問わない)についても、データを用いて説明している。

これらの説明に基づき、参加者から質問や意見を頂戴し、懇談が行われている。各参加者から寄せられた意見は多岐に渡るが、参加者には実務家(法曹実務家及び企業等団体勤務者)が多いことから、あらかじめ設定したテーマの中では、とりわけ修了生の就職状況やキャリア支援についての意見、質問及び提案が多い。具体的には、昨今のいわゆる売り手市場の流れが逆に中小規模の弁護士事務所の就職難という問題を惹起している点を捉えて、司法試験合格者と本学出身の弁護士が所属する事務所を含め、大阪府・兵庫県の弁護士事務所とのマッチングの機会を設けてはどうかとの意見や、インハウスロイヤーへの道があることをもう少し積極的にアピールする場を設けてもらいたい等の意見も寄せられた。また、カリキュラム面では、弁護士実務の視点から、現在のエクスターンシップの科目をすべての学生に適用してはどうかとの提案やサマークラークを必修科目として位置付けるべきとの提案等があった。なお、本学法学部長からは、本学法学部とのさらなる連携の必要性や法学部生への広報活動の重要性が指摘された。

## (3)授業科目及び教育課程の見直し等について

上記のとおり、協議会の参加者からは、実務的観点からの意見が多く、授業科目や教育課程の見直しという点についても、実務科目について、例えばエクスターンシップやサマークラーク必修科目化といった意見が提案されたが、そのような意見を踏まえつつ、本法科大学院は、恒常的に授業科目の見直しを所管の委員会(教務関係委員会)において行っている。

たとえば、本法科大学院の定員が 2018 年度より 1 学年 30 名となったことに伴い、とりわけ展開・先端科目について、科目数を絞り込む方向性で検討を始めている。本法科大学院における開講科目は、定員が 1 学年 120 名であった時代に決定された科目も多い。そのため、これまでも、数年にわたって不開講が連続している科目については、当該科目の廃止が検討されてきた。もちろん、科目廃止を検討するにあたっては、直近 5 年間の受講者数の状況、当該科目のカリキュラム全体における位置付け、さらには潜在的なニーズや本法科大学院が養成する法曹像との関連性など、さまざまな視点

から、当該科目を廃止するか否かを検討している。

他方、協議会で知己を得たことが縁となって、教育プログラムの再編に際してのアドバイザー的な役割をお願いしたこともある(詳細については6-4参照)。このことは、協議会の場での議論だけでなく、協議会という制度自体が、その活用次第では、本法科大学院の運営にとって非常に有意義となりうることの一例といえよう。

- (4) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (5) その他特になし。

#### 2 点檢·評価

本協議会は、前回の認証評価の際には設置されていなかったものであるが、本法科大学院は、教育課程連携協議会の設置趣旨に則って、外部の有識者に参加をお願いした上で、実際の会議においては忌憚のない意見を賜っている。とりわけ、法曹実務家からは、現在の関西圏における弁護士の就職状況や弁護士事務所の運営にかかる問題点等、ともすれば、司法試験の受験だけに目が行きがちな法科大学院に所属する者にとっては、非常に貴重な意見を頂戴していると認識している。その上で、法科大学院関係者との意見交換を通じて、広い意味での法科大学院教育のあり方や教育課程にとっても参考となる有意義な会議が実施されていると考えている。また、企業実務家(インハウスロイヤー)からも、現在の企業の法務部の状況や企業法務部で弁護士として活動することの意味、重要性等についても、折に触れて教えていただいている。この点でも、本法科大学院の教育に対して(とりわけ実務的観点からも)有意義な意見交換の場となっていると評価している。

# 3 自己評定 適合

#### 4 改善計画

参加者に実務家が多いという点は、修了生に対するキャリア支援制度のさらなる発展、あるいは在学生のモチベーションアップという点では、参考になる意見も多く寄せられているのであるが、現在のカリキュラムや教育課程に直接参考となるような意見は必ずしも多いとまでは言えない。今後は、この点についてもしっかりと意見交換できるよう、懇談のテーマを設定していくことが考えられる。

## 5-4 科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。 (注)

> ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき 真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解を通して裁判官、 検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される責任の自 覚と高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

#### 1 現状

## (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

「専門職責任(法曹倫理)」として、2018年度入学生までは3年次春学期の必修科目2単位であったが、2019年度入学生からは2年次秋学期の必修科目2単位である。教科書は『法曹の倫理第3版森際康友編』(名古屋大学出版会)を使用している。学生は、教科書を予習し、教員が作成した予習用ビデオを事前に視聴して授業に出席することが求められる。授業では、ケースの設問について、学生のグループ討議と発表(コロナ禍においては Zoomのブレイクアウト機能も活用した)、教員との質疑という方法を中心にして行っている。学生からレポート提出させたり、模擬依頼者を使った模擬法律相談を行ったりすることも授業に取り入れており(コロナ禍においては、模擬依頼者に Zoomを使ったオンライン相談を行ってもらったうえで、相談後の振り返り討議にもオンラインで加わってもらった)、実務家教員の実務経験も可能な限り取り込んだ授業内容としている。

また、ゲストスピーカーとして裁判官および検察官を招聘しており、裁判官については元裁判官(元・本法科大学院特任教授)、検察官については大阪地方検察庁より現職の検察官(総務部次長クラス)を当てている(コロナ禍においては Zoom も使って講義や質疑を行った)。なお、「民事ローヤリング  $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II}$ 」、「クリニック」、「エクスターンシップ」も含め、民事系、刑事系の実務科目においても専門職責任に留意をして教育している。

「専門職責任」の授業内容は、シラバスのとおりである」。

#### (2) 特に力を入れている取り組み

専門職の責任や法曹倫理は、教科書でひととおりのことを学んでも生きた理解になりにくいので、自らが法曹になったつもりで自ら考え、実践的に行動することを、意識的に取り入れている。教員のレクチャーを予習用ビデオにして視聴させたうえで、授業ではグループ討議を中心にしたり、模擬法

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A16 2023 年度シラバス p. 125-128

律相談を活用したりしているのは、そのためである。また、「民事ローヤリング I・Ⅱ」でも模擬法律相談を取り入れているので、そこでも倫理的な問題(例えば見通しや処理方針の適切な説明、依頼者の意思の尊重、不利な証拠の所持、自力救済の許容性等)が出てくるケースを与えるように意識しているし、「エクスターンシップ」や「クリニック」等で倫理的な問題が出てきた場合は重点的に議論を深めるようにしている。

## (3) その他

法曹のあり方については、授業以外にも、講演会を随時行って(これも、コロナ禍においては Zoom も使って講義や質疑を行った)、学生に考えてもらう機会を提供している¹。

## 2 点検・評価

法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき倫理原則の理解や、要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目が必修として開設されているほか、他の実務科目においても法曹倫理を意識した取り組みがなされており、かつ授業方法としてグループ討議や模擬法律相談等の手法を取り入れて実践的思考を追求している点で、優れていると評価できる。

- 3 自己評定合
- 4 改善計画 特になし。

<sup>1</sup> 資料 A90 2022 年度新入生歓迎講演会資料

## 5-5 履修(1)〈履修選択指導等〉

(評価基準) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取組がなされていること。(多)

## 1 現状

(1) 履修選択指導についての考え方

3 つのポリシー(アドミッション、ディプロマ、カリキュラムの各ポリシー)を踏まえ、本法科大学院が養成しようとしている 4 つの法曹像(「人権感覚豊かな市民法曹」、「企業法務に強い法曹」、「公務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」)に対応する履修モデルを法学既修者・法学未修者に区別して提供している¹。また、在学中受験希望者に対しても、計画的な履修科目の選択を行いうるよう、別途、履修モデルを提示している。

## (2) 学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生については、入学前に1回のガイダンスを行い(2023年度入学生には入学前の10月に実施)、教育理念・カリキュラムの概要・学修方法等について説明している。

4月の入学時にも、新入生オリエンテーションの1つとして、履修ガイダンスを行っている。その際には、1年次配当の「基礎演習 A」(詳細については 5-2 参照) については、履修必修としていることを説明している。2年次配当の「基礎演習 C」についても、履修を強く推奨している(同上)。法律基本科目については、各学年の目標・到達目標や周辺科目との関係について学生にわかりやすく説明した文書を配布しているほか、e 群科目についても、開講のねらいや対象学生を一覧表にして学生に提供している。

在学生については、進級前に学年別履修ガイダンスをオンデマンド動画で行っている。各科目につき、各年次の授業の特徴、推奨科目(「基礎演習」を含む)、学修方法について説明している。

また、「エクスターンシップ」「クリニック」等の法律実務基礎科目の選択 必修科目については、8月に説明会を開催し、科目の概要や履修方法等につ いて説明している。

## イ 個別の学生に対する履修選択指導

個別の履修に関しては、専任教員(実務家専任教員を含む)の全員が分担 して複数の学生を受け持ち、全学生について日常的に履修選択指導等の個 別指導をする体制がとられている(担当教員制)。日常的な個別指導の他、 定期的な個別指導として、成績発表後の9月と3月に、全学生(休学者を除

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 27

#### く)を対象に個別面談を実施している。

指導方法の手引き等のマニュアルは作成されていないが、上記個別面談に際しては、学生に事前に振り返りリポート <sup>1</sup>を提出させるとともに、当該学生に関する各授業担当教員の寸評が記載された学生評価コメントシート <sup>2</sup>を参照しつつ、具体的な学修指導教員がなされている。面談終了後には面談記録 <sup>3</sup>を作成することとなっており、これらの面談記録は、担任外の教員も適宜参照できるようにしている。

## ウ 情報提供

4 つの法曹像に対応する履修モデルを紙媒体及びウェブで提供している <sup>4</sup>。 また、在学生ガイダンス(前述「アーオリエンテーション、ガイダンス等」 を参照)において、法曹像に対応する推奨科目について具体的に説明してい る。

エ その他 特になし。

## (3) 結果とその検証

## ア 学生の履修科目選択の状況

4 つの法曹像に対応する履修モデルを参考に適切に履修科目選択を行っていると考える。

#### イ 検証等

学生の履修科目選択の状況については、履修登録終了後と成績発表後に、本法科大学院の教務関係委員会において把握し、履修者数や履修者のばらつき等について検証している。また、前記(2)イのとおり、年2回、成績発表後の教授会において、全開講科目・クラスの履修状況を確認できるようにしている。

前回の認証評価以降も、検証を毎年実施しており、その結果、基礎法学・ 隣接科目及び展開・先端科目の中に、数年にわたり履修者がごく少数、ある いは履修者がいない科目や、担当者が定年となったが、適当な後任を見つけ ることが困難な科目があることを把握している。原因の1つは、定員が1学 年30名と少数であることや、各科目で提供する授業内容が担当者の専門性 に負うところが大きいことが考えられる。

本法科大学院では、多彩な基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を開設しており、学生のニーズに可能な限り応えることが重要と考え、実行的な履修指導のあり方を慎重に検討している。

<sup>2</sup> 資料 A74 学生評価コメントシート

<sup>1</sup> 資料 A73 振り返りリポート

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A75 2022 年度秋学期在学生との面談記録, 2023 年度春学期新入生との面談記録

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院)Study Information」p. 27

## (4) 特に力を入れている取組

個々の学生について、バランスのとれた実力を養成するという観点から、履修ガイダンスや個別面談等において、不得手科目の補強のため「基礎演習 A~D」(詳細については 5-2 参照) や、「特別演習」、「憲法・民法・刑法特講」 科目について、開講のねらいや対象学生を一覧表にして学生に提供するなどして、これら科目の履修を勧めている¹。このように履修指導もきめ細やかに実施している。

## (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

入学前を含め、履修についての説明の機会は充実しており、学生も、多彩な科目の中から履修科目を適切に選択していると考える。また、学生の履修状況に応じたカリキュラム改変も検討している。

入学定員が少ないことにより、履修者が少数となっている科目では、きめ細やかに教育できるメリットがある。学生相互の議論を特に必要とする科目については、履修勧奨や時間割編成上の工夫をするなどして、適切な受講生数の確保に努めている。

## 3 自己評定

Α

#### 4 改善計画

本法科大学院では、多彩な基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を開設しており、学生のニーズに可能な限り応えることが重要と考え、実行的な履修指導のあり方を慎重に検討している。

必修科目以外の授業の履修者数の確保の問題については、特に特別演習科目群を中心に、各科目の教育体系における位置付けを明確にして学生に履修を呼び掛けるなどの対策をとっていくほか、展開・先端科目については、科目によっては隔年開講にするなど、開講の仕方についても配慮するなどして、今後も継続して対応する予定である。

<sup>1</sup> 資料 A17-6 2023 年度開講特別演習 (e 群) 科目のテーマ

#### 5-6 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。(合)

(注)

① 認定法曹コースを終了して法科大学院に入学した学生、修了年度の年次に在籍する学生、その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた合理的な基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生(以下、「認定学生」という。)については、年間44単位を上限とすることができる[設置基準第20条の8第2項(令和4年4月1日から施行)]。

## 1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

1年間に履修登録できる単位数の上限は、2021年度以降の入学者と 2020 年度以前の入学者では異なる。

2021 年度以降の入学者については、1 年間に履修登録できる単位数の上限は、1 年次=42 単位、2 年次=36 単位、3 年次=44 単位である。ただし、2 年次について、①本法科大学院に法学未修者として入学した者で1 年次から2 年次に進級したものが、法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度1年次の科目を再履修しなければならない場合には、当該科目について4 単位を上限として、36 単位を超えて登録することができる。また、本法科大学院に法学既修者として入学した者が、履修を免除されなかった法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度1年次の科目を履修する場合には、当該科目について4単位を上限として、36単位を超えて登録することができる。

2020 年度以前の入学者については、1 年間に履修登録できる単位数の上限は、1年次36単位、2年次36単位、3年次44単位である。

これらは、司法研究科内規<sup>1</sup>に規定されている。学生向けには、「Study Information」<sup>2</sup>に掲載しているほか、入学時のオリエンテーションでも説明しており、周知されている。

なお、1単位の授業時間とは、45分の授業を1学期の間、15週実施した時間である。本法科大学院の授業は、1コマ=90分であるから、毎週1コマ実施される授業は2単位に当たる。

(2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 63

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 31

あり。2019 年度以降、「民法V (親族・相続)」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」各 2 単位(合計 6 単位)を 1 年次に配当している。

## (3) 法学既修者について

あり。「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」については、既修単位認定の対象となる法学未修者 1 年次配当必修科目であり、これらについて十分な能力が認められなかったため、当該科目について既修単位認定を行わず、2 年次に履修させるため、4 単位を上限に増加することを認めている。

時間割上もこれら2科目と他の必修科目が重ならないよう配置している。

## (4) 認定学生等についての履修単位数増加の有無

本法科大学院では、現在、認定学生の基準を設けておらず、3年次在籍以外の学生には44単位の登録を認めていない。5年一貫型入試入学者の増加が見込まれるため、認定学生の基準策定の検討を始める予定である。

(5) その他年間 36 単位(修了年度の年次は 44 単位)を超える履修の有無なし。

## (6) 無単位科目等

単位認定されない等の無単位科目はない。

## (7) 補習

学生の希望を聴取した上で、多くは授業期間外に実施している。なお、出席は任意であり、成績評価には反映していない。

#### (8) 特に力を入れている取組

履修登録の上限の範囲内で、未修者教育として、法律基本科目中の憲法・ 民法・刑法の授業の充実を図っている。

また、予定された内容を所定の授業時間で終えることができないために、 それを補うことを目的とした授業の大幅な延長や補習をしないよう、教授 会などで折に触れて注意喚起している。

## (9) その他

履修登録上限については、「Study Information」に記載して周知を図るとともに、入学時オリエンテーションにおいて詳しく説明している。

## 2 点検・評価

<sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 31

以上のとおり、司法研究科内規等から上記基準に合致しているといえる。補習が多すぎて学生の自学自修時間を阻害するような状況はない。なお、前回の評価において懸念が表明された「基礎演習  $I \sim IV$ 」の単位数については、2019年度から 2 単位科目とし、科目名についても「基礎演習  $I \sim IV$ 」との混同を避けるため、「基礎演習  $A \sim D$ 」と変更した。

# 3 自己評定

合

## 4 改善計画

1(4)でも述べた通り、2024年度に向けて、認定学生の基準策定の検討を進めているところである。

## 第6分野 授業

## 6-1-1 授業 (1) 〈授業計画·準備〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう,授業の計画・準備が適切にな されていること。

(注)

① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

## 1 現状

## (1)授業計画·準備

シラバスには、全授業に共通して、「授業目的」、「到達目標」、「教科書」、「参考書」、「授業時間外の学習」、「授業計画」、「授業方法」、「学生による授業評価の方法」、「成績評価」の各項目について記載することとなっている。シラバスは、毎年3月上旬に、本学ホームページ¹において公開している。また、入学時には「学習ロードマップ」²を配付して、学生の側においても学年毎に節目となる時点での到達度を確認できるよう配慮している。

実際の授業は、シラバスにしたがって進められており、内容上の齟齬はない。もっとも、研究科からの注意・指導等にもかかわらず、ごく一部の特定の授業で、予定された内容を所定の授業時間(15回または30回、各回90分)で終えることができず、別の時間にそれを補うことが行われている。この点については、後述する。

授業準備に際しては、全専任教員により構成されるカリキュラム委員会 (拡大教授会)における、授業の創意工夫についての議論(授業内容・方法、 定期試験のあり方等について)やFD研修会での議論が生かされている。

#### (2) 教材·参考図書

各授業の教材は、シラバスに記載することとなっている。市販の教材を「教科書」、「参考書」として使用する授業については、シラバスの「教科書」「参考書」の項目に具体的に記載されている。特別に開発したもの(レジュメ等)を使用する授業については、シラバスの「授業時間外の学習」、「授業方法」の項目に記載されている。

教材の選定は、各授業担当者の判断にゆだねられているが、おおむね標準 的で定評のある教科書が使用されており、適切に選定されていると考える。

<sup>1</sup> 資料 A16 2023 年度シラバス

本学ホームページ「シラバス」 〈https://syllabus.kwansei.ac.jp/〉

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A91 学習ロードマップ

なお、法分野によっては、市販の教科書等を使用する場合、その法分野の各 授業については共通の教科書等を使用することが望ましいとの考えから、 共通の教科書等を指定または使用している。

## (3) 教育支援システム

授業に関する本学のコンピュータネットワーク LMS(ラーニング・マネジメント・システム) LUNA があり、本法科大学院でも利用している。そこには、授業の予習指示や各種お知らせ、過去の定期試験の問題と解説、参考答案を含め、各種発行物等を掲載している。また法律実務基礎科目、特に「民事ローヤリング I・II」においては、以前は本法科大学院で独自に管理するウェブ上のコミュニケーションツール VLF (ヴァーチャル・ローファーム・システム) を用いていたが、現在は、LUNA のグループ機能を使って、グループ毎にシミュレーション教材を配布したりグループ内での討議・書き込み・書面提出をさせる等を行っている。

なお、LUNA については、2023 年度秋学期以降、システムのリプレースメントが予定されている。

## (4) 予習指示等

予習指示等は、レジュメ等の資料の事前配付やLUNA または口頭での事前 伝達により行われている。

レジュメ等の資料の配付時期は授業によって異なる。各学期の授業開始 前に資料を一括して配付する授業、各回の授業の前に配付する授業、両方の 配付方法を併用する授業がある。多くの授業では、各回の授業の前に配付し ているが、その時期は、おおむね授業の1週間程度前である。

各回の授業で達成するべき目標は、各回の授業の終了時に、次回の授業の 目標として口頭で示されることが多い。また、授業によっては、事前に配付 されるレジュメ等の資料に明記されている。

#### (5) 到達目標との関係

授業の計画・準備は、「共通的到達目標モデル案(第2次修正案)」をふまえ、本法科大学院において2012年3月に作成された冊子『到達目標と「共通的な到達目標モデル」〜学修の到達度をはかる目安のために〜』の大枠を維持しつつ、その内容と授業計画とを有機的に関連づけながら行われている(この点については9-1も参照)。この冊子については、2023年度中の改訂 ¹を予定している。

授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択についても同様で ある。「共通的到達目標モデル案(第2次修正案)」等をふまえ、内容の重要

<sup>1</sup> 資料 A31-1 到達目標と「共通的な到達目標モデル」~学修の到達度をはかる目安のために~

性や難易度等を考慮しながら、各授業担当者が検討し、授業計画に反映させ ている。

学生に対しては、ガイダンスにおける配布資料や授業レジュメ等の配付 資料に記載する、LUNA に掲載する、各回の授業において口頭で伝えるなど の方法により、選択の考え方や自学自修の方法をできるだけ丁寧に伝えて いる。

授業の計画・準備が上記「到達目標」をふまえて行われているか、自学自 修部分の選択とその学生への周知が適切に行われているかの検証は、授業 評価アンケート結果を踏まえた自己評価・FD 委員会での検討およびカリキ ュラム委員会(拡大教授会)における検討や、授業参観およびその後の受講 者からの意見聴取・教員間の意見交換等によって行われている。

## (6) 特に力を入れている取り組み

学生に到達目標を強く認識させることによって、学修の効果を高めるこ とを狙い、2018年2月に『学習到達度確認冊子』」を作成・配布した。本冊 子は、「共通的到達目標モデル案(第2次修正案)」等を踏まえつつ、定期試 験等を通じて「各科目において最低限到達しておくべき水準」を学生に示す ために作成したものである。よって、既存の授業到達目標(授業終了段階で、 到達が望ましい目標)をすべて充足するような模範答案のレベルではなく、 司法試験の合格水準に最終的に到達できる展望を持てるための目安として、 学年ごとに配置されている当該科目の学期末試験において、最低限この程 度の答案までは書けるようになったうえで、次の段階に進むことが求めら れる水準を明確に示すことを目的としている。また、学生の自学自修のバロ メーターとしても利用されることを期待している。なお、『学習到達度確認 冊子』については、『到達目標と「共通的な到達目標モデル」~学修の到達 度をはかる目安のために~』とともに 2023 年度中に改訂することを予定し ている。

# (7) その他 特になし。

#### 2 点検・評価

シラバスは、春学期・秋学期開講科目分すべてが毎年3月上旬に公開されて おり、提供時期に特に問題はない。内容的にも、「共通的到達目標モデル案(第 2 次修正案)」等を踏まえつつ、シラバスに求められる項目についてすべて記 載されており、特に問題はない。また、実際の授業の内容も、ほとんどの授業 においてシラバスにしたがっている。ただし、前回の評価でも指摘されたよう

<sup>1</sup> 資料 A31-2 学習到達度確認冊子

に、ごく一部の特定の授業で、所定の授業時間内に終えることができなかった 部分を別の時間に補うことが行われており、担当教員に対して改善するよう研 究科全体で指導している。

教材については、各授業担当者が授業内容に照らして適切に選定しており、 特に問題はない。

予習指示等は、レジュメ等の資料の事前配付や口頭での事前伝達等により適切に行われている。

以上を全体として評価した場合には、到達目標との関係に関しては、到達目標をふまえた授業が行われ、自学自修部分の選択とその学生への周知もおおむね適切になされていると考える。

#### 3 自己評定

В

#### 4 改善計画

所定の授業時間内に予定された内容を終えることができなかった授業が生じた場合には、引き続き研究科全体として改善に取り組む予定である。また、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容についても、冊子『到達目標と「共通的な到達目標モデル」~学修の到達度をはかる目安のために~』及び『学習到達度確認冊子』の改訂作業も含め、不断に検討を続けていく予定である。

# 6-1-2 授業(2)〈授業の実施〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう, 適切な態様・方法で授業が実施されていること。

(注)

① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

## 1 現状

## (1)授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

教員の授業担当能力については、『教員個人調書』を参照。

「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」の教育内容の適切性については、「別紙 2 6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施」、「同(2) 到達目標との関係」を参照。

#### イ 授業全般の実施状況の適切性

# (ア) 教育内容

学年別の連携については、科目ごとに担当者が授業計画の段階で連携し、調整している。また、未修1年次については、効果的な未修者教育の観点から、「1年生担当者会議」」を開いて、授業内容・方法等を調整している。具体的には、中間アンケートで学生から出された意見についての情報共有、予習・復習の状況についての情報共有と対応の検討、中間試験の在り方についての検討等である。

法律基本科目と実務基礎科目の連携・調整等は、とくに民事系と刑事系の科目で重要と思われるが、民事系については、以前は「民事系ワーキンググループ」での調整等が行われていたが、現在は「民事系 FD」として行われている。刑事系についても、適宜、研究者教員と実務家教員が FD 会議 2を開いて調整等を行っている。

基礎法学・隣接科目または展開・先端科目との間での連携・調整等は、必要があると思われるもの(例えば、刑事系に関していえば、刑事訴訟法と少

<sup>1</sup> 資料 A92 2021·2022 年度 1 年生担当者会記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A13-2-6 2022 年度分野別 FD 研修会記録(公法系・民事系・刑事系)

年法、刑法と経済犯罪)を除き、特に行われていない。

適切な授業の割合については、学生による授業評価アンケートが参考になる。2022年度春学期の「授業評価アンケート結果報告書」「によると、教育内容・方法に関する質問項目(設問1~設問6)については、すべての項目で肯定的評価(「強くそう思う」及び「そう思う」)の割合が80%を上回っており、全体としてみれば、適切な授業が行われていると評価できる。

# (イ) 授業の仕方

授業の仕方は、科目の性質、目的等により異なる。大別すると、「講義方式」、「演習方式」、「臨床実習方式」の3つがある。

「講義方式」は、主として1年次の法律基本科目、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目で採られている。「講義方式」でも、適宜学生に質問するなどして、双方向の授業になるよう工夫している。また、法律基本科目については、少なくとも中間試験等を通じて、学生の答案を素材とした指導の機会が設けられている。なお、教材としては、市販の教科書等のほか、レジュメを効果的に使用する授業が多い。

「演習方式」は、主に2年次以降の法律基本科目の演習科目、「基礎演習」、「特別演習」、少人数の展開・先端科目で採られている。市販の事例問題集や教員が作成した判例教材などを使用し、対話方式で進めるもの、順次学生に報告させるもの、起案させて講評を行うものなど、具体的な進め方は多様である。双方向だけでなく多方向の議論にもなるように工夫する授業が多い。この場合も、法律基本科目については、少なくとも中間試験等を通じて、学生の答案を素材とした指導の機会が設けられている

「臨床実習方式」は、「民事ローヤリング」や「クリニック」、「専門職責任」、「刑事模擬裁判」など、実務基礎科目の一部で行われており、生の事案を教員の指導のもとに学生に実際に担当させたり、シミュレーション事例を用いてロールプレイをさせたりしたうえで、振り返りを行うという方式である。「民事ローヤリング」で行われている SC (模擬依頼者)を活用した模擬法律相談は、その最たるものである (詳細については 6-3 参照)。

なお、直近 2 年度(すなわち 2022 年度及び 2023 年度)においては対面 授業へと回帰しており、オンデマンド授業は原則として行われていない。た だし、法律基本科目については、コロナ禍の経験を活かしてビデオ録画する こととし、事後的に LUNA 上にアップロードするなどして学生の復習に役立 てている。

#### (ウ) 学生の理解度の確認

ほとんどの授業で、課題、リポート、小テスト、起案等による学生の理解

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A14-1-1 2022 年度春学期授業評価アンケート結果報告書 p. 10

度の確認を行っている ¹。中間試験を行って理解度を確認する授業も多い。 2018 年度からは、1 年次配当の法律基本科目の統一的なルールとして、原則として各回の授業の冒頭で前回の授業の確認のための小テストを行い、成績評価に加味する(全体の 10%程度) こととした ²。その目的は、主には、学生の知識の定着を測る点にあるが、同時に、それは、教員が学生の理解度を知る手がかりにもなるものであり、その点での活用も考えている。

なお、前回の評価において指摘された問題、すなわち「一部の展開・先端科目において、法律基本科目の司法試験の問題がそのままレポート課題とされ、解説も特段、展開・先端科目を意識した解説になっていないと見ざるを得ない例がある」とされた点については、前回の評価直後から、授業資料の面でも授業内容の面でも展開・先端科目としての実質を看取しうるよう改善され、現在に至っている。

# (エ) 授業後のフォロー

授業後の質問については、丁寧に対応している。専任教員は、オフィス・アワー等でも対応している。学生による授業評価アンケートの結果によれば、疑問点があれば質問をしている学生が多い。

起案、レポート、中間試験の答案、定期試験(期末試験)の答案については、採点するだけでなく、個別に丁寧に添削して返却する授業が多い。中間・定期試験については、試験ごとに解説・講評を作成して学生に配付している。さらに、定期試験については、時間を設けて解説会を行う授業もある(ただし、解説会は参加しない学生が少なくない等の課題があるため、むしろ解説・講評の配布を重視している)。

# (オ) 出席の確認

授業時に学生の出席を把握・確認している。2単位の授業では5回以上、4単位の授業では10回以上欠席すると定期試験の受験資格が失われることとなっており4、厳格に出欠状況を管理している。

# (カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

前記の SC を活用した授業は、他大学ではあまり例をみない特徴的な工夫である。その他にも、実務基礎科目においては、特徴的・具体的な工夫がなされている(詳細については 6-3 参照)。

さらに、コロナ禍以降は、板書のほか、授業によってはパワーポイントを 活用したり、Zoom の画面共有機能を使用するなどして、授業内容を受講者

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A14-1-1 2022 年度春学期授業評価アンケート結果報告書 p. 10: (設問 2)「教員は、学生の理解度を確認しながら授業を進める工夫をしていましたか。」という質問項目では、91.6%の学生から肯定的評価(「強くそう思う」及び「そう思う」)を得ている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正) (2019年1月24日司法研究科教授会承認)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A14-1-1 2022 年度春学期授業評価アンケート結果報告書 p. 10: (設問7)「あなたは、この授業でわからないところがあれば質問をしましたか。」という質問項目では、肯定的評価(「強くそう思う」及び「そう思う」) は 77.5%となっている。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院)Study Information」p. 36

にわかりやすく伝える工夫をしている。

# (キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

内容面では、①基本知識のインプット中心(主に1年次)→②基本知識を 用いた基本的な事例演習(主に2年次)→③これまでの成果をふまえた総 合的な事例演習(主に3年次)というように、方法面では、①講義方式→② 演習方式または臨床実習方式というように並べて、授業のレベル設定・方式 が対象学年にふさわしいものとなるように工夫している。

## (ク) 授業動画の積極的活用

コロナ対応により授業録画が日常的に行われるようになったことから、 法律基礎科目のうち必修科目については、全回録画を行ったうえで、LUNA上の「ロースクール学習支援コミュニティ」に過去の授業分も含めて授業動画がアップされており、欠席者や復習のための視聴が可能となっている。

ただ、授業の録画をそのままアップするだけでは学生の効率的利用につながりにくいため、試行的に、2022 年度末より教材として利用しやすい動画づくりに取組んでいる。

まず1年生の「刑法I」においては、予習動画を作成している。予習動画の目的は、効率的予習を助けるためであるから、短時間で予習のポイントを示すことに主力が置かれており、20分前後を目途としている。

他方、3年生の「憲法特講」では、重要判例を数多く扱うため、「第〇回授業」という 1 くくりではなく、学生が特に復習したい判例に絞って選択的に動画を視聴できる配慮をしている。すなわち、教務補佐において動画の下部の時間を示すシークバーに目次(事件名)を入れることで、学生が特に視聴したい部分にピンポイントでたどりつけるように工夫している。

今後、学生の利用率や利用者の声なども点検しながら、動画の在り方とその効果を検証する予定である。なお、FD 活動においてこれらの動画は教員に共有されている。授業スタイルは各教員の創意工夫によるため、授業の録画を超えた教材としての動画作りについては、現時点では教員の判断に委ねているが、FD 活動等を通じて取組を広げていく予定である。

#### (2) 到達目標との関係

シラバスは、「共通的到達目標モデル案 (第 2 次修正案)」等を踏まえて作成され、授業もそれにしたがって行うこととなっている。その検証は、学生による授業評価アンケートの結果等を用いて、自己評価・FD 委員会やカリキュラム委員会(拡大教授会)で行っている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

特に実務基礎科目に力を入れている。例えば、「民事ローヤリング」や「専門職責任」の授業の中では、SC を活用した模擬法律相談を実施することに

より、実務感覚を身に付け、専門職責任を涵養することが目指されている。 また、「刑事模擬裁判」の授業では、2023年度より法曹三者すなわち現職の 裁判官(派遣裁判官)、検察官(派遣検察官)及び弁護士(任期制実務家教 員)による実務指導が行われている。

# (4) その他

授業外で自学自修を支援するための体制として、「教学補佐制度」と「学習サポートプログラム(土曜ゼミ)制度」がある(詳細については 7-8 参照)。これらが適切に機能しているかどうかの検証は、前者については教務関係委員会、後者については司法試験・進路委員会において随時行っており、改善に役立てている。

# 2 点検・評価

すべての授業について、授業担当能力のある教員が担当している。

授業内容については、「共通的到達目標モデル案(第2次修正案)」等を前提 に、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容をふまえたものとなっている。 授業で取り上げる部分と自学自修部分の切り分けについては、各授業担当者 が随時検討し、授業等を通じて学生に伝えている。未修1年次科目について は、導入動画を作成し、その中で言及している例もある。

授業方法については、授業の目的等に応じて適切な工夫がなされている。小 テストや起案等を通じた学生の理解度の確認、授業後のフォロー、出席の確認、 授業内容に応じた特徴的・具体的な工夫、対象学年にふさわしい授業の工夫、 履修者数に応じた授業内容・方法の工夫も、それぞれ適切になされている。

また、SC(模擬依頼者)を活用した授業など、実務基礎科目において特徴的な取り組みが行われており、法律基本科目の録画、教学補佐制度、学習サポートプログラム(土曜ゼミ)をはじめとするアカデミックアドバイザー制度など、自学自修を支援する体制・制度も充実している。

さらに、前回評価で指摘された一部の科目のレポート課題についても、直ち に改善措置が講じられている。

他方、前回評価でも指摘された「多様な意見に触れることが難しい受講者数で授業運営がされている例がある」という点は、西宮北口キャンパスへの移転以降、入学者数が回復し、少なくとも必修科目については適切な履修者数が確保されている。もっとも、展開先端科目については、未だ全ての科目において解決されているとまでは言えない一方、公務法曹系の科目を中心に各自治体からの聴講生を得て多様な意見に触れる環境が整備されつつある¹。

このように、授業外での自学自修を支援する体制が充実していること、授業 や授業外での支援体制の検証も組織的に行われていること、また、授業時間の

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A19 2021 年度春学期~2023 年度春学期 科目別履修登録者数一覧表

過半を学生の答案作成に費やしている授業がないことも含め、以上を全体として評価すれば、いまだ改善の余地はあるものの、開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていると評価しうる。

# 3 自己評定

A

## 4 改善計画

授業で取り上げる部分と自学自修部分の切り分けをより明確に学生に伝えるための方法については、FD 研修会等における議論も踏まえ、また、冊子『到達目標と「共通的な到達目標モデル」〜学修の到達度をはかる目安のために〜』の改訂作業もふまえ、引き続き検討していく予定である。

必修科目以外の授業の履修者数の確保の問題については、特に特別演習科目群を中心に、各科目の教育体系における位置付けを明確にして学生に履修を呼び掛けるなどの対策をとっていくほか、展開・先端科目については、科目によっては隔年開講にするなど、開講の仕方についても配慮するなどして、今後も継続して対応する予定である。

# 6-2 理論と実務の架橋(1)〈理論と実務の架橋〉

(評価基準) 理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

#### 1 現狀

# (1)「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院では、法の基本的・体系的な知識・理解の修得を主たる目的とするのが理論教育であり、事案解決プロセスにおける法の具体的適用力の涵養を目指すのが実務教育であると考えている。したがって、本法科大学院における「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、基本的・体系的な知識・理解を学生に確実に獲得させるとともに、各到達段階に応じて、学生がこれを主体的に使いこなしていけるよう、実務的な事案の分析・解決を行わせる授業であると考えている。

このような認識は、本法科大学院では教員間での共通認識となっている。 カリキュラムの改編等にあたっても、この共通認識に基づき、教務関係委員 会やカリキュラム委員会(拡大教授会)において、研究者教員と実務家教員 が一緒になって積極的に議論を行っている。

なお、本法科大学院では、専任教員 12 名、任期制実務家教員 7 名 (派遣裁判官・派遣検察官を含む)が教育に携わり、実務基礎科目を中心に充実した臨床教育を行っている。そこから法律基本科目の授業へのフィードバックがなされているとともに、実務基礎科目等の授業の中でも理論教育の重要性が確認されている。

#### (2)授業での展開

法律基本科目のうち、講義方式の授業においては、重要判例の分析など、 実務を意識した教育を可能な限り行っているが、十分な時間を割くことは 難しい。そこで、演習方式の授業において、判例・事例を丁寧に扱うことと している。

実務基礎科目のうち、「民事裁判実務」では、要件事実や裁判手続が実際の実務的教材に基づいて扱われている。「刑事裁判実務 I・II」では、設例や模擬記録等の資料を活用するほか、起案課題も課されている。「民事ローヤリング I・II」等の臨床科目では、実際の事案やシミュレーション教材を用いて、法の基本知識・理解を前提に、より実務的な授業が行われている。これらの実務基礎科目では、実務的な知識のみでなく、基本知識・理解の確認と深化、およびそれを使いこなしていくことを意識した教材選択の努力が続けられている。特に「民事ローヤリング I・II」では、事案についての「法的メモ」の起案を重視しており、そこでは、事実の整理、争点(結論を左右する論点)の抽出、争点についての法的側面、事実面からの検討と見通

しの提示、解決方針(手続選択を含む)の提示というフォーマットに沿って、 理論的正確性を担保しつつ、事案の解決という実務的発想を身につけられ るように教育上の重点が置かれている。

基礎法学・隣接科目については、例えば「英米法総論」では、日本でも生 起している法的問題を具体的に取り上げ、学生からの発表を交えながら授 業を進めている。

展開・先端科目では、可能なかぎり講義方式の授業と演習方式の授業を用 意して(例えば、「労働法 A・B」と「労働法演習」、「倒産処理法 A・B」と「倒 産処理法演習」、「環境法」と「環境法演習」)、演習方式の授業を中心に実務 を意識した教育を行っている。「公法実務 I ・Ⅱ」では、実務家教員が事例 を中心に授業を展開している。

# (3) 理論と実務の架橋を意識した取り組み

研究者教員と実務家教員の共同授業として、2023 年度においては「民法 演習 I ・ II | を共同で行っている。

本法科大学院には、理論と実務の融合を図る研究会として「法の理論と実 務研究会」(旧「判例研究会」)があり、2010年9月から2023年3月まで の間に計32回開催されている1。この研究会では、研究者教員または実務 家教員による判例研究報告のほか、学術的研究の発表が行われており、学生 にも公開されている。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

事実に基づく法的思考力を早い段階から養うため、法学未修者 1 年生対 象の「基礎演習 A」については、実務家教員が担当し、判例の読み方から判 例の事実の分析、結論の妥当性の検討に至るまで、じっくり時間をかけて行 っている。

本法科大学院では、特に臨床科目の充実やシミュレーション教育に力を 入れているが、詳しくは次項「6-3 理論と実務の架橋(2)」で述べる。

# (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

従前より、年5回開催予定のカリキュラム委員会(拡大教授会)において、 任期制実務家教員も加わって、カリキュラムや授業内容・方法等の改善につい て意見交換してきた。このような機会を設けることにより、カリキュラムの策 定や教材選択など、授業計画・準備の段階から実務家教員が関与する場面が比

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A56 法の理論と実務研究会開催内容一覧

較的多くなっており、「理論と実務の架橋」の意義・目的が教員全体の共通理解となっている。

このような共通理解に基づき、法律基本科目については、とくに演習方式の授業において事実の理解から出発する工夫がなされ、他方、実務基礎科目においては、実務的な教材を用いながら、理論面の検証等が行われている。また、1年次の早い段階から、「理論と実務の架橋」を意識した実務家教員による授業として「基礎演習 A」が開講されており、段階的な学修の土台となっている。理論と実務の融合を目指した「法の理論と実務研究会」¹も、定期的に開催されている。以上のように、「理論と実務の架橋」を意識した授業等は、相当充実していると考える。

ただし、科目融合化に向けた新たな動きはなく、研究者教員と実務家教員の 共同授業はやや減る傾向にある。その代わり、研究者教員と実務家教員を交え た「1年生担当者会議」<sup>2</sup>や「分野別 FD 研修会」<sup>3</sup>を開催することにより、理論 系科目と実務系科目との有機的な連携を図っている。

3 自己評定

A

4 改善計画 特になし。

<sup>1</sup> 資料 A56 法の理論と実務研究会開催内容一覧

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A92 2021·2022 年度 1 年生担当者会記録

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A13-2-6 2022 年度分野別 FD 研修会記録(公法系・民事系・刑事系)

## 6-3 理論と実務の架橋(2) 〈臨床科目〉

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

#### 1 現狀

# (1) 臨床科目の目的

本法科大学院が臨床科目の開設で達成しようとしている内容は、①法曹としての基本的マインドの修得(紛争解決志向、正義感と倫理感等)、②法曹としての法的思考力を伸ばすこと(基礎知識の定着、事実に応じた規範選択、制度趣旨に根差した解決のための法解釈や事実の探求、三段論法による論理的・説得的な展開など)、③法曹としての基本的コミュニケーションスキルを伸ばすこと(対人的な信頼の構築、集団的討議など)、④法曹を目指すモチベーションの維持・向上である。

# (2) 臨床教育科目の開設状況等

# ア 開設科目の内容と位置づけおよび履修状況

臨床科目としては、「エクスターンシップ」、「民事ローヤリング  $I \cdot II$ 」、「クリニック」、「刑事模擬裁判」が開設されている。「民事ローヤリング I」は必修であり、さらに「エクスターンシップ」、「民事ローヤリング II」、「クリニック」の中から 1 科目 2 単位、「刑事模擬裁判」と「刑事裁判実務」から 1 科目 2 単位が選択必修である。

履修者数(上段)と単位取得者数(下段)は次のとおりである。

上段:履修者数	2019		2020		2021		2022	
下段:単位修得者数	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
エクスターンシップ	_	14	_	4	_	10	_	10
	_	14	_	4		10		10
民事ローヤリンク゛I	16			27	21		24	
	15		_	23	19		24	
民事ローヤリンク゛Ⅱ	3		3		10		6	_
	3	_	3	_	10	_	6	
クリニック		_	_	_	4	_	3	
	_		_	_	4	_	3	
刑事模擬裁判	1		10		8		12	
	1		10		8		12	

「エクスターンシップ」では、学期末に集中して2週間(60時間)の法律事務所又は企業法務部(2022年度から)での実習を行う。なお、本法科大学院が公務法曹の養成を特色としていることから、以前は明石市役所での実習も実施していたが、明石市の側から実習を中断したいとの申し入れがあり、現在は中断中である。これに代わり、宝塚市役所で実習を行うことができる展望が生まれているので、目下交渉・準備を進めているところである。

「民事ローヤリング I」では、法令や判例の調査に基づく法的メモ(事実の概要、問題の所在、規範の定立、あてはめ、見通しと課題を手短にまとめた文書)の作成、内容証明、和解案などの法的文書の起案や、模擬依頼者(SC)を活用した模擬法律事務所での模擬法律相談(シミュレーション事案)を扱う。

「民事ローヤリングII」では、同じくSCと学生をグループ分けしてLUNAの掲示板を使いつつ、法律相談事案、交渉事案、訴訟上の和解事案等のいくつかの事例を紛争処理の一連の流れとして扱う。起案課題としては法的メモのほか、訴状、答弁書、和解案などである。なお、事案として契約書の作成事案、会社の株式買い取り交渉事案など商法が絡む事案、民事の訴訟手続を実際に経験する事案、一部に利益相反などの専門職責任の論点が絡む問題を入れるなど、科目の境界を越え、より統合的な内容となるように心がけている。

なお、「民事ローヤリング I・II」では、コロナ問題が発生した 2020 年度 と 2021 年度において、Zoom によるオンライン法律相談や打ち合わせを取り 入れることによって、授業での実践を確保した。

「クリニック」では、本法科大学院で募集した市民からの実際の法律相談を 1 学期間、実務家教員の指導のもとで学生が主体となって行う。学生が法律相談を行う場面では、市民から実務家教員の指導付を条件に、同意書を取り付けている。

「エクスターンシップ」や「クリニック」に関しては、守秘義務の観点から誓約書を提出させるとともに、損害賠償保険(本法科大学院が保険料を負担している)に全学生が加入している。

「刑事模擬裁判」は、公判手続や訴訟進行、訴訟技術の理解を深めた後、学生を裁判官役、検察官役、弁護人役に分けて(受講者が年度によって異なることから、役割分担を調整している)、模擬裁判を実施している。被告人や証人役は教員等が担当する。裁判官教員が裁判長となり、年度によってはSCに裁判員役をしてもらっている。

2020年度はコロナ禍の影響によりオンライン開講せざるをえなかったが、2021年度以降は対面実施に移行している。2023年度からは派遣検察官の受け入れも始まり、法曹三者を講師陣に迎え、より一層充実した模擬裁判を行っている。

#### イ 履修要件

「エクスターンシップ」については、登録時までの GPA が 2.0 未満の者は登録できないこととなっている。エクスターン先の指導負担を考えた要件である。

## ウ 成績評価・単位認定について

臨床科目に共通の成績評価の方法はないが、臨床科目の性質から、平常

点・レポートを重視したうえで、成績評価は A+、A、B、C、D の 5 段階としていたが、2018 年度より、修了要件の GPA に算入する必要上と、現実に細かく成績評価を行うことは可能であることから、他の科目と同様に 7 段階とすることにした。

「エクスターンシップ」では、実習の日誌と実習報告書および担当弁護士からの報告書を重視している。

「民事ローヤリング  $I \cdot II$ 」では、教材配信システムの LUNA 上のグループ機能等を利用して、各法律事務所内での打ち合わせ記録や、法的メモ・和解案などの起案、事案ごとに提出する実習レポート等はこのシステム上で提出させている。これらの起案や活動記録は、平常点の構成要素として採点・評価している。また法律相談や法廷活動では、各部屋に分かれる場合も多いため、パフォーマンスについて録画したうえ、教員が平常点をつけるうえで参照している。なお、必修科目である「民事ローヤリング I」は中間・期末テストを行うことで、成績評価や単位認定をより厳格適正に行うようにしている。

「クリニック」では、法律相談ごとに法律相談票を作成させるほか、相談後には適切な事案を選んで全体での検討会を行い、それらの平常評価と起案課題評価および期末振り返りレポートを総合して、成績を評価している。

「刑事模擬裁判」では、裁判を進行するにあたって直面した問題点や検討した課題についてのリポートの内容を含む平常点と、模擬裁判でのパフォーマンス等により、成績を評価している。

#### エ 適法性の確保、損害賠償対策

現実の事件を扱う「エクスターンシップ」、「クリニック」については、守秘義務についての誓約書を学生に提出させている。「エクスターンシップ」については、派遣先の指導担当実務家だけでなく、実務家教員もプログラムの実施責任者として監督に関与している。「クリニック」については、本法科大学院の実務家教員の直接の指導監督下で行われているだけでなく、学生が直接担当することについて、相談募集段階から明示し、依頼者からの同意書をとりつけている。

実習に参加する学生はすべて損害賠償保険(本法科大学院が保険料を負担している)でカバーされている。

#### オ エクスターンシップ・クリニックの時間割

「エクスターンシップ」は、大阪及び兵庫の多数の受入先法律事務所(および2022年度から企業法務部も)を確保しているほか、受入先の理解も十分に得ている。時間割については、学期末(春休み期間)の2週間を実習期間とし、実習前のオリエンテーションと実習後の報告会でワンサイクルとしている。実習期間中、履修者は終日受入先の業務のサイクルに合わせて生の事件に関与する(指導弁護士の許可を得て発問等を直接行うことも、本法

科大学院よりお願いしている)が、起案の課題や事案の検討、法的調査、毎日の日誌の作成等のために、夜間や休日をこれにフルに充てている。

「クリニック」については、西宮市の広報誌等を活用して法律相談数を確保する努力をしており、相談枠は基本的にすべて埋まっており、学生が主体的な関与をするかなり負担の重いプログラムとなっている。なお、研究者教員による関与は、事案に関して専門分野に関連する研究者教員に問い合わせる(例えば行政法関連案件など)形での関与はあるが、それ以外には特にない。

# (3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院における最大の特徴は、実働 20 名を超えるボランティアの市民が模擬依頼者 (SC) や裁判員などとして授業に参加するシミュレーション教育にある。SC は広報などを通じて一般市民から募集し、研修会を経て、事例説明会に出たうえで授業に参加してもらう。授業以外にも、年に数回の研修会を継続的に行っている(ただし、2020 年度と 2021 年度はコロナ問題が発生したため中断)。SC は模擬法律相談の依頼者役等を務めることで、模擬事例のリアリティを高めて学生の意欲を強めるだけでなく、その場において、学生の説明やコミュニケーション上の問題点についての指摘(フィードバック)を行っており、学生の気づきを促す教育的効果をもたらしている。SC を活用する授業は、「民事ローヤリング I・II」と「刑事模擬裁判」が主である。もっとも、「刑事模擬裁判」はコロナ禍の 2020 年度以降は SC の参加を見送っている。

シミュレーション教育の利点は、①学習効果の狙いに合わせた教材を作成できること(生の事案では適切な事例が毎回確保できるとは限らないし、手続のコントロールができない)、②学生が自ら弁護士役等として法を使う体験をリアルに経験できること(生の事案では弁護士の補助役に制限される場合が多い)、③SC から学生へのフィードバックがただちに行われることをあげることができる。

また、事例ごとに実習終了後の次の授業は、起案への講評を含めて、事案の進行や解決についての理論的な検証を行っている。

#### (4) その他

SC を活用したシミュレーション教育の手法は、近隣の弁護士会が行う新人弁護士研修に協力するという形でも発展を見せている。なお、コロナ禍の中では、各弁護士会ともに、Zoom によるオンライン法律相談の形で行われたので、これに協力し、Zoom のブレークアウト機能なども活用して実のある研修を実施することができた。この点は、社会貢献になるというだけでなく、SC にとってのトレーニングにもなっており、また、プロの弁護士に法

律相談を行う場合と比べて、より不完全な学生に対する教育的配慮を行う 必要性を自覚する場にもなっているため、SC を活用した授業の質を高める ことにも役立っている。

## 2 点検・評価

本法科大学院は多くの実務家教員を配置し、特徴ある臨床科目を充実させてきた。特に、SC を活用したシミュレーション教育については、開校以来、文科省の形成支援プログラムや教育支援プログラム等を通じて、教育手法の開発に精力的に努め、現在もその成果を教育の中に大きく生かしている。クリニックやエクスターンシップ等と合わせて、法曹に必要なマインドとスキルを涵養するための臨床教育は非常に充実していると評価できる。

# 3 自己評定

Α

## 4 改善計画

学生数の減少のために、臨床科目が科目によっては少人数になったり、不開講となったりする例(2019 年度と 2020 年度の「クリニック」)が出てきていたが、その後学生数が持ち直したために、2021 年度からは不開講はなくなった。しかし、依然として少人数となる可能性もあるため、学生への履修指導を効果的に行っている。

また、公務法曹の養成という理念のもと、「エクスターンシップ」の派遣先 として協定先の市役所のさらなる開拓を進めている。

# 6-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

# 1 現状

# (1) 国際性の涵養

本法科大学院においては、国際的感覚と外国法の知識を有した法曹を養成するうえで、以下の取り組みを行っている。

# ア 国際性の涵養に配慮した機会の提供

「国際的に活躍できる法曹」を養成するため、アメリカの4つのロースクール(ボストン大学、サフォーク大学、ジョージタウン大学、ホフストラ大学)と提携して派遣留学制度を整備し、これまで2名の派遣実績があり、それぞれ米国司法試験の受験資格となるLL.M. (Master of Laws)を取得している。また、同制度を利用する際の経済的負担を軽減するため、独自の派遣留学奨学金制度を設置している。

# イ 国際性の涵養に配慮した環境の整備(特に授業科目)

開講科目については、留学の前提知識としても有用であることから国際 関係科目を11科目(英米法総論、英米法各論、法律英語、国際法、国際私 法、国際民事手続法、国際人権法、国際経済法、国際取引法、国際法演習、 外交・平和・安全保障演習)開講し、外国法に関する理解の深化を図ってい る。

#### ウ その他国際性の涵養に向けた取り組みの具体的状況

入学者選抜において、①外国語能力が一定程度以上であることが証明された受験者には加点措置をとる、②外国語の能力が優れた者であると認められた場合に受験資格を与えるなど、外国語に強い学生を優遇した入試制度を取り入れている。

①では法学未修者の一般入試において、TOEIC® Listening & Reading Test 750点、TOEFL iBT® 80点、実用英語技能検定(英検)準1級、IELTS 6、国連英検 B級、ケンブリッジ英語検定 FCE といった英語に関する技能検定試験の他、ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・ロシア語・韓国語/朝鮮語・イタリア語の各検定試験により語学力が認められた志願者に対して、250~400点中10点の加算をしている。2019年度~2023年度入試においては、20名の受験生が当該制度を利用した。また、②では特別入試においては、上記と同様の条件で、語学力が認められた場合に受験資格を与えている。

#### エ 海外招聘客員教授による特別授業など

2019 年秋学期には、ニュージーランド・オークランド大学の Grinlinton 教授(行政法・資源法・環境法)が「自治体環境法」の授業において「Recent

Developments in New Zealand Nature Conservation Law (ニュージーランドにおける自然保護法の最近の発展について)」という特別授業を行った。 2023 年秋学期にはオーストリアの Schwenzer 教授(国際取引法)と山田 准教授による「リーガルトピックス」の枠を使った「国際取引法」の授業が予定されている。

# (2) 特に力を入れている取り組み

上記(1)のとおり、留学制度、教務、入試にわたって横断的に鋭意取り組んでおり、特に力を入れるものと入れないものを区別していない。

# (3) その他

本法科大学院としては特にないが、教員個人レベルでの取り組みとして、 国際商事模擬仲裁(Vis Moot)に継続的に参加している。

# 2 点検・評価

本法科大学院は、前述のとおり、アメリカの 4 つのロースクールと提携しており、過去に 2 名の学生が留学し、そのうちの 1 名はアメリカの弁護士資格を取得して活躍しているうえ、もう 1 名は日本の司法試験に合格して法曹資格を取得している。また、授業科目中にも英米法の他、アメリカ法関係の授業科目を配置し、英語教育にも配慮している。さらに、2022 年度からは、全学の博士前期課程大学院共通科目との合併科目として、本法科大学院においても「外交・平和・安全保障演習」をはじめとする国連・外交関連の 4 科目を開講し、直ちに同年度から 1 名の履修実績がある。このように、国際性の涵養に配慮した一定の機会と環境を提供してきた。

しかしながら、派遣留学制度については、入試説明会等でも質問を受けることが多いにも関わらず、入学後の運用状況についてみると、直近 10 年間で申込者が皆無という状況にある。しかも、同制度が設置された状況と現在とでは、以下のような事情の変化が認められる。すなわち、①留学中は長期間日本の学業を中断しなければならない同制度と、司法試験の初回合格率が重視される法科大学院教育の現状との間にミスマッチが生じていること、②協定校との安定した協定継続が保障されない状況にあること(現にアメリカン大学とは2018 年以降更新されないことになった)、③派遣留学規程制定時に比し、現在のアメリカ LL. M. コースの学費は大幅に値上がりしており(日本円で800万円程度)、学内的に派遣留学奨学金の財源が確保されるか不透明な状況にあることなどである。

このような深刻な問題状況に鑑み、派遣留学制度については廃止を視野に入れた抜本的な改善策が必要と考えるに至った。この点の詳細については、後述する。

# 3 自己評定

В

# 4 改善計画

派遣留学制度については、在学生にとって不利益変更とならないよう 2023 年度までは募集を継続するが、募集期間終了後、その時点での応募状況をふまえ 2024 年度から廃止する方向で検討を進めている。

そのうえで、ロースクールの現状に見合った「国際的に活躍できる法曹」養成を企図した、派遣留学制度に代替しうるいくつかの教育プログラムを検討中である。

まずは、アジア圏での短期派遣エクスターンシップ制度である。この点については、教育課程連携協議会において知己を得た関西学院法曹弦月会の三村雅一氏(大阪弁護士会)に対し、2022年8月の国際関係委員会に出席を依頼し、アジア圏にも活動拠点を有する同氏に対して、短期のアジア圏での海外法律事務所等でのエクスターンシップの可能性について意見聴取を行ったところである。

そのうえで現在候補として浮上しているのは、フィリピン・マニラ近郊の貧困コミュニティーの子どもたちの教育を通じたコミュニティー開発や環境保全に関わる国際的なNGOと現地教育機関との協力のもとでの短期エクスターンプログラムの開発である。現行のエクスターンプログラムの派遣先として、上記の現地教育機関を指定し、事前学習と現地でのレクチャーおよび現地訪問(1週間程度)を行い、帰国後にレポートを提出したうえで、学内発表をするというプログラムを検討している。法律事務所そのものへの派遣ではないものの、国際的な人権擁護活動の現地での展開を目の当たりにし、国際的に活躍する法律家の役割を探る貴重な機会を提供するプログラムにすべく、ロースクール内での協議を経て、今後、NGOや現地教育機関との協議と予算化のための学内調整を行う予定である。

その他のエクスターン先の選択肢としては、気候変動対応の企業情報の開示請求を行っている東京の国際的 NGO (国内外の弁護士が主要メンバー) への派遣や、より長期的には、クリニックにおける国際的問題への相談の強化などがあがっている。

学生の負担が重すぎると選択者を継続的に得られずに授業が不開講になることを過去に経験しているため、授業の内容とともに、要求する語学力としても、現実にマッチした、より実効性のある教育プログラムの開発に向け、学生のニーズの把握を含め鋭意取り組んでいく所存である。

# 第7分野 学習環境及び人的支援体制

## 7-1 学生数(1)〈クラス人数〉

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。(多) (注)

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全て の学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適し た人数をいう。法律基本科目の場合は、50人以下であること(ただし、 教育上必要であり、かつ、十分な教育効果を上げることができると認 められる場合は、この限りでない)、及び法律基本科目のうち必修科目 の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされている ことをいう。なお、50人以下か否かの点については◎基準、10人を下 回るか否かの点については○基準とする。

#### 1 現状

(1)1つの授業を同時に受講する学生数(人数にカウントされる人、されない 人の区別も含む)

本法科大学院における2022年度から過去3年分の開設科目ごとの履修登 録者数は、「受講者数一覧表」「のとおりである。

(2) 適切な人数となるための努力

入学定員を縮小したことに伴い、教育効果の高い少人数教育を実施する ためのクラス編成を行っている。法律基本科目、法律実務基礎科目、特別演 習科目のクラスごとの履修者数の原則は、次のとおりである。

なお、毎年カリキュラム編成時に適切な開講クラス数を検討している。

ア 法律基本科目(1年次必修) 原則1クラス開講,1クラス20人以下

イ 法律基本科目 (2・3 年次必修)

(ア) 講義科目

(イ) 演習科目

原則 2 クラス開講, 1 クラス 20 人以下 原則3クラス開講,1クラス15人以下

(ウ) その他の法律基本科目

1 クラス 10 人以下

ウ 法律実務基礎科目

(ア)「専門職責任」

2 クラス開講, 1 クラス 15 人程度

(イ)「民事ローヤリング I I

3 クラス開講, 1 クラス 10 人程度

(ウ) その他の法律実務基礎科目 1クラス 10 人程度

工 特別演習科目

1 クラス 10 人程度

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A19 2021~2023 年度受講者数一覧表

オ 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目 履修者数の原則は決めていない。1 クラス 20 人以下を目安としている。

# (3) 特に力を入れている取り組み

進級制度を厳格化した結果、原級留置する学生が増加したが、再履修者をできるだけ特定のクラスに集めるなどして、円滑な授業運営ができるように年度ごとにクラス編成を検討している。

多人数となった科目では、縦長の形状をしている講義室を利用せざるを得ない。その場合、後ろに座る学生が板書や資料を見やすくするために、Zoomを併用したり、プロジェクターを利用したりするなどしている。

なお、法律基本科目の必修科目では、授業を録画しており、受講生は、授業後も折に触れて見直しができる。

# (4) その他

特になし。

#### 2 点檢·評価

2020年度から2022年度を通じて、1年次の法律基本科目の必修科目で1クラス30人を超えたのは、2022年度春学期の「民法 I (総則・物権)」の31人と同年度秋学期の「民事訴訟法 (クラス2)」の33人だけである。2022年度は、未修者の入学者が27人と例年になく多かったことと、厳格な成績評価をしたため再履修者が比較的多かったことが原因と考えられるが、一時的な現象と考えられる。多人数となっているクラスでは、対面授業であっても、Zoomを併用したり、プロジェクターを利用したりして、板書や資料を見やすくする工夫をしている。

2年次・3年次の法律基本科目の必修科目で講義科目及び演習科目では、概ね原則どおりの人数となっている。1クラスの人数が著しい少人数になっているものは、カリキュラム改変に伴う旧カリキュラムの科目を除いて、見当たらない。

その他の科目では、なお少人数のものがみられるが、履修指導や時間割等について更に検討する予定である。

## 3 自己評定

Α

#### 4 改善計画

入学予定者の人数を勘案して、クラス編成や時間割を毎年工夫している。特に3年次に配当される選択必修科目において履修者が分散しないように時間

割等について、検討を重ねる予定である。

# 7-2 学生数(2)〈入学者数〉

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。 (注)

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失していないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失していないことをいう。

## 1 現狀

- (1)過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合 基本データ表(2)のとおりである。
- (2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力 一定の競争倍率を確保し、入学者受入方針に照らした厳正な入学試験に より、入学者を選抜している。
- (3) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (4) その他特になし。

#### 2 点檢·評価

2019 年度以降の西宮北口キャンパスへの移転効果を背景に、全国的な法学 志願者数の増加傾向や、所定の教育課程を修了した者を対象とした 5 年一貫 型や開放型入試の実施、新卒者枠の新設など、幅広い分野の人材の受験を促進 する入試制度改革の実施を行ってきたことにより、近年、志願者が増加傾向に あることが、定員充足率の増加の原因となっている。

他方で、2019 年度・2020 年度・2022 年度及び 2023 年度については定員充足率 110%を上回っているが、そもそも定員が少ない本研究科の場合、充足率の算定にあたってはどうしても分母が小さくなるため、数人の差であってもパーセンテージに大きな影響が出る点も、充足率オーバーの背景事情としては無視し得ない。また、入学段階におけるある程度の定員オーバーは、学力劣化等を理由とない進路変更者が多数に上る点や、次学年以降におけるクラスサイズの点からも、学習環境や人的支援体制における悪影響を生じさせていないとの見方も可能である。競争倍率を確保したうえでの定員充足と、充足率

110%以下との両立に苦慮しているところである。ただし、2022 年度は定員充足率が110%を大きく上回ったことを踏まえ、2023 年度入試においては、充足率が110%以下となるよう鋭意努力する目標を掲げ調整に努め、結果として2023 年度の4月入学者は合計35名(116.7%)となった。今後は、合否判定をいままで以上に厳格化し、より一層きめ細やかな調整に努めたい。

# 3 自己評定

合

# 4 改善計画

適正な定員充足率を満たすために、教育の質的向上とともに、引き続き入試制度改革、入試広報活動を展開する。

# 7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。 (注)

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失していないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

# 1 現状

- (1) 収容定員に対する在籍者数の割合 基本データ表(17)のとおりである。
- (2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力 定員充足率が下回っている状況で、かかる施策の必要性はないと考えられる。
- (3) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (4) その他特になし。
- 2 点検・評価 在籍者は、収容定員を上回っておらず、本項目の基準に照らして問題はない。
- 3 自己評定 合
- 4 改善計画 特になし。

# 7-4 施設・設備(1) 〈施設・設備の確保・整備〉

(評価基準)教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

## 1 現状

#### (1) 施設・設備の確保・整備状況

## ア 施設設備

2019 年度より本学西宮北口キャンパス (阪急西宮ガーデンズゲート館地上 10 階のうち 7 階から 9 階)を本法科大学院で利用している。また、本学西宮上ヶ原キャンパス大学院 2 号館 3 階の模擬法廷 (教室)、メディア・研究棟(教員の個人研究室が配置されている)も利用している。

# (ア) 西宮北口キャンパス (法科大学院棟)

諸施設は電子錠による入退館体制をとっている。午前7時から午後11時まで利用できる。授業時間外は24時間利用可能にしてほしいという要望もあるが、生活面のリズム、また防犯セキュリティ上からも現状で問題ないと考えている。なお、完全閉館日(年間6日程度)を除き、原則年間を通じて利用できる。また、キャンパス内であれば、学内無線LANの使用が可能である。

#### a 7階

関西学院クレセントスクールで利用されている部分を除いて、事務室、 会議室、研究科長室、教務補佐室、面談室(2室)、教員控室、教材準備 室、教員研究室(共同室)、倉庫などが配置されている。

教員控室にはパソコン 2 台とプリンタ 1 台が、教材準備室にはパソコン 2 台、プリンタ 1 台と複合コピー機 1 台が、教員研究室にはプリンタ 1 台、複合コピー機 1 台、教員用キャレル(独立型自習机)と教員用ロッカーがそれぞれ設置されている。

## b 8階

教室と法科大学院資料室が設置されている。教室は全8室(801 教室から808 教室)であり、全て可動式の机となっている。801 教室(30 席)と802 教室(33 席)は、可動式の壁で区切られており、受講生の数に応じて大教室にすることができる(現在は講義・演習の両方に使用されている)。また、807 教室(24 席)と808 教室(16 席)も同様である。806 教室(22 席)は演習教室である。803 教室(16 席)、804 教室(24 席)は演習教室であるが、コロナ禍以降は、学生の食事場所として提供している。

全教室にプロジェクターが設置されており(ただし、学生に食事スペースとして提供している教室は除く)、802 教室と807 教室には天吊りのスクリーンが設置されている。また、全教室に授業録画用のビデオカメラが

設置されている。

資料室には、パソコン3台、複合コピー機2台、裁断機1台などが設置されている。

#### c 9階

キャレルを備えた大型自習室 (120 席) 1 室、多目的室 (8 席) 2 室、ラウンジなどがある。

大型自習室には、パソコン 10 台、プリンタ 3 台が設置されている。また、ラウンジは学生が談話するスペースであり、ロッカーも設置されている(大型自習室の使用を許可された全学生・修了生に貸与)。更に多目的室は学生が議論や共同学習するスペースとして用意されている。

# (イ) 西宮上ヶ原キャンパス大学院2号館

大学院 2 号館 3 階には模擬法廷があり、これを授業などで利用している。 通常の法廷設備に加え、外国法実務に習熟できるよう陪審員席を 12 席備えた教室 (傍聴席 80 席)がある。模擬法廷は記録・配信用に 5 台のカメラを設置し、刑事裁判で採用されているビデオリンク方式の証人尋問にも対応できるようにしている。

#### イ 身体障がい者への配慮

設備面で、身体障がい者への配慮は問題なく整っている。また、身体障がい者の入学に際しては、受験段階から本学総合支援センターのコーディネーターと連絡調整を行い、必要な措置も取れるよう学内のシステムが整備されている。

# (2) 問題点及び改善状況

西宮北口キャンパスは全体的にコンパクトな建物であり、相対的にスペースが限られている。そのため、事務室や資料室、共同学習室、ラウンジなど、ゆとりのある広さを確保するのが難しい状態である。

そのような状況においても、キャレルは学生1人に1席が必ず割り当てられ、学習環境は整えられている。また、各教室も、授業の空き時間は学生に貸出しするなど施設の有効利用がなされている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

これまで土曜ゼミ(土ゼミ)のための教室利用を行ってきたが、西宮北口キャンパスに移転した 2019 年度以降も柔軟に対応している。コロナ禍においても Zoom での土ゼミ開講に際し、学生のアクセスポイントとして教室を開放していた。

また、2022年度からは本学法学部法曹コースからの入学予定者(学部生)に、資料室の利用や学習スペースとして空き教室の利用を認めている。

## (4) その他

2020 年度の新型コロナによるオンライン授業実施以降、学生には授業に資料提供用としてノート PC やタブレットを持参して受講する様に勧めており、学生がキャンパスに個人 PC を持ち込む形態が浸透している。その結果として、前述の通り大型自習室には 10 台デスクトップ PC が設置されており、それ以外にも貸出用ノート PC を 14 台準備しているが、その使用頻度はそれ程高くはない。そういった状況を考慮して、本学では 2022 年度よりシステム投資として無線 LAN の増強に注力する様にシフトしている。

#### 2 点検・評価

西宮北口キャンパスに移転後も、教育及び学習に必要な施設・設備という点で特に不便が生じているわけではなく、法科大学院としての基本的な施設は整備されている。模擬法廷を利用する場合には、西宮上ヶ原キャンパスの大学院 2 号館に行かなければならないが、それ以外には基本的に西宮北口キャンパスで完結している。本キャンパスの中に、事務室や教務補佐室の他、双方向授業に対応した教室、学習をサポートする資料室、自習室、ラウンジ等がまとめて配置されており、基本的には利便性がよいものとなっている。

学生も、教員研究室(共同室)や教員控室等、7階に行けばすぐに教員に質問・相談ができるようになっている(専任教員のメールアドレスは事務室にて公開し、教員個人とすぐに連絡がとれるような体制となっている)。また、対面・オンライン双方によるオフィス・アワーも実施されており、さらに利便性は向上している。このため、教員の個人研究室は西宮上ヶ原キャンパスのメディア・研究棟にあるものの、学生が質問・相談しやすい環境を整えている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

コロナ禍で、従前まで認めていた、自主ゼミなどの学生の学習スペースとしての空き教室の利用に制限をかけていたが、順次再開し、利用者の要望に柔軟に対応していく予定である。また、このような運用は、法曹コースの入学予定者等にも拡大していくことも検討している。さらに、コロナ禍を経て学生にもノートパソコンの購入を推奨するようになってきていることから、今後は学生の ICT 環境にも留意しつつ、環境整備に努めていきたい。

# 7-5 施設・設備(2)(図書・情報源の整備)

(評価基準)教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

## 1 現状

#### (1) 図書・情報源の確保

本学では、司法研究科資料室、大学図書館、法学部資料室の3ヶ所に、本 法科大学院(教員及び学生)の利用に向けた法律図書資料が収蔵されている。 また、司法研究科内のパソコンにて、各種データベース(後述参照)での調 査・検索が可能となっている。

司法研究科資料室は、西宮北口キャンパスの8階に位置し、主に学生用の日々の学修に必要な教科書や研究書・判例集を中心に、法律関係の図書資料・雑誌を整備している。データベースの利用も可能で、資料室内にはパソコン3台、プリンタ1台が設置されている。資料閲覧席は10席設置されており、開室時間は午前7時30分~午後11時(レファレンスサービスは午前9時~午後6時30分)までとなっており、土日・祝日も利用可能である。また、資料室併設のコピー室にはコピー機2台及び裁断機やステープラー等の備品を設置している。

現在、同資料室の蔵書数は約10,200冊(製本雑誌含む)、学術雑誌86タイトルとなっており、西宮北口キャンパスへの移転に伴い大学図書館から遠くなっても、学生の不便を来さないよう、資料の充実に努めている。また、資料室では、学生からの配架希望図書を受け付けており、所定の申込票にてリクエストがあった場合は、図書委員会(教員3名で構成)において配架の是非を判断している。

なお、同資料室に配架する図書・雑誌等については、図書委員会を中心に 購入配架を決定している。新刊図書は、あらかじめ資料室スタッフが作成し た新刊書リストを、専門分野ごとの選書委員に配信し、各委員がそれをもと に購入図書の選定及び購入予算費目を指定のうえ回答する。さらに、リスト 外の図書も、他教員も含め推薦することが出来る。また、新刊図書以外の購 入や、雑誌の新規受け入れ等は、最終的に図書委員会にて決定している。こ のように図書委員会が主体となって、図書・雑誌等の購入、各教員への図書 予算の配分等を行い、司法研究科教授会において最終決定を行っている。

また、同資料室を補完するものとして、別校地の西宮上ケ原キャンパスには大学図書館がある。大学図書館は、地上3階、地下2階の独立した建物で、現在の蔵書数は約210万冊、蔵書雑誌は和雑誌、洋雑誌あわせて約76,000タイトル(電子ジャーナル含む)となっており、国内外の法律研究書、雑誌等必要な資料類はほとんど揃っている。また、司法研究科資料室と同様に土

日・祝日も開館しており、大学院生の場合は一度に 20 冊、60 日間借り出すことができる。なお、大学図書館は別キャンパスのため、司法研究科資料室と連携して、およそ 1 日程度で司法研究科資料室に取り寄せて借り出すことや、また有料だが、雑誌の文献等の複写依頼によって取り寄せることも可能であり、一定の実績もある <sup>1</sup>。

さらに、西宮上ケ原キャンパスの本学法学部にある資料室は法学部本館2階にあり、法律学の基本資料、とりわけ戦前からの外国文献、判例集、また各大学法学部から発行される紀要類のバックナンバーなどが保管され、法律の学修のための基礎資料は全て揃っている。法科大学院生は一度に2冊、1週間、借り出すことができる。

判例検索その他のデータベースに関しては、司法研究科資料室内のパソコンだけではなく、9階自習室に設置された8台のデスクトップパソコンを使用して、閲覧・検索が可能である。さらに、西宮北口キャンパス内は、基本的にどの場所にも無線LANが整備されているため、個人持込パソコンや本法科大学院で準備した10台の貸出用ノートパソコンを使用して、学生はどこからでもインターネットにアクセスすることが出来る。なお、パソコン機器のリプレイスは大学全体で4~5年ごとに行われているので、常に快適な利用環境が整っていると言える。

本法科大学院で閲覧・検索可能なデータベースのうち、『TKC システム (LEX/DB インターネットを含む)』と『LLI 判例秘書アカデミック版』は、入学時すべての学生に利用 ID を配付し、判例や主要雑誌などについては、学外からのアクセスも可能となっている。また、大学図書館が提供している各種法情報データベースと司法研究科で導入する D1-LAW (法律判例文献情報) も、学内で閲覧可能である。なお一部についてはリモート PC 機能を使用して、学外からでも利用可能である。このように学修に必要なデータベースについては、問題なく整備されている。

なお、本法科大学院開設当初より発行していた『司法研究科資料室だより』は、キャンパス移転に伴い一時、発行を見合わせていたが、2022 年度より教員コラムや著書・推薦図書などの紹介や、データベースの検索方法・有効な使い方等の記事を中心に発行を再開し、資料室・教員と学生の間の情報共有の場として機能している。

#### (2) 問題点及び改善状況

本法科大学院が2019年度に西宮北口キャンパスに移転し、資料室も刷新されたこともあり、以前から問題視されていた資料室の配架スペース不足の問題はほぼ解消された。

しかしながら、図書の配架スペースには余裕がある一方で、雑誌の配架ス

-

<sup>1</sup> 資料 A110 2022 年度大学図書館取寄図書貸出冊数

ペースについては、増え続けるバックナンバーで狭隘化し、スペースの確保に苦慮している。主要雑誌の9割が、全冊保存を原則としているため、2年以内には雑誌スペースが満杯になる見通しである。

改善策としては、データベースでの閲覧可能なタイトルや、大学図書館に 所蔵があるタイトルを中心に、全冊保存を見直し、保存期間を限定するなど の検討が必要である。

また、現在 上ケ原キャンパス教員研究室エリアの倉庫に、一部図書・雑誌が保管されている。それらの資料は利用不可の状態にあるため、いずれは 今後の管理や活用方法等も含めて検討する必要がある。

なお、電子データベースについては年々高額化しており、ニーズを踏まえ、 有効な利用の便宜が図れるよう調整の継続が必要である。

# (3) 特に力を入れている取り組み

法科大学院生とその教員が利用する司法研究科資料室には、教員の著書のコーナーや法科大学院生向けの推薦図書のコーナーを設け、最新情報や、スペシャリストとして将来のキャリアに活かせるような書籍の紹介を行い、勉学の意欲につながる取り組みを行っている。

# (4) その他

特になし。

#### 2 点檢·評価

2019 年度の西宮北口キャンパスへの移転に伴って、資料室が刷新・拡張されたこともあり、現時点では、以前に比べると学生に充実した図書・情報源を提供できていると言えるが、資料の貸出しの便宜を図るなど、大学図書館とのアクセスについても工夫している。

## 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

引き続き大学図書館等との綿密な連携の在り方を模索していく予定である。

# 7-6 教育・学習支援体制

(評価基準)教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

# 1 現状

# (1) 事務職員体制

事務職員は、専任職員4名、契約職員1名、派遣職員2名、アルバイト職員2名の計9名体制となっており、教育・学生支援に関する具体的な業務として、履修登録・履修指導・定期試験・成績管理・教室の管理運営等の教務に関する業務、授業・実習・カリキュラム等の教務支援に関する業務、各種相談[副研究科長(教務担当)あるいは副研究科長(学生担当)と連携]を行っている。また、教務補佐3名が事務室とは別室にて常駐し、教材印刷・配付、教室の備品管理などを行っている。また、資料室における図書の管理・運営業務、レファレンスなどは外部委託し、3名の派遣スタッフがこの業務にあたっている。

# (2) 教育支援体制

教務補佐は、大学より割り当てられた予算内で本法科大学院が独自に採用し、教育活動の補助業務にあたっており、事務職員とほぼ同じ常勤の勤務形態をとっている。主な業務としては、教材やレジュメの印刷、セッティング及び配付、さらに授業で使用するパソコン・プロジェクター等の機器の準備や授業の録画、授業支援システムへの教材提示、授業動画の編集(インデックス付けなど)、模擬依頼者(SC)の選任・手配・連絡等の作業も行っている。教材等の印刷準備は、原稿を持参あるいはメール等の方法で依頼すれば迅速に対応している。

なお、学習支援体制については「7-8 学生支援体制(2)」において記載している。

- (3) 特に力を入れている取り組み 特になし。
- (4) その他特になし。
- 2 点検・評価 教育支援の人的支援体制は、上記のとおり整備されており充実している。
- 3 自己評定

A

4 改善計画 特になし。

# 7-7 学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉

(評価基準) 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

(注)

① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

#### 1 現状

# (1) 経済的支援

ア 本法科大学院生が利用できる奨学金制度の概要は履修心得に記載しているほか、本学オンラインプラットフォームの kwic、さらには入学時のガイダンス等でも説明しており、学生への周知徹底を図っている。

# イ 奨学金の採用状況

(ア) 学内の支給奨学金(2022 年度・2021 年度実績)20222021法科大学院特別支給奨学金40名34名法科大学院第1種支給奨学金2名7名法科大学院第2種支給奨学金0名0名法科大学院第3種支給奨学金17名16名

標準修業年限内であれば、在学生は必ず上記いずれかの奨学金による経済的支援を受けることができる。また 2018 年度入学者より、A 日程入学者のうち、大学早期卒業で法学未修者コースに入学した者は、初年度の奨学金継続審査を免除している。また、2022 年度入学生より、早期卒業により 5 年一貫型入試で法学既修者コースに入学した者についても、初年度の奨学金継続審査を免除している。

(1)	学内の貸与奨学金(2022年度・2021年度実績)	2022	2021
	関西学院大学貸与奨学金(学費相当額)	0名	0名
	同上(学費半額相当額)	0名	0名
	関学 HECS 型奨学金	2名	3名
(ウ)	学外の貸与奨学金(2022年度・2021年度実績)	2022	2021
	日本学生支援機構 第1種奨学金 (無利子)	13名	3名
	同上 第2種奨学金 (有利子)	8 名	4名

#### (エ) 単位制学費制度

進級不可制度や修了不可制度の導入に伴い、残留生のための経済的支援制度として、履修する単位数に応じた授業料を支払う「単位制学費」制度を 導入している。

# (2) 障がい者支援

全学的に、聴覚障がいや学習障がい等をもつ学生への支援は、総合支援センター「キャンパス自立支援室」が行っている。

過去に本法科大学院で聴覚障がいの学生を受け入れたことはないが、キャンパス自立支援室では、ノートテイカーを派遣しており、障がいを持つ学生が他の学生と同様に授業を受けられるよう支援を行っている。

なお、パニック障害を抱えた学生は受け入れており、キャンパス自立支援 室と連携しながら、本法科大学院独自で、授業への配慮をしている(原則対 面授業であるが、その障害により対面での授業参加が不可能な場合に限っ て、オンラインでの受講を認めている)。

今後、本法科大学院に該当する学生が入学する場合は、キャンパス自立支援室と連携をとり、学生のサポートを行っていく。

施設面では、各階に身障者用トイレを設置しており、大学施設内はすべて バリアフリーとなっている。

# (3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

全学窓口として「キャンパス・ハラスメント等相談センター」が設置されており、キャンパス・ハラスメントの相談の受け付けと対策を行っている。 案内パンフレットは学生へ配布し周知している。実際にハラスメントセンターに相談があった場合には、本法科大学院と情報連携し、問題解決にあたっている。本法科大学院内では、「人権委員会」が設置されているが、実際に問題が起こった際は、学生関係委員会及び研究科長室委員会が直接問題解決にあたっている。

## (4) カウンセリング体制

日々の学習や司法試験受験へのプレッシャー等から、精神的に問題を抱える学生が増加しており、このような傾向はコロナ禍の影響により加速している。このような問題に対応するために、全学的に、総合支援センターが統括して学生支援のカウンセリングを行っており、入学式後のオリエンテーションでは、カウンセラーを派遣してもらい、学生支援相談室の利用を促している。他にも、学内にある「保健館」でも定期的に精神・心療内科医による診療が受けられる。精神的な問題を抱えた学生の対応については、カウンセリングの専門知識を持った総合支援センターの助言や協力を仰ぐようにしている。

他の学生との間でトラブルを起こす学生については、学生関係委員会が 個別に関係者から事情を聴取するなどして対応している。学生のプライバ シーに配慮しつつも、問題を抱えた学生については教員間で情報を共有す るようにしている。 本法科大学院としては、「担当教員制度」を実施しており、学修の悩み以外にも幅広く教員が相談にのっており、少人数制ならではのきめ細やかなケアを行っている。また、2017年度より、精神的な問題を抱えてのカウンセリングはもとより、将来への不安に対して、正確な情報や対処法をアドバイスし、早くから無理のないキャリアプランを形成させるため、キャリアカウンセラーを週2回程度常駐させ、在学生はもちろん修了生に対しても面談を行ってきた。就職支援を主たる目的とするが、将来への不安を抱える学生に対する精神的支援の役割も担っている。

#### (5) 問題点及び改善状況

まず、精神的に悩みを抱えている学生への支援における問題点を挙げる。総合支援センターのカウンセリングについては、自発的に利用している学生が一定数いるが、カウンセリングの利用あるいは教員への相談なしに学校から遠ざかっていく学生への支援の手が届きにくい状況があることは否めない。そのような学生に対してでき得る配慮について今後さらに検討を要する。

本法科大学院では、在学生については、各学期の終わりに振り返り面談を、新入生はこれに加えて 4 月末に新入生面談を行っており、学生を取り巻く状況について確認を行い、相談の機会を設けている。これによって一定程度の解消はできている。しかし、これだけにとどまらず、日ごろから教員が、学生とのコミュニケーションをよくとり、学生の変化を汲み取るとともに、全学的な支援体制との連携を強める必要を感じている。

次に、西宮北口キャンパスへの移転によって新たに生じた問題として学生の食事面での不便がある。西宮北口キャンパスには学食はなく、近隣には、スーパーや飲食店も多いが、学生は価格が高いと感じているようである。そのため、学生からは学食の設置の要望があるが、西宮北口キャンパスは賃貸物件であり、食堂の設置はスペース上も難しい。

この問題に対して、解消のための一つの試みとして、2023 年度より、近隣の飲食店と協力して学生のための安価な弁当の提供を試行することとした。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

## ア オンライン意見箱

学生からの苦情や要望を聞くために、かねてより意見箱の制度を設けているが、2020年度より、新型コロナウイルス対応のためにオンライン意見箱の運用を開始した。意見箱への投書は記名での投書を原則としているが、匿名の投書についても可能な限り回答するようにしている。意見と回答内容については、研究科長室委員会で検討の上で、学生に周知している。

## イ 学生満足度調査

学生の意見としてオンライン意見箱には反映されない肯定的な側面、すなわち、学生がどの程度本法科大学院を肯定的に捉え満足しているのかを把握するために、2020年度より、学生満足度調査を行っている。不満点が挙げられた場合には、併せてその理由を記載してもらっている。そして、それを教授会等で共有し、必要に応じて各委員会にて検討し、対応をしている。

#### ウ クラス連絡会

クラス連絡会は、学生の自治組織として発足し、現在は教員と学生の意思 疎通を図る場としての意義を有している。クラス連絡会では学生と本法科 大学院執行部との意見交換を行っており、学習環境、またカリキュラム等に ついて、何か要望があればこの場で話し合っている。2019 年度までは年に 4回開催されていたが、2020 年度および2021 年度はコロナ禍により中止し、 別途オンライン意見交換会という形で学生との意見交換の場を設けていた。 2022 年度からは、コロナ禍の影響を受け簡素化して再開することとし、年 2回の開催となっている。

本法科大学院からも学生に対して、検討が必要な案件について、意見を求めたり改善を要求したりしている。教員と学生とが親しく何でも話しあえる雰囲気づくりにも貢献している。

## エ 新入生と研究科長との懇談会の開催

特に未修の新入生が法科大学院の厳しい授業や環境についていけず、早期に学修離脱することを防ぐため、2022 年度から 5 月の連休明けに、未修新入生と司法研究科長との懇談会を開催している。茶菓子を用意するなど、気やすい雰囲気の下、新入生の悩みや不安、要望や学習方法についての質問などに研究科長が答えるフランクな懇談会とて学生との風通しを少しでもよくなるきっかけとしている。

# (7) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

奨学金制度については、標準修業年限内の在学生全員に奨学金を支給しており、経済面や勉強のモチベーションを保持する面でも有効に働いていると思われる。また、学外の貸与奨学金においても、ほぼ希望どおりの採用となっており、奨学金制度については高く評価できるものと考えられる。

カウンセリング体制については、(5)でも述べたように関連部署との連絡を 密にとり合い学生の心のケアができる体制の必要性が従前よりも高まってお り、これを構築・実施していくことが求められる。

# 3 自己評定

A

# 4 改善計画

既に行われている、学生関係委員会の教員が中心となってクラス委員である学生との日常的な接触・連絡をさらに強化する。また、個別でも問題のある学生を早期に発見して、教員、関連部署との間で情報を共有し、カウンセリング等の指導を適切に行う。

### 7-8 学生支援体制(2) 〈学生へのアドバイス〉

(評価基準) 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 1 現状

### (1) アドバイス体制

### ア 担当教員制

本法科大学院では、担当教員制度を設けている。入学時、各学生に担任として一人の教員を割り当てている。基本的に一人の教員が平均5~6名の学生の担任となり、入学時から修了まで、勉強のアドバイスをはじめとして、学生生活を送る上での様々な相談ができるような体制を整えている¹。また、春学期と秋学期の終わりには、学生に「振り返りリポート」²を提出してもらうとともに、各科目の教員が各学生の勉学の習熟度や課題を評価したものを学生ごとに集約した「学生評価コメントシート」³を作成し、このリポートとコメントシートを資料として、担当教員が学生と面談することを制度化している。面談の記録は文書として記録され⁴、カリキュラム委員会や教務関係委員会等での議論の参考となっている。

# イ オフィス・アワー5

専任教員(みなし専任教員を含む)が、決められた時間帯または予約制により、学生の相談を受けたり、指導したりする時間を設けており、学生は適宜利用している。なお、現状ではオフィス・アワーの時間帯以外であっても、学生の相談・指導が頻繁に行われており、教員と学生との距離は近いといえる。

### ウ 入学前、入学時のガイダンス、オリエンテーション

入学前の希望者に対して入学前ガイダンスを開催し、本法科大学院のカリキュラムや学習方法、学習・生活面でのサポート体制について説明するほか、修了生や先輩在学生から体験談を聞ける機会を設けている。これらのプログラムを通して、入試に合格した者が、円滑にロースクール生活をスタートできるようにしている。。

#### 工 教学補佐制度

上級生が 1 年次生を対象に、勉強会形式で学習補助を行う教学補佐制度 を設けている。毎学期 2~3 名程度の教学補佐を採用し、憲法・民法・刑法

<sup>1</sup> 資料 A72 2023 年度担当教員一覧

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A73 振り返りリポート

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A74 学生評価コメントシート

<sup>4</sup> 資料 A75 2022 年度秋学期在学生との面談記録, 2023 年度春学期新入生との面談記録

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 資料 A76 2023 年度オフィスアワー予約方法一覧

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 資料 A77 2022 年度入学前ガイダンス当日配布資料(プログラム&アンケート)

を中心に、各科目週1回程度勉強会(講義)を実施している<sup>1</sup>。必要な事前準備あるいは事後の質疑応答なども考慮すると、教えることで上級生も自身の学習を深めることにつながり、教学補佐である上級生及び受講生である1年次生の双方にとって、非常にメリットは大きいと考えている。また、各科目担当教員は教学補佐と緊密な連携をとっており、教学補佐勉強会における学習内容に具体的に関与している。教学補佐は各回ごとに実施記録を作成・提出し、これに対して教員からのフィードバックがなされている。正課授業における受講生らの様子から、理解不十分と思われる箇所が見られたときには、教員がその旨を教学補佐に報告し、よりきめ細かい対応を依頼することもある。

# オ 学習サポートプログラム(土曜ゼミ)制度

アカデミックアドバイザーによる学習支援制度の一環として、「土曜ゼミ」と総称する以下に挙げる学習サポートプログラムを開講している。「土曜ゼミ」各プログラムにおいては、本法科大学院修了生である若手法曹が学習サポート講師として、在学生の学習支援にあたっている。これらは、教育学習上の大きな柱の一つとなっている。なお、土曜ゼミの具体的内容や講師の決定、講師と学生のマッチングについては、対象学生の成績資料などに基づき、全体的にあるいは学生ごとに、本法科大学院において最低修得すべき内容と現状との距離について討議を行い、それに基づいて委員会としての意思決定が行われている。

土曜ゼミは主として土曜日午後、平日夜間、あるいは夏期休暇期間等を利用し、修了生弁護士が講師となって以下のような学習サポートを行うものである。土曜ゼミには、3 類型(以下、 $(ア)\sim(\dot{p})$ )がある $^2$ 。

#### (ア) 自主ゼミサポート型

本ゼミは、学生が自主的にゼミを組織することを促し、ゼミを軸とした自発的学習を支援することを目的としている。2名以上の学生が自主ゼミを組織し、修了生弁護士がそのサポート講師となってゼミに参加する。ゼミで学ぶ内容は、ゼミごとに多様であるため、学生が希望する科目・分野と、講師の希望する科目・分野とを考慮して、適切な講師を選任し、学生のニーズを考慮して運営されている。

#### (イ) 講座型

本ゼミは、修了生弁護士が授業担当者からの要請に基づいて開講し、授業と連携してそのフォローアップを行うものである。講座の内容については科目担当教員から具体的な指示ないし要請がなされている。2022 年度春学期には「憲法演習」、「民法演習 I 」および「民事訴訟法演習 II」、同秋学期には「商法入門」、「民法III」および「民法演習 II」の授業とそれぞれ連携し

<sup>1</sup> 資料 A78 2022 年度教学補佐実施記録

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A79 2022 年度土ゼミ実施一覧・アドレス一覧

た講座が開講された。

#### (ウ) 通信添削型

本ゼミは、もともと遠隔地で勉強している修了生の勉強の支援として設置されたものであるが、実際には、本法科大学院の近隣に居住する修了生も利用している。論文試験のある基本 7 科目と選択科目について、修了生弁護士がインターネットを活用して起案指導を行う。

### (エ) 学習サポートプログラムを実効的なものにするための取組み

教員、学習サポート講師、在学生、修了生が一堂に会し、学習サポートプログラムに関する事例発表、意見交換、情報共有を実施することで、学習サポートプログラムにおける教育内容の恒常的な改善を目指す「学習サポートプログラム総会」を年1回開催している¹。総会では、学習サポート講師による土曜ゼミの指導の事例発表、修了生による土曜ゼミの活用法の発表とともに、少人数のグループに分かれて意見交換を行っている。土曜ゼミ参加者は原則として総会に参観することが奨励されており、このイベントは、学生の土曜ゼミへの参加促進や勉学意欲の向上にもつながっていると考えられる。

また、学習サポートプログラムを所管する司法試験・進路委員会の教員と、 学習サポート講師の中から選出された 2 名の世話人とが、年に 4 回「学習 サポートプログラム運営協議会」を開催し、同プログラムの運営について意 見交換を行い、改善につなげている。

## 力 模擬司法試験

学生の文章力を向上させるための課外講座として、1年に1回、模擬司法試験を実施している。基本7科目及び選択科目について、過去の司法試験の問題等を素材にして、司法試験本番と同様の時間配分で、学生が起案を行い、その答案について、修了生講師が起案添削を行い、各科目の教員が解説と講評を行う。学生個々人の学習進捗度を確認し、添削評価をフィードバックするなどして、学生の文章力の向上に向けた指導を行なっている。

### (2) キャリア・就業支援・心理的サポート

### ア キャリアガイダンス

在学生、修了生の進路選択の参考とするために、弁護士、公務員、企業内 法務部などの様々な進路に進んだ本学 0B・0G を招いて、経験や現在の職務 内容などを話してもらう、キャリアガイダンスを、大よそ4月、6月、10月 の毎年3回程度行っている<sup>2</sup>。また、入学時には記念講演会を毎年開催し ているが、2023年度は、宝塚市長の山﨑晴恵氏の講演会を開催した<sup>3</sup>。山﨑 氏は、損害保険会社勤務を経て、司法試験にチャレンジし、弁護士として明 石市の公務員となり、その後、法律事務所のアソーシエート経験および独立

.

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A80 2022 年度配付用学習サポートプログラム総会タイムテーブル

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A81 キャリアガイダンス告知チラシ(2022 年年度第1回~第3回)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A84 2023 年度授業開始までのスケジュール

を経て、宝塚市長に当選された。山崎氏は、DV 被害救済に個別的に取り組む開業弁護士と、より広く市民一般の被害救済や行政のコンプライアンス体制の確立に貢献する公務員としての弁護士、さらには、将来を見通して制度設計を行う政治家としての法律家像を比較しながら、本法科大学院が目指す法律家像の1つである「公務法曹」の具体的な仕事と役割を生き生きと語られ、学生に大いなる刺激を与えられた。

# イ インターンシップ・企業交流会

民間企業と提携し、在学生及び修了生を対象に、企業法務部インターンシップを実施している。就職活動や実務を経験していない本法科大学院生も、インターンシップ選考時に履歴書の作成や面接などを経験でき、実務を通して社会人基礎力を身に付ける機会を得られる。また、2017年度以来、民間企業の法務部門担当者を3社前後本学に招待し、在学生や修了生に企業法務職の実際や魅力について紹介してもらうとともに、グループ別に学生と質疑応答の機会を持つ企業交流会も行っている。民間企業側から見たロースクール生の魅力、企業で活きるスキルなど、普段勉強で閉じこもりがちな学生にとって非常に有益な話を聞ける機会となっている。

#### ウ キャリア・就業支援カウンセリング

専任キャリアコンサルタント(2名が輪番制)が週2日程度、学内に常駐し<sup>2</sup>、希望者に対して個別でキャリア・就業支援のコンサルティング(カウンセリング)を行っている。キャリアコンサルティングは、進路変更を考える場合など「困ったとき」に相談するべき性格のものとは位置付けず、在学中の早い時期から長期ビジョンを持ち、自己のキャリア形成へのモチベーションを維持するために、積極的に利用するように指導している。一定の期間は「キャリア・ドック³」と称する枠を設け、春学期開始時は新入生を、年度終了時は進級不可者・修了不可者を対象とし、対象者に研究科教職員から個別に声掛けの上面談を勧奨しており、モチベーションの維持向上や、今後の進路について見つめなおす等、コンサルタントと面談する機会を意識的に作っている。また、修了生にも門戸を開いており、司法試験合格後の法曹としてのキャリアはもちろん、自治体や企業法務部門等、様々な進路におけるキャリア形成の相談が可能となる。

### エ 総合支援センターカウンセラーによる心理カウンセリング 4

全学の組織である総合支援センターの支援を得て、予約制で心理カウンセリングを行っている。キャリア相談とはテーマを異にして、主として人間関係の悩みや、厳しい競争関係の中での心理的精神的不調に対して対応し

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A70 2019~2022 年度企業交流会ちらし

 $<sup>^2</sup>$  資料 A82 2023 年度キャリアコンサルティングスケジュール A65 203 年度キャリアコンサルタントちら

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A83-1 2023 年度新入生向けキャリアドック割り当てについて 資料 A83-2 2022 年度秋学期キャリアドック面談告知チラシ

<sup>4</sup> 資料 A85 2023 年度学生相談室利用案内

て頂いている。

# (3) 学生への周知等

前述のプログラムについては、随時、学内ポータルサイト kwic、ホームページ及び学内掲示板、重要なものについては授業時においても告知がなされ、学生には充分に周知されている。

# (4) 問題点及び改善状況

学習及び学生生活を支援する制度は上記のとおり充実している。問題点としては、多様なプログラムがあるが、その参加や取組みについて学生の自主性に委ねていることから、積極的に参加しない学生にどのように対応するかという点が挙げられる。「学習サポートプログラム総会」(上記(1) オ(エ))において、サポート講師から学生に有益な情報を提供するとともに、土曜ゼミの雰囲気を知ってもらい、参加しやすい環境を作ることや、従来、未修 1 年生は(教学補佐制度との役割分担の観点から)申し込めないとされていた自主ゼミサポート型について、申込みを可能とすること等の方策により、2022 年度は土曜ゼミの利用が活発化し、仲間と切磋琢磨して勉強する雰囲気が醸成されている。

### (5) 特に力を入れている取り組み

特に土曜ゼミについては、司法試験合格に向け、在学生・修了生の学力向上のための柱となる重要な取組であり、所管委員会である司法試験・進路委員会にて、適宜、実施状況の確認、担当講師や参加学生からの意見集約、意見をふまえた制度や内容の見直しを実施している。

また、キャリア・就業支援については、外部事業者の協力のもと、キャリア・就業支援カウンセリングや企業交流会などのプログラムを実施している。これらについては、何か問題が起きてから相談するのではなく、法科大学院へ入学した早い時期から自身のキャリアプランを立て、定期的に、かつ学習進度に応じてそれを修正するための積極的な相談機会として位置づけている。

### (6) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

学習に関するアドバイス体制は、学生からの意見等をふまえながら、学生の 自主性を重んじること、一部では授業との連動性を強めることで学生の過大 負担とならないようにすること、講師任せにせずに学校側の意図を伝え指導 の方向性や手法を管理することなどの改良を重ねた結果、かなりの成果を上げている。また、修了後の進路選択・就職に向けた支援として、民間企業への就職および公務員(公務法曹を含むがそれに限らない)への道についても組織的な支援を行っており、法曹以外のキャリアプランについての配慮もなされている。

### 3 自己評定

Α

### 4 改善計画

学習に関する各種アドバイス体制の一層の充実を目指すとともに、創設 20 周年を契機として、特に同窓会など 0B・0G の協力を得て、学生の多様なキャリア形成についても支援をさらに充実させる予定である。

具体的には、従前、同窓会活動の一環として、企業法務部会と公務員部会が発足し、不定期ではあるが勉強会を開催していたが、コロナを経て活動が停止している。ようやく同窓会も対面で行われるようになり、20周年の企画検討が進められるため、同窓会と協議してその再開を図り、在学生や修了生に対する交流の機会としたい。また、2007年以降のロースクール世代の弁護士らが10年を超えるキャリアを経て、新規採用を本格化させる時期となっていることから採用についての連携を強化していきたい。

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

### 1 現状

- (1) 成績評価基準の設定
- ア 法科大学院としての成績評価方針
  - (ア) 成績評価の原則 1

本法科大学院では、成績評価にあたり、以下のような原則を設けている。

- a シラバスで成績基準を明らかにする。
- b 学期末に最終試験(筆記試験又はリポート)を行う。
- c 最終試験のみで評価しない。成績評価は、最終試験の成績と授業中の試験やリポート、発表等により総合的に行うものとする。なお、授業に出席するのは当然のことなので、出席のみによる点数を付与しない。
- d 成績評価は、A+、A、B+、B、C+、C、Dの7段階とし、Dは不合格とする。また、特別演習科目群は「合・否」の評価とし、GPA対象外科目とする。

成績評価は 100 点を満点として、素点をもって絶対評価にて行うことを原則としており、A+ (90~100点)、A (80~89点)、B+ (75~79点)、B (70~74点)、C+ (65~69点)、C (60点~64点)、D (0~59点)を、素点換算の目安としている<sup>2</sup>。合否判定は、各科目の授業内容に関して基本的な理解が得られているかどうかを基準としており、各科目の授業の到達目標とその具体的内容については、シラバスにおいて科目別に記載されている。これは「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」を踏まえて、各科目の担当教員が作成したものであるため、その内容を確実に学修することによって、法科大学院の学生が修得すべき内容を修得できるものとなっている。そして、この内容は全ての科目についてシラバス上に掲載されており、また、シラバスは学内ポータルサイト kwic を通じて閲覧が可能であるため、各学生はこれらを通じて修得すべき到達目標の内容を自ら確認することができるものとなっている。

なお、シラバスの作成に際しては、「2023 年度シラバス作成上の注意点」 <sup>3</sup>を各教員に配布しており、①シラバスで評価基準を明らかにし、具体的に

 $<sup>^1</sup>$  資料 A3 履修心得 「2023 年度司法研究科 (法科大学院) Study Information」 p. 36

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 66

<sup>3</sup> 資料 A86 2023 年度シラバス作成上の注意点 (2022 年 11 月)

明記すること、②最終試験のみで評価せず、成績評価は最終試験の成績と授業中の試験やリポート、発表等により平常評価と総合的に行うものとすること、③原則として、筆記による最終試験を実施すること、④5回以上(4単位科目については10回以上)欠席した場合には、欠席理由のいかんを問わず、授業科目の成績評価を不合格とすること、を求めている。また、法律基本科目(必修科目のみ)及び実務基礎科目(必修科目のみ)については、到達目標の内容を明確にシラバスに盛り込んで作成するよう要請されている。

# (イ) 成績評価に関する申し合わせ

本法科大学院においては、成績評価についての方針を示すため、「成績評価に関する申し合わせ(改正)」<sup>1</sup>に基づき成績評価基準を設定している。その概要は、以下のとおりである。

- a 極端に成績の緩い科目をなくす必要があるため、授業の目標として、 成績の平均が素点に換算して 70 点前後となるように、授業を行うよう に努める。採点に際しては、成績の平均が 70 点を大幅に超えないもの とするが、70 点以下となることは妨げない。この基準は、下記 b の科 目を除き、原則として、すべての科目に適用する。なお、①A+の評価は、 極めて優秀な場合に限定され、その割合は 10%程度とする。
- b 特別演習科目群(基礎演習及び特別演習)は、教育内容及び授業科目の内容を考慮して、「合・否」の評価とする。なお、GPA 対象外科目とする。
- c リポートによる最終試験は、明確な採点基準が決めにくいこともあり、成績評価が緩くなりがちになるという問題があるため、とくに受講生が一定数(20名を目安とする。)を超えるときには、筆記試験を実施するようにする。なお、この措置は、リポートでは厳格な成績評価が難しいとの(文科省による)留意事項があることも考慮している。
- d ①1 年次の憲法・民法・刑法の授業においては、基礎力の養成として 短答式問題を取り込むこと。
  - ②1年次および2年次の憲法・民法・刑法の定期試験は、短答式問題を含むものとする。その成績評価における割合は、成績評価(100%)のうち10%以上30%以下程度とする。
- e 1年次の憲法・民法・刑法では、原則として、各回の授業の冒頭で前回の確認のための小テストを行い、成績評価に加味すること。小テストは実施回数を定めるものではないが、評価は全体の10%程度とする(平常点に算入することもできる)。
- f 平常点とは、i)定期試験、ii)リポートによる最終試験、iii)中間試験、iv)平常起案・授業内テスト・平常リポートなどの客観的な成績評

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正) (2019年1月24日司法研究科教授会承認)

価が可能なものを除く、授業における発言等の態度により評価するものをいう(ただし、出席をもって加点とはしない)。なお、平常点の割合は、e 群科目を除く全科目においては、全体の成績評価の 10%以内とし、平常点評価は、定期試験実施前に実施するものとする。

- g 複数教員が担当する科目において、成績評価の公平性の観点から、1 名の学生に対して複数の担当者が共同で採点する場合には、以下のと おりとする。
  - (a) 事前に担当者間で採点基準の確認、共有を行ったうえで採点を実施すること。
  - (b) 採点基準に従って採点のうえ、採点項目ごとの採点結果を開示し、 担当者間で共有すること。
  - (c) 採点の結果、担当者間で10%以上の乖離が認められた場合、担当者間で協議のうえ、点数を再調整すること。

この「成績評価に関する申し合わせ(改正)」は、各学期教員に配布され、 この基準を遵守すべく周知徹底が図られている。こうすることで、本法科大 学院では上記の成績評価の原則と相まって、客観的かつ厳格な成績評価を 実施することが可能になっている。

# イ 成績評価の考慮要素

当該法科大学院における成績評価は、学期末の定期試験のみでは行わない旨を司法研究科内規 に明記している。したがって、定期試験に加え、授業中の試験やリポートの成績、授業内での発表や報告等の内容等の平常評価等を考慮要素としつつ、総合的に成績評価を行っている 2。また、本法科大学院では、「平常点を i ) 定期試験、ii ) リポートによる最終試験、iii ) 中間試験、iv ) 平常起案・授業内テスト・平常リポートなどの客観的な成績評価が可能なものを除く、授業における発言等の態度により評価するものをいう。(ただし、出席をもって加点とはしない。)」と定義し、平常点の割合を成績評価の 10%以内とする旨が定められている。さらに、平常点が成績評価における調整弁として利用されることを防ぐため、平常点評価を定期試験実施前に行うことが要請されている 3。加えて、中間試験は、教育上の配慮から一部において不実施としている科目があるものの、法律基本科目の大半において実施されており、本法科大学院では、定期試験以外の学修のプロセスをも考慮した成績評価を行っている。

なお、同一科目について複数クラスが設定され、複数教員が授業担当する場合には、成績評価における公正性の確保という観点から、同一試験での実施を原則としている。また、このような科目において、1名の学生に対して複数の担当者が共同で採点する場合には、①事前に担当者間で採点基準の

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 66

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正) (2019 年 1 月 24 日司法研究科教授会承認) p. 2

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正) (2019年1月24日司法研究科教授会承認) p. 2

確認、共有を行ったうえで採点を実施し、②採点基準に従って採点のうえ、 採点項目ごとの採点結果を開示し、担当者間で共有し、③採点の結果、担当 者間で10%以上の乖離が認められた場合、担当者間で協議のうえ、点数を再 調整すること、としている¹。

### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価は、前記のとおり、基本的には絶対評価で行っている。成績評価 における素点換算の目安は、A+(90~100点)、A(80~89点)、B+(75~79 点)、B (70~74点)、C+ (65~69点)、C (60点~64点)、D (0~59点) と なっており、これは毎年度各学生に配布している「Study Information」<sup>2</sup>に おいても明示している。

他方で、「成績評価に関する申し合わせ(改正)」は、成績評価に際して、 A+に関しては、極めて優秀な場合に限定されるべきとし、その割合は10%程 度にとどめることを要請している。また同時に、成績の平均を素点に換算し て70点前後とすることをも要請している。その限りでは、本法科大学院の 成績評価は、一面において相対評価的要素を含んでいるといえなくもない。 しかし、この2つの要請は、A+となる者の割合が10%程度にとどまり、かつ、 平均点が70点前後になるように、授業実施がなされるべきことを求めるも のであって、成績評価それ自体の調整を求める趣旨のものではない。それゆ え、上記の要請は、例えば絶対評価に基づく採点の結果により平均点が低水 準にとどまった場合であっても、得点操作を行うことで平均点を 70 点前後 に引き上げるべきことを意味してはいない。むしろ、これらの要請は、平均 点を 70 点前後に引き上げうるような授業計画・実施(試験を含む)とする ことを目指し、かつ、成績評価が極端に緩い科目をなくすことを目的とする ものである。したがって、これらの要請の下でも、成績評価自体はむしろ絶 対評価によって行われていると説明するのが、現実に即している。

#### 工 再試験

本法科大学院において、試験は中間試験、定期試験、追試験の3種類しか 設けておらず、再試験は実施していない。

## オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各教員による成績評価基準については、シラバスの「成績評価」欄に具体 的に示されている。こちらには、成績評価の評価項目とその評価割合を記載 し、公表している。また、シラバス作成時には、上記「シラバス作成上の注 意点」3や「成績評価に関する申し合わせ(改正)」4に即した成績評価基準の 設定を行うよう、各授業担当教員に周知徹底している。

<sup>3</sup> 資料 A86 2023 年度シラバス作成上の注意点(2022 年 11 月)

資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正) (2019年1月24日司法研究科教授会承認) p.2

² 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院)Study Information| p.36

<sup>4</sup> 資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正)(2019年1月24日司法研究科教授会承認)

# (2) 成績評価基準の開示

# ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

本法科大学院の全体的な成績評価のあり方は、入学時および毎年度開始時に配布される「Study Information」「に掲載されており、原則として7段階評価(A+,A,B+,B,C+,C,D)によることや、各評価段階に対する素点換算の目安、GPAの算出に用いられる計算式についても、学生に対して開示されている。なお、各科目ごとの成績評価の評価項目とその評価割合(例えば、定期試験60%、中間試験30%、授業中小テスト10%など)についてはシラバスを通じて公表しており、シラバスは学内ポータルサイトkwic上に掲載されているため、各学生は随時この内容を確認することが可能となっている。

### (3) 成績評価の厳格な実施

### ア 成績評価の実施

各科目の授業担当教員は、成績評価の前提となる試験問題の作成にあたっては、各科目の授業の到達目標とその具体的内容を踏まえつつ、その到達度を測ることのできる内容の問題となることに留意しており、また、これらの観点から適切に設定された採点基準に基づいて、客観的な採点が実施されている。さらに、同一科目について複数クラスが設定され、複数教員が担当する場合には、成績評価の公正性を確保するべく、定期試験の問題を統一し、採点基準についても意思統一を図ることが求められている<sup>2</sup>。

成績評価にあたっては、各科目の授業担当教員は、「成績評価に関する申し合わせ(改正)」に留意して設定された成績評価基準に基づいて、厳格に成績評価を実施することが求められている。その際、極端に成績評価の緩い科目をなくす必要から、成績の平均が素点に換算して70点前後となるような授業実施が求められ、採点に際しては、成績の平均が70点を大幅に超えないことが要請されている。また、A+の評価は極めて優秀な場合に限定され、その割合を10%程度とすることが要請され、さらには、成績の平均が70点以下となることを妨げないとすることにより、厳格な成績評価を堅持する工夫が図られている。

なお、近年は、定員削減等を理由とする学生数の低下や入学者選抜の改善による入学者学力の向上等が一因となり、A+を 10%程度にとどめる等の要請を厳格に遵守することが困難な場面も見受けられるようになっている。しかし、これは授業計画・実施の水準の引き下げや成績評価における厳格性の緩和に起因するものではなく、むしろ経年的に安定した絶対評価をおこなってきた結果である。したがって、これらの科目においても厳格な成績評価はなお堅持されているといえる。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 36

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正) (2019年1月24日司法研究科教授会承認)

また、平常点についても、成績評価にあたり考慮される平常点の割合は10%以内とするとともに、平常点評価は定期試験実施前に行うこととしている。このようにすることで、成績評価における客観性を確保し、定期試験の成績が平常評価に影響を与えることを未然に防止し、厳格な成績評価の実施を制度的に担保している。

さらに、厳格な成績評価の実施をより確実なものとするため、手続的な方策も講じている。具体的には、成績登録に際して、Web上での成績登録を求めるとともに、その成績根拠資料として、各評価項目ごとの採点結果を記載した「採点シート」の提出を求めることで、成績評価の適正化を図っていっている。

本法科大学院では、講義別成績統計表を公表しており、総合的な成績状況を学生自身が確認することを可能としている。また、講義別成績統計表は、教授会等において配布・報告がなされており、全教員における情報共有が図られている。

# イ 成績評価の厳格性の検証

本法科大学院では、定期試験問題及びその採点基準等が記された「解説・講評」資料、採点済み答案(その複写を含む)及び採点シートといった成績根拠資料は、司法研究科事務室において保管することになっており、こうすることで、成績評価の厳格性を事後的に検証できる仕組みを構築している。また、成績根拠資料の保管時には、成績評価の厳格性を検証する前提として、提出済み採点シートの記載内容(成績項目)がシラバスで公表されている成績評価方法と一致しているかの確認も行っている。さらに、過去の定期試験問題及びその「解説・講評」資料並びに参考答案例等は、学内 LMS であるLUNA への掲載を通じて学生に公開するとともに、教員に対しても LUNA 上の試験問題等へのアクセスを開放している。こうすることで、各教員は各科目の試験の形式や内容について随時検証することが可能となっている。

加えて、本法科大学院では、講義別成績統計表を作成し、これを成績評価の厳格性の検証にも役立てている。この講義別成績統計表には、各科目の合格者数や合格率、合格者の評定平均値や成績区分内訳(例えば、A+が1人、Aが2人・・・・・D2人といったもの)等が記載されており、この内容を踏まえて教務関係委員会で検討を行ったり、これを教授会資料等として各教員に配布し、その席上で具体的なデータに基づいて各授業の成績評価の厳格性について相互チェックを行っている。また時として、試験問題の内容に踏み込んだ説明を授業担当教員に求めるなどして、成績評価の厳格性について徹底した検証を実施してもいる。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施 とその検証

各科目の定期試験等は、各科目の授業内容に関して基本的な理解が得ら

れているかという合否判定基準に基づいて作成され、また、この合否判定基準は、「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」を踏まえて各科目の授業担当教員が作成した授業の到達目標及びその具体的内容に基づいて設定されたものである。そのため、定期試験等は、「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」を学生が修得できているか否かを測定しうる内容となっている。

さらに、定期試験等の内容に関しては、各教員が学内 LMS の LUNA にアクセスしてその内容を相互にチェックすることが可能な体制を整備することで、その適切性を担保している。

また、定期試験等の出題趣旨や採点基準・解説・講評については、「解説・講評」資料として答案返却の際にあわせて履修学生に配布するとともに、 LUNA を通じてその他の全学生に対しても公開している。これにより、定期 試験等の出題の狙いがあらゆる学生に伝わるよう、工夫を講じている。

加えて、本法科大学院では、定期試験採点後に「学生評価コメントシート」 1の作成が各授業担当教員に対して求められている。「学生評価コメントシート」とは、各科目の受講生1人ひとりについて、当該科目の授業担当者が個別に「知識」「スキル」「意欲・姿勢」に関する全13項目について不足している点にチェックを入れ、必要に応じて各学生に対する個別のコメント・寸評を記入するものである。「学生評価コメントシート」の内容が直接学生の目に触れることはないが、各学期後に実施される個人面談の際に、担当教員より当該学生に対してその内容を踏まえた助言ないし指導が行われる。こういった営みを通じても、各学生は自らが「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかについて、自ら評価することが可能となっている。

このほか、成績発表日が含まれる一週間を定期試験講評期間と位置づけ、各授業担当教員が講評実施の必要性や履修学生らの需要等を勘案し、「定期試験講評会」を任意で開催している。定期試験講評会が実施された科目においては、答案採点後の採点実感を踏まえた試験問題の解説がなされることを通じて、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得できたかを客観的に評価することが可能となる。

当初、定期試験講評会は、定期試験を実施した必修科目及び選択必修科目の全てにおいて一律開催がなされていた。さらに、これとは別に、定期試験受験直後の教室内で、試験問題の記憶や課題意識が新鮮な段階で、簡易の試験講評も実施されていた。しかし、試験直後の講評については、後続する別科目の定期試験に向けた勉強時間を奪ってしまうという弊害もあったことから、学生側からの要望等に基づき、現在は廃止されている。また、定期試験講評会の一律開催についても、講評会参加者が近年大幅に減少し(参加者1~2名程度での開催が大半となった)、学生側の需要の後退が顕著となって

<sup>1</sup> 資料 A74 学生評価コメントシート

いたことから、現在は任意開催に改められている。

学生側の需要が後退した要因としては、①各科目担当教員の工夫により、答案返却時に配布される「解説・講評」資料において一層の内容充実が図られるようになり、「解説・講評」資料が定期試験講評会の果たすべき役割を十分に代替しうるようになったことが、まず第一に挙げられる。また、この「解説・講評」資料の内容充実と密接に関連しはするが、第二に、②長期休暇期間が学生各自の課題克服のための計画的・集中的学修を進められる貴重な時期であり、講評会への参加が学生にとっては費用対効果の悪い時間的負担と感じられるようになってきたこと、も挙げることができる。そこで、定期試験講評会に対する学生側の需要後退や時間的負担感、そして、欠席者多数による担当教員側の徒労感ないし過剰負担感等に鑑み、現在は、上記のとおり、各科目における実施の必要性や履修学生らの需要等に応じて、定期試験講評会は任意で実施されるようになっている。

### エ 再試験等の実施

本法科大学院は再試験の制度を設けていないため、再試験は実施していない。

### (4) 特に力を入れている取り組み

厳格な成績評価を実施するため、「成績評価に関する申し合わせ(改正)」について教授会で合意し、採点に際しては、成績の平均が70点を大幅に超えないものとしている(ただし、70点以下となることは妨げない)。また、定期試験実施科目については、原則として、その「解説・講評」資料を文書で公表することを義務づけ、さらに、定期試験の問題及び「解説・講評」資料を学内LMSのLUNAに掲載し、各教員の相互チェックを可能にすることで、定期試験の内容の適切性の確保に努めている。そして、成績発表の時期に期末試験講評会を実施する科目については、個々の学生に出題の狙いを正確に伝えるとともに、採点に関する疑義について担当教員に直接確認を求めることのできる機会を設けることで、教員・学生の双方が納得できる厳格な成績評価が可能となるよう、その環境整備に努めている。

# (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

#### (1) 現狀評価

本法科大学院は、成績評価の原則として、最終試験のみで評価しないことや、成績評価は最終試験の成績と授業中の試験やリポート、発表等により総合的

に行うものとすることを定めており 1、定期試験の結果だけではなく、プロセ スを成績評価の考慮要素とすることを基本としている。また、平均点について も、「成績評価に関する申し合わせ(改正)」(2019年1月24日司法研究科教 授会承認)により、授業の目標として、成績の平均が素点に換算して70点前 後となるように授業を行うよう努めること、採点に際しては成績の平均が 70 点を大幅に超えないものとすること、ただし70点以下となることは妨げない こと、が要請されており、著しく平均点の割合が高く設定されることのないよ うに対策を講じている。さらに、平常点については、上記「成績評価に関する 申し合わせ(改正)」において「出席をもって加点とはしない。」旨が明記され ており、出席のみで平常点が加算されることがないように制度化している。加 えて、成績評価基準は、シラバスを通じて学生に開示しており、また、その基 準も各年度版の「シラバス作成上の注意」や「成績に関する申し合わせ(改正)」 に適合するよう、適切に設定されている。その結果、シラバスにおいては、「法 科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた授業の到達目標やその 具体的内容が記され、定期試験等の内容も「法科大学院の学生が最低限修得す べき内容」となっている。

また、定期試験等の内容の適切性を確保するため、試験問題及び「解説・講評」資料をLUNA上にて公開し、シラバスの内容との相互参照を可能としている。さらに、講義別成績統計表を作成し、教務関係委員会における検討や教授会での配付を行うことで、厳格な成績評価についての教員間の相互チェックを行っている。加えて、同一科目について複数クラスが設定され、複数教員が担当する場合には、成績評価の公正性を確保すべく、定期試験の問題を統一し、採点基準についての意思統一も図っている。

そして、本法科大学院における成績評価方法は絶対評価を基本としており、 入学者の質や受講生の多寡に左右されることのない評価方法を採用している。 また、科目の特性から多段階評価が可能である科目については、いずれも多段 階評価を実施し、成績評価に際しては再試験のような救済手段は設けること はなく、成績評価における厳格性を重視している。

これらの諸施策の実施を見る限り、本法科大学院においては厳格な成績評価の実施及びこれを可能とするための諸制度が適切に機能している現状にある。本法科大学院における成績評価基準は、すべての科目について厳格かつ適切に設定され、その学生に対する事前開示も徹底されており、成績評価についても厳格に実施されているといえる。

#### (2) 前回評価において指摘された事項への対応状況

一部の科目が対象とはいえ、前回の評価報告書 116 頁において指摘された 事項への対応状況については、以下の通りである。

-

 $<sup>^1</sup>$  資料 A3 履修心得 [2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information] p. 36

### ア 成績評価の算定が不透明との点

この点については、2017 年度以降、全学的にシラバス第三者チェックが実施されており、司法研究科においても算定根拠が明示されていない科目については事前にスクリーニングしたうえで、修正依頼できる仕組みになっており、成績評価の算定根拠が不透明にならないよう予防措置が講じられている。それにもかかわらず、算定根拠が曖昧な科目が発生した場合には、教務関係委員会及び自己評価・FD 委員会において担当教員に確認のうえ修正依頼するなどして、可及的速やかな対応措置が講じられるよう努めている。

イ 平常点が満点となっており出席点を与えるのと同じ結果ではないかとの 疑いを生じさせる科目があるとの点

この点については、上記「成績評価に関する申し合わせ(改正)」において「出席をもって加点とはしない。」旨が明記し、出席のみで平常点が加算されることがないように制度化がなされた。現在は、この申し合わせに基づき、その徹底に努めている。ただ、これを超えて各科目全ての平常点評価の内容を逐ーチェックする制度を設けるべきかどうかについては、担当教員の教育裁量にも関わる問題であることから、現在慎重に検討中である。

ウ リポートによる成績評価で受講者全員が A 評価となっており、全ての科目において厳格な成績評価が担保されていないのではないかとの点

この点についても、上記「成績評価に関する申し合わせ(改正)」により、授業の目標として、成績の平均が素点に換算して70点前後となるように授業を行うよう努めること、採点に際しては成績の平均が70点を大幅に超えないものとすることなどが要請されており、一定の予防措置が講じられている。また、事後的な措置としても、上記のように講義別成績統計表を作成し、教務関係委員会における検討や教授会での配付を行うことで、厳格な成績評価についての教員間の相互チェックを行っている。

#### エ その他、成績根拠資料の保管状況について

成績根拠資料については、予め学内 LMS LUNA 上に可能な限り集約するよう 周知の徹底を図っており、また、事後的な対応としても、成績根拠資料の提出 状況を確認のうえ、未提出のものについては担当教員に確認のうえ、提出の督 促を行うなどの対応を行っている。

なお、厳格な成績評価を実施した結果、留年者や修了不可者が増加している 状況への対処については、下記4において触れる。

#### 3 自己評定

Α

#### 4 改善計画

上記のとおり、本法科大学院における成績評価基準は厳格かつ適切に設定

され、その事前開示も徹底されており、それ自体としては改善を要するものではない。

とはいえ、厳格な成績評価の結果、その基準をクリアできない学生が一定数生じるようになっており、これを極小化するための施策が必要な状況となっている。ただ、その施策を講じる前提として、各学生の学力の推移をより具体的に検証する作業が必要となるところ、これまでは、学内成績、学内実力試験の成績、外部模擬試験の成績、入試成績、学部成績、修了後の司法試験の成績、出身校等といった各種データを学生別で一元的に集約した統合データが作成されてきておらず、具体的な数値に基づいた検証作業を十分に行い得なかった。そこで、今後はこのような具体的な検証を行うための素材づくりを強化し、より実効性の高い施策の実施に繋げていくことを予定している。

### 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準)修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。

(注)

① 「適切に設定され」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、修了認定要件が設定されていること、及び、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目(必修科目や選択必修科目)、当該法科大学院入学後に当該大学院の授業科目において修得した単位以外の単位を当該法科大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすための条件等が、適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は 93 単位以上でなければならず、100 単位程度までで設定されることが望ましい。

### 1 現状

(1) 修了認定基準

#### ア 修了要件

# (ア) 概要

本法科大学院は、関西学院大学専門職大学院学則第 21 条 ¹において、修 了要件を規定しており、各入学年度ごとの具体的内容は、以下のとおりとなっている。

a 2020 年度以降入学生

2020年度以降入学生は、①3年(6学期間、ただし休学期間は含まない)以上在学し、所定の授業科目について100単位以上修得すること、②法律基本科目及び実務基礎科目の両科目群における必修科目及び選択必修科目のうち、単位を修得した科目のGPAが2.0以上あること(単位を修得した選択必修科目の単位数が修了必要単位数を超えた場合、修了必要単位数の範囲内で成績評価の高い科目の成績によりGPAを算出する。)、である。

①の修得必要単位数の内訳は、(i)法律基本科目が64単位(必修58単位、選択必修6単位)、(ii)実務基礎科目が12単位(必修8単位、選択必修4単位)、(iii)基礎法学・隣接科目6単位(自由選択6単位)、(iv)展開・先端科目16単位(自由選択16単位)、(v)特別演習科目を含む全科目のうちから2単位(自由選択2単位)の計100単位である。なお、②を満たさない場合は、当該年度に修得した修了要件の対象となる授業科目のうち成績評価がB以上の科目のみ有効とし、C+以下の科目は全て無効とする。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 60

なお、後述する2019年度入学生よりも、法律基本科目の必修科目が2 単位分増加しているが、これは「民法V (親族・相続)」を必修科目とし て新たに設置したことによる。

### b 2019 年度入学生

2019 年度入学生は、基本的には 2020 年度以降入学生と同様の修了要件 であるが、①の修了必要単位数が98単位以上となっており、法律基本科 目の必修科目が2020年度以降入学生よりも2単位分少ない。その内訳は、 (i)法律基本科目が62単位(必修56単位、選択必修6単位)、(ii)実務 基礎科目が 12 単位(必修 8 単位、選択必修 4 単位)、(iii)基礎法学・隣接 科目 6 単位 (自由選択 6 単位)、(iv)展開・先端科目 16 単位 (自由選択 16 単位)、(v)特別演習科目を含む全科目のうちから2単位(自由選択2 単位)の計98単位である。

なお、後述する 2018 年度入学生よりも法律基本科目の必修科目が 2 単 位分減少しているが、これは2018年度まで必修科目であった「公法総合 演習」が 2019 年度入学生以降は廃止となったことによる。2019 年度以降 は、「公法総合演習」に代わって、新たに「憲法総合演習」及び「行政法 総合演習」が設置され、選択必修科目として、この2科目のいずれかの履 修が必修となった。

### c 2018 年度入学生

2018 年度入学生は、基本的に 2019 年度入学生と同様であるが、①の修 得必要単位数の内訳において、(i)法律基本科目が 62 単位(必修 58 単 位、選択必修4単位)となっている。

# (イ) 既修者として入学した者の取扱い

既修者として入学した者は、1年次の法律基本科目群の必修科目14科目 34 単位(2019年度入学生は13科目32単位)を修得したものとみなし、1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。また、他の研究科又 は大学院で修得した授業科目の単位については選択科目として30単位を超 えない範囲で所定の単位数に算入することを認める。ただし、この場合、修 了必要な単位数が93単位を超えるときは、その超える単位数に限り、30単 位を超えて参入することができる」。

#### イ 進級要件

本法科大学院において進級するためには、各学年終了時において以下の 要件を満たす必要がある。要件を満たさない場合は、当該年度に履修した進 級要件の対象となる授業科目のうち成績評価が B 以上の科目のみを有効と し、C+以下の科目はすべて無効とする。また、同一学年で2回要件を満たさ ない場合は、原則として退学勧告を行う。

なお、本法科大学院の進級要件は、これまで、①量的要件として単位数、

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 60

②質的要件としての GPA によって構成されていたが、共通到達度確認試験の本格実施に伴い、2019 年度入学生以降は、1 年次生から 2 年次生への進級要件として、③共通到達度確認試験の成績(総合得点率 50%)が追加されている。

# (ア) 2019 年度以降入学生

- a 1年次生から2年次生への進級要件
  - (a) 法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度1年の科目で、履修した 科目の1年終了時点のGPAが1.7以上あること
  - (b)法律基本科目の必修科目のうち、履修基準年度1年の科目の総単位数 のうち20単位以上を1年終了時点で修得していること
  - (c) 共通到達度確認試験において、総合得点率が 50%以上であること
- b 2年次生から3年次生への進級要件
  - (a) 法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目のうち履修基準年度2年までの科目で、履修した科目の2年終了時点のGPAが1.8以上あること
  - (b)法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目のうち、履修基準年度2年までの科目の総単位数のうち40単位以上を2年終了時点で修得していること
  - (c) 法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度1年の科目の単位を2年 終了時点で全て修得していること

### (イ) 2018 年度入学生

- a 1年次生から2年次生への進級要件
  - (a) 法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度1年の科目で、履修した 科目の1年終了時点のGPAが1.7以上あること
  - (b) 法律基本科目の必修科目のうち、履修基準年度1年の科目の総単位数 のうち20単位以上を1年終了時点で修得していること
- b 2年次生から3年次生への進級要件
  - (a) 法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目のうち履修基準年度2年までの科目で、履修した科目の2年終了時点のGPAが1.8以上あること
  - (b)法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目のうち、履修基準年度2年までの科目の総単位数のうち40単位以上を2年終了時点で修得していること
  - (c) 法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度1年の科目の単位を2年 終了時点で全て修得していること

#### (2) 修了認定の体制・手続

修了認定の体制・手続としては、まず研究科長室委員会において、進級予定者及び修了予定者がそれぞれ所定の進級要件及び修了要件を充足していることを確認する。次に、研究科長室委員会の提案に基づき、教授会におい

て進級判定及び修了認定を行う。

また、本法科大学院では、各学期の終了時に、全学生に対して担当教員が 個人面談を実施しており、春学期終了時点ですでに進級または修了が困難 になってしまった学生に対しては、その面談の場で注意喚起と具体的な指 導が行われる。そして、進級不可又は修了不可が決定した者に対しては、別 途、担当教員が面接を実施することとなっている。

さらに、厳格な修了認定のために、進級要件において、法律基本科目の必 修科目について一定水準以上の GPA を満たすことを求めている。未修者に ついては、これに加えて、1年次から2年次への進級に際して、上記の通り 共通到達度確認試験での総合得点率 50%以上を求めており、これらの取り組 みを通じて修了認定における質の確保を図っている。

# (3) 修了認定基準の開示

修了要件及び進級要件は、関西学院大学専門職大学院学則第21条第1項 及び第2項<sup>1</sup>にそれぞれ規定している。同学則の諸規定については、「Study Information 2に掲載し、学生に対して開示している。また、履修確認、成 績照会については、学内ポータルサイト kwic にて行うことが可能であり、 その手続き等についても「Study Information」に記載し、学生に対して開 示を行っている<sup>3</sup>。

# (4) 修了認定の適切な実施

#### ア 修了認定の実施状況

2022 年度修了判定結果

	未修者	既修者	合計
修了対象者数	11 人	6 人	17 人
修了認定者数	9人	3 人	12 人
修得単位数 [最多]	108 単位	108 単位	_
修得単位数 [最少]	98 単位	100 単位	_
修得単位数 [平均]	102 単位	105 単位	_
修了不可者数 4	2 人	3 人	5人

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施 とその検証

上記の修了認定に関する手続は、研究科長室委員会で修了要件の充足を 確認のうえ、教授会で承認している。

本法科大学院では、修了について、いわゆる単位積み上げ方式をとってい

資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information p. 60

² 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院)Study Information| p.22

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 19

<sup>4</sup> 資料 A29-2 2022 年度秋学期修了判定資料

る。また、各学年における進級には GPA 要件が課されており、法科大学院の学生が最低限修得しておくべき基礎的な法律知識が全体的・平均的に不足している場合には、そもそも進級できない仕組みとなっている。

また、修了認定におけるより一層の厳格化という観点から、2018 年度入学生より修了要件に GPA 要件 (GPA2.0) が追加された。また、進級要件においても、2018 年度入学生より 2 年生から 3 年生への進級に際して要求される GPA 要件が厳格化された (GPA1.7 $\rightarrow$ GPA1.8)。

このように、本法科大学院においては、修了及び進級の全体的な仕組みからして、修了要件の充足が確認されれば、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を身につけたことが確認されるようになっているので、その限りで、本法科大学院の修了認定は適切に実施されていると評価できる。

こうした厳格な進級判定と結び付いた修了認定は、近年における本法科大学院修了者の司法試験合格率の向上という形で、その成果が表れている。具体的には、2018年度から 2022年度にかけての本法科大学院修了者の司法試験最終合格率は、10.7%(2018年度) $\rightarrow 19.0\%$ (2019年度) $\rightarrow 21.7\%$ (2020年度)  $\rightarrow 29.4\%$ (2021年度)  $\rightarrow 24.1\%$ (2022年度)といった推移を見せている。この点、たしかに 2022年度の合格率は、若干厳しい結果となっているように見える。しかし、修了後 1年目の受験者に目を向けると、2022年度の合格率は 45.5%であり、未修者においては合格率 75.0%に達している。これらの結果は、修了認定に係る本法科大学院の取り組みが適切に機能していることを示すものだと評価しうる。

# (5) 特に力を入れている取り組み

修了認定及び進級判定の前提となる各科目の期末試験の成績について、 学生自らが成績及び答案をより具体的に検討することができる機会を設け るため、定期試験実施科目については、原則として、定期試験の「解説・講 評」資料を文書として公開することとしている。

また、各学期終了後に学生全員に対して担当教員による個人面談を実施しており、各学生の到達度に応じた学習指導や生活指導等を行っている。さらに、学習上の懸念材料が認められるような場合にも面談の機会を随時設けており、学生の学修をきめ細かくサポートすることにより、1人ひとりの学生の学力錬成を側面から支援している。

個人面談の際には、参考資料として、2019 年度より各科目の授業担当者が各受講生の学習特性を個別に評価した「学生評価コメントシート」「を用意している。担当教員は「学生評価コメントシート」に表れている当該学生の科目横断的な評価を踏まえることで、個々の学生に応じたより的確な助言ないし指導ができるようになっている。

<sup>1</sup> 資料 A74 学生評価コメントシート

### (6) その他

成績発表後に成績評価調査申立申請期間を設けており、学生から成績評価に関する調査の申し出がある場合、授業担当者に事務室から質問内容を問い合わせ、学生にその結果を伝えることとしている。

また、各年度末の進級判定と各学期末の修了認定のそれぞれについて、疑義申立制度を用意している。進級判定に対する疑義申立ては、進級者発表から2日(進級者発表日を含む)を申立期間として、所定の用紙により申し立てることができる。修了認定に対する疑義申立ては、各学期末の修了者発表後、修了認定への疑義がある場合に、所定の用紙を司法研究科事務室に提出することで、申し立てることができる。

### 2 点検・評価

修了認定は、該当するすべての学生に対して、所定の修了認定基準、体制・手続に従って実施されている。また、修了認定基準ならびにその前提としての進級要件は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて非常に適切に設定されている。その適切性は、本法科大学院の司法試験合格率が近年上昇傾向にあることにも表れている。さらに、修了認定基準や進級要件は明確であり、学生に対しての開示も適切になされている。加えて、上記の諸基準を満していることについては、十分な資料をもとに研究科長室委員会で確認がなされ、教授会での承認を経た上で、修了認定が行われている。その限りで、本法科大学院における修了認定は適切かつ公正に実施されているといえる。

#### 3 自己評定

Α

### 4 改善計画

前述のとおり、本法科大学院の修了認定のあり方は、これまでも適切なものであったと評価できるが、修了時の学識の質的保証を強化し、より質の高い修了生を社会に送り出すべく、修了認定のあり方を継続的に検証するとともに、その前提となる進級判定ならびに成績評価のあり方についても継続的に検証し、必要に応じた施策を講ずることに努める。

### 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

### 1 現状

- (1) 成績評価における異議申立手続
- ア 異議申立手続の設定・実施
  - (ア) 成績評価に対する異議申立手続

成績評価に対する学生からの異議や意見を申し立てる手続として、本法 科大学院では、成績評価調査申立制度を設けている<sup>1</sup>。

具体的には、成績発表から2日間(成績発表日を含む)を成績評価調査申立申請期間とし、学生から成績評価に関する調査の申立てがある場合には、授業担当者に司法研究科事務室からの問い合わせを行い、その結果を当該学生に通知することとしている。

# (イ) 異議申立手続に先行する不服申立て機会

本法科大学院では、上記成績評価調査申立の前提となる資料として、期末 試験の採点済み答案 (原本またはコピー) を本人に返却することとしている。 その際、期末試験問題の「解説・講評」資料を添付して返却することを原則 としているため<sup>2</sup>、学生は期末試験の採点段階において、担当教員に対して 答案の採点に関して不服申立てをする機会を得ることができる。

さらに、定期試験講評会が実施される科目においては、この講評会も不服申立て機会としての役割を果たしている。学生は定期試験講評会に参加することで、答案採点に関する疑義や不服を教員に直接申し立てることが可能となる。なお、定期試験講評会が一律開催から任意開催に改められた経緯については、8-1の1(3) ウを参照のこと。

### (ウ) 成績評価調査申立制度の活用実績

春学期		秋学期	
2022 年度	3件(成績評価の変更1件)	10件(成績評価の変更 2件)	
2021 年度	0件	2件(成績評価の変更1件)	
2020 年度	2件(成績評価の変更なし)	3件(成績評価の変更なし)	
2019 年度	1件(成績評価の変更なし)	0 件	
2018 年度	3件(成績評価の変更なし)	0 件	

#### イ 異議申立手続の学生への周知等

本法科大学院の成績評価に対する異議申立手続である成績評価調査申立 については、「Study Information」に記載することで、学生に対する周知を

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 37

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A88 2023 年度春学期 中間試験・定期試験等実施要領 p.2

図っている¹。また、成績調査申立に必要な所定用紙は、学内 LMS の LUNA 及び学内ポータルサイト kwic 上に掲載し、申立てを希望する学生には随時ダウンロードすることを可能にするなど、学生にとって利用しやすい制度となるよう配慮している。

### (2) 修了認定における異議申立手続

### ア 異議申立手続の設定・実施

### (ア) 修了認定への疑義申立制度

本法科大学院では、所定の単位修得・所定の期間の在学等といった修了要件が満たされれば、一律に修了認定がなされ、それ以外に、修了試験等の要件は課していない。その限りで、本法科大学院における修了認定は本来的に疑義が生じるような性質ものではない。しかし、集計ミス等の万が一の過誤に対しても対応しうる体制はやはり必要であるため、本法科大学院は修了認定についても疑義申立制度を設けている。

具体的には、各学期末の修了者発表後に、修了認定への疑義がある場合は、 修了者発表から 2 日以内に所定の用紙を司法研究科事務室に提出すること で、疑義を申し立てることを可能としている<sup>2</sup>。

### (イ) 進級判定への疑義申立制度

本法科大学院の進級要件は、所定の単位修得とGPA基準の充足からなり、 これらの要件が満たされれば一律に進級が認められることとなる。しかし、 修了認定と同様、万が一の過誤にも対応しうる必要から、本法科大学院では 進級判定についても疑義申立制度を設けている。

具体的には、年度末の進級者発表後に、進級判定への疑義がある場合は、 進級者発表から 2 日以内に所定の用紙を司法研究科事務室に提出すること で、進級判定への疑義申立ができる制度となっている。もっとも、本制度は 進級要件の充足可否に関して疑義を申し立てる(再確認を依頼する)制度で あるため、これを用いて進級するための成績変更を申し立てることはでき ない。成績に関する評価確認については、上記(1)の成績評価調査申立制度 によることとなる<sup>3</sup>。

#### (ウ) 疑義申立制度の活用実績

実績なし

天順なし

#### イ 異議申立手続の学生への周知等

前述の修了認定及び進級判定への疑義申立制度については、「Study Information」に記載することで、学生に対する周知を図るとともに、問い合わせに対しては、司法研究科事務室において適宜対応することとしている。また、修了認定及び進級判定のいずれの疑義申立制度においても、修了

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information p. 37

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 24

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A3 履修心得「2023 年度司法研究科(法科大学院) Study Information」p. 21

者発表又は進級者発表から 2 日間の申立期間を設定している。さらに、疑義申立に必要な所定用紙は、学内 LMS の LUNA 及び学内ポータルサイト kwic を通じて随時ダウンロードをすることができるようにしており、学生にとって利用しやすいものとなるよう配慮している。

# (3) 特に力を入れている取り組み

成績評価に関わる期末試験等については、答案の返却とともに、その解説・講評・採点基準を文書化したものを配付することとし、自己の成績評価に納得感が得られるよう工夫するとともに、成績評価に対する疑義を学生自身が発見しやすいよう配慮している。

# (4) その他

成績評価や修了認定に対して異議申立てのための制度を整えることが重要であること同様、それ以前に、学生からの異議や疑義が生じにくい客観的な成績評価を行うことも重要である。そこで、本法科大学院では、平常評価と平常点とを定義上明確に区別し、平常点を「平常起案・授業内テスト・平常リポートなどの客観的な成績評価が可能なものを除く、授業における発言等の態度により評価するもの」と定義し、平常点の割合を、原則として全体の成績評価の10%以内とする旨を定めるとともに、平常点の評価は定期試験実施前に実施するものとしている」。

また、1 つの授業科目を複数教員で担当する場合についても、成績評価の公平性の観点から、1 名の学生に対して複数の担当者が共同で採点するときには、次のとおりとする旨を定めている。具体的には、①事前に担当者間で採点基準の確認、共有を行ったうえで採点を実施すること、②採点基準に従って採点のうえ、採点項目ごとの採点結果を開示し、担当者間で共有すること、③採点の結果、担当者間で10%以上の乖離が認められた場合、担当者間で協議のうえ、点数を再調整すること、としている<sup>2</sup>。

### 2 点検・評価

上記のように、本法科大学院では、成績評価及び修了認定に対する各種申立制度を用意しており、これらの制度に関する学生に対する周知も様々な形で行っている。また、これらの申立てに必要な所定用紙を随時ダウンロード可能とするなど、制度を利用しやすいよう工夫もなされている。加えて、期末試験に関する「解説・講評」資料の文書化及び公表を徹底し、さらには、その内容充実を図ることで、学生各自がより具体的に成績評価に対する事後検証を行いうるよう努めている。そして、定期試験講評会が実施される科目においては、

<sup>「</sup>資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正)(2019 年 1 月 24 日司法研究科教授会承認)p. 2

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正)(2019 年 1 月 24 日司法研究科教授会承認) p. 2

採点に対する不服申立て機会が追加的に創出されることになるなど、本法科大学院では、成績評価に対する異議申立てが容易となるよう直接ないし間接の配慮を行っている。加えて、進級認定についても、疑義申立制度を用意しているため、本法科大学院における成績評価の異議申立制度は十分に整備されていると評価できる。

# 3 自己評定

A

# 4 改善計画

以上の各種異議申立制度は有効に機能していると考えられることから、特に改善計画の必要は認められない。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成(総合評価及び適合認定)

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が, 適切に実施されていること。

(注)

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹 となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

### 1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

(ア) 貴法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容本法科大学院は、「関西学院大学ロースクールが目指すもの」として、「Mastery for Service の精神で自分を磨く。」を冒頭に掲げている「。Service は隣人・社会・世界に仕えること(社会貢献)、Mastery は自らを高度に鍛えることを意味する。

本法科大学院は、このスクールモットーを敷衍して「人権感覚豊かな、かつ、現代社会の多様な法的ニーズに応える市民法曹として、法曹にふさわしい良き仕事 (Good Work) を遂行できる人材の養成」を目的としてきた (Admission Policy<sup>2</sup>から抜粋)。

ここでいう「良き仕事」とは、法律という専門分野において必要な知識とスキルと倫理的誠実さ(マインド)に裏付けられた職業的実践を意味する(ウィリアム・デーモン「グッドワークと若者の発達に関する近年の研究—ロースクールへの教訓」<sup>3</sup>)。

法律家として「良き仕事」をするためには、財団が提示する①十分な法的知識、②問題解決能力、③事実調査能力・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力が不可欠である。そしてそれらの能力を依頼者や社会のために活かすため、職業的な羅針盤としての法曹としての使命・責任の自覚

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A2-1 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」p. 3

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A2-1 パンフレット「関西学院大学法科大学院 2024」p. 4

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 資料 A106-1 関西学院大学ロースクール法科大学院専門職大学院形成支援プログラム第 1 回国際シンポジウム成果報告編集委員会編「正義は教えられるか」p. 15

と法曹倫理を内面化することが極めて重要である。

このように、スクール・モットーと法曹における Good Work 論は、法曹に必要な上記 2 つのマインドと 7 つのスキルの養成に密接に結び付くものである。

### (イ) 貴法科大学院による検討・検証等

修了者が備えるべきマインドとスキルの設定は、2004年から 2007年にわたる法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムを通じて、設定された。連続シンポジウムとその報告書籍に専任教員のみならず実務家教員も加わり、シミュレーション教育を軸にした法律家としてのマインドとスキルの養成が本法科大学院の教育の共通認識となった¹。

さらに 2014 年 6 月 7 日、「司法研究科(ロースクール)シンポジウム 法 科大学院開設 10 年を迎えて~『関学ロースクールのめざすもの』」を開催 した(その報告書として『関学ロースクールのめざすもの  $^2$ 』)。

このシンポジウムと報告書の作成もまた実務家も含めた多くの教員の参加によって行われた。多くの課題を抱える本法科大学院として、理念と現実とのはざまでの教育目標を全教員が検討・検証し、共有する機会となった。

当時、制度発足 10 年を経て志願者が激減し、新規募集停止が続く中、本 法科大学院でも、規模の縮小を継続しつつ、基礎学力の強化を図り、司法試 験合格率の向上を図ることが優先課題となった。しかし、そこでも原点であ る法律家のスキルとマインドの養成教育を継続しつつ、社会の新しい人材 ニーズ、特に企業内法務や自治体法務の需要に応える教育を行う方向性が 教員間で確認された。

その結果、2015年には、当時の養成する人材の3本柱に「公務に強い法曹」が加えられた(詳細については1-1(1)参照)。

2019 年 5 月、石井登志郎西宮市長や和歌山県子ども・女性・障害者センター所属の 0B である土井聡弁護士らを講師として行った西宮北口キャンパス開設記念シンポジウム「次世代を守るために私たちができること~子どもの健全な育成のために」を開催した。キャンパス移転に際して、学生や市民に対してロースクールの目指す理念を発信すべきだという観点から、教員の討議によって、上記のテーマやパネリスト選択がなされた(詳細については 1-1 の 1(2) ウ参照)。

同様に 2023 年 4 月に開催された新入生歓迎講演の山﨑晴恵宝塚市長の人選においても、単に弁護士市長というだけではなく、社会人経験を経て法科

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A106-1「正義は教えられるか〜法律家の社会的責任とロースクール教育」(関西学院大学出版会, 2006 年)

資料 A106-2「変わる専門職教育~シミュレーション教育の有効性」(同, 2006 年)

資料 A106-3「模擬法律事務所はロースクールを変えるか~シミュレーション教育の国際的経験を学ぶ」(同,2006年)

資料 A106-4「よき法曹を育てる~法科大学の理念とシミュレーション教育」(同, 2007年)

資料 A106-5「ロースクール教育の新潮流~シミュレーションとウェブの活用」(同, 2009 年)

資料 A106-6「市民が参加する刑事シミュレーション教育〜裁判員時代の法科大学院教育」(同, 2009 年)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A107「関学ロースクールのめざすもの」(2015年)

大学院制度のもとで弁護士となり、明石市役所や法律事務所において DV 被害者支援などの業務を担当したのちに政治家に転身し、人権を重視した政策を打ち出しているという、同氏の法曹としてのモデル像に注目したものである¹。

検証に関しては、近年では 2015 年 12 月、2017 年 11 月、2023 年 4 月に 大学自己評価活動の中で第三者による外部評価を受けている(詳細につい ては 1-3 参照)。外部評価委員との質疑応答や評価内容については、自己評 価・FD 委員会はもとより、教授会・カリキュラム委員会で報告され、本法 科大学院における教育の在り方について全専任教員で検討する機会となっ ている。

# (ウ) 科目への展開

法曹としてのマインドとスキルに関連するカリキュラムポリシーとして、1年次では、法律基本科目を必修科目として配置するとともに、幅広い教養と豊かな人間性を養うことをも目的として基礎法学・隣接科目群を配置している。また、「基礎演習 A」には実務家教員を配置した上で(なお 2022 年からは専任のベテラン実務家教員とした)通年科目とし、実務家との交流の中で、早くから法曹像を描けるように配慮した。

2年次では、1年次で修得した基本的知識をもとに、さらに判例等の実社会での現実の紛争を題材にした学習を行う演習系の法律基礎科目を配している。

例えば必修の「民法演習 I・Ⅱ」では、2018 年以降、民法の研究者教員と民事系の実務家教員の共同による判例演習 (ケースメソッド)を行っている。判例を歴史的文脈の中でとらえ、紛争解決のために法曹が果たした役割を含めて理解させようとしている。かかる観点からの判例学習を重視する点は他の法律基礎科目でも共通している。

また、法曹としての上記スキルや責任感・倫理感をより直接的に涵養できるよう、実務基礎科目の内容を工夫している。

例えば、①「民事ローヤリング I」:「民事ローヤリング I 開講にあたって」 2の配布による詳細な到達目標の提示と SC (模擬依頼者)を使った経験学習、②「民事裁判実務」:請求権と要件事実に関する知識とスキル、③「刑事裁判実務 I」:模擬記録等を用いた実務的な授業、④「専門職責任」(必修、2019年から 2 年生科目): SC (模擬依頼者)による実習、グループ討議の導入などである。その他、2 年次においては、学生は関心のある専門領域に関する展開・先端科目群の学修を始めることができ(ただし多くの科目は 3 年生から履修する学生が多い)、自己の目指すべき法曹像をより具体化できるように誘導している。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本法科大学院ホームページ「ニュース」 〈https://www.kwansei.ac.jp/lawschool/news/detail/149〉

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 資料 A108 2022 年度 民事ローヤリング I 開講にあたって

3年次では、法律基礎科目群や展開・先端科目群において、プロブレムメ ソッドを中心とした演習科目が多く配置されているほか、特定の分野(例え ば国際商事取引)や最近の重要判例などについて学習を深める特別演習な どが開講されている。

3年生の実務基礎科目では、「民事ローヤリングⅡ」(グループ交渉や民事模擬裁判など)、「クリニック」(実際の法律相談)、「エクスターンシップ」(法律事務所研修)(以上から 1 つが選択必修)、法曹三者の教員により実施される「刑事模擬裁判」、現職裁判官の教員が担当する「刑事裁判実務Ⅲ」(以上の刑事系実務基礎科目の1つが選択必修)が開講されている。

教員は、全員参加のカリキュラム委員会のほかに、教務関係委員会、自己評価・FD 委員会などの各種委員会や授業参観、教授会、シラバスなどを通じて、上記スキルやマインドの目標水準について共有し、各自の授業にフィードバックすることができる。

- イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」
- (ア) 貴法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」 憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、民事裁判実 務、刑事裁判実務については、共通的な到達目標モデル(第二次案修正案) をもとに『到達目標と「共通的な到達目標モデル」〜学修の到達度をはかる 目安のために〜』¹(平成24年3月、以下「到達目標目安」)を作成し、学 生の指標としてきた。しかし、この間、多くの重要な法改正が行われたため、 現在、その改訂作業を進めている。

さらに、授業科目のシラバスのフォーマットにおいて、各科目の到達目標を明示しており、さらにその「目的」に照らして、授業テーマとして修得すべき具体的内容(テーマ)が各回の授業内容中に示されている。

シラバスは、前年度の2月の提出後に、自己評価・FD 委員会の担当者によるシラバスチェックが行われて到達目標の提示がなされていることを確認する。

各科目における事例問題や判例の分析、試験問題は、かかる到達度を試すために作成されている。

「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」のうち、科目横断的な実務的なスキル・マインドについては、前述したアのマインド・スキルと一致するものである。

(イ) 貴法科大学院による検討・検証等

「到達目標目安」は現在も授業設計の大枠として機能しており、教授会及 びカリキュラム委員会において再配布され、教員間の認識の共通化を図っ ている。

授業のシラバスは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏ま

<sup>1</sup> 資料 A31-1 「到達目標と「共通的な到達目標モデル」~学修の到達度をはかる目安のために~」

えて作成することとなっており、(ア)のとおり自己評価・FD 委員会による シラバスチェックが行われており、到達目標等が不明確なシラバスについ ては修正が要請される。

また、「到達目標目安」に照らして、実際に学生が「最低修得すべき内容」を成長段階ごとに修得しているかどうかは、成績評価、進級要件、修了要件と密接に関わる。それらの要件の導入設定と成績評価の厳格化ならびに学生の成績の状況に関しては、教務関係委員会が主となって検討するため、同委員会における議論がその検討・検証の1つの場となっている(詳細については8-2参照)。

司法試験・進路委員会は、学習サポートプログラムの内容や講師の決定、講師と学生のマッチングを行っているが、成績資料などに基づき、全体的にあるいは学生ごとに、最低修得すべき内容と現状との距離について討議を行い、それに基づいて意思決定が行われている(制度の詳細については7-8参照)。

進級不可者については、教授会において、各科目担当者を中心に上記に関する学生の到達状況が報告されるとともに、進級不可者の人数や成績が報告される。進級不可者の学生の達成水準と進級した学生のそれとの対比において、また、進級不可者の数や傾向との関係において、最低修得すべき内容または水準の設定が厳しすぎるのか、緩すぎるのかもまた検証されている。

なお、本法科大学院の特徴として、2019年度以降、各科目担当の教員は、テストやレポートなどの「点数」による成績評価とは別に、学期末に学生の弱点がどこにあるのかについて、「学生評価コメントシート」「によって定性的な評価(知識、スキル、意欲・姿勢の3つの観点)を行っている。これらの定性評価は学生ごとに集約されて、各教員に割り当てられた学生との定期面談の際の面接資料として指導上、活用されている。各科目に共通する弱点や問題点(例えば問いから逸れる傾向など)などは、法律家としての能力やスキルと密接にかかわり、「最低限修得すべき内容」に到達するための本人の課題を浮き彫りにする面があるからである(詳細については1-3及び8-2参照)。

教授会においては、成績不振の学生を中心に、GPA などの成績資料をもとに一定数の学生を具体的にとりあげて、どのような問題(能力、スキル、態度、意欲など)を抱えているのか、どうすれば状況が改善するのか、などについて、面談担当者や成績評価やコメントシートを作成した教員からの意見をもとに、討議がなされる。

このように、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」をめぐっては、 共通到達目標、到達目標目安、それが具体化した各科目のシラバスの到達目

.

<sup>1</sup> 資料 A74 学生評価コメントシート

標を基準として、学生の実際の「成績評価」が厳格に行われ、その結果をめぐって教員間において教務関係委員会、司法試験・進路委員会、教授会、カリキュラム委員会などの場での様々な議論が行われ、あるいは学生との成績をめぐる個別面談が定期的に行われることを通じて、教員の間で学生の成長段階における最低限の修得すべき能力についての相場観が形成されている。

他方で、そのことは、学生に対する最低限度の到達度目標の認識にも一定程度つながっているものと思われる。学生による自己検証として、学期末の定期面談においては、学生自身の振り返りレポートと学習計画をあらかじめ提出させている。教員はそれを題材に面談を行い、学生による到達目標に照らした自己検証を促している。

学生のこのような自己検証をさらに促し、努力目標を明確化させる1つの資料として、2018年2月、「学習到達度確認冊子」「を作成して学生に配布した。これは主として過去の中間試験・定期試験における実際の学生の答案に、試験の解説やコメントを付した冊子であり、最優秀答案というよりは到達目標との関係で学生が目指すべきであり、かつ到達できるはずの現実的な到達点を明らかにする趣旨であった。

しかし、その後、LUNA の利用が定着し、各科目の中間試験・定期試験やその参考答案ならびに解説がウェブ上で開示される中で、当冊子の改訂がなされないままになっていた。しかし、到達目標の明示とその意識化という機能に照らして、現在、新たな学生用の到達度確認資料をウェブ上で公開すべく作業中である。

# (ウ) 科目への展開

「到達目標目安」は、基本六法と行政法及び必修科目である「民事裁判実務」と「刑事裁判実務 I 」をカバーしている。

基本六法と行政法からなる法律基本科目については、学年ごとに基礎力、 応用力、自習項目に分けて、基礎力の内容と応用力における問題解決能力の 判断目安を示している。

それ以外の科目にあっても、全ての科目において所定の形式のシラバスを詳細に作成することとなっている。まず各科目の「目的」において授業の最終的な目的を示したうえで、「到達目標」においては学生のコンピタンシー、つまり「~ができる」という具体的な獲得すべき能力を示している。

# (2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況 ア 入学者選抜

入学者選抜においては、入試改革および西宮北口キャンパス移転の効果 もあって、対象期間中、競争倍率が2倍を下回ったことはない(詳細につい

<sup>1</sup> 資料 A31-2 学習到達度確認冊子

ては1-3及び2-1参照)。

法曹コースの開設に伴い、既修者の出願者が増大することが予測されたため、2022年度入試より、既修者・未修者同数の定員から既修者 20名、未修者 10名に変更した。2023年度入試からは C及び D日程入試を統合してA、B及び Cの3日程に変更した。トータルの受験機会は減るもののより優秀な受験者層にターゲットを絞る意図による。

出願者に対しては、スクール・モットーと本法科大学院が養成する4つの法曹像、さらにアドミッション・ポリシーを明記するとともに、模擬依頼者を使ったシミュレーション教育をはじめとした臨床科目の充実を通した法曹に必要なマインド、スキルの向上を本法科大学院の特徴として打ち出している。

幅広い志願者確保のための広報活動としては、提携高校(啓明学院高等学校)の授業への講師派遣、高校生向け動画の公開、本学法学部におけるキャリアオリエンテーション(旧・法職等説明会)への例年の参加、オープンキャンパス(年2回)とその充実(入試問題の解説と動画の公開)、他大学での進学説明会などを行っている。

さらに入学試験においては面接資料として志望動機や自己の適性などを 記述させたうえで、面接において本法科大学院の上記アドミッション・ポリ シーから大きく逸脱していないか、点検をしている。このような各種改革の 成果もあり、志願者は2倍を超えて右肩上がりに増加傾向にある。

#### イ カリキュラム

学修の導入としての入学後のガイダンスなどの入学式関連行事として、 毎年、新入生全員を対象として、入学者が目指す法律家のモデルとなるべき先輩法曹の記念講演を行っている(詳細については1-1及び7-8参 照)。

1年生に対しては、未修者春学期において、実務家教員による基礎演習の受講が入学者全員に推奨されていて、入学直後から実務家教員と交流し、法曹として必要な知識、スキル、マインドを先輩法曹との人格的交流を通じて学ぶ機会を保障している。なお、前回の評価報告書において指摘された点、すなわち基礎演習が、担当者の変更により当初意図された内容になっていないという点については、前回の評価以降、直ちに修正されている(詳細については 5-1 参照)。

2019年度以降、「民事訴訟法」と「刑事訴訟法」を2年次から1年次配当に変更したことに伴い、この2科目については、法学既修者の入学予定者に対して「履修免除試験」を実施し、これに合格した科目については入学後の履修を免除し、不合格となった科目については、入学後の2年次に履修させることとしている(詳細については5-2参照)。

٠

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 資料 A109 2022 年度広報活動スケジュール

2年生からは法律家のスキルとマインドを養成する基幹科目として「民事ローヤリング I」「専門職責任」「民事裁判実務」を必修としている。また、検察官を含む実務家教員による「刑事裁判実務 I」を配している。2年秋学期の「エクスターンシップ」、3年次の「民事ローヤリング II」「クリニック」「刑事裁判実務」などの、従前の臨床科目を維持している。

学生数が最も減少した時期は、臨床科目において不開講科目が発生したが、2023年時点では少人数ながらも全科目が開講されている。同様に学生数の減少の中、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の多様性も可能な限り維持してきた。

前回の認証評価報告書で指摘された3年生の「民法総合演習 I・Ⅱ」については、その後も実務家教員単独授業である。「刑事裁判実務 I・Ⅱ」も同様である。研究者教員と実務家教員との共同担当授業は、2023年度においては2年生の「民法演習 I・Ⅱ」において実施されている。各教員が担当するクラスは独立しているが、教材の選択と授業設計(質問事項や提出起案など)について両者が協議し、試験問題も協議分担している。

さらに、養成する法律家像に応じて、特定の分野での法曹としての知識とスキルを得るため、公務法曹分野については「地方自治法」「自治体法務Ⅰ・Ⅱ」「自治体環境法」「自治体行政法」「社会保障法」など、企業法務については「企業法務Ⅰ・Ⅱ」、国際法務に関しては、「特別演習(国際商事調停)」などを配している。

なお、前回の評価報告書で指摘された点、すなわち「展開・先端科目の中にも、内容が司法試験対策に偏していると受け取られかねない授業が存在して」いるとの点については、前回評価後、直ちに修正されている(詳細については 6-1-2 参照)。

# ウ 授業

各授業のシラバスについては提出時にシラバスチェックが行われており、教員任せにはしていない。

予習や課題の指示については LUNA という学習プラットフォームを通じて行われている。授業内容については学期末授業アンケートを通じて学生の声を聴取し、授業担当者のみならず、結果をまとめて教員で共有し、改善につなげている。法律基本科目など基幹科目については授業を録画して復習用に LUNA にアップしている。2023 年からは 1 年生の刑法で予習用動画の配信を行っているほか、「憲法特講」において憲法判例ごとに解説教材を動画で配信するなど、学習用動画教材の作成を進めつつある。

なお、前回の評価報告書で指摘された、少人数すぎて多方向性を持った 授業になりにくい授業がある点であるが、入学者数の回復でその傾向は弱 まりつつある。

## 工 成績評価・修了認定

成績評価については、シラバス等で成績評価基準をあらかじめ定め公開したうえで、「成績評価に関する申し合わせ(改正)」「に基づき、厳格な成績査定が行われるように設計されている。定期試験実施科目については採点基準を明らかにし、試験答案の返還と解説(及び必要に応じて講評)をLUNAに公開している。事後点検についても、成績根拠資料とともに項目(期末試験、中間試験、平常起案、平常点など)別に点数が報告されている。さらに講義別成績統計表を作成して教授会で配布し、これを成績評価の厳格性の検証にも役立てている(詳細については8-1参照)。また、上記の通り、点数以外の学生の定性的評価について「学生評価コメントシート」を通じて行っており、法律家としての知識とスキルとマインドの修得状況についてモニタリングしている。

進級要件は、2019年度以降の入学生は1年生から2年生の進級に際して、履修した科目のGPAが1.7であることに加えて共通到達度確認試験において総合得点率が50%以上であることとし、2年生から3年生への進級については2018年度以降の入学生はGPAが1.8以上であることを求めている(詳細については8-2参照)。厳格な成績評価と合わせて進級要件によって成績不振者は基礎から学習しなおす必要がある制度となっている(当該年度のC+以下の科目は無効となるため)。

修了要件は2018年度以降、対象科目のGPAが2.0であることとしており、厳格に運用している(詳細については8-2参照)。

以上の結果、前回の評価報告書において指摘のあった問題事象は総体的には減少しているものの、それでもなお科目によっては、成績評価の基準が曖昧なものや成績根拠資料の提出が不十分な場合があるが、その際には、個別に問い合わせ、その根拠を明らかにするように指導するなど、可能な限りの対応は行ってきている。

#### 才 教育体制

小規模校であるにもかかわらず、教員体制として、2名の専任実務家教員と7名の任期制実務家教員(弁護士4名、元裁判官1名、裁判官1名、検察官1名)を常勤として19名の専任教員を擁している点に本法科大学院の特徴が顕著に表れている。また、0B・0Gを中心とした若手実務家が非常勤講師や土曜ゼミの講師として教員と協力しながら学生の指導にあたっている。

学生指導については、全学生を個別に割り当てる担任制度と学期ごとの 面接による個別指導体制が維持されているとともに、生活・心理面では、 キャリアガイダンスや心理カウンセリングなどの体制を整えている。

#### カ FD

自己評価・FD 委員会を中心に、学期ごとの授業参観や FD 研修会が開催

1 資料 A87 成績評価に関する申し合わせ(改正) (2019年1月24日司法研究科教授会承認)

されている。授業参観やFD研修会に参加できなかった教員にはビデオの 閲覧なども要請された結果、参加率が向上している。特に前回指摘のあっ た任期制実務家教員の参加率は向上・改善している(詳細については 4-1 参照)。

#### キ 学習環境

2019 年度からの西宮北口キャンパスは交通至便であり、小規模ながら全学生にキャレルが備わっていて、通学負担を減らして学習に効率的に集中できる。また、土曜ゼミ講師など外部からの参加者も集まりやすく、学習サポート体制の充実につながっている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

SC を使ったシミュレーション教育については、コロナ禍のもとでも、市民模擬依頼者の協力(Zoom参加を含む)を得て継続をし、2022年度からは対面授業となっている。また SC による授業を維持するため、SC 研修会も年に数回行われている。公務法曹に関しては、8 つの自治体と協定を締結して、「自治体環境法」などに学生に混じって現役公務員が授業に参加する実績があがってきている。

#### (4) その他

国際性の涵養については、前回の評価報告書後も、米国ロースクールとの連携プログラムによる留学の実績はなく、人権問題についての短期エクスターンを軸とする代替プログラムを現在検討中である(詳細については、6-4参照)。なお、「特別演習」において国際商事調停を題材とし、その課外活動として学期終了後、任意で模擬国際調停(Vis moot)への参加がなされている。

また、従前、検察官の実務家教員が存在しなかったが、2023 年度から現役検察官の教員が任期制実務家教員として加わったことから、小規模校でありながら、裁判官(現役、元職)、検察官(現役)および弁護士の法曹3者が実務家教員として教育に携わる体制となった。

#### 2 点檢·評価

本法科大学院は、Mastery for Service という大学の理念とも一致する「良き法曹を育てる」という教育方針のもと、4つの法曹像を示してきた。同時に「良き仕事(グッドワーク)」のために必要な知識、スキル、マインド(7つのスキルと 2つのマインドに一致)の修得という目標を、節目ごとのシンポジウムや講演会等を通じて内外に発信し、教員及び学生と共有してきた(詳細については1-1参照)。

その養成方法として、小規模校ながら研究者教員と並ぶ多くの実務家教員

を配し(詳細については 3-1 参照)、臨床科目を充実させるとともに、市民(SC) の参加によるユニークなシミュレーション教育を維持・発展させてきた(詳細 については 1-2 及び 6-3 参照)。

2010 年代に法科大学院制度の危機が深まり、司法試験合格実績に直結する法律基礎科目の重みが相対的に増した中にあっても、また、在学中受験制度対応のためのカリキュラム改変が進められる中にあっても、法律基礎科目の充実の努力を行いつつも、「専門職責任」、「民事裁判実務」や「民事ローヤリング」、「刑事裁判実務」などの必修科目(2年次)を維持してきた(詳細については5-1参照)。

授業への展開についても、到達目標を詳細に記したシラバスとその集団的 点検を通じて、各教員および学生が、法的知識とともにスキルやマインドを含 めた到達目標を意識して段階的に学習を進めるようにしてきた。授業の内容 についても、歴史的に重要な判例の学修や様々な事例演習などを通じて、法的 知識や批判的思考力の養成、法律家の役割の理解を深めている(詳細について は 6-1-1 及び 6-1-2 参照)。

法科大学院教育のプロセスに関しては、社会に貢献できる優秀な入学者の選抜と司法試験の合格率を上げるための教育体制・内容についての不断の自己改革の組織体制を築き、運営してきた。特に、前回の認証評価時に課題であった入試倍率の低下と定員充足率の低下という重大な危機に対して、西宮北口キャンパスへの移転はもとより、本学法学部との連携強化(従前の司法特修コースを法曹コースに組み替え、3+2 制度に対応した連絡協議体制の構築)、入試改革、入学前プログラムの充実などの改革により、大きな改善を見た(詳細については 1-3 及び 2-1 参照)。

教育体制については、定員削減に伴い規模の縮小を余儀なくされたが、上記のとおり、研究者教員と実務家教員のバランスの取れた体制を構築している (詳細については 3-1 参照)。

教育内容・教育手法の改善については、自己評価・FD 委員会を中心に授業 参観、授業アンケート、FD 活動を定例化するとともに、神戸大学法科大学院 と連携し、未修者教育を中心とした教育内容の改善に取り組んでいる(詳細に ついては 4-1 参照)。その中で従前課題であった実務家教員の FD 活動への参 加率も向上した。

学習環境については、小規模校としての少人数教育を徹底するとともに、人的・物的にきめ細やかな学習指導、キャリア・ガイダンスなどの生活指導を行っている(詳細については 7-1、7-7 及び 7-8 参照)。

成績評価、進級認定、修了認定については、厳しい基準を設けて、厳格な運用を図っている(詳細については8-1及び8-2参照)。ただし、その結果、進級不可による留年や休学による標準修了年限修了率の低下と、心理面も含めた成績不良者への支援の課題の重みが増している。

修了者の司法試験合格率については、危機的であった 2018 年の 10.7%からは、2019 年 19.0%、2020 年 21.7%、2021 年 29.4%、2022 年 24.1%と改善しているほか、修了 1 年内での合格率の上昇などの改善が見られる。しかし、全国平均の 2 分の 1 に近い数字であり、さらなる入学者確保や教育内容の改善の取り組みが必要である。

#### 3 自己評定

В

#### 4 改善計画

本学法学部との間での 5 年一貫型教育の協力体制の構築を基礎として、法学部法曹コース 3 年次修了段階での到達目標を、本法科大学院の既修コース入学時に必要とされる水準との関係において、相互の協議の下で設定することと、その目標のもとで、本法科大学院が本学法学部で行っている教育内容の改善や入試後にあたる法学部 3 年後期の教育プログラムの設定を予定している。

また中期的な人事計画に基づき、本法科大学院の理念を守りつつ、教育力 (特に学生の基礎力)を高めることができる次世代の研究者教員、実務家教員 の採用を行っていく予定である。

#### ■憲法分野

※教育内容の概要,科目の特性や教育目標に応じた工夫,等。

各授業科目の到達目標や教育内容についてはシラバスに 詳細を記載しており、各学生は随時これを閲覧できるように しているが、これを超えて、授業科目相互間・学年相互間の 連携については、各司法試験科目ごとに「履修モデル」を作 成・配布している。「履修モデル」では、本法科大学院におけ る憲法関連科目の概要を一読で総覧することができ、授業科 目相互の連関や当該科目の履修が有する学習上の役割につ いて理解できるよう工夫している。加えて、法律基本科目群 以外の科目群において開講されている授業科目との連携・調 整については、例えば、基礎法学・隣接科目群において開講 されている「英米法総論」は憲法の統治機構分野の学習に役 立つ旨を、そして、「キリスト教と人権」は人権思想の基礎を 理解する上での礎となりうる旨を、授業内で情報提供してい る。また、展開・先端科目群の「現代人権論」については、 応用的な科目ではあるものの、人権感覚を養成する必要から 1年次からの履修を推奨している。このほか、特別演習科目 群で開講されている「憲法特講 A・B」に関しては、憲法判例 百選Ⅰ及びⅡを網羅的に検討・分析する科目であることか ら、当該授業を履修・聴講することに加え、過年度分の授業 動画を視聴することを、随時勧奨している。

ア 教育内容

#### <1年次>

春学期に「憲法 I」(人権の基礎理論及び人権各論〔主として精神的自由〕)と「憲法 II」(憲法総論及び統治機構論)を、1年次秋学期に「憲法 III」(人権各論〔精神的自由以外のもの〕及び人権総論)を開講している。人権分野に関しては、総論から入るよりも各論から入るほうが理解しやすいとの判断から、人権総論は秋学期「憲法 III」で扱うよう工夫している。なお、人権分野を扱う「憲法 I」及び「憲法 III」の授業教材は、教科書(基本書及び判例百選)及びレジュメからなっており、各回のレジュメにおいてコアカリキュラムとの対応が具体的に明らかになるよう構成されている。また、各回のレジュメは、予習時に目を通しておくべき判例を「関連最重要判例」として掲げたり、教科書を通読する際の意識づけとし

て各論点に関する設問を用意するなどして、各自の事前学習に方向性を与えるべく工夫している。さらに、授業の進め方としては、ひとつの単元を①「テキストを読む」、②「判例を読む」、③「事例問題に触れる」といった三部構成で学習することを原則としており、同一内容を異なる角度から3度学習することを通じて、より深い理解に到達できるよう配慮している。

統治機構分野について扱う「憲法Ⅱ」は、教科書(基本書及び判例百選)及びレジュメに基づいて講義形式で実施している。レジュメには、教科書を通読する際の意識づけとして各論点に関する設問を用意するなどして、各自の事前学習に方向性を与えるべく工夫している。また、統治機構分野においては、条文理解の重要性がより一層高まることから、コアカリキュラムの関連項目と並んで関連条文についても、必要に応じてレジュメ冒頭に掲載するようにしている。

また、「憲法 I・Ⅱ・Ⅲ」のいずれのレジュメにおいても、学習上の重要性や難易度(応用度)を明示している。重要な論点については【重要】・【最重要】・【絶対的暗記事項】といった印を付し、また、難易度については【応用的】・【発展的】といった印を付している。また、これに加え、フォントの大小でもその重要性を表すよう工夫している。こうすることで、レジュメ上においては法科大学院生とって必要な情報提供を網羅的に行う一方で、未修1年生として必ずしも急いで修得しなければならないわけではない事項についてはその内容を明示し、過度な詰め込み学習に陥らないよう工夫している。さらに、各受講生における授業準備の効率化を図るため、レジュメ内において【授業では扱いません】・【自学自修に委ねます】といったことも明記している。

なお、授業の効率的な復習を手助けするため、「憲法 I・Ⅱ・Ⅲ」はいずれも授業を録画し、学内の LMS である LUNA 上で随時視聴ができるようにしている(なお、視聴履歴からは多くの受講生により利用されていることが確認されている)。 <2 年次>

「憲法演習」は春学期に実施している。「憲法演習」では、 双方向・多方向的な質疑応答を通じて、重要判例の分析及び その射程の理解を深める取組みがなされている。また、各回 の授業レジュメの末尾に事例問題を用意することで、当該単 元における理論的諸課題がどのように現実社会において立 ち現れるのかをイメージできるようも工夫している。さらに、各回のレジュメは、コアカリキュラムとの対応が具体的にわかるように構成されており、法科大学院生として最低限修得すべき内容を自覚しつつ効果的に学習ができるよう工夫している。加えて、各回の授業後にはレジュメ末尾の事例問題に関する起案の作成を促し、提出された起案を添削することにより、実務において必要となる文書作成能力の養成を図っている。

「基礎演習 D」は、「憲法演習」の授業のフォローアップとして位置づけられており、「憲法演習」と並行して秋学期に実施している。ここでは、「憲法演習」のレジュメ末尾に任意課題として複数用意されている事例問題の一部をピックアップして検討素材として扱い、事案分析力や文書作成能力の向上に努めている。もっとも、近年は同科目の履修者の実績がなく、その役割を全うしつつある状況にある。その要因としては、そもそも2年生は履修登録上限の要件が厳しく、「基礎演習 D」のような自由選択科目を履修するインセンティブが働かないことが挙げられる。さらに、事例問題演習のためには、同科目とは別にアカデミック・アドバイザー(修了生弁護士)による「土曜ゼミ」が開講されているので、それも一因ということができる。

なお、「憲法演習」についても授業動画を収録し、LUNA 上で随時視聴を可能としている。

#### <3年次(選択必修科目)>

2019年度までは必修科目として「公法総合演習」を開講し、 憲法と行政法の両方の視点から判例の意義を読み解いてい く授業を行っていた。しかし、2020年度からは、より専門性 の高い授業とすることを目指して、憲法単独の授業として 「憲法総合演習」を開講している。ここでは、2年生までに 培った知識及び分析力をもとにして、訴訟選択を含めて当事 者法曹の立場で争点の提起を行い、解決の手がかりを提示で きるようになることが目指され、また、事例問題演習を行う ことによって、憲法分野における事案解決力を向上させるこ とが目標とされている。同科目では、1つのテーマを2回に 分けて取り上げることとしており、第1回目はテーマに関す る判例の分析と検討を行い、第2回目は第1回目の検討で得 られた知見をもとに実際に問題演習を行っている。

なお、「憲法総合演習」についても授業動画を収録し、LUNA

上で随時視聴を可能としている。

<自由選択科目>

「憲法Ⅰ・Ⅲ・Ⅲ」、「憲法演習」、「憲法総合演習」といった必修科目ないし選択必修科目とは別に、自由選択科目として、必要に応じて「憲法特講 A・B・C」を開講している。

「憲法特講 A」及び「憲法特講 B」は、憲法判例百選を教材として、「憲法演習」で扱わない判例も含めて網羅的に学習することで、日本の憲法裁判の全体像を理解することを目的としている。「憲法特講 A」において『憲法判例百選 I 』の全判例の解説がなされ、「憲法特講 B」においては『憲法判例百選 II 』の全判例の解説がなされる。「憲法演習」が重要判例を厳選して、徹底的な精読を行うことにより、独力で諸判例を分析・検討できる「スキル」を身につける場であるのに対して、「憲法特講 A・B」は、憲法判例を網羅的かつ横断的に読み込むことによって、憲法に関する幅広い「知識」を修得する場となっている。「憲法特講 C」は、「憲法 I 」を補完する科目として位置づけられ、「憲法 I 」の授業範囲で扱われる重要判例について、初学者を対象に、判例の読み方を訓練するとともに、判例法理の内容とその射程を明らかにすることが目指されている。

なお、「憲法特講 A・B」についても授業動画を収録し、LUNA 上で随時視聴を可能としている。

※双方向・多方向の議論をする、学生の答案を素材とした指導をするなど考える 機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。

1年次の「憲法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」においては、レジュメ内に設問が多数用意してあり、その設問を踏まえた議論を双方向並びに多方向で行う。また、双方向の議論に際して、教員からの発問に受講生が回答に窮した場合には、即座にグループ討論に切り替え、当該学生の躓きを受講生全員で共有するとともに、教員からの発問に回答できなかった当該学生の心理的負担の軽減を図ることで、受講生の積極的な授業参加を支援している。さらに、いずれの科目においても、授業後に復習ができるように授業動画を収録し、LUNA上で随時視聴を可能としている。このほか、学生らの関心事項や質問が集中しやすい事項については「トピック解説」の形で、別途解説動画をLUNA上で提供している。なお、「トピック解説」動画の視聴は、強制ではなく任意としている。

また、「憲法 I・II・III」のいずれにおいても、各授業回の 冒頭に短答式問題の小テストを実施しており、過去の授業回

イ 授業の仕方

の復習並びに知識確認の機会を創出している。さらに、人権分野を扱っている「憲法 I・Ⅲ」においては、各回のレジュメの末尾に事例問題を用意しており、任意起案の作成並びに提出を促している。起案を提出した者に対しては、可及的速やかに起案を添削し返却することを心がけている。これにより、学生のモチベーション維持・向上を図るとともに、高い学習効果を生み出すことができるよう努めている。

2年次の「憲法演習」では、事前に指定された判例を検討素材とし、これに関する事前に提示された設問について双方向・多方向的な質疑応答を行うことで授業を進めている。こちらの授業でも、教員の発問に対して回答に窮する学生がいた場合には、グループ討論に切り替えて学生の躓きを受講生間で共有する工夫を行っている。また、各回のレジュメ末尾には事例問題(任意課題)を掲載しており、起案の作成・提出を促している。提出された起案については、可及的速やかな添削・返却を心がけることにより、学生の記憶が新鮮なうちに添削指導が届くよう努めるとともに、次回の起案作成へのモチベーションの創出を図っている。なお、「憲法演習」においても、授業動画及び「トピック解説」動画の提供をLUNA上で行っている。

3年次の「憲法総合演習」については、もしその判例が論 文式の試験問題だったらどのように答えるか、ということを 考えさせるようにしている。また、このほか、学期の中間に は「事例研究」と称して、実践形式に近い形で事例問題演習 を行い、提出された起案については、添削のうえ解説付きで 返却をしている。

※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。

ウ 学生の 理解度の確認

「憲法 I・Ⅲ・Ⅲ」のいずれにおいても、レジュメ内に用意された設問に基づき授業内で質疑応答が展開されるため、その質疑応答を通じて学生の理解度を確認している。また同様に、これらの科目では、各回の授業の冒頭において短答式の小テストが実施されており、これによっても学生の理解度を確認している。なお、各回小テストの出題範囲は、直前の授業回の取扱い単元だけではなく、初回授業から直前授業回までの内容を範囲としているため、その都度の総合的な理解度の確認が可能となっている。さらに、人権分野を扱っている「憲法 I・Ⅲ」では、事例問題の任意起案に対して添削指導を行う際に、事案分析力や論述力についても学生の理解度

の確認を行っている。

2年次の「憲法演習」は、レジュメ内で指定された判例及びその関連判例に関する質疑応答を通じて、学生の理解度を確認している。また、各回の授業の冒頭に短答式小テストを実施しており、この小テストを通じても学生の理解度を確認している。なお、小テストの出題範囲は、初回授業から直前授業回までに取り扱った単元に関する内容としており、授業内で直接扱ってはいない内容も含めて、当該単元に該当するものについては出題している。こうすることで、当該単元に関する網羅的な復習の機会を創出するとともに、このような小テストとすることで、学生の総合的な理解度を確認することが可能となっている。さらに、各回のレジュメ末尾には事例問題(任意課題)を掲載しており、この問題にかかる起案を添削指導する中でも、学生の理解度の確認を行っている。

3年次の「憲法総合演習」については、もしその判例が論 文式の試験問題だったらどのように答えるかということを 考えさせるようにしており、そこでの質疑応答を通じて、学 生の理解度を確認している。また、学期の中間に実施される 「事例研究」において提出される起案に対して添削指導を行 うことを通じて、学生の理解度の確認を行っている。

※授業後の質問対応,提出されたレポート等の添削指導など,授業の効果を高める 取り組み等。

質問については授業終了後の休憩時間を使って答え、足り

ないときは、別途オフィスアワーを利用して対応している。 また、レジュメに掲載されている事例問題(任意課題)に対 しては添削指導を行い、提出起案を可及的速やかに返却する ことで学習効果とモチベーションの向上を図っている。さら に、レジュメに掲載されていない事例問題(例えば司法試験 の過去問や各自が所有する問題集等の事例問題)についても 添削指導を快く引き受けることにより、学生と教員との間の 信頼関係を構築し、この信頼関係を学習効果の向上に結びつ けられるよう努めている。また、優れた起案については、参

エ 授業後のフォロー

学生からの解説の需要や質問が多いトピックについては、「トピック解説」として別途解説動画を作成し、LUNA上で提供している。

考起案例として他の受講生とも共有し、添削指導の学習効果

が当該学生以外にも波及していくよう工夫している。

さらに、1年次春学期の授業においては、全15回の授業後 に2回程度にわたり論述対策講座を実施し、教員自ら定期試 験対策を行っている。この趣旨は、未修1年次生は事例問題の論述方法について授業内では十分な指導が行われていないにもかかわらず、定期試験においては事例式の論述問題が出題されるため、試験対策のためのフォローアップが必要と考えられたからである。

定期試験後は、1週間以内に定期試験問題に関する詳細な解説・講評を配布し、それとともに、定期試験講評会を実施して、教員からの直接指導が得られる場も設けている。

# オ 出席の確認

※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。

すべての科目において、授業冒頭に出欠確認を行っている。30分以上の遅刻は欠席扱いとし、5回以上の欠席者については期末試験の受験資格を与えないこととしている。

※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。

「憲法 I・Ⅲ」では、授業レジュメにおいて、予習時に目を通しておくべき判例を「関連最重要判例」として掲げ、また、レジュメ内に多数の問いを用意することにより、問いを意識した事前学習(基本書及び判例の読み込み)をするよう促すことで、学生らの予習の効率化に努めている。さらに、2023 年度より、予習上のポイントを LUNA 上に事前に示すことにより、予習の方向性や到達目標を具体的に示すようにしている。さらに、毎回小テストを実施し、その出題範囲を初回授業分からとすることで、過去に学習した内容を忘却の彼方に放置させることのないよう努めている。

# カ 授業内の 特徴的・具 体的な工夫

また、「憲法 I・Ⅱ」では、上述のとおり、ひとつの単元を ①「テキストを読む」、②「判例を読む」、③「事例問題に触れる」といった三部構成で学習することを原則とし、同一内容を異なる角度から3度学習させることを通じて、より深い理解に到達できるよう工夫している。

「憲法演習」では、扱う内容がトピック的になりがちとなり学習内容の網羅性が低下しうることに鑑み、レジュメ内に「関連基本判例」として、授業時には深く検討しない諸判例についても設問を用意することで、網羅性の確保にも努めている。また、「憲法 I・Ⅲ・Ⅲ」と同様に、各回の授業で小テストを実施することにより、知識確認の機会を創出している。

さらに、授業時は対面形式で行う場合でも受講生には Zoom に接続してもらうことにしており、その画面共有機能を使用することで、判例集等の各種資料の画像による提供を行って

いる。これにより、授業中の説明箇所を学生が瞬時に確認することができ、教員の説明により集中しやすい環境の創出に繋がっている。なお、これは「憲法 I・Ⅱ・Ⅲ」においても同様である。

「憲法総合演習」については、個別事件と判例の分析だけでなく、判例の射程を確認しつつ、関連する発展問題も出題することにより法的思考能力を鍛えるようにしている。

※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。

必修科目である「憲法 I・Ⅱ・Ⅲ」及び「憲法演習」では、各回のレジュメにコアカリキュラム関連項目を記載するとともに、1年次の「憲法 I・Ⅱ・Ⅲ」においては、レジュメ内に重要性表示や難易度表示を施すことにより、未修1年次のうちに修得しておくべき基礎的な知識とそうでない知識の区分けが可能となるよう工夫している。そして、基礎的知識が修得されていることを前提に開講される2年次の「憲法演習」においては、個別判例の具体的分析と射程の正確な理解、それに基づく憲法訴訟を提起する能力の育成が目指されている。さらに、最新判例の評論と論文作成能力のブラッシュアップは、3年次の「憲法総合演習」で行うこととしている。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

もっとも、判例知識の網羅性という点では自学自修に委ねざるを得ない状況にあることから、それをフォローする科目として「憲法特講 A・B」において憲法判例百選の網羅的解説を行うこととしている。さらに、未修1年次における判例の読み方の初歩的訓練の場として「憲法特講 C」を必要に応じて提供している。

※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を 踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学 自修を支援するための体制等。

ク 到達目標 との関係

上述したように、「憲法 I・Ⅱ・Ⅲ」及び「憲法演習」の各回レジュメにおいてコアカリキュラムの該当項目を明記しており、2年次までにコアカリキュラム上で要求されている知識は修得できるように授業は構成されている。これにより、本法科大学院の授業は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとすることができている。

また、授業外で学修を支援する体制として、1年次科目については教学補佐による勉強会(上位学年の学生が1年生を指導)を提供しており、各回ごとに教学補佐と授業担当

教員が密に連携し、勉強会での取扱い内容を決定している。2年次の「憲法演習」については、これをフォローアップする目的で、アカデミック・アドバイザーによる「土曜ゼミ」が開講されており、ここでは事例問題の起案作成方法についての指導が行われている。

なお、本法科大学院においては、4月と9月に共通到達度 確認試験に準拠した短答式の実力確認試験を実施している が、未修から進学した2年生の平均点と既修者として入学し た2年生の平均点とを比較すると、例年4月の実力確認試験 においては、前者が後者を10ポイント程度上回っている。 これは1年次における未修者教育が一定の成果を上げている ことの証左と理解されうる。

#### ※授業準備として工夫していること等。

# ケーその他

上述の内容と重複するが、授業における工夫としては、①レジュメにおける重要性・難易度表示、②レジュメにおけるコアカリキュラム関連項目の表示、③全授業の録画及び動画提供、④「トピック解説」動画の提供(純粋未修者へのフォロー動画を含む)、⑤予習ポイントの事前提示、⑥Zoom画面共有機能を使った説明箇所の可視化、⑦各回冒頭の復習小テストの実施、⑧任意起案の可及的速やかな添削・返却、⑨「憲法Ⅰ・Ⅲ」における「テキストを読む」⇒「判例を読む」⇒「事例問題に触れる」の三部構成による重層的・熟成型学習法の確立、⑩未修1年次春学期における論述対策講座(定期試験対策)の実施等を挙げることができる。

#### ■行政法分野

※教育内容の概要,科目の特性や教育目標に応じた工夫,等。

2年次春学期の「行政法 I (行政法総論)」および2年次 秋学期の「行政法 II (行政救済法)」は、中原茂樹『基本行 政法 [第3版]』(日本評論社、2018年)を教科書とし、そ の全範囲を理解・習得させることにより、"行政法理論お よび通則的法律"と"個別法および具体的事案"とを架橋 し、事案解決ができるようになるための基礎的能力を養成 する。

#### ア 教育内容

3年次春学期の「行政法演習」は、上記授業で身につけた基礎的能力を前提として、曽和俊文ほか編著『事例研究行政法〔第4版〕』(日本評論社、2021年)を教科書とし、その全範囲を理解・習得させることにより、行政法の事案解決ができるようになるための応用的能力を養成する。

2年次に基礎的能力、3年次に応用的能力を養成できるように、段階的な授業編成としている。また、いずれの授業も、教科書の全範囲を確実に理解・習得させるように設計および実施されており、適切な授業が授業全体に浸透している。

※双方向・多方向の議論をする、学生の答案を素材とした指導をするなど考える 機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。

2年次の「行政法 I (行政法総論)」および「行政法 II (行政救済法)」は、行政法の基本的事項を一通り習得させるため、講義形式が中心であるが、授業担当者が執筆した教科書に沿った内容であるため、単に教科書をなぞるだけの授業にならないように、ポイントを強調してメリハリをつけたり、教科書に掲載されていない立法の背景事情や行政実務の実情にも触れたりして、教科書のより深い理解に到達できるように工夫している。また、毎回復習課題を課し、翌週の授業で学生と質疑応答して、理解を確認するとともに、双方向性を確保している。

#### イ 授業の仕方

3年次の「行政法演習」は、教科書に解説の掲載されている問題については、重要な点を指摘するとともに補足説明をした上で、受講者からの質問に回答することを中心とし、解説の掲載されていない「関連問題」については、受講者を指名して解答させ、質疑応答を行う双方向の授業である。希望があれば起案添削も行う。教科書の『事例研究行政法〔第4版〕』は、多くの司法試験受験者が使用して

	いる教材でもあることから、受講者は熱心に取り組んでい
	るように思われる。
	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。
	イで述べたとおり、2年次の授業では、毎回復習課題を
	課し、翌週の授業で質疑応答を行うことにより、理解度を
上 兴	確認している。3年次の授業では、教科書に解説の掲載さ
ウ 学生の理解 度の確認	れていない「関連問題」について授業で解答させ、質疑応
	答を行うことにより、理解度を確認している。また、上記
	のいずれの授業でも、全授業回数の約半分まで進んだとこ
	ろで中間試験を実施することにより、その時点での理解度
	や起案能力を確認し、その後の授業に生かしている。
	※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める
	取り組み等。
	毎回の授業後に学生からの質問に回答している。必修科
_ エ 授業後のフ	目は午前中に配置されており、1限と2限の間に30分間
オロー	空き時間があるため、授業後に質問に答える時間が十分に
	確保されている。中間試験および期末試験の後は、採点済
	み答案を返却するとともに、採点基準・解説を配布し、中
	間試験については授業の中でも説明している。
	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。
	毎回の授業時に出席を確認し、把握している。5回以上
オ 出席の確認	   欠席すると期末試験の受験資格を失うので、欠席が4回に
	達した学生に対しては、その旨注意喚起している。
	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや
	工夫をしている等。
	映像等は利用してないが、特徴的な取組みとして、2年
	次の授業では、授業担当者自身が授業内容をわかりやすく
	まとめた教科書(『基本行政法〔第3版〕』)を用い、これ
カ 授業内の特	に沿って授業を進行し、補足説明を加えることにより、き
徴的・具体的な工夫	わめてわかりやすい授業になっていると受講者から評価
	されている。3年次の授業で用いている教科書(『事例研究
	行政法[第4版]』)も、授業担当者が共著者の1人として
	関わり、編集会議により全体の作成過程に通じているた
	め、この教科書に沿って授業を進行することにより、わか
	りやすい授業になっていると受講者から評価されている。
	グペタ V 7又来によって V 1るこ 文明 日 ル 1の 計画 こ 4 し C V 1る。 ※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。
キ 対象学年に ふさわしい授業 の工夫	本学では既修者の入学試験で行政法が課されていない
	ため、2年次の初めには初学者も含まれていることを想定し、00.2年次の約50年では行動社の基本的東京な古
	しつつ、2年次の終わりまでには行政法の基本的事項をす

	べて習得できるように、講義形式中心の授業としている。 これに対し、3年次の授業は、応用的能力を養成できるよ うに、事例問題を素材とした質疑応答中心の授業としてい る。このように、対象学年にふさわしい段階的な授業編成
	としている。
ク 到達目標との関係	※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を 踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学 自修を支援するための体制等。 2 年次の授業で用いている教科書(『基本行政法〔第 3 版〕』)は、コアカリキュラムの全項目を網羅している。そ の全範囲を授業で扱い(授業時間との関係で説明を省略す る部分もあるが、上記教科書は自学自修が可能なように配 慮されているため、読むべき箇所を指示している)、理解・ 習得させることにより、到達目標を達成しうる。
ケーその他	※授業準備として工夫していること等。 特になし。

#### ■民法分野

※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。

1年次の春学期に「民法 I (総則・物権)」・「民法 II (債権各論)」、同秋学期に「民法 III (債権総論)」・「民法 IV (担保物権)」・「民法 V (親族・相続)」を開講し、2年次の春学期に「民法演習 I (総則・物権)」、同秋学期に「民法演習 I (債権に関する諸問題)」、同秋学期に「民法総合演習 I (債権に関する諸問題)」、同秋学期に「民法総合演習 I (総則・物権に関する諸問題)」を開講している(1・2年次科目は必修、3年次科目は選択必修)。以上は、基本から応用へと進む「段階的履修」の考え方によって編成・開講されているが、具体的には、以下のとおりである。

#### <1年次の春学期及び秋学期>

春学期の「民法Ⅰ(総則・物権)」・「民法Ⅱ(債権各論)」、 秋学期の「民法Ⅲ(債権総論)」・「民法Ⅳ(担保物権)」・ 「民法V (親族・相続)」は、民法の基礎的知識を身に着 け、その基礎的理解を獲得することを目標とする。この内、 「民法  $I \sim III \mid$  は、それぞれ週 2 回の 4 単位であり、「民  $kN \cdot V$ 」は、それぞれ週1回の2単位で、以上合計で16 単位を数える。それぞれ、原則として1クラス開講だが、 2023 年度春学期の「民法Ⅱ」は担当者も授業内容も同一の 2 クラス開講である。それぞれの担当教員が、教科書・判 例集を主軸の教材としながら、事前に予習資料等を作成・ 配布して、これら資料に基づき学生に説明を求め、教員か らも説明を加える双方向的授業の形で進めるよう努めて いる。また、教科書・判例集は、1年次だけでなく、2~3 年次にかけても使用できるようにするため、以下の授業で も共通のものが指定されている(例:佐久間毅『民法の基 礎 1 総則 第 5 版』 <有斐閣>、『民法判例百選 Ⅰ ~Ⅲ 第 9 版』<有斐閣>)。

#### <2 年次の春学期及び秋学期>

春学期の「民法演習 I (総則・物権)」、秋学期の「民法演習 II (債権)」は、民法の具体的事案への適用力を涵養することを目的とする応用科目である。「民法演習 I・II」は、それぞれ、週 1 回の 2 単位であり、かつ、複数担当者による同一の授業内容の 3 クラス開講である。1 年次で使用した教科書・判例集に加えて、演習的な参考書 (例:『Law

ア 教育内容

Practice 民法 I 総則・物権編 第 5 版』<商事法務>) や、さらに判決原文も参考としながら、重要判例にフォー カスする判例演習を行う。事前に、学生への質問事項を含 む、重要判例に関する予習資料等を作成・配布して、学生 が事前の質問への解答を準備・発表して、双方向的授業の 形で進めるよう努めている。

<3 年次の春学期及び秋学期>

春学期の「民法総合演習 I (債権に関する諸問題)」、秋 学期の「民法総合演習Ⅱ (総則・物権に関する諸問題)」 は、「民法演習 I・Ⅱ」よりも難易度の高い論点を中心に、 民法全般にわたる横断的な問題に関する事例演習を行う もので、民法の総仕上げ科目である(両方とも選択必修)。 「民法総合演習Ⅰ・Ⅱ」は、それぞれ週1回の2単位であ り、また、それぞれ担当者も授業内容も同一の2クラス開 講と、単独の担当者の1クラス開講である。それぞれの担 当教員が、事前に、それぞれ作成・用意した事例問題を配 布するが、学生は教科書・判例集・参考書を頼りにしなが ら、事例問題について「起案」を行い、次回以降授業でこ うした「起案」に関して教員が講評・検討を行う、といっ た形での双方向的授業を進めている。

<以上と民事系実務系科目との関係>

2年次の春学期から秋学期にかけて通年で、民事系実務 基礎科目、具体的には、「民事裁判実務」(民事訴訟の構造・ 要件事実論など)と「民事ローヤリング I」(法文書作成・ 法律相談など)とを開講し(以上両方とも必修)、また、 「民事ローヤリングⅡ」(模擬法律事務所・模擬民事裁判 など)を3年次の春学期に開講している(選択必修)。「民 法Ⅰ~Ⅴ」や「民法演習Ⅰ・Ⅱ」は、実務科目の受講に不 可欠な最低限の理解を習得するための、いわば実務科目入 門科目と位置づけることも可能である。「民法演習 I・Ⅱ L 及び「民法総合演習Ⅰ・Ⅱ」は、「民事裁判実務」・「民事ロ ーヤリングⅠ・Ⅱ」と並行的に行われることで、実際の手 続きがイメージされて、学生の理解が深まる効果を期待し

※双方向・多方向の議論をする、学生の答案を素材とした指導をするなど考える 機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。

授業の仕方

ている。

以上のように、「民法Ⅰ~Ⅴ」及び「民法演習Ⅰ・Ⅱ」の 基本科目では、授業において、教員が事前に作成・用意し た予習資料等に基づき説明・発表をさせ、また、「起案」

をさせ、それに対する応答をすること等を通じて、双方向的授業の形で進める努力をしており、「民法総合演習 I・II」では、その努力はかなり実を結んでいると思われる。ただ、学生の予習や理解力の程度や、物理的・時間的制約もある点からすると、授業での説明・発表・「起案」について全員の十分な参加を実現させたり、他方で完全にシラバス通りの授業進行を確保する、という点では、なお解決すべき課題が残されている。

※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。

# ウ 学生の理解 度の確認

以上の民事系の科目では、双方向的授業の形で進める努 力をしており、その努力はかなり実を結んでいる。言うま でもないが、これらの科目では、いずれも中間試験(コロ ナでオンライン授業であった期間は、科目により、中間試 験に代わる課題)を行っている。それ以外には、まず、毎 回の授業で個別の学生による応答=説明(以上すべての科 目)・発表(「民法IV・V」、「民法演習 I ・II」) を、その都 度の授業で「起案」(=レポート)(「民法総合演習Ⅰ・Ⅱ」) を通じて、学生の理解度を確認している。次に、中間試験 と定期試験の合間には、義務的「起案」(「民法演習 I・II」) の提出を求めたり (成績評価の一要素)、自発的な任意的 「起案」(「民法Ⅰ~Ⅲ」、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」) の提出を受 けて、学生の理解度を確認している(成績評価の一要素)。 これに加え、多くの科目(「民法Ⅱ~V」、「民法演習Ⅰ・ Ⅱ」) で、毎回の授業で、司法試験ほかの短答式過去問題 の「ミニテスト」を実施して知識のチェックをし、きめ細 やかな理解度確認に努めている。

※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める 取り組み等。

# エ 授業後のフ ォロー

以上の民事系の科目では、いずれの科目でも、まず、中間試験・定期試験を行った後に、試験の解答と解説を紙媒体又は LUNA(学習者支援システム)で配布・掲載しており、採点後の答案は、コメント(添削)・点数付きで本人に返却し、その後の講評会も対面又は LUNA にて提供している。次に、授業期間中に学生から「起案」(義務的なそれも、任意的なそれも)が提出された場合にも、内容を確認し必要に応じコメント(添削)を付した上で評価し、返却している(「民法 I ~III」、「民法演習 I・II」、「民法総合演習 I・II」、「民法に対しているほか、メールにより引き続き、教室で質問に応対しているほか、メールにより

	質問を受け、それに答えることもある。
	さらに、授業後の他の授業によるフォローとしては、2
	年次春学期の「民法演習 I」のフォローをする授業として、
	「基礎演習 C」を、同秋学期の「民法演習Ⅱ」のフォロー
	をする授業として、「基礎演習 D」(共に選択科目)を開講
	している。
	加えて、授業後における授業外のフォローには、学生本
	人の希望に基づき、在学する上級生が担当する「教学補佐」
	によるものとして、1年次春学期の「民法 I・Ⅱ」に関す
	   る指導(例:授業レジュメにおける事例問題を解く)があ
	る。また、授業後における授業外のフォローには、学生本
	人の希望に基づき、本学修了生の弁護士が担当する「土曜
	ゼミ」によるものとして、2年次の「民法演習」・3年次の
	「民法総合演習」に関する指導(例:授業で指示された演
	習的参考書における事例問題に関する任意的「起案」)が
	ある。
	める。   なお、必修の授業(「民法 I ~V」、「民法演習 I ・Ⅱ」)
	こついては、病気などで授業に欠席した者の便宜や、授業
	中に理解が不十分であった点の確認や再度の学修・復習の
	ため、毎回の授業の録画を実施している。
	/こめ/、 毎回 // 1又未 // 3 xx 回 を 天旭 し し い る。 ※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。
	以上の民事系の科目では、いずれの科目でも、授業時に
	毎回、出席を取っている。授業開始時に点呼する方法か、
オ 出席の確認	受講者名簿を用いて順に又はアトランダムに質問をする
	方法か、紙に氏名を書かせて授業中に回す方法か、を取っ
	ているので、出席を取り忘れることはない。
	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや 工夫をしている等。
	以上の民事系の科目のほぼすべてで、各教室のプロジェ
	クターにより、パワーポイント化された授業内容の映像又
   カ 授業内の特	は授業レジュメの映像を映し出す形で行っており、さらに
徴的・具体的	は学生の発表レジュメも映像で映し出す形で行っている
な工夫	科目もあり、視覚的に理解しやすくなるよう工夫してい
、本土大	る。また、春学期には、プロジェクターの映像以外に、未
	修・既習を問わず、新入生全員に LUNA に掲載される予習
	資料等と同一の内容の紙媒体を配布しており、在学生にも
	希望する者には同様にしている。
 キ 対象学年に	※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。
ふさわしい授	以上の民事系の科目においては、授業で取り上げる教員
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

#### 業の工夫

の作成する予習資料等については、各授業科目の目標に適 合したものとなるよう工夫している。

#### <1年次>

1年次の民法の予習資料等の中心は、授業レジュメであるか(「民法 I ~Ⅲ」)、又は各テーマにおける基本事例である(「民法 IV・V」)。前者の場合、授業レジュメは、教科書における重要事項や判例集における重要判例を基本として作成しており、後者の場合も、教科書その他に掲載されている基本事例をそのまま用いており、学修のレベルは基本的なものである。

#### <2 年次>

2年次の「民法演習 I・Ⅱ」では、1年次の教科書・判例集を基本としながら、演習的な参考書を参考としつつ、重要判例にフォーカスする判例演習を行う。「民法演習 I・Ⅲ」の場合、予習資料等における判例は重要判例だが、原則として原文を読まねばならず、また、予習資料等における質問事項も高度であり、さらに、義務的「起案」も要求され、1年次より突っ込んだ学修が要求される。

#### <3 年次>

3年次の「民法総合演習 I・Ⅱ」では、難易度の高い論点を中心に、民法全般にわたる横断的・総合的な問題に関する事例演習を行う。用意されるのは、司法試験の論文式の過去問題、演習的な参考書の高度な内容を含む事例問題、担当教員作成のオリジナルで総合的な事例問題などであり、また、授業の都度「起案」が求められ、2年次より突っ込んだ学修が要求される。

# ク 到達目標と の関係

※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を 踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学 自修を支援するための体制等。

教員の作成する予習資料等は、「共通到達目標モデル」 (いわゆるコアカリキュラム) に記載された項目をふま え、2年間又は3年間にわたる教育を通じて重層的に重要 項目を網羅し、かつ、学年を追っての「段階的履修」が可 能なように配慮している。

※授業準備として工夫していること等。

#### <1 年次>

#### ケーその他

「民法 I ~V」は、基本的知識の習得に重点をおいているが、原則として毎回司法試験の短答式過去問題練習を授業内で短時間実施し、また、論文式過去問題にも授業で言

及することにより、意欲喚と知識の定着を促すよう努めている。

#### <2年次及び3年次>

「民法演習 I・Ⅱ」においても、司法試験の短答式過去問題を授業内で学修し、さらには、「民法演習 II」や「民法総合演習 I・Ⅱ」では、各回のテーマと関連させて司法試験の論文式過去問題を予習資料等に盛り込み授業で取り上げることにより、意欲喚起とテーマの発展的学修を促すよう努めている。

#### ■商法分野

※教育内容の概要,科目の特性や教育目標に応じた工夫,等。

商法分野については、必修科目として、1年次の「商法 入門」、2年次春学期で「会社法」、2年次秋学期で「会社 法演習」、3年次春学期に選択科目として「商法総合演習」 が配置されており、段階的に学修できるシステムとなって いる(なお、「基礎演習 D」および「特別演習 E」でも、商 法分野を扱っている)。「商法入門」では、初めに商法科目 全体の体系を説明するとともに、会社法の全体像を把握で きるように、細かい議論は極力説明を省略し、体系的理解 が可能となるように工夫している。また、司法試験におけ る商法の過去問の傾向から、会社法制度と判例の理解に力 点を置いた説明を心がけている。2年次春学期配当の「会 社法」では、1年次の「商法入門」の理解(あるいは既修 者として入学した学生については入学前に修得している 知識)を前提に、会社法の全体像の把握に加えて、個別テ ーマ(会社の設立、株式、会社の機関等)に関する一問一 答形式を併用して、基礎的知識の確認および若干の発展的 知識の提供を行うとともに、正確な条文操作ができること を授業の目標に掲げ、これを実践している。2年次秋学期 配当の「会社法演習」では、重要判例を利用して、2年次 春学期までに修得した知識が具体的事案においてどのよ うに活用されているのか(判例の規範と事実の当てはめ) を理解することができるように、設問等を工夫している。 その際にも、あらかじめ冊子に記載された設問につき質疑 応答するだけではなく、基礎的な知識の確認を行うこと で、その定着を図る工夫をしている。「商法総合演習」で は、主として、司法試験や司法試験予備試験の問題を活用 しつつ、それを論点やテーマに分類して、当該論点やテー マにつき、集中して質疑応答を行っている。その際には、 「仮にこの事実がこのように変わっていたらどのように 結論が異なるか」など、司法試験の過去問等を利用する場 合には、単なる過去問検討に陥ることのないように工夫す るとともに、他の事例問題等も併用しながら、現場での思 考力を発揮できるような工夫を施している。さらに、授業 においては、基礎的知識を確認しつつ、応用力を涵養でき るような工夫も行っている。

ア 教育内容

1年次配当の「商法入門」は、履修学生の商法に関する 知識が十分ではないことに鑑み、講義形式とならざるを得 ない面が強いが、そうであっても、可能な限り双方向とな るような努力はしている。また、担当者作成の問題集を併 用することで、学生が授業で身につけた知識をいかにアウ トプットできるかという点にも配慮している。2年次配当 の「会社法」および「会社法演習」、そして3年次配当の 「商法総合演習」については、基本的に、双方向の授業が 行われている。 ※双方向・多方向の議論をする、学生の答案を素材とした指導をするなど考える 機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。 上記「教育内容」でも若干触れたが、「商法入門」の授 業においては、基本的には講義形式の授業となっている。 これは、そもそも未修者を対象とする科目であることと時 間的な問題を考慮して、講義形式の方が望ましいと判断し たからである。もちろん、未修者とはいっても、法学部出 身者も多いのであるが、学生の中には他学部出身者もいる ことから、既述のような形式での授業としている。とはい え、そのような中でも、可能な限り双方向となるように努 めている。2年次配当の「会社法」および「会社法演習」 の授業においては、あらかじめ配布する資料に、設問が記 載されており、当該設問に対する質疑応答という形式で授 授業の仕方 業が進められる。もっとも、これもすでに述べたところで あるが、履修学生に対しては、資料記載の設問だけを質問 するのではなく、基礎的な知識確認のための質問等も織り 混ぜながら、知識定着およびブラッシュアップを図ってい る。また、3年次配当の「商法総合演習」でも、同様に双 方向の授業が行われているが、ここでは、司法試験および 司法試験予備試験の過去問等を使い、実際に起案の際に注 意すべきこと等も指摘しつつ、当該事例に現れた論点に関 する判例規範、制度趣旨等について質疑応答形式で議論す るとともに、関連する諸制度の理解をも質問することで、 基礎的知識の確認のみならず、発展的知識の修得、さらに は制度横断的な問題への対応を図っている。 ※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。 「商法入門」、「会社法」および「会社法演習」において ウ 学生の理解 は、中間テストを行うことにより、知識確認を行っている。 度の確認 また、学期中に1度、課題起案を提出させて、それを添削 し返却している。もちろん、双方向形式の授業においては、

一問一答形式の質疑応答により、ある程度知識の定着度を 測ることは可能であるが、あらかじめ配布する資料に当該 設問が記載されていることから、学生が予習をしっかりし ていれば、その設問には解答することができる。もっとも、 予習をしっかりしていることが、必ずしも知識が正確に定 着していることを示すものでないことは、これまでの経験 から明らかなところであり、その意味において、中間テス トや課題起案の提出は有益な素材を提供してくれる。これ により、授業中に設問につき正答を述べた学生であって も、当該知識が定着していないことがあり得ることを確認 できるとともに、文章表現の稚拙さ等を指摘することで、 読み手にとって読みやすい文章を書くことを学生に意識 させることが可能となる。さらに、その後の授業において、 中間テストの結果を参考にしつつ、授業を進めることが可 能となる。また、学生には自分の弱点が指摘される機会が 増えることから、当該弱点を今のうちに修正することも可 能となる。

※授業後の質問対応,提出されたレポート等の添削指導など,授業の効果を高める 取り組み等。

質問については、もちろん、授業中に受け付けることもあるが、授業後に質問を受けることが多い。もっとも、次の授業までの時間は10分しかないため(1限目と2限目の間は30分あるが)、時間的にすべての質問に答えることができない場合も多い。そのため、質問をメールで受け付けることも多い。そして、当該質問につき、その回答をすべての学生に共有した方が望ましいと判断したときは、次の授業の冒頭で、質問の内容とその回答を説明するようにしている。

エ 授業後のフ

オフィスアワーについては、具体的な曜日と時間を設定してしまうと、その時間に質問できない学生もいることから、あらかじめメールでアポイントメントを取ってもらい、その後に面談室等で質問を受け付けることにしている。いずれにせよ、学生の便宜・需要に対応するために、随時質問を受け付けるようにしている。

※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。

オ 出席の確認

1年次配当の「商法入門」については、講義形式の授業ということもあり、授業の各回の冒頭に出席をとっている。2年次配当の「会社法」および「会社法演習」においては、質疑応答形式であり、通常、すべての学生が一度は

当てられることになるため、これをもって出席に代えてい る。3年次の「商法総合演習」の場合、そもそも履修学生 数が極めて少数であるため、履修者名簿でのチェックはし ているが、あえて出席をとる等のことはしていない(目視 で出欠が把握できるから)。 ※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや 工夫をしている等。 すでに他の箇所でも述べたように、「商法入門」は講義 型、「会社法」、「会社法演習」、「商法総合演習」は双方向 型の授業形式で行っている。「商法入門」においては、1年 次における科目であることから、制度の全体構造と特に会 社法において対立する利害関係を調整する視点とその構 造を提供するよう試みている。とりわけ、制度趣旨につい ては、しっかりと理解してもらえるように、常に触れるよ うに心がけている。授業内の感触として、学生が十分に理 解していないと思われるところは、板書を併用しつつ、繰 り返し説明するようにしている。他方、双方型の授業にお いては、あらかじめ配布される資料において書かれている カ 授業内の特 設問のみならず、基礎的な知識を確認するための質疑応答 徵的·具体的 を併用することで、基礎的知識の定着と発展的な知識の理 な工夫 解を促進するように努めている。質疑応答に際しては、商 法入門の場合と同様に、学生が十分に理解していないと感 じた場合や、もう少し説明を加えた方が理解が促進される と感じた箇所がある場合には、とりわけ時間をとって板書 を併用しつつ、繰り返し説明するようにしている。とりわ け、判例を利用する「会社法演習」の授業においては、ま ず当該判例における事案の概要を図示することで、視覚的 に当該事案の法的問題点を把握させるようにするととも に、判例の体系的理解や複雑な条文操作を要する場合、さ らには判例と学説の理論構成が異なるところなどは、可能 な限り時間を使って、なぜ学説と判例の理論構成や結論が 異なるのかといった幹の部分を中心に、わかりやすく説明 することを心がけている。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。

ここでも、既述の点を繰り返すことになるが、1年次の「商法入門」は、対象学年が1年生であって、特に完全未修者(法学部出身であっても商法に特に力を入れていなかった学生を含む)にはなじみにくい科目であると考えられることから、商法全体の体系や会社法全体の体系・全体構

造と利害関係の対立構造などの視点を提供するようにしている。時間との関係で、制度の説明に終始せざるを得ないことも多いが、可能な限り、重要判例にも触れつつ、また頻出する条文については、しっかりと読ませるようにしながら、授業を進めている。

他方、2年次の科目は、すでに商法全体の体系や会社法全体の構造・利害対立構造、制度趣旨等をある程度理解していることを前提に、個々の領域(設立・機関・資金調達等)の問題点を若干掘り下げて、判例や学説の対立を説明しつつ、授業を進めている。その際には、司法試験の過去問において取り扱われた論点を扱うこともあるが、その場合には、いかなる文脈で、当該論点が問題とされたのかといった点も指摘するようにしている。

3年次の「商法総合演習」においては、1年次及び2年次の積み重ねの仕上げと位置付けられるとから、論点のピックアップ、当該論点に関する判例等の規範あるいは条文上の要件の提示、当該事案における当てはめといったことを中心に、その流れの中で、当該論点における判例と学説の対立がある場合には、どこにその原因があるのかを議論しつつ、またアウトプットの際に注意すべき点や法的三段論法が綺麗に示されているかなどを指摘しながら、双方向で授業を進めている。

※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を 踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学 自修を支援するための体制等。

商法系科目全体として、コアカリキュラムの内容に触れることができるように個々の科目の授業内容を調整しており、その意味では、個々の商法系科目の到達目標の集積がコアカリキュラムを踏まえたものとなるように、当該到達目標が設定されている。

# ク 到達目標と の関係

「商法入門」の到達目標は、概ね2つに分かれる。1つは会社法全体の体系的な構造と基本的な内容を正確に理解すること、もう1つは関連する条文・判例・通説等の基礎的知識の定着である。これらの到達目標に至るために、特に細かい学説上の議論や1年次で知っている必要のない制度の詳細には触れず、基礎的な内容・制度を正確に理解させるように進めている。

「会社法」および「会社法演習」においては、会社法の 制度や個別の論点に関する基礎的知識をある程度修得し

ていることを前提に、「会社法」では基礎的知識の確実な 定着、正確な条文操作、簡単な事例問題を解くことを通じ た問題解決の基礎的能力の涵養を、「会社法演習」では、 判例を通じた会社法制度の理解、判例における条文適用や 事例判断を理解することを、それぞれ到達目標としてい る。これら到達目標との関係において、「会社法」におい ては、学生が自己の有する知識を簡単な事例問題を解くこ とにより(当該事例問題は、あらかじめ資料に記載されて いる)、到達目標記載の能力を学生が身につけることがで きるよう、すでに述べたような授業内容の工夫を行なって いる。また、「会社法演習」においては、判例における問 題点につき質疑応答を行うことにより、基礎的知識の確実 な定着と、発展的問題の解決への道筋をつけることができ るよう心がけている。そして、これらの目標達成のため、 授業中には徹底的な質疑応答により、知識確認と正確な条 文操作を行うことができるように、授業の計画・準備を行 い、また授業中もそれを実践している。

もちろん、授業においてすべての説明を尽くすことができるわけではなく、また発展的問題については触れることができないことも多いため、これらについては学生の自学自習に委ねざるをえないが、その際には、参考文献を指摘しつつ、自ら考えるように指示している。また、考えてもわからないという学生もいることから、次の授業の際に前回授業の復習を短時間で行うこともある。

※授業準備として工夫していること等。

すでに若干触れたところであるが、1年次配当の「商法 入門」では、授業で使用する資料は担当者のオリジナルの ものであり、それに加えて、同じく担当者が作成した問題 集(司法試験において商法に短答式試験が課されていた時 代の短答式問題および担当者作成の短い事例問題を搭載 したもの)を併用している。授業において直接問題集を使 用することはほとんどないが、学生が知識確認のために任 意で事例問題を起案した場合には、担当者がそれをメール で受け付けて、添削の上返却するようにしている。また、 問題集については、土曜ゼミでも取り扱ってもらえるよう にお願いしている。

また、2年次配当の「会社法」および「会社法演習」では、上記のような問題集を作成しているわけではないが、

ケーその他

履修学生が市販の問題集を使って任意起案を提出してき た場合には、担当者がそれを添削の上、返却している。

#### ■民事訴訟法分野

※教育内容の概要,科目の特性や教育目標に応じた工夫,等。

「民事訴訟法」(1年生対象)では、第一審判決手続の基本的仕組みを手続の流れに沿って説明する。訴えの提起から判決の言渡し・判決の効力まで、正常な手続の流れを頭に入れてもらえるように、モデル記録などを用いて説明している。具体的には、手続の概要(講義第1回)と民事訴訟法の大原則である処分権主義と弁論主義(講義第2回)を説明した上で、訴えの提起・審判対象(講義第3回・第4回)から始まり、民事訴訟の主体(講義第5回・第6回)、訴訟要件(講義第7回)、口頭弁論・証拠調べ(講義第8回・第9回)、事実認定・判決の成立・確定(講義第10回・第11回)を経て、判決の効力及び判決によらない訴訟の終了(講義第12回から第15回)まで、民事訴訟の体系的知識を習得してもらうことが目標である。

「基礎演習 C」(2 年生対象)では、「民事訴訟法」の 講義で十分に触れることのできなかった判例を丹念に読 み込んで、民事裁判官の判断手法を理解することによっ て、民事訴訟法の苦手意識を減らすことを目指してい る。

「民事訴訟法演習 I (第一審判決手続)」(2年生対象)では、最初の5回を民事訴訟法の重要事項の確認に当てている(双方向講義 第1回~第5回)。春学期に民事訴訟法に触れない受講生がいるため、1年生の総復習と演習に必要な上訴、複雑訴訟の概要を説明する。その上で、演習本を用いて、第一審手続の事例問題に対処できる基礎学力を得るとともに、法曹としての倫理感と使命感を修得する必要性を自覚することが目的である。

「民事訴訟法演習Ⅱ(上訴・複雑訴訟)」(3年生対象)では、第一審民事訴訟手続に加えて、複雑訴訟や上訴を含め、事例問題を検討する。これにより、基礎知識を確認するとともに、民事訴訟法及び手続に対する深い理解と事案に対処できる応用力を得ることが目的である。

「民事訴訟法総合演習」(3年生対象)では、「民事訴訟法」、「民事訴訟法演習 I・Ⅱ」において得られた民事訴訟法の知識を前提に、演習本の事例問題を題材として民

### ア 教育内容

事訴訟法の重要テーマを集中的により深く検討する。これ により事例問題に対する理解を深め、思考力、問題解決能 力及び起案力の向上を目的とする。

※双方向・多方向の議論をする、学生の答案を素材とした指導をするなど考える 機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。

「民事訴訟法」(1年生対象)では、指定テキストに沿った15回の予習資料を事前にウェブ上に掲載し予習を促している。予習を前提とした講義を中心としながら、双方向にも留意し講義を進行している。学生には、パソコンを持ち込んでもらって、Zoomに入室してもらい、要点を記載したパワーポイント資料を閲覧させたり、適宜モデル記録を参照したり、板書もするなど、学生が理解しやすくするよう心がけている。1年生では、基本的概念(制度の定義、趣旨、要件、効果、条文等)を正確に身につけることの重要性を繰返し説いている。復習用に、講義で用いたパワーポイント資料をウェブに掲載している。

「基礎演習 C」では、学生を順に担当者として判例の紹介をしてもらった上で、ポイントを双方向で議論する。判例の事実関係を分析した上で、判例が何をどのように判断したのかを考えさせるようにしている。

イ 授業の仕方

「民事訴訟法演習 I」(2年生対象)・「民事訴訟法演習 II」(3年生対象)では、基礎知識を確認し、事例について、訴訟物・請求原因・抗弁などの分析をした上で、設問について検討するようにしている。当然のことながら、受講生の徹底した予習が不可欠となる。演習本の事例、資料を読んで、設問に対する一応の回答を準備してもらうことが前提である。その上で演習時に、教員と受講生間及び受講生相互間で、双方向的な質疑応答を通じて、民事訴訟制度の理解を深めるようにしている。また、「民事訴訟法」と同様、受講者全員に Zoom に入室してもらい、適宜パワーポイント資料を参照させたり、モデル記録を参照させたりしている。

演習後には、パワーポイント資料をウェブに掲載するほか、練習問題を掲載して、復習を促している。

「民事訴訟法総合演習」(3年生対象)では、「民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ」と同様、事例問題を分析し、検討してくる予習を前提として、論点の理解を深めた上で、担当者に起案をさせる。

	次回演習時にその起案について、よい点や改善点を受講 者全員で確認して、起案能力を高めるようにしている。
	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。
	各科目を通じて、講義中・演習中に、適宜受講生に質
ウニ学生の理解	問を投げかけることにより理解度を確認している。ま
度の確認	た、「民事訴訟法」、「民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ」につい
	ては、中間試験又は小テストを実施し、理解度を確認し
	ている。講義中に Zoom の投票機能を使って、正誤問題を
	解かせることもしている。
	※授業後の質問対応,提出されたレポート等の添削指導など,授業の効果を高める 取り組み等。
	講義や演習後、質問のある学生に対応している。オフ
	ィス・アワーは、受講生からの求めに応じて適宜対応し
エ 授業後のフ	ている。また、メール等での質問に対しても、その都
オロー	度、遅滞なく対応している。
	中間試験、定期試験において、詳しい解説と参考答案を
	配布している。答案について書き直しを推奨し、書き直し
	て提出された答案も添削している。
	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。
	受講者が少数の「基礎演習C」及び「民事訴訟法総合
	演習」では、毎回、必ず目視で出欠の確認を行ってい
オ 出席の確認	3.
	「民事訴訟法」、「民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ」では、目視
	と Zoom のレポート機能を使って確認している。
	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや
	工夫をしている等。
	「民事訴訟法」、「民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ」では、
	Zoomと板書を用いて、後方に座っている受講生にも資料
カー授業内の特	や板書を見やすくしている。
322761 4 14	「民事訴訟法」では、まず、民事訴訟法の正常な手続の
徴的・具体的 な工夫	流れを理解させることが重要であるので、具体例もできる
	限り簡単な事案を用いて、説明するようにしている。「民
	事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟法総合演習」では、質
	間を投げかけるのは手元の受講生表の順にして、受講生が
	過度に緊張しないようにしている。
	過反に糸が成しないよう(こしていいる)。   ※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。
キ 対象学年に ふさわしい授 業の工夫	「民事訴訟法」(1年生対象)では、テキスト、条文
	を中心に基本的な知識の修得に集中するようにしてい
	る。その分、判例の学習がやや手薄となるので、「基礎
	つ。ての刀、刊別の子自かでで士得となるので、「基礎

演習 C」 (2年生対象) において、判例を読んで併せて 民事訴訟手続の理解を深めるようにしている。その上 で、「民事訴訟法演習 I」 (2年生対象)・「民事訴訟 法演習 II」 (3年生対象) で事例演習を行い、民事訴訟 法の思考方法を身につけ、応用力を養う。さらに、「民 事訴訟法総合演習」 (3年生対象) で起案能力の向上を 図るようにしている。

※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を 踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学 自修を支援するための体制等。

コアカリキュラムをふまえ、1年生から3年生まで段階 的に学習できるように科目を配置している。

1年生には、初回に民事訴訟法の特徴、そのための勉強 の仕方(主体、客体(訴訟物)、時間の流れ等を意識する こと)となどを説明している。

3年かけて論述式問題に対応できることを目標として各 学年で修得すべきレベル等を一覧表にして示している。

「民事訴訟法」(1年生対象)では、①民事訴訟法の基本的概念、原則及び条文の意味内容について正確に理解していること、②重要論点及び重要判例について、その内容を正確に理解していること、③上記①②を前提に事例について分析して自己の結論を文章に表すことができることを目標としている。15回の講義によって、概ね達成することができている。

ク 到達目標と の関係

「基礎演習 C」(2 年生対象)では、①民事訴訟法の基本的な判例について、事案と判旨を説明することができること、②判例を踏まえて事例を分析し、文章で自己の考えを表すことができることを目標としており、議論をとおして概ね達成することができている。

「民事訴訟法演習 I 」(2 年生対象)では、①民事訴訟の各段階における手続原則とその機能を説明できること、②事例について、民事訴訟法を用いて筋道を立てて説明できることを目標としている。15 回の講義・演習により、概ね達成することができている。

「民事訴訟法演習Ⅱ」(3年生対象)では、①民事訴訟法上の基本的な制度や論点について、論理的な文章で説明することができること、②事例問題について、民事訴訟法の概念及び条文を用いて説明することができることを目標としている。15回の演習で、多くの受講生が目標に到達

	することができている。
	「民事訴訟法総合演習」では、民事訴訟法上の重要問
	題に関する条文及び原理・原則並びにその指導的な解
	釈・適用を示す判例・学説等の分析・研究を通し、問題
	の分析・理解能力を高め、法的な思考能力と問題解決能
	力および起案力を高めることを目標としている。15回の
	議論、起案添削により、これらの目標を達成することが
	できている。
	※授業準備として工夫していること等。
	モデル記録に収録されていないような書式、様式などを
	適宜準備して、手元に届くようにしている。また、「民事
	訴訟法」(1年生対象)では、ワード形式による予習資料
ケーその他	を事前に配布している。ワード形式であれば、受講生は、
	予習の際に余白を自由に変更でき、多く書き込むこともで
	きるし、省略することもできるとの配慮である。パワーポ
	イント資料は、できるだけ簡潔に、時には文字以外の図を
	挟むなどして作成している。

#### ■刑法分野

※教育内容の概要,科目の特性や教育目標に応じた工夫,等。

#### <1年次>

1年次春学期に「刑法 I (刑法総論)」及び「刑法 II (刑法各論 1)」を、秋学期に「刑法 III (刑法各論 2) を開講している。1年間を通じて、刑法総論および各論の基本的知識の修得をし、オーソドックスな事案につき、法的三段論法に則った解答を書くことができるようになることを目標としている。

「刑法 I」では刑法総論(刑罰論と罪数論を除く)を扱う。「刑法 II」では刑法各論のうち生命・身体に対する罪、財産に対する罪を扱い、「刑法 III」では、それ以外の刑法各論および刑罰論と罪数論を扱う。

授業は受講生の予習を前提とするが、未修1年生のため、 予習のサポートを行っている。具体的には、各自で教科書 を読むだけでなく、事前に配布した予習案内や導入動画、 授業レジュメ(いずれも本学のLMSであるLUNAに掲載) により、学習内容のポイントを明示している。

未修1年生の学修の躓きを防ぐために、スモールステップを目指している。

## | <2 年次>

2年次春学期に「刑法演習」を開講している。刑法演習では、「判例」を理解するために、問題となる裁判例での事実のうち、結論を導く上で重要な事実が何であるのかを理解し、また、関連する裁判例との関係を整理することを行っている。さらに、やや発展的な事例問題につき、何が問われているかを正確に把握し、それに対する答えを説得的に法的文章として表現することができるようにするために、事例問題に対する起案を受講生にしてもらっている。<3年次>

3 年次春学期に「刑法総合演習」を開講している。発展的な事例問題につき、問われていることを理解し、説得的な法的文章によってそれに答えることができるようになることを目標としている。

授業は演習形式で行っている。レジュメと資料を用いつつ、事案の解決に何が必要か、そこで問われているものは何かを受講生に確認し、議論を行っている。また、授業で

#### ア 教育内容

は、事案を解決する際に関連する裁判例を扱うが、判例を理解し、判例の射程を巡る議論を検討している。

※双方向・多方向の議論をする、学生の答案を素材とした指導をするなど考える 機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。

#### <1 年次>

「刑法Ⅰ・Ⅲ・Ⅲ」は講義形式で行っているが、適宜受講生に質問をしながら、また疑問点はないかを確認しながら、理解の確認をしている。授業で用いるレジュメは、3年間用いる復習ノートとしてまとめられるよう、あえて2年次・3年次に扱う内容についても記している。もちろん、それらは1年次の授業では扱わず、2年次・3年次の授業で扱う旨、その予習・復習に利用してほしい旨を伝えている。また、授業ではレジュメの他に、判例・裁判例の資料も用いている(これも事前にLUNAにて配布する)。この資料は、重要な裁判例の事実の概要をおさえ、どのような結論を導いているのか、またその結論をどのような理由で導いているのか、あるいは導くことができるのかを理解するために用いている。授業時に、レジュメや資料を教室のスクリーンに映している。

#### イ 授業の仕方

授業後に、復習問題を解いてもらい、理解の確認と知識の定着も図っている。また、理解度確認票を適宜受講生から提出してもらい、それに返答する形でも受講生の理解度の確認を行っている。

#### <2 年次>

刑法演習は演習形式で行っている。レジュメと資料を用いつつ、受講生との質疑の中で、理解を確認している。

また、前述アのように、提出された起案を添削してそれを返すことで、受講生の理解度の確認等も行っている。 <3年次>

「刑法総合演習」は演習形式で行っている。前述アの他に、事例問題に対する起案を受講生にしてもらい、それを添削して返している。その際、添削とコメントを動画にして、LUNAに掲載し、受講生全員が視聴できるようにしている。

## ウ 学生の理解 度の確認

※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。

#### <1 年次>

受講生の理解度の確認のために、前述イのように、授業 時の質問、疑問点の把握、復習問題の利用、理解度確認票 の利用をしている。

	<2 年次>
	演習形式のため、その都度質問をしながら理解を確認し
	ている。また、起案の添削においても理解度を確認してい
	る。
	<3 年次>
	2 年次と同様、演習形式のため、その都度質問をしなが
	ら理解を確認している。また、起案の添削においても理解
	度を確認している。さらに、中間リポートを課しており、
	ここでも理解度の確認をしている(添削して返却してい
	る。解説の動画もLUNAに掲載している)。
	※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める
	取り組み等。
	<1 年次>
	授業前後の質問受付、復習問題や理解度確認票の利用、
	オフィスアワーの利用により、授業後のフォローをしてい
	る。なお、任意起案の添削も行っている。
	<2 年次 >
エ 授業後のフ	授業前後の質問受付、起案添削(任意起案を含む)によ
オロー	り、フォローを行っている。
	(3 年次   (3 年次   (4
	授業前後の質問受付、起案添削(任意起案を含む)によ
	り、フォローを行っている。添削とコメントを付した動画
	も視聴できるようにしている。また、必要に応じて、フォースの発表されている。
	ローアップの動画を作成し、それをそれぞれの学生が必要
	に応じて利用できるようにしている。
	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。
  オ 出席の確認	いずれの授業でも、授業開始時に出席を確認している
74 FINIT -> REPU	が、授業時の質問によっても(受講生がそこまで多くない
	こともあって)出席の確認はできている。
カ 授業内の特 徴的・具体的 な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや 工夫をしている等。
	く1 年次 >
	レジュメや資料は、授業時に教室のスクリーン等に映し
	ている。これにより、視覚的にも内容把握の促進を企図し
	ている。また、裁判例の資料についても電子データ(PDF)
	で配布することで、一元的な管理が容易になるよう配慮し
	て配布することで、一九的な官垤が谷勿になるより配慮している。
	予習に利用できる導入動画は15分以内を目指している。
	これは任意の視聴であり、自学自習の妨げにならないよう

にしている。

#### <2 年次>

裁判例の重要なポイントをレジュメ・資料にまとめることで、受講生の理解の促進を図っている。レジュメや資料は電子データ (PDF) で配布している。

#### <3年次>

レジュメや資料は、授業時に教室のスクリーン等に映している。裁判例の資料についても電子データ (PDF) で配布することで、一元的な管理が容易になるよう配慮している。

※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。

#### <1年次>

予習段階のフォローとして、前述アのように、事前に配布した予習案内や導入動画、授業レジュメ(いずれも本学の LMS である LUNA に掲載)により、学習内容のポイントを明示している。そして、復習問題(正誤問題)により、問題を解くことに慣れるよう配慮している。また、春学期については教学補佐制度の活用もしている。

# キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

さらに、1年次春学期については特にスモールステップを意識しおり、中間試験・定期試験につき、問題の質を確保しつつ、受講生が躓かないように、その内容や時間の工夫をしている。

#### <2 年次>

演習形式の授業のため、前述ア・イでの内容を踏まえつつ、学生の活発な授業参加を促す工夫を行っている。

#### <3年次>

基本的には2年次と同様である。ただ、2年次よりも発展的な事例につき、数も多く起案してもらうことで、刑法の総まとめを意識している。

# ク 到達目標と の関係

※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を 踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学 自修を支援するための体制等。

いずれの授業においても、「共通到達目標モデル」(いわゆるコアカリキュラム) に記載された項目をふまえ、2年 又は3年間にわたる教育を通じて重層的に重要項目を網羅 するよう考慮している。

また、自学自習の妨げにならないように、過度な予習・ 復習とならないようにしている。他方、個別の受講生の進 度にも対応できるように、いわば学生の選択肢を増やすも

	のとして、1年次の導入動画の利用(任意視聴)、フォローアップ動画の利用(任意視聴)、土曜ゼミの利用を用意している。これらは学生に授業内でもそれ以外でも伝えている。
ケーその他	※授業準備として工夫していること等。 授業で扱う内容の取捨選択と、授業では扱わないが学生の自学をサポートするために、必要に応じて(任意視聴の)フォローアップ動画を作成している。 1年次の導入動画については、なるべくコンパクトなものにすることで、予習の妨げにならないようにしている。

#### ■刑事訴訟法分野

※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。

1年次の秋学期に「刑事訴訟法」クラス2を、2年次の春学期に「刑事訴訟法」クラス1(主に履修免除試験に不合格だった者向け)を、同秋学期に「刑事訴訟法演習」を、3年次の春学期に「刑事訴訟法総合演習」を開講している。具体的には、以下のとおりである。

#### <1年次秋学期及び2年次春学期>

「刑事訴訟法」クラス 1・2 (ここでの数字はクラス分けを意味しており、実質的には同水準の授業である) は、刑事訴訟法の基礎的理解を獲得することを目標としており、教員が事前に予習資料及び授業資料を作成・配布し、それに基づき授業を行っている。事前配布資料に基づき学生に説明を求め、教員からも説明を加える双方向的授業の形で進めるよう努めている。

#### <2年次秋学期>

「刑事訴訟法演習」は、刑事訴訟法の具体的事案への適用力を涵養することを目的とする応用科目である。こちらについては、市販の演習書を教材としているが、「刑事訴訟法」クラス 1・2 と同様、教員が事前に予習資料及び授業資料を作成・配布したうえで、問題分析と事案解決を求める双方向的授業の形で進めるよう努めている。

#### <3 年次>

「刑事訴訟法総合演習」は、2年次の演習よりも難易度の難しい論点を中心に扱うもので、刑事訴訟法の総仕上げ科目と位置づけられる。ここでも、2年次に引き続き同一の市販の演習書を用いて、教員が事前に予習資料及び授業資料を作成・配布したうえで、問題分析と事案解決を求める双方向的授業の形で進めるよう努めている。

#### <刑事系実務系科目との関係>

刑事系実務基礎科目は2年次秋学期から3年次秋学期にかけて配置されており、上記「刑事訴訟法」クラス1・2は、実務科目の受講に不可欠な最低限の理解を習得するための、いわば実務科目入門科目と位置づけられる。「刑事訴訟法演習」は実務科目「刑事裁判実務I」と並行的に行われることで、実際の手続きをイメージしつつ、学生の理解が深まる効果を期待している。「刑事訴訟法総合演習」

#### ア 教育内容

	は、実務科目を受講して得た理解を理論的に再整理すると
	共に、実定法の解釈及び適用能力の総仕上げを狙いとす
	る。そのうえで、3年次秋学期の「刑事裁判実務Ⅱ」では、
	事実認定論も含め、公判法を中心とした高度な実務系科目
	として位置づけられる。
	※双方向・多方向の議論をする、学生の答案を素材とした指導をするなど考える
	機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。
	上述のように、「刑事訴訟法」、「刑事訴訟法演習」、「刑
	事訴訟法総合演習」の3つの基本科目では、教員が作成し
イ 授業の仕方	た予習資料及び授業資料に基づいて、双方向的授業の形態
	で進めるよう努めている。ただ、その場合の授業の進行は、
	学生の予習の程度や理解力の程度にも依存しているため、
	双方向性の実現とシラバスどおりの授業進行との両立に
	は、毎年苦心しているというのが実情である。
	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。
	双方向的授業の形で進めるよう努めているため、毎回の
	授業において学生の理解度については概ね個別に確認で
	きている。また、3 科目とも中間試験(コロナ禍に係る 2020
ウ 学生の理解	年度~2022年度は中間レポート、すなわち自宅起案課題)
度の確認	を行っており、授業の中間段階で学生の理解度を確認して
	いる。これに加え、3科目とも平常評価にあたっては平常
	起案の提出(中間試験の書き直し等の任意提出を含む)も
	考慮要素に加えるなど、より一層きめ細やかな理解度の確
	認及び知識の定着に努めている。
	※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める
	取り組み等。
	3 科目とも中間試験を行った後に解説を配布し、答案は
	添削のうえ返却している。期末試験においても同様であ
エ 授業後のフ	る。また、平常起案の提出(任意提出を含む)があった場
オロー	合にも、同様に内容を確認し必要に応じコメントを付した
	うえで評価している。さらに、授業後も引き続きその場で
	質問を受け付けているほか、オフィスアワーの機会に面談
	室等でも質問を受け付けている。場合によってはメールに
	より質問を受け付け、それに答えることもある。
	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。
	毎回、出席を取っている。なお、受講者名簿を用いてそ
オー出席の確認	の順にあるいはアットランダムに質問をしていくので、出
	席を取り忘れることはない。
カー授業内の特	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや
>->14	

## 徵的·具体的 工夫をしている等。 アで述べたように、授業をできる限り双方向の形で進め な工夫 られるよう、3科目とも教員が事前に作成した予習資料及 び授業資料を配布し、それらに基づく予習を求めるなど、 双方向授業が可能な限り円滑に進むよう工夫している。 また、3科目とも授業資料は基本的にパワーポイントに 基づき作成しており、要件相互の関係や論点の内容につい ても視覚的に理解しやすくなるよう工夫している。 さらに、テーマによってはビデオ資料を用いるなどし て、問題状況を具体的にイメージしやすくなるよう努めて いるほか、科目によっては、ゲストスピーカーを招いて現 場での体験談を聞くなどして、理論と実務の架橋に努めて いる。 ※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 教員の作成する予習資料及び授業資料並びに授業で取 り上げる事例問題については、各授業科目の目標に適合し たものとなるよう工夫している。具体的には、以下のとお りである。 <1年次> 「刑事訴訟法」クラス 1・2 の予習資料及び授業資料等 は、条文を出発点として、その解釈・適用については、基 キ 対象学年に 本判例の理解を確認する内容となっている。 ふさわしい授 <2 年次> 業の工夫 「刑事訴訟法演習」の検討対象は、基本的に重要論点に 絞ったうえで、問題の所在の確認とその法的処理(すなわ ち問題となる条文の要件解釈とその適用) について、基本 判例をふまえつつ検討する内容となっている。 <3年次> 「刑事訴訟法総合演習」の予習資料及び授業資料は、刑 事訴訟法の基礎的理解をふまえ、比較的高度な理論問題の 解決を中心に扱う内容となっている。 ※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を 踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学 自修を支援するための体制等。 3 科目のいずれにおいても、教員の作成する予習資料及 ク 到達目標と び授業資料は、「共通到達目標モデル」(いわゆるコアカリ の関係 キュラム) に記載された項目をふまえ、2年又は3年間に

慮している。

わたる教育を通じて重層的に重要項目を網羅するよう考

※授業準備として工夫していること等。

#### <1 年次>

「刑事訴訟法」クラス 1・2 においては、基本的知識の習得に重点をおいているが、必要に応じて司法試験の過去問にも言及して解説を加えることにより、学習の意欲喚起と知識の定着を促すよう努めている。

#### ケーその他

<2年次及び3年次>

「刑事訴訟法演習」及び「刑事訴訟法総合演習」においては、各回のテーマと関連する司法試験の過去問(及び論点との整合性があれば予備試験の過去問)も予習資料で案内することにより、学習意欲を促すと共に復習の参考となるよう努めている。